

労災保険
審査請求事務取扱手引

平成 26 年 8 月
厚生労働省労働基準局

基発0807第10号

平成26年8月7日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

「労災保険審査請求事務取扱手引」の改正について

労働者災害補償保険に関する審査請求事務（労働基準法第85条及び第86条に基づく審査及び仲裁を含む。）については、「労災保険審査請求事務取扱手引」（平成17年4月1日付け基発第0401011号。以下「通達」という。）により行ってきたところであるが、今般、「労災保険審査請求事務取扱手引」を別添のとおり改正したので、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、通達は本通達をもって廃止する。

目 次

第1部 審査請求及び再審査請求

I 審査請求制度の意義及び概要	3
II 労働者災害補償保険審査官	6
1 意義	6
2 審査官の管轄区域	6
3 審査官の任務	7
III 労働者災害補償保険審査参与	8
1 参与制度の意義及び参与の地位等	8
2 指名の方法及び指名期間	8
IV 審査請求手続	11
1 審査請求の対象	11
2 審査請求人	16
3 代理人	16
4 利害関係者	18
5 審査請求の期間	19
6 審査請求書の記載事項	21
V 再審査請求手続	25

第2部 審査請求の事務処理

I 審査請求事務の流れ	29
II 執務の基本的態度	30
1 基本的態度	30
2 審査請求事務の基本方針	30
3 留意事項	32
III 審査請求事務の開始	33
1 審査請求の申立て	33
2 審査請求の受付	33
3 指導による解決	35
4 移送	35
IV 要件審理	38
1 適法要件	38
2 不適法な審査請求と却下決定	39
3 補正命令	39
V 本案審理	44
1 審理の進め方の概要	44
2 審理を進めるに当たっての留意点	44
3 審査請求処理計画の策定	45
4 関係者に対する通知	46

5	審査請求の併合と分離	5 1
6	審査請求と原処分 of 執行停止	5 3
7	争点整理	5 4
8	意見の陳述	5 5
9	審査請求の趣旨及び理由の変更	6 0
10	証拠物件の提出	6 0
11	審査請求手続の受継	6 1
VI	資料の収集	6 3
1	意義	6 3
2	審理のための処分	6 3
3	資料収集に当たつての留意事項	6 8
4	審問	6 9
5	物件等提出命令	7 3
6	鑑定	7 4
7	立入検査	7 8
8	受診命令	8 0
9	資料の閲覧等	8 1
VII	参与からの意見聴取	8 3
1	概要	8 3
2	参与会	8 3
3	参与会への提出資料	8 3
4	参与会での意見聴取の結果資料	8 4
VIII	審査請求事務の終了	8 5
1	概要	8 5
2	審査請求の取下げ	8 6
3	決定	8 8
4	決定書の作成要領について	9 0
5	決定の効果	1 0 7
6	決定の変更及び更正	1 1 1
7	不作為についての不服申立て	1 1 4
8	「義務付け訴訟」及び「仮の義務付けの申立て」について	1 1 4
IX	審査請求に伴うその他の事務処理	1 1 5
1	整理・保存	1 1 5
2	報告	1 1 6
3	審査請求の費用	1 1 6
4	審理のための処分に関する証人等の旅費、鑑定料等	1 1 6
5	労災保険専門調査員の活用	1 2 0
6	再審査請求の受付事務	1 2 0
7	審査官の審査会への対応	1 2 0
X	決定を経ずに再審査請求された事件の事務処理	1 2 2
1	対象となる審査請求	1 2 2
2	「審査請求後 3 か月」の期間について	1 2 2
3	具体的な事務処理について	1 2 2
4	その他の留意点	1 2 3

第3部 審査請求及び再審査請求に伴う署長等の事務

I 署長等の事務	127
1 署長等の事務の種類	127
2 審査請求に対する署長等の基本姿勢	127
3 経由機関たる署長の事務	127
4 審査官及び審査会への意見・資料提出	128
II 意見書の作成要領	132
1 概要	132
2 意見書に記載すべき事項	132
3 意見書作成上の留意点	133
4 証拠資料に関する留意点	135
5 意見書の記載例	137
6 却下決定事件についての意見	147
III 局管理者における取組み	149
1 進行管理及び支援体制の確立	149
2 審査請求事件の検証	149
3 再審査請求事件の検証及び原処分庁の意見書作成等について	150
4 その他の支援対策	150

第4部 労働基準法に基づく審査又は仲裁

I 概要	155
1 意義	155
2 対象	155
II 署長が行う審査又は仲裁	157
1 申立て手続	157
2 職権による審査又は仲裁	157
3 審査又は仲裁の手続	157
4 結果の方式	158
5 効果	158
6 民事訴訟との関係	159
III 審査官が行う審査又は仲裁	160

第5部 審査請求関係事務様式

規則様式

第1号	労働保険審査請求書	165
第2号	労働保険審査請求書(雇用保険)	(略)
第3号	労働保険再審査請求書	166
第3号の2	労働保険再審査請求書(決定を経ない再審査請求)	167
第4号	労働保険再審査請求書(雇用保険)	(略)
第5号	審理のための処分の申立書	168

第6号	労働者災害補償保険審査官証票	169
第7号	雇用保険審査官証票	(略)
第8号	労働保険審査会審査員証票	(略)
第9号	手続受継届	170
第10号	決定・裁決更正申立書	171
第11号	参加申立書	172
第12号	審理非公開申立書	173
第13号	調書閲覧請求書	(略)

審査様式

第1号	審査請求聴取書	174
第2号	管轄違いの理由による移送について(管轄審査官あて)	175
第3号	管轄違いの理由による移送について(審査請求人あて)	176
第4号	審査請求の補正について	177
第5号	補正書	178
第6号	審査請求の補正の督促について	179
第7号	審査請求の受理について(審査請求人あて)	180
第8号	審査請求受理及び意見書の提出について(原処分庁あて)	181
第9号	審査請求の受理について(利害関係者あて)	182
第10号	審査請求の受理について(参与あて)	183
第11号	審査請求の受継について	184
第12号	非承継意思確認書	185
第13号	審査請求手続の終了について(取下げ、再審査請求受理の場合)	186
第14号	審査請求手続の中断について(承継人存否不明の場合)	187
第15号	審査請求の併合について	188
第16号	審査請求の分離について	189
第17号	来庁要求通知書	190
第17号の2	原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について	191
第17号の3	原処分庁意見書の送付について	192
第18号	労災保険給付請求権の時効について	193
第19号	証拠となるべき資料の提出について(原処分庁あて)	194
第20号	証拠となるべき資料等の提出について(審査請求人あて)	195
第21号	意見書遅延理由書の提出について(依頼)	196
第22号	意見書遅延理由書の提出について(回答)	197
第23号	来庁の依頼について(参考人あて)	198
第24号	意見書の提出依頼について	199
第25号	鑑定依頼について	200
第26号	物件の提出について	201
第27号	審査資料の提出の督促について	202
第28号	提出物件預り証	203
第29号	提出物件受取証明書	204

第 30 号	受診の命令について	205
第 31 号	審理のための処分の嘱託について	206
第 32 号	決定の更正について	207
第 33 号	審査請求取下げ書	208
第 34 号	審査請求事件に係る官報掲載について	209
第 35 号	参与候補者の推薦について	210
第 36 号	審査請求文書受付・送付簿	211
第 37 号	審査請求処理計画・処理経過簿	212
第 38 号	審査請求事件綴表紙	214
第 39 号	審査・仲裁申立書	215
第 40 号	審査費用（旅費）請求書	216
第 41 号	審査費用（意見書料 鑑定料 審査資料作成実費）請求書	217
参考 1	関係通達	219
参考 2	関係判例	283
参考 3	関係法令	305

凡 例

法令の表示や用語の引用については、おおむね次の略語を用いた。

労働基準法	労基法
労働者災害補償保険法	労災法
労働者災害補償保険法施行規則	労災則
労働保険審査官及び労働保険審査会法	労審法
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令	労審令
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則	労審則
行政不服審査法	行審法
行政事件訴訟法	行訴法
行政手続法	行手法
民事訴訟法	民訴法
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
行政機関の保有する情報の公開に関する法律	情報公開法
都道府県労働局	局
都道府県労働局長	局長
労働基準監督署	署
労働基準監督署長	署長
原処分をした労働基準監督署長又は労働局長	原処分庁
労働保険審査会	審査会
労働者災害補償保険審査参与	参与
労働者災害補償保険	労災保険
労災保険審査請求事務取扱手引	事務取扱手引
官印	
私印	

第1部 審査請求及び再審査請求

I 審査請求制度の意義及び概要

行政庁の違法又は不当な処分が行われた場合、これに不服のある者の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するための不服申立手続については行審法に、訴訟手続については行訴法にそれぞれ一般的に規定されており、労災保険給付に関する処分についても原則的にはそれぞれの法律によることとなるが、労災法に基づく処分の特殊性にかんがみ、同法では、特に簡易迅速な決定を行う第一審の審査機関として審査官、厳格慎重な裁決を行う第二審の審査機関として審査会を規定している（労災法第 38 条及び第 40 条）。

再審査請求については、審査官の決定を経ることを要件とし、行政訴訟として国を被告とする処分の取消しの訴えについては、原則として審査官の決定と審査会の裁決との双方を経ることを要件としている（審査請求前置主義、労災法第 40 条、行訴法第 8 条）が、決定が 3 か月以内になされないときは決定を受けることなく再審査請求（労災法第 38 条第 2 項）を、裁決が 3 か月以内になされないときは裁決を受けることなく行政訴訟の提起（労災法第 40 条）をそれぞれすることができるとされている。

（労災法第 38 条（審査請求等）

保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

② 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

③（略）

（労災法第 40 条（不服申立ての前置）

第 38 条第 1 項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

1 再審査請求がされた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

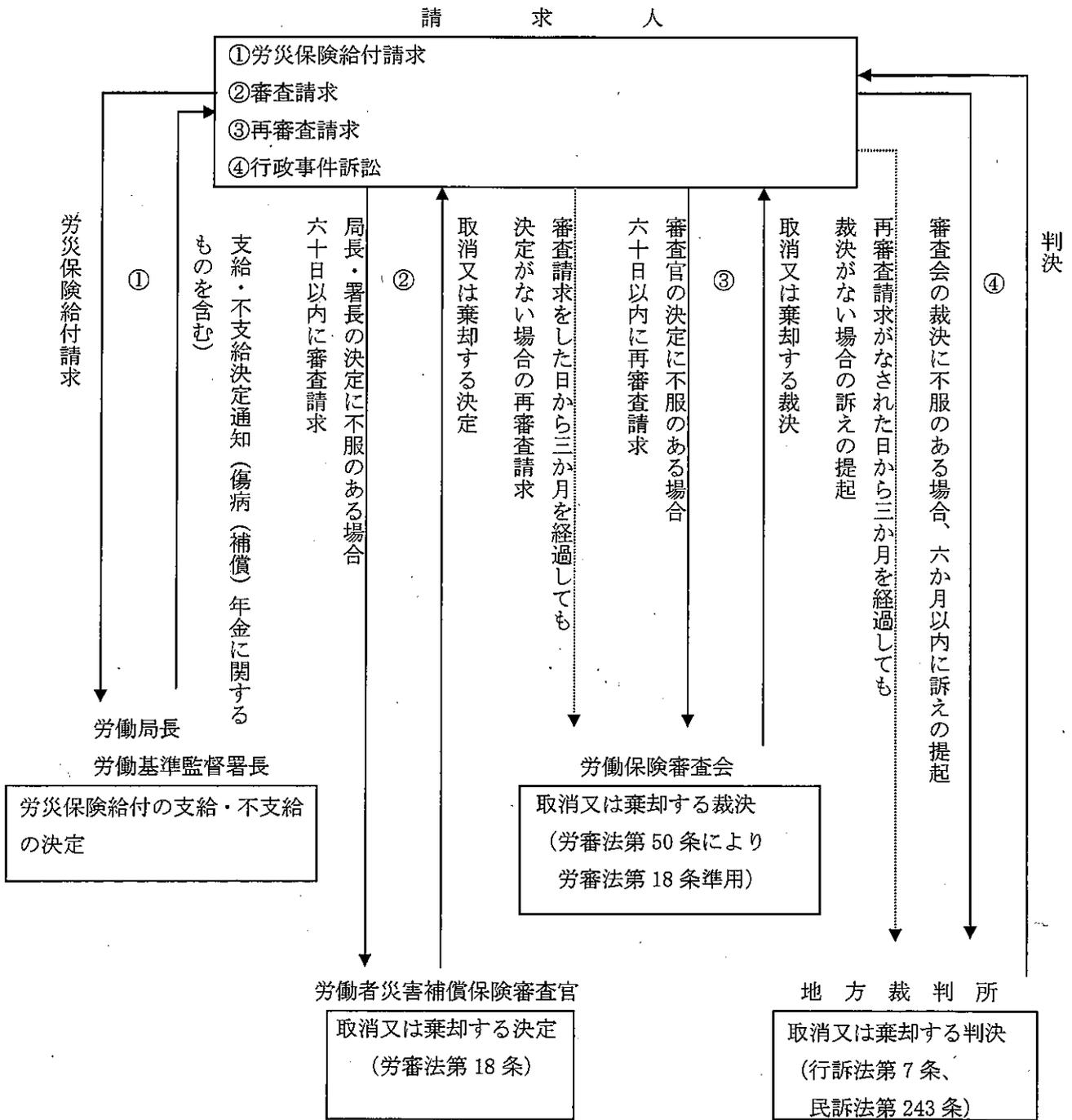
2 再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

これは、労災保険給付に関する決定が大量に行われる処分であり、行政の統一性を確保する必要があること、処分の内容も専門的知識を要するものが多いことから、できる限り行政機関内部において迅速かつ簡易に違法又は不当な処分を是正することが望ましいこと、行政不服審査は簡易迅速な処理をその本旨とすることから、訴訟の前に審査請求及び再審査請求を経由させても、審査請求人の裁判を受ける権利を損なうことにはならないことを

前提としている。

なお、労災法第 38 条の規定に基づく審査請求及び再審査請求については、行審法第 2 章第 1 節、第 2 節（第 18 条及び第 19 条を除く。）及び第 5 節の規定は適用しないとされている（労災法第 39 条）。また、審査請求（再審査請求）に対する処分については、行手法第 3 条第 1 項第 15 号「審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分」に該当することから、行手法第 2 章から第 4 章までの規定は適用除外とされている。

保険給付に関する決定に係る審査請求・再審査請求の概念図



II 労働者災害補償保険審査官

1 意義

(1) 審査官の任命

審査官は、各都道府県労働局に置かれ、行政職俸給表（一）による職務の級が3級以上の労働基準監督官又は厚生労働事務官のうちから厚生労働大臣によって任命される（労審法第2条の2及び第3条、労審令第1条）。

(2) 審査官の職権行使の準則

審査官は、その設置の目的にかんがみ、職権の行使に当たっては、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない（労審法第4条）。

保険給付に関する行政処分等への不服申立てについては、本来裁判による訴訟手続によるべきであるが、手続が煩雑で、高額の費用と長い期間を必要とすることなどから、労働者が救済を求める上で妨げとなる点が少なくない。そこで、行政内部に準司法的機能を有する機関を置くことにより、公平な立場から簡易・迅速に不服申立ての処理をすることとしたのが本審査請求制度の趣旨である。このような制度の趣旨に基づき、第一審たる審査官に対し、特に公正かつ迅速な処理について規定されていることに留意し、行政機関の一員として、できる限り速やかに決定を行い、審査請求人である労働者等の不安定な状態の解消に努める必要がある。

なお、審査官は、服務に関しては局長の管理監督下にあるが、個々の審査請求事件の判断・処理は、独立した行政機関として行う。

(3) 行政解釈との関係

審査官は、審査請求について独立して個々に判断するが、その判断は、法令に基づくことはもとより通達にも従うことを要し、審査請求の対象となる行政処分がこれらに違反又は違背していないかどうかの点に止まることとなる（「審査官は、厚生労働省内部の行政組織の一部として法令及びその解釈適用に関し厚生労働省の行政解釈を明らかにした通達に基づいて判断することは当然である。」長崎地裁昭和61年11月28日判決、P.286参照）。

なお、審査会の裁決については、先例として参考となりうるが、厚生労働省の行政解釈ではないので、審査官はこれに拘束されるものではない。

2 審査官の管轄区域

審査請求事件がいずれの審査官の管轄に属するかについては、原処分庁の所在地によって定まるものであり、審査請求人の住所とは関係がない。

すなわち、原処分庁の所在地を管轄する局に置かれた審査官が当該審査請求事件を担当することとなる（労審法第7条）。

3 審査官の任務

審査官は、労審法第2条第1項及び第6条により規定される労災法第38条第1項及び労基法第86条第1項の規定による次の事務を所掌する。

- (1) 保険給付に関する原処分庁の決定に対する不服申立ての第一審としての審査（労災法第38条第1項）。
- (2) 労基法の規定による業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する異議についての署長の審査又は仲裁の結果に不服がある者からなされた申立ての審査又は仲裁（労基法第86条第1項）。

労審法第2条（所掌事務）

労働者災害補償保険審査官は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第38条第1項の規定による審査請求の事件を取り扱う。

② 略

労審法第6条（審査及び仲裁の事務）

労働者災害補償保険審査官は、第2条に規定する審査請求の事件を取り扱うほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）第86条第1項の規定による審査及び仲裁の事務を取り扱う。

労基法第85条（審査及び仲裁）

業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、行政官庁に対して、審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。

- ② 行政官庁は、必要があると認める場合においては、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。
- ③ 第1項の規定により審査若しくは仲裁の申立てがあつた事件又は前項の規定により行政官庁が審査若しくは仲裁を開始した事件について民事訴訟が提起されたときは、行政官庁は、当該事件については、審査又は仲裁をしない。
- ④ 行政官庁は、審査又は仲裁のために必要であると認める場合においては、医師に診断又は検案をさせることができる。
- ⑤ 第1項の規定による審査又は仲裁の申立て及び第2項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

労基法第86条

前条の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官の審査又は仲裁を申し立てることができる。

- ② 前条第3項の規定は、前項の規定により審査又は仲裁の申立てがあつた場合に、これを準用する。

Ⅲ 労働者災害補償保険審査参与

1 参与制度の意義及び参与の地位等

- (1) 参与制度は、審査官が労使代表の専門的知識を活用し、あるいは労使の実情、慣行等についてそれぞれ意見を聴くことが事実の認定等に当たり資するところが大きく、審理の公平、的確を期せられることから設けられたものである。
- (2) 参与は、審査官が審査請求を受理したときはその旨の通知を受け（労審法第13条第1項）、当該事件につき、審査官に対して意見を述べ（同条第2項）、証拠となるべき文書その他の物件を提出し（労審令第12条）、審理のための処分の申立てをすることができる（労審法第15条第1項）。

審査官は、参与の述べた意見を尊重しなければならない（労審令第8条第1項）。

ただし、労審令第8条第1項の趣旨は、事件の解明に当たり、労使代表たる参与の専門的知識を活用し又は労使の実情、慣行等について意見を聴くことにより、審査官の審理の公平、的確を期することにあり、審査官は、参与の意見に拘束されるものではない。

したがって、審査官が十分な審理を行った結果、確信に至った判断が参与と見解を異にしても自らの判断に従った決定を行うべきである。

参与から審理のための処分の申立てがあった場合にも、その申立てを尊重しなければならない（労審令第13条第5項）が、事実、争点の解明のための必要性等を踏まえ、審理のための処分を行うか否かは審査官の判断による。

- (3) 参与に提供する審理関係資料については、参与から事件に即した専門的知識や労使の実情、慣行等について労使の代表者としての意見を聴くために必要なもので十分であることから、例えば決定書（案）から主文や結論などの評価部分を除いた事実関係部分を参与に提示し、その他の資料は、参与からの要望がある場合に必要に応じて提示することとして差し支えない。

また、審理関係資料が、その目的外に利用されることのないよう配慮すべきである。

なお、参与に対しては、辞令交付時において、参与としての立場から知り得た情報を在任中はもとより、退任後も漏らしてはならない旨を十分に説明すること。

2 指名の手續及び指名期間

参与は、局ごとに労働者代表、事業主代表各2名ずつを関係団体の推薦によって厚生労働大臣が指名する（労審法第5条）。

参与を推薦する資格を有する団体は、労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体（通常は労働組合）又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該局の管轄区域内に組織を有するものに限られる（労審令第2条第1項）。

参与の指名期間は、2年（後任者が指名されるまでは引き続きその地位を有する。）である（労審令第2条第3項）が、参与の指名は半数ずつ毎年行われる。

指名の手続は、次のとおりである。

- (1) 厚生労働大臣が参与の候補者の推薦依頼を官報に公示する。
- (2) 参与の候補者を推薦しようとする団体は、「参与候補者の推薦について」（審査様式第35号）による推薦書正副2通及び候補者の履歴書2通を締切期日までに局長を經由して厚生労働大臣あて提出する。前参与を引き続き参与として推薦するときも同様の手続を要する。
- (3) 推薦書及び履歴書の提出を受けた局長は、推薦書（副）1通及び履歴書（副）1通を保管用に残し、推薦書（正）1通及び履歴書（正）1通に推薦団体の性格及び組織の状況についての説明書を添えて、速やかに厚生労働省労働基準局長あて送付する。
推薦された候補者が数名あるときは、局長は意見を付して送付するものとする。
- (4) 厚生労働大臣は、推薦された候補者のうちから適当と思われる者を参与に指名する。
参与が転勤、死亡等の理由により、欠員になったときは、厚生労働大臣あて辞任届（死亡の場合は当該参与の推薦団体が行う。）を提出させ、速やかに補欠の指名を行わなければならないが、補欠の場合の指名の手続は推薦に準じて行われる。この場合、指名の期間は前任者の残任期間である（以上の指名手続については、本省労災管理課で担当している。）。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

(注) (1) 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

(2) 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

(1) 提出部数は正副2通とすること。

(2) 履歴書2通を添付すること。

IV 審査請求手続

1 審査請求の対象

(1) 審査請求の対象となる処分

審査官に対する審査請求の対象となるのは、労災保険に関する行政処分のうち、保険給付に関する決定に限られる（労災法第 38 条第 1 項）。このため、業務上外、傷病の治ゆ日、再発及び障害等級等の認定は保険給付をするか否かの処分の前提となる要件事実の認定にすぎないことから、審査請求の対象となる処分ではない。

なお、保険給付に関する決定とは、保険給付の支給又は不支給に関する処分をいい、受給権者の権利に直接かつ具体的な法律効果を及ぼす処分である。例えば「障害補償給付 〇〇〇,〇〇〇 円を支給する。」、「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの休業補償給付は支給しない。」、又は「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの〇〇日間の休業のうち〇〇病院において治療を受けた〇日分についてのみ休業を認め、〇日分〇,〇〇〇円の休業補償給付を支給する。」という処分である。

また、労災法第 31 条第 1 項に基づく費用徴収、同法第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項に基づく特別加入の承認又は不承認等は保険給付に関する決定ではないことから、審査官に対する審査請求の対象とはならない。（行審法第 2 条に規定する行政処分として同法に基づく審査請求等の対象となる。）

(2) 審査請求の対象とならない処分（社会復帰促進等事業に係る処分）

労災法第 29 条第 1 項に定める社会復帰促進等事業の一環として行われる事業に係る支給、不支給（承認、不承認を含む。）については、原則として申込みに対する承諾又は不承諾であり、保険給付と異なり処分性はないものと取り扱ってきたが、平成 15 年 9 月 4 日、最高裁第 1 小法廷において、同事業（当時、労働福祉事業）として実施されている労災就学援護費について、保険給付と同様の手続により支給する仕組みとなっていることなどから、その支給決定等は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者や遺族の支給請求権に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるので、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当する旨、判示された。

こうした状況を踏まえ、平成 22 年 12 月 27 日付け基発 1227 第 1 号「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」（平成 26 年 7 月 10 日付け基発 0710 第 5 号により一部改正、P. 282 参照）により、①労災就学援護費の支給又は不支給、②労災就労保育援護費の支給又は不支給、③義肢等補装具費の支給の承認又は不承認、④外科後処置の承認又は不承認、⑤アフターケア健康管理手帳の交付又は不交付、⑥アフターケア通院費の支給又は不支給、⑦労災はり・きゅう施術の承認又は不承認、⑧頭頸部外傷性症候群等に対する職能回復援護の承認又は不承認、⑨休業補償特別援護金の支給又は不支給、⑩長期家族介護者に対する援護金の支

給又は不支給、⑪振動障害者社会復帰援護金の支給又は不支給、⑫労災療養援護金の認定又は不認定については、行審法第 2 条に規定する行政処分として同法に基づく審査請求の対象（審査機関：上記①、②及び⑨については都道府県労働局長、上記③ないし⑧及び⑩ないし⑫については厚生労働大臣）として取り扱うこととされている（これらについては、労審法に基づく審査請求の対象とはならないので留意すること。）。

(3) 平均賃金の決定処分

局長が労基法第 12 条第 8 項の規定に基づいて行った平均賃金の決定処分は、保険給付に関する処分ではないので、労審法ではなく、行審法に基づく審査請求の対象となる。ただし、給付基礎日額を不服として保険給付の支給決定の取消を求める審査請求は労審法の審査請求の対象となる。

したがって、審査請求人の申立ての趣旨が保険給付に関する決定の取消しを求めているものか、平均賃金の決定の変更を求めているものかについて十分確認する必要がある。

労基法第 12 条

この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前 3 箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によって計算した金額を下つてはならない。

- 1 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の六十
 - 2 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額
- ② 前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。
- ③ 前二項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。
- 1 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間
 - 2 産前産後の女性が第 65 条の規定によつて休業した期間
 - 3 使用者の責めに帰すべき事由によつて休業した期間
 - 4 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する育児休業又は同条第 2 号に規定する介護休業（同法第 61 条第 3 項（同条第 6 項において準用する場

合を含む。)に規定する介護をするための休業を含む。第39条第8項において同じ。)をした期間

5 試みの使用期間

- ④ 第1項の賃金の総額には、臨時に支払われた賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金並びに通貨以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。
- ⑤ 賃金が通貨以外のもので支払われる場合、第1項の賃金の総額に算入すべきものの範囲及び評価に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- ⑥ 雇入後三箇月に満たない者については、第1項の期間は、雇入後の期間とする。
- ⑦ 日日雇い入れられる者については、その従事する事業又は職業について、厚生労働大臣の定める金額を平均賃金とする。
- ⑧ 第1項乃至第6項によって算定し得ない場合の平均賃金は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(注) 平均賃金(局長の決定)に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付に関する処分について審査請求が行われ、当該不服が平均賃金の決定そのものを内容としている場合の事務処理については、下記のとおりとすること。

ア 局長が平均賃金を決定するに当たり、審査請求人に対し決定通知を行っている場合

(ア) 平均賃金決定について、行審法に基づく厚生労働大臣に対する審査請求期間を徒過し処分が確定している事件については、当該平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当であるか否かのみについて判断するものとし、平均賃金の内容そのものについての判断は要しないこと。

(イ) 平均賃金の決定処分について厚生労働大臣に対して行審法に基づく審査請求がなされている場合には、その裁決をまって上記(ア)の処理を行うこと。

イ 局長が平均賃金を決定するに当たり、何らかの事情により、審査請求人に対し決定通知を行っていない場合

現に労審法上の審査請求が行われており、又は今後行われた場合には、関係部署と連携をとり、改めて審査請求人に対して平均賃金の決定通知を行った上で、平均賃金に対する不服については、行審法により行うべきものであることを説明し、労審法上の審査請求を取り下げるよう指導すること。

なお、当該指導にもかかわらず、労審法上の審査請求を取り下げない場合には、平均賃金の決定処分が確定するのをまって、上記アにより処理を行うこと(平成2年3月27日付け事務連絡、P.230参照)。

(4) 審査請求の対象となる保険給付に関する決定

審査請求の対象となる処分は、次表のとおりである。

(業務災害関係)

保険給付に関する決定	労災法等条文	労災則等条文
療養補償給付の支給又は不支給決定	12条の8第2項	12条、12条の2
休業補償給付の支給又は不支給決定	12条の8第2項	13条
障害補償給付の支給又は不支給決定	12条の8第2項	14条の2
障害補償年金の変更又は不変更決定	15条の2	14条の3
遺族補償給付の支給又は不支給（転給又は 不転給）決定	12条の8第2項、 16条、16条の2、 16条の4	15条の2、15条の 4
遺族の数に増減を生じたとき又は遺族が妻 のみである場合の遺族補償年金の額の改定 又は不改定決定	16条の3第3項・ 第4項	
失権による遺族補償年金の不支給決定	16条の4第1項、16 条の9第4項後段	
所在不明による遺族補償年金の支給停止又 は不停止の決定 所在不明による支給停止又はその解除に伴 う遺族補償年金の額の改定決定	16条の5第1項、 16条の5第3項に おいて準用する法 第16条の3第3項	
葬祭料の支給又は不支給決定	12条の8第2項	17条の2
傷病補償年金の支給又は不支給決定	12条の8第3項	
傷病補償年金の変更又は不変更決定	18条の2	
介護補償給付の支給又は不支給決定	12条の8第4項	18条の3の5
未支給の保険給付の支給又は不支給決定	11条第1項・第2 項	10条
障害補償年金差額一時金の支給又は不支給 決定	58条	附則21項 ～附則23項
障害補償年金前払一時金の支給又は不支給 決定	59条	附則26項 ～附則28項
遺族補償年金前払一時金の支給又は不支給 決定	60条	附則33項
労災保険の保険給付の特例に関する経過措 置に基づく保険給付の決定	整備法18条、18条 の2	整備省令7条

(通勤災害関係)

保険給付に関する決定	労災法等条文	労災則等条文
療養給付の支給又は不支給決定	22 条	18 条の 5、18 条の 6
休業給付の支給又は不支給決定	22 条の 2	18 条の 7
障害給付の支給又は不支給決定	22 条の 3	18 条の 8
障害年金の変更又は不変更決定	22 条の 3 第 3 項において準用する法第 15 条の 2	18 条の 8 第 4 項において準用する則第 14 条の 3
遺族給付の支給又は不支給（転給又は不転給）決定	22 条の 4、同条第 3 項において準用する法第 16 条の 2、第 16 条の 4	18 条の 9、18 条の 10
遺族の数に増減を生じたとき又は遺族が妻のみである場合の遺族年金の額の改定又は不改定決定	22 条の 4 第 3 項において準用する法第 16 条の 3	
失権による遺族年金の不支給決定	22 条の 4 第 3 項において準用する法第 16 条の 4、第 16 条の 9	
所在不明による遺族年金の支給停止又は不停止の決定 所在不明による支給停止又はその解除に伴う遺族年金の額の改定決定	22 条の 4 第 3 項において準用する法第 16 条の 5 第 1 項、22 条の 4 第 3 項において準用する法第 16 条の 5 第 3 項	
葬祭給付の支給又は不支給決定	22 条の 5	18 条の 12
傷病年金の支給又は不支給決定	23 条	
傷病年金の変更又は不変更決定	23 条第 2 項において準用する法第 18 条の 2	
介護給付の支給又は不支給決定	24 条	18 条の 15
未支給の保険給付の支給又は不支給決定	11 条第 1 項・第 2 項	10 条
障害年金差額一時金の支給又は不支給決定	61 条	附則 35 項・36 項

保険給付に関する決定	労災法等条文	労災則等条文
障害年金前払一時金の支給又は不支給決定	62条	附則38項
遺族年金前払一時金の支給又は不支給決定	63条	附則41項
(二次健康診断等給付関係)		
二次健康診断等給付の支給又は不支給決定	26条	18条の19

2 審査請求人

審査請求は、保険給付に関する決定に不服のある者がすることができる（労災法第38条第1項）が、この保険給付に関する決定に不服がある者、すなわち審査請求人適格を有する者とは、行政庁が行った処分により、直接、自己の法律上の権利又は利益を侵害されたとする者をいう。

なお、事業主は、事業主としての立場においてはいかなる意味でも審査請求人とはなり得ないが、葬祭を行った者としての立場においては、当該葬祭料（又は葬祭給付）の給付に係る決定につき、審査請求人となり得る。

(1) 審査請求人適格を有する者の例

- ア 原処分を受けた者
- イ 原処分を受けた者（遺族補償給付の不支給決定を受けた者を除く。）が審査請求前に死亡した場合で、保険給付に係る権利を承継した者
- ウ 行方不明となっている遺族補償給付受給権者の財産管理人

(2) 審査請求人適格を有しない者の例

- ア 給付額が少ないと同情した同僚労働者
- イ 第三者行為災害の加害者又はその者を使用し若しくは使用していた者
- ウ 療養の給付としての医療費の査定に不服がある医療機関、薬局
- エ 遺族補償年金の受給資格者

3 代理人

審査請求人は、自ら委任した代理人によって審査請求をすることができる（労審法第9条の2第1項）。

(1) 任意代理人

- ア 任意代理人の場合には、その代理権を明確にするため、委任状を提出させなければならない（労審令第4条第4項、第5条第3項）。

任意代理人については、例えば弁護士に限るという資格の制限はない。委任状には、審査請求人と代理人との関係及び代理人の職業を記載するように指導すること。

また、任意代理人は、審査請求に関する一切の行為を代理することができるが、審査請求の取下げについては、審査請求人の特別の委任を要する（労審法第9条の2第2項）。

なお、弁護士以外の職業的代行人が代理人としての審査請求を行う事例があるが、これらの者が報酬を得て業として代理人になることは、弁護士法第72条により原則禁止されている。しかし、社会保険労務士は社会保険労務士法第2条により審査請求及び再審査請求についての申請書の作成、主張、陳述等の代理が認められている。

弁護士法第72条

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

社会保険労務士法第2条

社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

- 1 別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。
 - 1の2 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。
 - 1の3 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第25条の2第1項において「事務代理」という。）。
 - 1の4～1の6 （略）
 - 2 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。）を作成すること。
 - 3 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。
- ② ③ （略）
- ④ 第1項各号に掲げる事務には、その事務を行うことが他の法律において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給

付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。

イ 代理人の選任、変更、解任及び追加は、決定が出されるまでの間、いつでも自由に行うことができる。

ウ 同一の審査請求人に複数の代理人が選任されている場合、円滑な審理を図る観点から、連絡や決定書の受領に関し、代理人間で協議して代表者が定められることが望ましいが、代理人は各自当事者を代理する権限を有していることから、審査官が一方的に代表者を選定することはできない。

(2) 法定代理人等

審査請求人が未成年者である場合には、法定代理人により又は法定代理人の同意を得て、被保佐人である場合には保佐人の同意を得て、成年被後見人である場合には成年後見人によって、審査請求を行わせなければならない。

この場合には、審査請求人と代理人との関係を示す戸籍謄本又は抄本その他の文書を提出することが必要である。

(参考) 法定代理人の例：未成年者の場合は親権者（民法第 818 条、第 824 条）、未成年後見人（同第 838 条第 1 項、第 859 条）、成年被後見人の場合は成年後見人（同第 838 条第 2 項、第 859 条）、不在者の場合は財産管理人（同第 25 条）。

なお、保佐人は法定代理人ではないので、代理行為を行うときには代理権の授与を要する（上記「(1) 任意代理人」参照）。

成年後見人、未成年者の親権者は、独自に第三者の任意代理人を選任することができる。

4 利害関係者

利害関係者とは、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者をいう（労審法第 13 条第 1 項）。ここにいう利害関係とは法律上の利害関係をいい、審査請求の結果により直接自己の権利義務に変動を受ける者が利害関係者となる。

同一処分につき審査請求人となり得る者が 2 人以上いる場合に、そのうちの 1 人から審査請求がなされたときは、他の者は当然に利害関係者の地位に立つものである。

利害関係者制度の趣旨は、審査請求の結果について利害関係を有する者がある場合には、その者を当該審査請求に参加させ決定の拘束力を及ぼすことにより、同一事件については 1 つの審査請求手続で処理しようとしたものである。

利害関係者は、審査請求の要旨を記載した文書の送付を受け（労審法第 13 条第 1 項、「審査請求の受理について」（審査様式第 9 号））、審査請求につき意見を述べ（同条第 2 項）かつ審理のための処分を申し立てることができる（労審法第 15 条第 1 項）など審査請求人に準じた地位を与えられているため、改めて同一事件につき別個の審査請求をすること

なく、当該審査請求について決定がなされるとその決定の拘束力を受けるものである。

利害関係者は、決定に対して審査請求人が再審査請求をしなくても独立して再審査請求をすることができる。ただし、決定により審査請求人の主張が容認され原処分が取り消された場合に、利害関係者がこの決定に不服である（原処分を維持しようとする）ときには、新たな処分がなされてから、その新たな処分に対して審査請求をすることとなる。

労審法第13条第1項の「利害関係者」は、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者とされているが、労災保険に係る審査請求事件においては、通常、利害関係のある行政庁は存在しない。利害関係のあるその他の第三者の範囲は、個々の具体的事件についてそれぞれ定められるべきであるが、おおむね次のような場合が考えられる。

(1) 共同審査請求人となり得る立場にありながら自らは審査請求をしなかった者

例 ア 遺族補償給付に係る審査請求のときは、同順位の受給権者

イ 未支給の保険給付に係る審査請求のときは、同順位の請求権者

(2) 審査請求人と利害の相反する者で当該処分の取消しによって不利益を被る者

例 遺族補償給付に係る審査請求のときは、受給権を争う者（事実上の婚姻関係を争う内縁の妻等）

なお、審査請求人適格がない場合には利害関係者とはならないので、例えば労働者が療養補償給付の全部又は一部を不支給とされたことを不服として審査請求をした場合に、医療機関、薬局、その他療養を担当した者又は当該減額分を支払った事業主は、利害関係者とはならない。

5 審査請求の期間

審査請求は、審査請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

この期間はいわゆる除斥期間（一定の期間内に権利を行使しないとその期間の経過によって権利が当然に消滅する期間）であって、時効におけるような中断又は停止は認められない。

ただし、審査請求人が正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りではない（労審法第8条第1項）。

(1) 「原処分のあったことを知った日」

期間計算の起算点となる「原処分のあったことを知った日」とは、審査請求人が原処分に関する通知により原処分のあったことを現実に知った日をいうのであって、抽象的な知り得べき日をいうものではないが、一定の事情のもとで、社会通念上処分のあったことが当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限りその処分のあったことを知ったものと推定される。

したがって、原処分に関する通知が文書をもって郵送された場合は、特段の事情がない限り、それが到達した日を「原処分のあったことを知った日」と解して差し支え

ない。ただし、原処分に関する通知が普通郵便等でなされて相手方に到達したという証明がなく、相手方から処分通知を受領していない、又は署長が発送したとする日付よりも著しく遅い日に受領したとの申立てがなされた場合に、署長から審査請求人に発送され、配達不能により返送された事実がなく、かつ郵便物配達業務に停滞の事実がなかったなどの理由のみで通知が到達したと推定しないこと。

このような場合には、①通知が審査請求人に到達したことを証する第三者の証言の有無、②原処分に対する不満の意思表示の有無、③審査請求の意思表示の有無等の諸般の事情を検討した上で、審査請求人が原処分のあったことを知っていたと認めるに足る事情があると判断される場合において、通知が審査請求人に到達したと推定するのを相当とすること。

(2) 「正当な理由」

ここにいう「正当な理由」については、単に審査請求人の主観的理由により請求期間内に請求できなかったというのみでは足りず、天災地変等一般に審査請求人がいかんともすることができない客観的事情のため審査請求をすることができなかった場合、又は審査請求人が審査請求のためにできる限りの努力を払ったにもかかわらず審査請求の意思を権限ある機関に対して表明することができなかった場合等期間経過の責を審査請求人に帰すべきでないとして判断される事情が存する場合に限り認められるものである。

例えば処分通知書を一旦受領した後、これを返上したため、法定の期間内に審査請求を行うことができなかったのは「正当な理由」に該当しないが、審査請求人が地震により被災したため、避難している間に審査請求期間が経過した場合は「正当な理由」に該当する。

(3) 疎明

「証明」と「疎明」の違いについては、合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信を得られるような証拠を提出する当事者の行為を「証明」といい、これよりは低い一応確からしいとの推測を得られる程度の証拠を提出する当事者の行為を「疎明」という。

正当な理由の有無については「証明」でなく「疎明」で足りることから、審査官がその正当な理由が存在することについて確信にまで達せずとも、多分確かであろうとの推測ができる程度であれば正当な理由があるとして取り扱うこと。

なお、期間経過後に審査請求があった場合で、期間の徒過について正当な理由があったとの疎明がなされないときは不適法な請求として却下することとなる。

(4) 期間の計算

ア 審査請求期間の計算については、審査請求書の郵送に要した日数は算入しない（労審法第8条第2項）。したがって、郵送の場合には、審査請求書は、通常、原処分に関する通知が審査請求人に到達した日（通知を発送した日に相当の郵送日数を加え

た日)の翌日から起算して60日以内に発信していれば問題はなく、発信日については郵便消印により確認する。ただし、投函日と消印の日付とが必ずしも同一月日とは限らないので、審査請求期間を数日超えているような場合には事実の確認が必要である。

なお、審査請求期間の満了日(60日目)が日曜日、その他の祝祭日、閉庁日等の休日に当たるときは、期間は休日の翌日をもって満了することとなる(昭和63年12月28日付け事務連絡、P.227参照)。

イ 原処分庁が誤って法定の期間より長い60日を超える期間を審査請求期間として教示した場合には、その教示された期間内に審査請求がされたときは、その審査請求は法定の審査請求期間内にされたものとみなされる(行審法第19条)。

審査請求人から、期間の徒過した理由として、教示期間が誤っていたとの申し出があった場合には、原処分庁の教示は処分決定通知書に印刷されていることから、審査請求人から処分決定通知書の提出を求めて確認をする必要がある。

6 審査請求書の記載事項

「労働保険審査請求書」(規則様式第1号)の記載内容については、次の点に留意しなければならない。これらの点に不備があるときは、審査官は、補正を命じ、その不備が補正できないときは、審査請求を却下しなければならない。

なお、審査請求については、口頭ですることでもできる。

口頭による審査請求の場合には、審査請求人又は代理人が審査官に対して審査請求書に記載すべき事項を陳述することが一般的であるが、労審令第5条第2項の規定により、審査官以外でも職務上その陳述を聴取する立場にある職員に対して陳述してもよいとされている。ただし、作成した「審査請求聴取書」(審査様式第1号)は必ず審査請求人に読み聞かせた上で、審査請求人と聴取者は記名押印しなければならない。

また、電話による審査請求については、口頭による請求とみなして「審査請求聴取書」を作成できるが、審査請求人の記名押印を必ず補正しなければならない。

(1) 一の欄(審査請求人の氏名及び住所)

審査請求人の氏名、住所、電話番号が記載されていること。

なお、労災保険給付関係では、通常、審査請求人が法人であることはない。

(2) 二の欄(代理人の氏名及び住所)

代理人によって審査請求をするときは、代理人の氏名、住所、電話番号が記載されていること。

なお、任意代理人の場合には委任状、法定代理人の場合にはその根拠を示す書類が添付されていること。

(3) 三の欄(原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所)

原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所が「一の欄」の書き方に準じて記載され

ていること。

原処分を受けた者と審査請求人が同一人である場合は「一に同じ」でよい。

(4) 四の欄（被災労働者の氏名）

原処分を受けた者が被災労働者以外の者であるときは、当該被災労働者の氏名が記載されていること。

例えば遺族補償給付や葬祭料に関する原処分を受けた者（「妻」「子」など）は災害によって死亡した労働者以外の者であり、これらの場合は、その死亡労働者の氏名を記載させること。

(5) 五の欄（事業場の名称及び所在地）

被災労働者が災害発生当時使用されていた事業場の名称及び所在地が記載されていること。

(6) 六の欄（審査請求人と被災労働者との関係）

審査請求人が被災労働者本人でない場合には、審査請求人とその労働者との関係（「妻」「子」など）が明確になるように記載されていること。

被災労働者と審査請求人が同一である場合には、記載する必要はない。

(7) 七の欄（原処分をした労働基準監督署長名）

原処分をした者の名は、「〇〇労働基準監督署長」又は「〇〇労働局長」と記載されていればよく、氏名まで記載されている必要はないこと。

(8) 八の欄（原処分のあったことを知った年月日）

審査請求人が原処分を知った年月日（支給又は不支給等の「決定通知書」が送付された年月日）が記載されていること。

(9) 九の欄（審査請求の趣旨）

審査請求の趣旨とは、審査請求人の主張の結論となる部分で、審査の対象となった原処分を明示し、当該処分を取り消す決定を求める旨が記載されていること。

審査官が審査の対象とするのは、審査請求の趣旨で取消しを求めている原処分についてのみであり、それ以外の処分には及ばないので審査請求の趣旨については特に注意すること。

記載例 「〇〇労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで行った障害補償給付の不支給決定処分を取り消す旨の決定を求める。」

なお、記載する年月日については、支給・不支給決定通知書の通知年月日を記載させること。

(10) 十の欄（審査請求の理由）

審査請求の理由には、なぜ原処分が取り消されるべきかという理由が具体的に記載されていること。

記載例 「平成〇年〇月〇日、坑内作業中落盤によって左大腿骨を骨折し、同骨折部位のゆ合が不完全なまま平成〇年〇月〇日治癒したが、以前のように重

量物を持ち上げるなどの仕事もできず、疼痛が甚だしく、膝関節の運動が十分にできないために、現在は軽作業の職種に転換している。このため、障害補償請求をしたところ、〇〇労働基準監督署長は、残存障害は軽微であるとして不支給の決定をしたが、私の障害は第12級の7「一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの」又は第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当すると考えるので、〇〇労働基準監督署長の不支給決定処分は誤りである。」

(11) 十一の欄（原処分をした労働基準監督署長の教示）

原処分庁が審査請求をすることができる旨の教示を行ったか否かが記載されていること。

また、教示がなされている場合は、その内容が記載されていること。

なお、教示の内容が審査請求書記載例に添付してある別紙と同じ内容であれば、「別紙のとおり」と記載させ、審査請求書に添えて別紙を提出させること。

(12) 十二の欄（証拠）

ア 十の欄の「審査請求の理由」で述べた事実の存否を立証するための証拠が記載されていること。この場合、その証拠を審査請求人が提出することができるものであるときは、審査請求書に添えて提出させること。

記載例 ① 平成〇年〇月〇日〇〇病院撮影のX線写真〇葉（別添）

② 平成〇年〇月〇日〇〇病院〇〇医師の症状所見書（別添）

③ 平成〇年〇月〇日付けの職種配置転換についての事業主の証明書（別添）

イ 審査請求人が記載した証拠が審査請求人から提出することができないものであり、労審法第15条第1項の審理のための処分の申立てを必要とする場合は、その処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由が記載されていること。

すなわち、

(ア) 参考人の審問又は意見若しくは報告を徴する旨の申立てについては、その参考人の氏名又は名称及び住所並びにその申立ての趣旨及び理由

記載例 ① 処分の内容

〇〇〇〇（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地居住）に対する審問

② 申立ての趣旨及び理由

〇〇は審査請求人の災害発生状況を確認しており、審査請求人の災害は業務上であることを立証するため

(イ) 文書その他の物件の提出命令又は留置の申立てについては、その物件の表示、その所有者、所持者若しくは保管者の氏名又は名称及び住所並びにその申立ての趣旨及び理由

記載例 ① 処分の内容

〇〇株式会社（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地所在）に対する同社所

有の被災者〇〇に係る平成〇年〇月から同年〇月までの間のタイムカードの提出命令

② 申立ての趣旨及び理由

被災者は恒常的な時間外労働に従事していたものであり、被災者の死亡は過重負荷による業務上のものであることを立証するため

(ウ) 鑑定 of 申立てについては、その鑑定の対象の表示並びにその申立ての趣旨及び理由

記載例 ① 処分の内容

被災者〇〇の「肺がん」による死亡についての〇〇大学医学部〇〇教授による死亡原因の医学的鑑定

② 申立ての趣旨及び理由

被災者〇〇は、タールの長期ばく露により「肺がん」を発症し死亡したものであることを立証するため

(エ) 関係場所への立入り、関係者に対する質問及び物件の検査の申立てについては、立ち入るべき事業所その他の場所の名称及び所在地、質問すべき事業主、従業員その他の関係者の氏名又は検査すべき帳簿、書類、その他の物件の表示並びにその申立ての趣旨及び理由等が記載されていること。

記載例 ① 処分の内容

〇〇印刷株式会社（〇〇県〇〇市〇〇番地所在）第3印刷ラインの有機溶剤槽についての立入検査

② 申立ての趣旨及び理由

審査請求人は、業務に従事中、有機溶剤中毒に罹患したものであるので、印刷ラインの有機溶剤槽が開放された状態となっていることを明らかにするため

ウ 審査請求人が一つの理由によって審理のために二つ以上の処分を申し立てる場合には、各々の処分について別個に申立ての理由を記載させる必要はなく、まず処分の内容を列記して、その後まとめてそれらの申立ての趣旨及び理由を記載させてもよい。

(13) 審査請求年月日、審査請求人氏名及び㊟の欄

審査請求人が審査請求書を提出する年月日（郵送の場合は投函する日）であり、審査請求期間の算定に重要なことであるから正確に記載されていること。

代理人によって審査請求をするときは、代理人の住所及び氏名を記載させ、押印させること。

(14) その他

審査請求書に書ききれないときは、「別紙（1, 2, 3・・・）のとおり」のように余白に記載させ、別紙に記載し審査請求書に添付させること。

V 再審査請求手続

審査会に対する再審査請求は、審査請求人（利害関係者を含む。）が審査官の決定書の送付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内（労審法第 38 条第 1 項）又は審査請求をした日から 3 か月を経過しても審査官の決定がない場合に行うことができる（労災法第 40 条 1 号）。ただし、原処分庁は、審査官の決定に不服があっても再審査請求権をもたない。

(1) 棄却・却下の場合

審査請求人が棄却・却下の決定を受け、これに不服である場合は、審査会に再審査請求をすることができる（労災法第 38 条第 1 項）。

(2) 取消しの場合

審査請求人が取消しの決定を受け、原処分庁が再度行った処分にもなお不服である場合には、直接審査会へ再審査請求をすることはできず、再度、新たな処分について審査請求の上、審査官の決定を経なければならない。これは、審査請求の対象となる処分が前回のものと異なるためである。

また、審査官の決定が原処分の取消しであって、その決定理由についてなお不満がある場合でも再審査請求はできない。これは、再審査請求の対象が審査官の決定ではなく、あくまでも原処分であることから、審査官の取消決定によって原処分が存在しなくなり、再審査請求の対象がなくなるからである。

利害関係者も同様である。

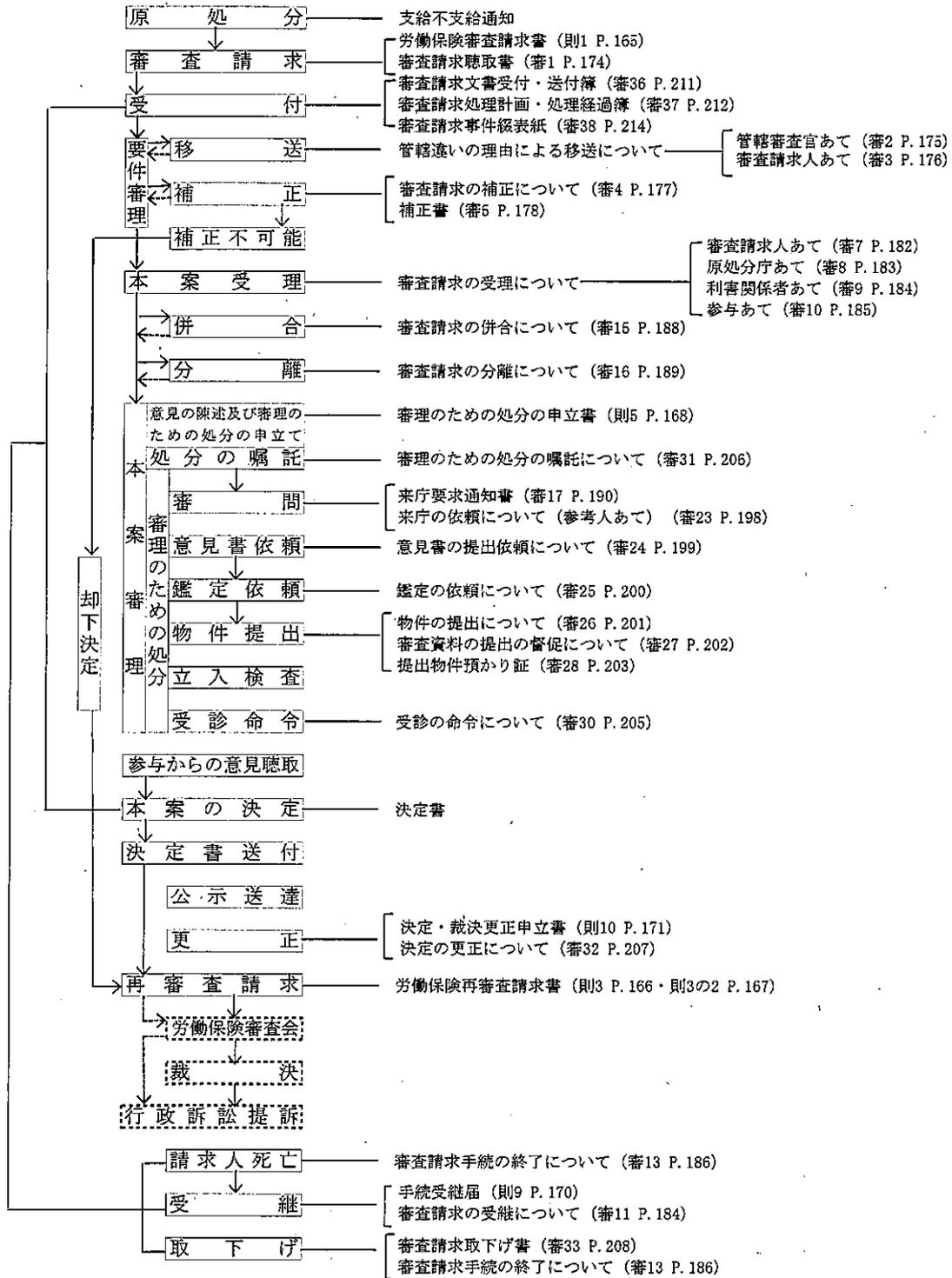
(3) 再審査請求は、審査請求と同様、再審査請求人の住所を管轄する署長又は原処分庁を経由してすることができるほか、決定した審査官を経由してすることができる。また、決定を経ない再審査請求をしようとする場合は、審査請求がされている審査官を経由しても行うことができる（労審令第 3 条、第 23 条）。

再審査請求は、審査請求とは異なり口頭では行うことができず、文書（規則様式第 3 号・第 3 号の 2）により行わなければならない（労審法第 39 条）。

第2部 審査請求の事務処理

I 審査請求事務の流れ

事務処理の流れを図示すると、おおむね次のとおりである。



注1 ()内の「則」は「労審法施行規則様式」、「審」は「審査様式」を示し、数字は様式番号及び記載頁を示す。

注2 意見書依頼、鑑定依頼、立入検査及び受診命令については、必要に応じて行うものとする。

Ⅱ 執務の基本的態度

1 基本的態度

労災保険給付に係る審査請求制度においては、労災保険給付に関する処分は大量に行われること、処分の内容も専門的知識を要するものが多いことから、行政内部に特別の紛争処理機関を設け、訴訟に至る前に公正な立場から簡易な手続で速やかに審理を進めることとされている。

とりわけ第一審である審査官については、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならないこと（労審法第4条）、及び審査請求後3か月以内に審査官の決定がない場合には審査請求人は決定を経ないで審査会に再審査請求ができること（労災法第38条第2項）にかんがみ、審査請求事件のより一層の公正・迅速な処理に努めるとともに、以下の点に留意して事務を進めることとする。

- (1) 審査請求制度の本旨にかんがみ、迅速に事務を処理し、審査請求人の不安定な状態から生ずる不利益の解消に努めなければならない。このため、関係する法令及び通達に精通するよう心掛けること。
- (2) 審査官が各局に置かれているのは、審査請求制度が労災補償行政の一環として運営されるべきものであるからであり、この限りにおいて当然に各局管理者の進行管理に服するものであることを認識し、管理者等の協力を得つつ事務処理を遅滞なく行うこと。
- (3) 審査請求の審理に当たっては、審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与の申立て、説明及び意見並びに証拠について十分に審理し、確信をもって決定を行うこと。この場合において、労働者及び使用者を代表する参与のいずれの意見にも偏ることなく、公正な立場を保つこと。
- (4) 審査請求人、利害関係者、参与その他関係者に対して、懇切で誠意のある態度をとること。
- (5) 審査官の判断は決定書においてのみ示すことができるものであり、決定を行う前に、審査請求人、利害関係者、参与その他関係者に対して判断の結論等について言及することは厳に慎むこと。

2 審査請求事務の基本方針

- (1) 3か月以内処理を目標とした迅速処理

審査請求を受理してから3か月以内の処理を目標とした事務処理の迅速化に努めること。

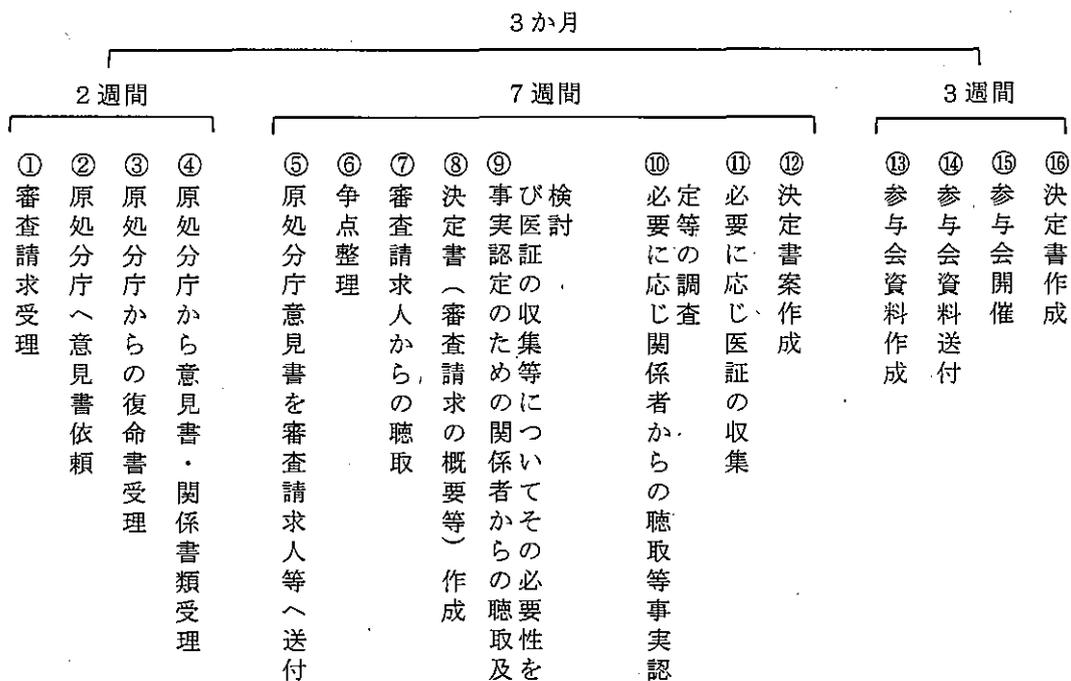
- (2) 事件の計画的な処理

審査請求を受理してから3か月以内の処理を目標として事件ごとの処理計画を作成し、これにより、計画的な事務処理を行うこと。

なお、複数の事件に係属している場合には、並行処理を行うこと。

また、審理の過程においては、処理の事跡を「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）に必ず記載するとともに、進ちよく状況に応じて計画を見直すなど、計画的・効率的に審理を進めることにより、処理の迅速化に努めること。

標準処理計画



(3) 事件の効率的な処理

争点整理とは、原処分庁及び審査請求人の主張を整理するとともに、主張の裏付けとなる資料の精査を行い、真に審理を行うべき事項、すなわち争点を明確化することである。

争点整理により、原処分庁の行った調査との重複を避け、決定を行う上で真に必要な事項について調査を行うとともに、判断に必要な範囲の資料を収集すること。

(4) 適正な職権の行使

審理に当たっては、積極的に庁外活動を行うなど能動的な処理を行うとともに、適正な職権行使によって事実関係の把握に努めること。

(5) 適切な要件審理

効率的な審理を行うためには、審査請求の趣旨及び理由の特定が不可欠であることから、審査請求の受理に当たっては、審査請求の趣旨はもちろんのこと、審査請求の理由についても、必要な事項が記載されているかどうか要件審理を確実に行うこと。

3 留意事項

- (1) 審査請求人等から決定の遅延を指摘された場合には、審査請求人等に処理経過等を説明し、理解を得るようにすること。
- (2) 社会保険関係官署その他職務上関係が深い行政庁と連絡を密にすることが重要であるが、特に事件が社会保険と関連があると認めるときは、審査請求人に不当な結果を及ぼさないように、社会保険関係官署と意見の調整を図ること（昭和30年6月9日基発第359号、P.222参照）。この場合において、意見の調整が困難であるときは、局を通じて本省と協議すること。
- (3) 特定の保険給付請求に対する特定の処分について審査請求を行ったとしても、請求を行っていない関連する保険給付の時効は、これに関わりなく進行するので（例えば当初の1か月間の休業補償給付の請求に関する不支給決定処分について審査請求を行ったとしても、2か月目以降について休業補償給付の請求を行っていない場合は、2か月目以降の分については時効は中断せず2年で時効が完成する）、審査請求人に対して、労災保険給付請求権の時効について説明を行うこと（「Ⅴ 本案審理 4 関係者に対する通知（3）審査請求人に対する時効に係る説明」P.50参照）。
- (4) 審査請求人等からの意見書等の資料提出を待つことにより、事務処理が遅延するケースが多いことから、提出期限を厳守させるとともに、聴取書を作成することが意見書等の提出に代わり得るものである場合には、相手からの意見書等の提出にこだわることなく、聴取により審査請求人の主張、意見等を把握し、聴取書の形で保存しておくこと。
- (5) 審査官は、人事異動等により未処理事件を他の審査官に引き継ぐ際に、その後の審理が中断されることのないよう、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に処理経過を可能な限り具体的に記録しておくこと。
- (6) 審査官は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後であっても同様であること（国家公務員法第100条）。
- (7) 審査請求事件に対する陳情には、局全体の問題として組織的に対応すべきであること。審査官は、労審法に基づく審理を尽くした上で、迅速に決定をなすことを使命とするものであることから、審査請求人を支援する団体等からの陳情には応じるべきではないこと。

Ⅲ 審査請求事務の開始

1 審査請求の申立て

審査請求は、文書又は口頭で、原処分庁の所在地を管轄する局に置かれた審査官（管轄審査官）に対してするものとする（労審法第7条、第9条）。この場合、審査請求は、原処分庁又は審査請求人の住所を管轄する署長を経由してすることができる（労審令第3条第1項）。

2 審査請求の受付

(1) 文書による審査請求

文書による審査請求は、「労働保険審査請求書」（規則様式第1号）に必要な事項（第1部の「Ⅳ 審査請求手続 6 審査請求書の記載事項」P.21 参照）を記入し、記名押印して提出させること。

(2) 口頭による審査請求

口頭による審査請求は、審査請求に必要な事項を、審査官（原処分庁又は審査請求人の住所を管轄する署長を経由する場合は、当該署長又は当該署長があらかじめ指名した職員）に対して陳述させることになる。

審査官等は、この陳述について「審査請求聴取書」（審査様式第1号）に基づき聴取書を作成しなければならない（労審令第5条）。

(3) 受付の事務処理

審査官は、審査請求を受け付けたときは、「審査請求文書受付・送付簿」（審査様式第36号）に所定事項を記入し、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）及び「審査請求事件綴表紙」（審査様式第38号）を作成するが、この処理は労審法第13条にいう「受理」ではないので、この時点では、受理通知は行わないこと（「受理」の意義については後記「(5)受付と受理の関係」P.34 参照）。

審査様式第36号

審査請求文書 受付送付簿

受付・送付番号	受付年月日 受理年月日	事件名	争点	差出人名 受取人名	決定・移送 年月日	処理 期間	決定 区分	併合等	備考	印
〇-〇	平成〇.〇.〇	〇〇〇〇に係る休業補償給付不支給処分取消 審査請求事件	業務上外	〇〇〇〇	平成〇.〇.〇	〇〇日	棄却			
	平成〇.〇.〇									

(4) 意図不明の請求の処理

所定の様式による審査請求ではなく、手紙やはがきなどに差出人の氏名、住所及び不服事項等を記載した文書が審査官や原処分庁等に提出される場合があるが、このような場合には、早急に当該文書提出者に対し、審査請求制度の趣旨等を説明して審査請求の意思の有無を確認すること。

その結果、これらの者に審査請求の意思があると認められる場合には、審査官、原処分庁等は、審査請求人に対して審査請求の手續について説明を行う必要があるが、単なる不満や労災保険制度の誤解に基づくものであれば、原処分の理由や制度の内容を説明した上で審査請求として受付を行わない旨を伝えること。また、これらの処理経過について「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）に記録しておくこと。

(5) 受付と受理の関係

請求類似行為中、単なる苦情・陳情等への対処は、指導・返却等によりなされる。

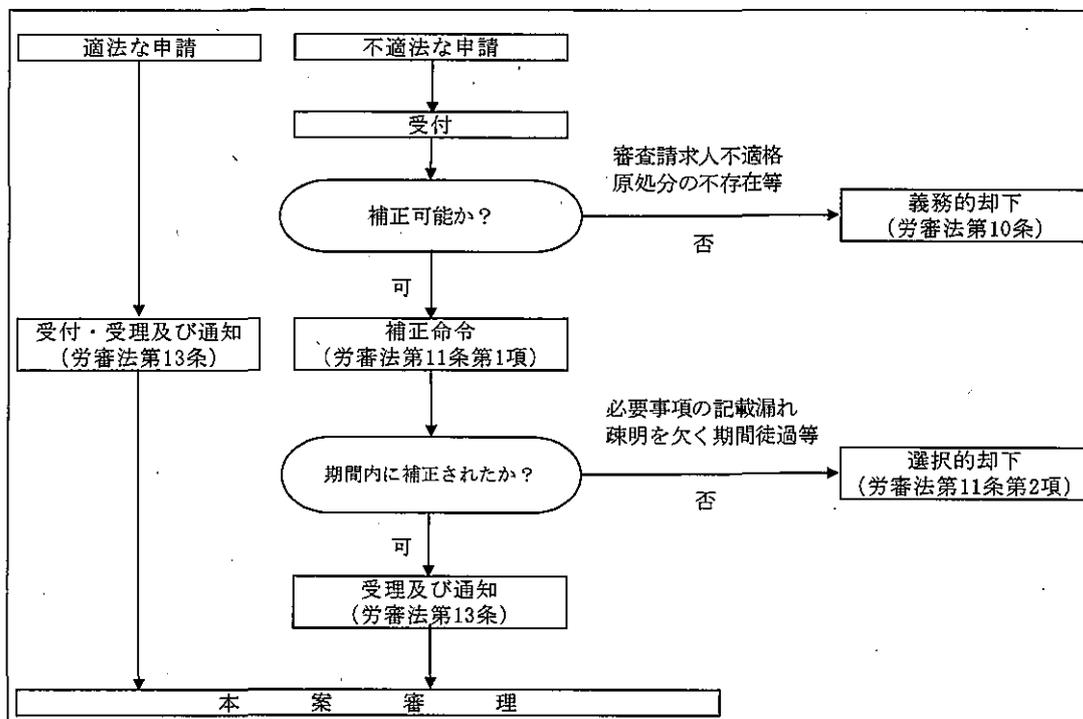
しかし、請求行為としての要件を若干欠いていても審査請求の意思が明確なものは、「不適法な請求」として受け付けなければならない。この受付時点をもって「審査請求をした」ことになる。

審査請求が労審法に定める要件に合致せず、受理されない場合でも、審査請求人が不安定な立場に置かれる状態が長期化することは好ましいことではない。

したがって、審査請求書につき、遅滞なく後述「IV 要件審理」（P. 38 参照）を行い、速やかに補正命令、却下、受理等の処分を行うこと。

なお、受付がなされたもののうち、当該審査請求が適法なものとして本案審理の対象とすべきことを決定することを受理（労審法第 13 条）という。審査請求事件に係る目標とする処理期間（3 か月以内）は、受付時ではなく当該審査請求が受理された時点から起算されるものである。

審査請求受理の流れ



3 指導による解決

(1) 受付時における指導

法律の誤解に基づく審査請求や原処分の処分理由を理解できず単に教示に従ってなされた審査請求等、処分理由が十分に説明されていれば不服申立てがなされることはなかったと考えられる事件については、審査請求人に対して適切かつ丁寧な説明を行い、必要に応じ、審査請求の取下げなどの指導による解決を試みること。

この場合、審査請求を抑圧したり、取下げを強要するようなことがないよう特に留意すること。

(2) 審理中における指導

審査請求の趣旨が原処分と異なる場合（例えば障害補償給付の支給処分に関して治癒認定を争う場合や、通勤災害の請求・処分に関して業務災害を主張する場合等）には、労災保険制度等を説明し、新たに審査請求人の主張する保険給付の請求を行わせ、当該審査請求については取り下げさせるなどの、必要な指導を行うこと。

4 移送

審査官は、審査請求が管轄違いであるときは、受付の処理を行った後、職権で当該審査請求を管轄審査官に「管轄違いの理由による移送について」（審査様式第2号）により移送しなければならない（労審法第12条第1項）。

また、審査官が事件を管轄審査官に移送したときは、その旨を文書（「管轄違いの理由による移送について」（審査様式第 3 号））で審査請求人に通知しなければならない（労審法第 12 条第 1 項、労審令第 6 条）。

事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた管轄審査官に審査請求があったものとみなされる（労審法第 12 条第 2 項）。

なお、事件を移送する際は、審査請求書の写しを作成し、当分の間、保存しておくこと。

審査様式第 2 号

〇基審発第〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇〇労働者災害補償保険審査官 殿

〇〇労働者災害補償保険審査官

〇〇 〇〇 官印

管轄違いの理由による移送について

平成〇年〇月〇日付けで本職が受け付けた事件は、下記により管轄違いであると認められますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第 12 条第 1 項の規定に基づき、貴職に移送します。

記

- 1 事件の表示
〇〇〇〇に係る〇〇補償給付不支給処分取消審査請求事件
- 2 移送の理由
〇〇局〇〇労働基準監督署長の決定に係る処分であるため
- 3 添付書類
なし

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○○ ○○ 官印

管轄違いの理由による移送について

平成○年○月○日付けで貴殿から提出のありました審査請求は、本職の管轄ではないので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第12条第1項の規定に基づき、○○労働者災害補償保険審査官に移送しましたので通知します。

なお、今後貴殿の事件に関することは、下記管轄審査官（所在地は下記のとおりです。）に連絡してください。

記

○○労働者災害補償保険審査官

○○県○○市○○町○丁目○番地

○○労働局労働基準部労災補償課

電話○○-○○○-○○○○

IV 要件審理

1 適法要件

審査官は、審査請求受付の事務処理を行った後、書面審理等により、その審査請求が適法なものであるかどうかを審理し、その審査請求を本案審理するか否かを決定しなければならない。

なお、本案審理を要しないと判断されるものについても、その決定に当たっては、書面審理のみによることなく、原処分庁から資料等の提出を求めるなど必要な事項を調査・確認の上、決定すること。例えば審査請求書に記載された「原処分のあったことを知った年月日」からみて、明らかに審査請求期間を徒過していると判断される場合であっても、誤記等の可能性も考えられることから、審査請求人の疎明を求める前に、原処分庁に対し処分年月日を確認すること。

審査請求が適法であるためには、形式的、実体的両面について、次の条件を満たすことが必要であること。

(1) 形式的要件

ア 審査請求の方式が適法なものであること

文書による審査請求の場合には、審査請求書に必要記載事項がすべて記載されており、審査請求人又は代理人の記名押印があること（労審令第4条）。

口頭による審査請求の場合には、審査請求人が労審令第4条第1項及び第2項に掲げる事項についてすべて陳述し、「審査請求聴取書」（審査様式第1号）に審査官、署長又はそのあらかじめ指名する職員とともに審査請求人の記名押印があること（労審令第5条）。

なお、審査請求書の様式が規則様式第1号と異なるものであっても、必要記載事項が具備されているものについては、これをもって審査請求書として取り扱って差し支えないものであること。

また、電話による審査請求は、口頭によるものとみなして、聴取書を作成できるが、この場合、後日補正により審査請求人の記名押印が必ずなされなければならないこと。

イ 審査請求が審査請求期間内になされたものであること

審査請求が審査請求期間経過後になされた場合には、正当な理由により期間内に審査請求をすることができなかったことの疎明があること。

なお、原処分庁が誤って法定の期間よりも長い期間を審査請求期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査請求がなされたときは、当該審査請求は法定の審査請求期間内になされたものとみなされる（行審法第19条）。

ウ 管轄権を有する審査官に審査請求がなされていること

原処分庁が教示をしなかった場合において、原処分庁を経て管轄審査官が送付を

受けたときも、最初に当該審査請求書を原処分庁が送付を受けたときに管轄審査官に審査請求がなされたものとみなされる（行審法第 58 条）。

(2) 実体的要件

ア 審査請求の対象となる行政処分があること

審査請求の対象となる行政処分は、労災法第 38 条に示された行政処分、すなわち保険給付に関する決定に限られるから、それ以外の決定行為、例えば特別支給金の不支給について審査請求がなされた場合には、その審査請求は不適法となる（第 1 部の「IV 審査請求手続 1 審査請求の対象」P. 11 参照）。

イ 行政処分が違法又は不当であることを主張し、その取消しを求めるものであること

ウ 審査請求をする利益を有する者によって審査請求されたものであること

審査請求をなし得る者は、原処分について法律上の利害関係を有する者（第 1 部の「IV 審査請求手続 2 審査請求人」P. 16 参照）に限られる。

2 不適法な審査請求と却下決定

適法要件を欠く審査請求のうち、その欠陥が補正できないもの（原処分の不存在、審査請求人不適格等）であるときは、その審査請求は受理せず（本案審理に入ることなく）、決定をもって却下しなければならない（労審法第 10 条。決定書の記載方法については、「VIII 審査請求事務の終了 4 決定書の作成要領について」P. 90 参照）。

また、

- ① 特定の処分について既に一度審査官の決定を経た場合（一事不再理）
- ② 審理中の処分と同一の処分について同一人から再度審査請求があった場合
- ③ 当該原処分が既に取り消されている場合

などは審査請求の利益が存しない。

なお、却下の決定を行うに際しては、審査請求受理前の段階であるので、参与から意見を聴取することは必要としない。

審査請求書の記載内容の不備については、一般に「補正することができる欠陥」であり、不備があるときは却下を行うことなく、補正を命ずることとなる。

3 補正命令

審査請求が不適法であって、その欠陥を補正することができるときは、審査官は、相当の期間（当該補正箇所を補正するのに社会通念上必要とされるおおむね 2 週間程度の期間）を定めて、審査請求人に対して補正すべきことを命じなければならない（労審法第 11 条第 1 項）。

ただし、審査請求人が審査請求書を持参した場合には、審査の迅速化を図るため、可能な限りその場での補正に努めること。

補正は「審査請求の補正について」（審査様式第4号）をもって命じ、「補正書」（審査様式第5号）に記載させること。

なお、誤字、脱字、その他審査請求自体に影響を及ぼさないと認められるなど軽微な欠陥については、補正を命ずる必要はない（労審法第11条第1項ただし書）。

また、正当な理由がなく補正期日までに審査請求人が補正しないときであって、審査請求の趣旨が不明であるものについては、審査請求人に対し補正期日（1か月程度の期間を定め、〇月〇日と最終の期日を明示する。）までに補正しないときは審査請求を却下することがある旨を付記した「審査請求の補正の督促について」（審査様式第6号）をもって督促した後、補正がなされない場合には却下すること（労審法第11条第2項）。

「補正することができる欠陥」とは、次のようなものである。

① 審査請求書の必要的記載事項に漏れがあるもの

弁護士等代理人が選任されている場合に、審査請求の理由の欄に「追って提出する」としか記載されていないものについては、原則として不適法な審査請求として受理することなく補正を命じること。

② 請求期間経過後の審査請求であって、正当な理由によって期間内に審査請求できなかったことを疎明する必要があるにもかかわらず、その疎明のないもの

正当な理由については、単に審査請求人の主観的理由により請求期間内に請求できなかったというのみでは足りず、天災地変等一般に審査請求人がいかんともすることができなかった場合等、期間徒過の責を審査請求人に帰すべきではないと判断される事情が存する場合に限り認められることに留意し、請求期間徒過の理由を確認した上、必要な場合に補正を命じること。

③ 審査請求人が法人の代表者である場合の代表者の資格を証明する文書の不備なもの
法人の代表者については、当該法人の登記簿謄本等の文書が必要であること。

④ 代理人の資格を証明する文書の不備なもの

任意代理人については委任状、法定代理人については戸籍謄本又は抄本等の文書が必要であること。

○基審発第○○号
平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査請求の補正の督促について

平成○年○月○日付け○基審発第○○号をもって、労働保険審査請求補正書の提出を求めましたが、未だ提出されておられませんので、平成○年○月○日までに本職に提出するよう督促いたします。

なお、正当な理由なく上記期日までに補正書の提出がなされないときは、労働保険審査官及び労働保険審査会法第11条第2項の規定に基づき、貴殿の審査請求は却下されることとなりますので、ご注意願います。

V 本案審理

1 審理の進め方の概要

(1) 関係者に対する通知

審査請求が受理されると、まず審査請求を受理したことを関係者に通知することにより、本案審理に入ることとなる。

(2) 行政庁からの意見の提出及び関係復命書の提出

原処分庁である署長（又は局長）から意見を求めるとともに、処分の根拠となった調査復命書の提出を求める。

(3) 原処分庁意見書の審査請求人等への送付

審査請求人等から審査請求の理由等を聴取するのに先立って、原処分庁意見書（写）を審査請求人等に送付する。

(4) 争点整理

審査請求人の審査請求理由、原処分庁の意見及び調査復命書等から本件の全容を把握し、争点を整理する。

(5) 審査請求人等からの聴取

整理された争点を基に、審査請求人等から、審査請求の理由を確認するとともに、事前に送付した原処分庁意見書（写）に対する意見等、審査官として審査請求人に関して把握しなければならないことを聴取する。また、関係者からも争点に従って把握しなければならない事実を聴取する。

(6) 決定書（審査請求の概要等）の作成

争点を整理するのに必要な事実を証拠に基づいて判断し、審査請求の概要等を作成する。

(7) 必要に応じた医証等の収集

新たな事実の発見等、原処分庁の判断に影響を及ぼす場合等は、必要に応じて医証等を収集する。

2 審理を進めるに当たっての留意点

審査官は、審査請求に係る事務処理に当たっては、下記3以下のほか、特に次の点に留意すること。

(1) 審査請求を受理した場合には、その旨を速やかに労災補償課長に連絡するとともに、関係書類の提出を原処分庁に求めること。

(2) 原処分庁から提出された関係書類を受理した段階において、原処分庁における調査不足事項があるか否か等入念な点検を行うこと。その上で、原処分の妥当性、審査請求人の主張する内容、労災補償課長からの検証結果に基づく助言等を踏まえて、争点整理を行うとともに、審理計画を作成すること。

- (3) 原処分庁から提出された意見書の内容等に疑義がある場合には、必ず確認を行い、疑義を解消した上で、審理を進めること。
- (4) 原処分庁における調査不足事項等については、これを補充する必要な調査等を確実に行うこと。
- (5) 上記(4)の調査等によって判明した新たな事実関係等を加えて事案を検討し、法令・通達等に照らした上で、原処分の取消を含めた判断を行うこと。

3 審査請求処理計画の策定

審査官は、審理を適切かつ迅速に処理する必要があるので、受理後速やかに標準処理計画（P. 31 参照）を参考にして事件ごとに「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）を策定し、これを念頭に聴取、医証の収集、参与会開催等の計画的処理に努めること。

その際には、あらかじめ審査請求書記載の審査請求の理由及び原処分庁の処分理由を整理し、事件の事実及び争点を明確にした上で、聴取、実地調査等の実施時期や決定書の作成時期等を具体的に定めた処理計画を策定すること。

[審査様式第 37 号 審査請求処理計画・処理経過簿の例]

審理等実施項目	確認事項等	予定年月日	実施の有無
1 審査請求受付、受理			H25. 2. 5
2 原処分庁意見書・復命書等の提出依頼			H25. 2. 5
3 原処分庁復命書到着		H25. 2. 19	H25. 2. 15
4 原処分庁意見書・関係資料受理		H25. 2. 19	H25. 2. 13
5 原処分庁意見書の審査請求人等への送付		H25. 2. 22	H25. 2. 17
6 争点整理		H25. 2. 28	H25. 2. 28
7 審査請求人からの聴取	審査請求人が主張するパワーハラスメントの詳細な内容及び現認していた同僚労働者等について確認を行う。	H25. 3. 8	H25. 3. 11
8 決定書（審査請求概要等）作成		H25. 4. 12	H25. 4. 15
9 事実認定のための医証の必要性等を検討	審査請求人から提出された主治医の診断書の内容を精査する。	H25. 3下旬	H25. 4. 5
10 必要に応じ関係者からの聴取等		H25. 3. 15	-
11 必要に応じ医証の収集	審査請求人が主張する平成〇年〇月頃の発病の可能性について、〇〇クリニックから新たに意見書を収集する。	H25. 3. 29	H25. 3. 27
12 決定書案作成		H25. 4. 12	H25. 4. 15
13 参与会資料作成		H25. 4. 17	H25. 4. 17
14 参与会資料送付		H25. 4. 19	H25. 4. 19
15 参与会開催		H25. 4. 26	H25. 4. 26
16 決定書作成・送付		H25. 4. 30	H25. 5. 1

(注) 確認事項等の欄は、後述の争点整理等の結果、必要な事項を記入する。

なお、上記処理計画を策定するに当たっては、標準処理計画に基づくことはもちろんのこと、複数の事件の並行処理を行う必要があることから、各事件が円滑に処理し得るように配慮すること。

4 関係者に対する通知

「受理」とは、審査請求を受け付けた後、要件整理において適法と認め、本案審理すべきものと判断する行為をいい、「受付」とは区別される。

(1) 受理通知の送付

審査官は、審査請求を受理したときは、次の者に通知しなければならない。(労審法第 13 条第 1 項、労審令第 7 条)

ア 審査請求人（審査様式第 7 号）

イ 原処分庁（審査様式第 8 号）

ウ 利害関係者及び参与（審査様式第 9 号、第 10 号）

(2) 受理通知の記載内容

- ア 審査請求人に対しては、「審査請求の受理について」(審査様式第7号)により受理通知を行うこと。審査請求人に対する受理通知は、労審法第13条では規定されていないが、受理後3か月以内に決定がないときには決定を経ないで再審査請求できることから、審査請求人に不利益な取扱いとならないよう受理を知らせるとともに、審理に当たって意見聴取を行うことや、居所変更する場合に連絡が必要である点についても通知することは、審理を円滑に行うためにも必要なものである。
- イ 原処分庁に対しては、「審査請求受理及び意見書の提出について」(審査様式第8号)により受理通知を行い、受理後3か月以内の決定を考慮し、2週間以内の提出期日を付して、その期日までに事件についての意見書を必ず提出するように通知すること。ただし、審査の迅速化を図るため、調査結果復命書等については直ちに提出するよう電話にて督促すること。
- ウ 利害関係者及び参与に対しては、「審査請求の受理について(利害関係者あて)」(審査様式第9号)及び「審査請求の受理について(参与あて)」(審査様式第10号)により受理通知を行うこと。

審査様式第7号(審査請求人あて)

○基審発第○○号
平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査請求の受理について

本職は、貴殿から提出のありました審査請求を平成○年○月○日付けで受理しましたので通知します。

本件の審理に当たって貴殿から審査請求の趣旨及び理由等をお聞きすることがありますが、貴殿から意見書等を提出することもできますので申し添えます。

なお、本件の審理のため必要がある場合は、依頼事項、期日及び場所を別途通知します。また、貴殿が居所を変更された場合は、必ず本職あてにご連絡ください。

審査様式第8号（原処分庁あて）

○基審発第○○号
平成○年○月○日

○○労働局長
○○労働基準監督署長 } 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査請求受理及び意見書の提出について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定に基づき、通知します。

つきましては、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第11条の規定に基づき、本件に関する貴職の意見書を平成○年○月○日までに本職あて提出願います。

また、同法第15条の規定に基づき、本件に係る調査復命書等を併せて本職あて提出願います。

記

- 1 事件の表示
○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件
- 2 審査請求の要旨
別添審査請求書（写）のとおり

審査様式第9号（利害関係者あて）

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○○ ○○ 官印

審査請求の受理について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定に基づき、通知します。

なお、本件に関して意見を述べることができますので、その場合は平成○年○月○日までに本職あてに申し出てください。

記

1 事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 審査請求の要旨

別添審査請求書（写）のとおり

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○○ ○○ 官印

審査請求の受理について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定に基づき、通知します。

なお、本件に関して意見を述べることができますが、これについては別途通知します。

記

1 事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 審査請求の要旨

別添審査請求書(写)のとおり

(3) 審査請求人に対する時効に係る説明

特定の保険給付請求に対する特定の処分について審査請求を行ったとしても、請求を行っていない関連する保険給付の時効(労災法第42条)は、これに関わりなく進行するものである(例えば当初の1か月間の休業補償給付の請求に関する不支給決定処分について審査請求を行ったとしても、2か月目以降についての休業補償給付の請求や、療養補償給付の請求を行っていない場合、2か月目以降についての休業補償給付等は、時効は中断せず2年で時効が完成する。)、審査請求人に対し、これらの制度について説明するとともに、「労災保険給付請求権の時効について」(審査様式第18号)等により時効完成前の請求について説明を行うこと。

労災法第42条(時効)

療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、2年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

○基審発第○○号
平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

労災保険給付請求権の時効について

貴殿においては、平成○年○月○日に○○労働基準監督署長に対して、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間に係る○○（補償）給付の請求を行い、○○労働基準監督署長が平成○年○月○日に不支給決定を行ったところであります。

この不支給決定については、現在審査請求がなされておりますが、本件の不支給決定処分に後続する○○（補償）給付の平成○年○月○日以降における請求権については、平成○年○月○日以降それぞれ時効が到来しますのでご注意ください。

5 審査請求の併合と分離

審査官は、審理を円滑かつ迅速に行うために必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる（労審法第14条の2）。

(1) 審査請求の併合

争点が同一である数個の原処分について、1人又は数人の審査請求人が審査請求をした場合には、これら数個の審査請求を併合して、同一の手続で取り扱うこと。

例えば同一審査請求人が、同一災害による療養及び休業補償給付についてそれぞれ業務上外を争って別々に審査請求した場合、療養の範囲について期間を別にする各処分を別個に審査請求した場合、あるいは遺族補償給付に係る同一順位の複数の受給権者が遺族補償給付の不支給処分について業務上外を争って別々に審査請求した場合等に、それらを併合して決定することによって矛盾した決定がなされることを避けることができる。

なお、併合によって審査請求人が複数になった場合は、それぞれの審査請求人あてに決定書（謄本）を送付すること。

(2) 審査請求の分離

併合された審査請求及び審査請求の対象になっている処分が二つ以上ある審査請求については、審査官が適当と認めるときはいつでも分離することができる。

審査請求を分離したときは、分離された個々の審査請求について独立の審査請求として別個の手続で処理をすること。

なお、審査請求を併合又は分離したときは、審査官は、審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与にその旨を通知しなければならない（労審令第10条）。この場合の通知書は、審査様式第15号又は第16号によること。

審査様式第15号

○基審発第○○号
平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査請求の併合について

下記の審査請求については、審理の都合上、併合することとしましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第10条の規定に基づき、通知します。

記

審査請求人氏名	事 件 の 表 示
1 ○○ ○○	○○補償給付不支給処分取消審査請求事件 (平成○年○月○日～平成○年○月○日分)
2 ○○ ○○	○○補償給付不支給処分取消審査請求事件 (平成○年○月○日～平成○年○月○日分)

○基審発第○○号
平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査請求の分離について

平成○年○月○日付けで受理した○○ ○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件については、審理の都合上、下記のとおり分離することとしましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第10条の規定に基づき、通知します。

記

審査請求人氏名		事 件 の 表 示
1	○○ ○○	○○補償給付不支給処分取消審査請求事件
2	○○ ○○	○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

6 審査請求と原処分の執行停止

審査請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権で、その執行を停止することができる（労審法第14条第1項）。

しかしながら、労災保険給付については、一般的に、審査請求に当たって原処分の執行を停止する必要のある事例は皆無であると考えて差し支えない。

審査官は、いつでも行った執行の停止を取り消すことができる（労審法第14条第2項）。

執行の停止及び執行の停止の取消は、その理由を付した文書を原処分庁に通知することによって行う。この場合、併せて審査請求人及び利害関係者に同様の通知をしなければならない（労審法第14条第3項及び第4項、労審令第9条）。

7 争点整理

(1) 争点整理の実施

短期間に必要事項を漏らすことなく、かつ、効率的に処理するためには、審理すべき事項を精査する必要があることから、次のことを実施すること。

ア 原処分庁及び審査請求人の主張の整理

法令、行政解釈、認定基準等を当てはめた場合に、原処分が妥当か否かを判断するのが審査官の職務であるが、審査官は原処分庁において行った調査事項すべてについて重ねて調査・検討する必要はない。

すなわち、原処分庁と審査請求人双方の主張が対立している事項について、認定基準等の要件のうち双方の主張がどのような点で異なっているかを整理し、これに基づいて判断に必要な範囲で調査をすれば足りること。

イ 主張を証明する資料の精査

審査官は、事実を証拠に基づいて認定する必要があることから、当事者の主張している事実については、必ずそれを証明する根拠があるか否かを調査すること。

審査官が行うべき資料の精査については、次のとおりである。

(7) 原処分庁の主張の精査

原処分庁が意見書で主張している事項について、その裏付けがあるか否か、逐一精査すること。

a 感覚的な表現については、そのような記載としている根拠を必ず検証すること。

例 ① 「被災者の仕事量は同僚と変わらない」

同僚労働者の平均の仕事量、審査請求人の仕事量等が具体的に把握されているか否かを検証すること。

② 「この地方ではそれほど寒くない日であった」

当該地方の当日の気温、当該季節における平均・最低気温等が具体的に何度であるかを調査した上で比較しているか否かを検証すること。

b 定量的な記載については、原処分庁が認定した事実を客観的な資料により裏付けること。

例 「被災者の時間外労働時間は〇〇時間であった。」

原処分庁の認定した事実を裏付ける客観的な資料の有無を調査し、客観的な資料がある場合には、例えば原処分庁の認定した時間とタイムカード等に記録されている時間外労働時間数等を突き合わせること。

(4) 審査請求人の審査請求理由の精査

審査請求人の審査請求理由について、上記(7)の原処分庁の主張と同様に精査・分析を行うこと。

a 審査請求理由を審査請求人から聴取する際には、「8 意見の陳述 (2) 審査請求人からの意見の聴取」(P. 55 参照) のとおり、事前に原処分庁の意見書の写し

を送付した上で、これに対して具体的にどの部分が不服であるかを聴取することにより、審査請求理由を明確にすること。

b 審査請求人が主張している点について、原処分庁がどのような調査を行い調査復命書等に記載しているかを点検し、その違いについて明確にすること。

c 調査復命書等に記載されている場合には、審査請求人の主張と原処分庁の主張を比較し、原処分庁の事実認定及び判断が根拠のあるものか否かなどについて検証すること。

ウ 争点の明確化

上記ア及びイを通じて、争点を精査し、明確化することにより、真に審理を行うべき事項を決定すること。

(2) 検討会の随時開催

上記(1)の争点整理の結果を基に、何を審問し、何を調査するのか、どのような順序で行っていくのかを決定するとともに、審理の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこと。また、争点が多岐に渡る場合や、複雑困難な場合等にあつては、労災補償課長等を含めた検討会を必要に応じて開催し、その場での指摘事項も参考にしつつ、審問・調査事項を決定すること。

審問・調査事項の決定は、事務の効率化、全体の流れや問題点の把握、上記の検討会での配布資料等に役立つと考えられることから、争点整理の結果に基づき、事件の概要・争点等について取りまとめを開始することが望ましいこと。

この場合、「認定した事実」の箇所は、法令・認定基準等の要件に則り、対立点及び不明な点を明確に記載しておくこと。

8 意見の陳述

(1) 審査請求人及び原処分庁からの説明の聴取

審査官は、審理に当たっては、審査請求人及び原処分庁の説明を求めなければならない（労審令第11条）ので、審査請求人からは、下記(2)により、審査請求の趣旨及び理由等を聴取すること。また、原処分庁に対しては、「審査請求受理及び意見書の提出について」（審査様式第8号）により、受理通知と同時に、意見書の提出を求めること。

なお、原処分庁の意見書の作成については、第3部の「II 意見書の作成要領」（P.132参照）によること。

(2) 審査請求人からの意見の聴取

ア 聴取日程の調整と意見書の送付

審査官は、審理に当たり争点整理を的確に行うため、審査請求人から意見を聴取する際には、事前に原処分庁意見書（写）を送付した上で、これに対する意見を聴取すること。

このため、聴取に当たっては、まず電話で日程調整を行うこと。その際、審査請求人に対し、原処分庁意見書（写）を事前に送付するので、聴取の時に、これに対する意見を聴き取ることになる旨を説明すること。

聴取の日程が決まったら、「原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について」（審査様式第 17 号の 2）に原処分庁意見書（写）を添付して、審査請求人あて簡易書留郵便で送付すること。

イ 送付する原処分庁意見書の範囲等

このとき送付するのは、原処分庁意見書（写）のみとし、審査請求人からその他の証拠資料の開示を求められた場合には、「VI 資料の収集 9 資料の閲覧等」（P.81 参照）により、個人情報保護法により開示請求ができる旨説明すること。

ただし、①脳・心臓疾患事案、②精神障害等事案のうち時間外労働の状況からみて判断要件に該当しないことが原処分の理由の一つとなっている事案であって、原処分の際に「労働時間集計表」を作成しているものは、原処分庁意見書に「労働時間集計表」が添付されることに留意すること。

ウ 意見聴取に当たって配慮すべき事項等

意見聴取は、当該事案を担当する審査官の置かれている局内で行うことが原則であるが、審査請求人の年齢、住所、健康状態、天候状態、聴取に要する時間等を勘案するとともに、必要に応じ、審査請求人の利便を考慮した上で、最寄りの局又は署等とすることにも配慮すること。

意見聴取においては、原処分庁意見書に基づいて、原処分の理由を分かりやすく説明し、原処分庁意見書に対する請求人の意見を聴き取ることにより、審査請求の理由が明確になるようにすること。審査請求人から特に意見がない旨の申立てがあった場合でも、その旨聴取書を作成しておくこと。

審査請求人が原処分庁意見書に対する意見を文書で提出することを希望する場合には、「10 証拠物件の提出」（P.60 参照）により、期限を設けて文書を提出させること。

なお、審査請求人が来庁の要請に応じない場合には、審査請求人の意見を聴取しなくても審理が可能であることから、聴取に応じない理由等（意見がない等）を電話で聴取し、電話聴取書に記録しておくこと。

おって、聴取の日程調整の際、審査請求人が意見聴取を希望しない旨を申し立てる場合であっても、原処分庁意見書（写）を送付する旨伝え、これに対する意見を述べる場合には申し出るよう説明した上で、「原処分庁意見書の送付について」（審査様式第 17 号の 3）に原処分庁意見書（写）を添付して、審査請求人あて簡易書留郵便で送付すること。審査請求人から意見を述べる旨申し出があった場合には、日程調整の上、聴取を行うこと。原処分庁意見書（写）を送付した後、2 週間経過しても審査請求人から何ら申し出がない場合には、電話で審査請求人の意向を聴いた上で、意見がない

ことが確認できたときは、その旨電話聴取書に記録しておくこと。

(3) 審査請求人からの意見陳述の申立て

審査官は、審査請求人又は代理人から意見の陳述の申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない（労審法第13条の2）ので、意見陳述の申立てがあった場合には、日程調整の上、聴取を行い、聴取書を作成すること。

審査請求人の「口頭で意見を述べる機会」は、審査請求人の申立てによって与えられるものであるが、申立てがあるにもかかわらず、審査官が口頭で意見を述べる機会を全く与えることなく決定した場合には、行政事件訴訟において、当該決定は違法なものとして取り消される場合があることに十分留意すること（審査官が審査手続において審査請求人から口頭による意見陳述の機会付与の申立てを受けたにもかかわらずその機会を与えなかったのは不適法であり、決定手続には重大な瑕疵があるとして取り消された裁判例がある（P.294参照））。

(4) 聴取に当たっての要点

ア 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨の聴取に際しては、審査請求書に記載されている処分はもとより、業務上外を争点とする審査請求については、通常、後続請求が予想されることから各種保険給付の請求状態、不支給決定状況、審査請求状況等を聴取すること。

審査請求書に通常随伴すると思われる処分的一方のみが記載されている場合（例えば休業補償給付のみ、あるいは療養補償給付のみ記載されている場合）は、審査請求人の真意を確認し、他の処分についても審査請求の意思がある旨を申し立てたときには、別個の処分として新たな審査請求書の提出を行わなければならないことなどについて審査請求人に説明するとともに、後続請求について「労災保険給付請求権の時効について」（審査様式第18号）により説明を行うこと。

イ 審査請求の理由

原処分庁意見書に基づき、原処分の理由を分かりやすく説明した上で、原処分の理由のうち、具体的にどの部分が不服であるかを審査請求人から聴き取ることにより、審査請求の理由を明らかにすること。

また、審査請求人が「非常に暑い中で仕事をしていた」等感覚的な表現をした場合には、その時の温度等を具体的に把握しているか、その裏付けとなる事実があるかなども併せて聴取するとともに、可能な限り裏付けとなる資料等の提出を求め、これを聴取書の末尾に添付するとともに、資料等の提出の経緯が分かるように聴取書に記載しておくこと。

ウ 署名押印

聴取が終了した後に審査請求人に作成した聴取書を読み聞かせ又は閲覧させて誤りがあるか確認を求め、誤りがないと認めるときは、審査請求人に署名押印を求め

ること。署名押印のない聴取書は、相手方の同意がない限り、証拠能力がないばかりか、後日審査請求人から申述内容に異議をとなえられることにもなりかねない。

エ 奥書

聴取者である審査官等が署名押印することとなるが、補助者をおいた場合には、補助者も署名押印すること。

〔審査請求の趣旨・理由等の聴取書の例〕

聴 取 書

住 所 ○県○市○町○丁目○○番地○号

職 業 ○○

氏 名 ○○ ○○

生年月日 昭和○年○月○日（○○歳）

平成○年○月○日、○○労働局において、本職は、上記の者から次のとおり聴取した。

第1 審査請求の趣旨について

- 1 私は、審査請求をしている○○○○です。
- 2 私は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの休業補償給付の請求を平成○年○月○日に行いましたが、平成○年○月○日付けで不支給となりました。また、平成○年○月○日に療養補償給付の請求も行いましたが、平成○年○月○日付けで不支給となりました。
- 3 私が取り消してほしいのは、今お話しした平成○年○月○日付けで○○労働基準監督署長が行った休業補償給付の不支給決定と平成○年○月○日付けで○○労働基準監督署長が行った療養補償給付の不支給決定の両方です。

審査請求書には、休業補償給付しか書いておりませんが、療養補償給付についても後から審査請求をしたいと思います。

- 4 ○○労働基準監督署長には、今お話しした 1 回目の休業補償給付しか請求しておりません。これ以降の期間も治療を受けるため会社を休んでいます。

審査官から時効制度について教えていただきましたので、この分について請求するかどうか、家族と話し合ってみることにします。

第2 審査請求の理由について

私は会社に採用されてから約 1 年、荷物の仕分け作業に従事してきており、この作業が原因で腰痛を発症したと思うからです。

第3 意見等

- 1 送付された監督署長の処分理由に対して不服であるのは、「おおむね 20 kg 程度

以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務、腰部にとって極めて不自然ないし非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務のいずれにも該当しない」としている点です。

荷物の重さは、確かに 20 kg までではなかったと思いますが、大きさや重さは大きく分けて 3 種類あり、大きいのは、大体縦〇〇cm、横〇〇cm で重さは 15 kg くらい、中くらいのは、大体縦〇〇cm、横〇〇cm で重さは 10 kg くらい、小さいのは、大体縦〇〇cm、横〇〇cm で重さは 5 kg くらいで、これ以外にも規格外の大きさのものがあ、重さが一定ではないために腰に負担がかかりました。

また、作業の姿勢についても、普通は立ったままですが、規格外の大きさのものが来たときは中腰で持ち上げなければならないこともあったので、腰に負担になりました。

したがって、認定基準に定められた腰部に過度の負担のかかる業務に従事したとは認められないとする監督署長の判断は明らかに誤りだと思います。

2. (問) 規格外の大きさの荷物が来る頻度は、1 日のうちどれくらいですか。

(答) 1 日に 2 回くらい、2 個から多いときは 10 個くらいで、重さは 20 kg を超える場合もあります。

3 私腰の痛みを感じるようになったのは平成〇年〇月頃からですが、その頃に、腰に物が当たったりするような出来事はありませんでした。

4 作業内容を詳細に調べていただければ、私の腰痛が認定基準を満たすものであることが分かると思います。

審査請求人 ○○ ○○ ㊟

上記のとおり聴取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した。
前同日

○○労働者災害補償保険審査官

○○ ○○ ㊟

上補助者 厚生労働事務官 ○○ ○○ ㊟

(5) 原処分庁からの意見の陳述

原処分庁は、審査官より受理通知書の送付を受けたときは、文書又は口頭で意見の陳述を行うことができる（労審法第 13 条第 2 項）。

(6) 利害関係者及び参与からの意見陳述

利害関係者及び参与は、受理通知書の送付を受けたときは、文書又は口頭で意見の陳述を行うことができる（労審法第 13 条第 2 項）。

また、参与からの意見の聴取の方法は、「Ⅶ 参与からの意見聴取」（P. 83 参照）に

よること。

9 審査請求の趣旨及び理由の変更

審査請求の趣旨及び理由は、審査請求人の申立てにより変更することが認められており、その申立てを行うことのできる期間、方法等については次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨の変更

審査請求の趣旨の変更については、審査請求期間の制約（労審法第 8 条）から、正当な理由がない限り（第 1 部の「VI 審査請求手続 5 審査請求の期間(2)正当な理由」P. 20 参照）原処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内にしなければならない。この場合の変更は、可能な限り書面によって申立てをさせ、審査官は、その書面の写しを原処分庁、利害関係者及び参与に送付すること。

なお、趣旨を全面的に変更することは新たな審査請求の提起と同じことになるので、審査請求人に審査請求を取り下げさせ、改めて新たな審査請求を行わせるなどの適切な指導を行うこと。

(2) 審査請求の理由の変更

審査請求の理由の変更については、審査請求の理由が単に不服申立てを理由付ける事実の陳述であって、審査請求自体を変更するものではないから、審理の終結前であれば審理の進行に伴って適宜変更することは差し支えないこと。

10 証拠物件の提出

審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与は、決定が行われるまでは、いつでも、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる（労審令第 12 条）。

なお、審査請求人等から意見書等を後日提出したい旨の申出があった場合には、文書をもって提出期日（原則として 3 週間以内）を示し、期日までに提出がない場合には、再度期日を付して督促することとし、なお提出がない場合には、手持ちの資料により決定することとし、そのことを審査請求人に十分に説明しておくこと。

審理終了後又は提出期日後に提出された文書等については、審査官の心証が既に形成されている場合には、判断の要素とする必要はない。

なお、審査官の心証が形成されつつあるが、未だ決定に至らない間において審査請求人等から意見書等が提出された場合は、当該意見書等を検討し、必要に応じて心証形成に必要な限度で調査等を行うこと。

その場合、調査等に時間を費やす結果、審査請求処理期間が 3 か月を超えるときに、その長期化の原因は基本的には審査請求人等の責に帰すべきものであるが、そのような事態が起こらないよう、審査請求人等に労審法等の趣旨を踏まえ協力を要請するとともに、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）に経緯が明確になるように記載しておくこと。すなわち、労審法では、証拠収集について審理の進行が審査官に委ね

られており（職権進行主義）、証拠の収集についても、審査官が職権をもって収集することとなっていること（職権証拠調べ）を説明するとともに、公正・迅速な決定には審査請求人の協力が欠かせないことを伝えること。

また、当該審査請求事件に係る民事訴訟の結果が出るまで審理の進行を待つて欲しい旨の申出があった場合は、行政の行う不服審査は訴訟と関係なく進められる手続である旨を説明し、民事訴訟の判決を待つことなく審理を進行させ、決定を行うこと。

11 審査請求手続の受継

(1) 承継人の範囲

ア 審査請求人が審査請求の決定前に死亡したときは、承継人が審査請求の手続を受け継ぐものとされている（労審法第17条）。

「審査請求の決定前に」とは、審査官が審査請求を受け付けてから労審法第20条の規定による審査の決定の効力が発生するまでの期間をいう。

この場合の承継人は必ずしも相続人をさすものでなく、原処分の取消しにより法律上の利益を得る者をいうものであり、これは行審法第37条の「相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者」と同様に解される。

イ 労災保険給付に係る審査請求事件の場合、承継人は一律には定まらず、保険給付の種類その他の区分により次のようになる。

(ア) 遺族補償給付及び遺族給付以外の保険給付に係る審査請求

a 審査請求人が被災者自身である場合

① 労災法第11条第1項に規定する未支給の保険給付の受給権者

労災法第11条第1項（未支給の保険給付）

この法律に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族、遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族）は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

② ①が存在しない場合、審査請求人（被災者）の相続人

b 審査請求人が未支給の保険給付を請求した者である場合

① 未支給の保険給付の受給権の順位が審査請求人と同順位にある者

② ①が存在しない場合、審査請求人の相続人

- (イ) 遺族補償年金又は遺族年金に係る審査請求
 - ① 遺族補償年金又は遺族年金の受給権の順位が審査請求人と同順位にある者
 - ② ①が存在しない場合、受給権の順位が審査請求人の次順位にある者
 - ③ ①及び②が存在しない場合、審査請求人の相続人
- (ウ) 遺族補償一時金又は遺族一時金に係る審査請求
 - ① 遺族補償一時金又は遺族一時金の受給権の順位が審査請求人と同順位にある者
 - ② 労災法第 11 条第 1 項に規定する未支給の保険給付の受給権者
 - ③ ①及び②が存在しない場合、審査請求人の相続人
- (2) 受継の手續
審査官は、審査請求人の死亡により、審査請求の手續を受け継ぐ者に対して、「手續受継届」(規則様式第 9 号)を提出させるか又は口頭で次の事項を陳述させなければならない(労審令第 15 条第 1 項及び第 2 項)。
 - ① 事件の表示
 - ② 受継の理由
 - ③ 受継の年月日
 - ④ 承継人の氏名及び住所

VI 資料の収集

1 意義

審査官が公正な判断を行うためには、判断の基礎となる事実関係の認定を的確に行う必要があり、そのためには事実関係の認定を適切な証拠に基づいて行う必要がある。この場合、資料の収集には次の2つの段階がある。

第一段階は、原処分庁が調査した内容等の調査復命書、審査請求人が提出した資料の収集である。

第二段階は、審査官の職権に基づく証拠収集である。

証拠資料は、原処分庁が提出したものや審査請求人が提出したものを基本として差し支えないが、医証が対立している場合等提出された資料のみでは審理のために十分でないと判断した場合には、審査官が職権に基づいて新たに医証等の証拠資料を収集することが必要となってくる。

このために認められた審査官の調査権限が、「審理のための処分」（労審法第15条第1項）である。

なお、物件の所持者や立入場所の管理者等調査対象者から任意の協力が得られれば、「審理のための処分」による権限を行使せず証拠資料の収集を行うことは可能であるが、この場合は、調査書等により収集の経緯を明らかにしておく必要がある。また、「審理のための処分」については、審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与もその申立てを行うことができる。

2 審理のための処分

(1) 処分の種類

審理のための処分には、次の種類がある（労審法第15条第1項）。

① 審問

審査請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

② 物件等提出命令

文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

③ 鑑定

鑑定人に鑑定させること。

④ 立入検査

事件に関係のある場所に立ち入って関係者に質問し、又は帳簿、書類、その他の物件を検査すること。

⑤ 受診命令

保険給付を受け又は受けようとする者に対し、審査官の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

(2) 審理のための処分の申立て

審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与は、審理のための処分の申立てについて文書又は口頭で行うことができる（労審法第 15 条第 1 項、労審令第 13 条第 1 項）。

申立てがあった場合には、審査官はその申立てを尊重し（労審令第 13 条第 5 項）、採用するか否かを慎重に判断しなければならないが、審理のために不必要であると認めるときは、その申立てを採用しないことができる。

ア 文書による申立ては、「労働保険審査請求書」（規則様式第 1 号）の「12 証拠」欄に記載させるか、又は「審理のための処分の申立書」（規則様式第 5 号）に事件の表示、申立ての趣旨及び理由を記載し、審理のための処分を申し立てる事項の番号に○印を付して提出させることにより行われる。

審理のための処分の申立書

一 事件の表示

〇〇〇〇に係る〇〇補償給付不支給処分取消審査請求事件

二

(1) 審問し、又は意見若しくは報告を徴すべき審査請求人、再審査請求人又は参考人の

氏名又は名称 〇〇〇〇〇〇(被災労働者の同僚)
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

(2) 提出を命ずべき文書その他の物件の

表示 超過勤務申請書
(平成〇年〇月分～平成〇年〇月分)
所有者、所持者又は保管者の
氏名又は名称 〇〇〇〇〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

(3) 鑑定の対象の表示

名称
所在地

(4) (イ) 立ち入るべき事業所
その他の場所の

(ロ) 質問すべき事業主、従業者その他の関係者の氏名

検査すべき帳簿、書類その他の物件の表示

(5) 診断を受けるべきことを命ずべき労働者の

氏名
住所

三 申立ての趣旨及び理由

被災労働者〇〇〇〇〇の時間外労働の実態を明らかにするため

右のとおり審理のための処分を申し立てる。

平成〇年〇月〇日

申立人

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名 〇〇〇〇〇〇

(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

〇〇労働者災害補償保険審査官

殿

イ 口頭による申立てを行う場合は、必要な事項を陳述しなければならない（労審令第13条第3項）。この場合に、審査官は聴取書を作成し申立人に読み聞かせたうえ、申立人とともに、記名押印しなければならない（労審令第13条第4項）。

(3) 処分の嘱託

ア 審理のための処分は、決定を行う審査官が自ら行うことを原則とするが、やむを得ない場合には、処分を行うのに便利な地域の審査官に、労審法第15条第1項第1号（審査請求人又は参考人の審問等）及び第4号（立入検査）に限って処分の嘱託をすることができる（労審法第15条第2項）。

イ 嘱託を行う場合には、事前に嘱託を受けるべき審査官に連絡を行った上で、「審理のための処分の嘱託について」（審査様式第31号）を送付することにより行うこと。

審査様式第31号

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○労働者災害補償保険審査官 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○○ ○○ 官印

審理のための処分の嘱託について

本職は、本職に対する審査請求について、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第2項に基づき、下記の処分を嘱託します。

記

1 事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 嘱託する処分

参考人○○○○に対する審問

3 嘱託する理由

例 参考人○○○○は審査請求人の災害を現認しており、その審問が審理のために必要であるが、○○○○は現在○○県○○市に居住しており、健康上の理由から当地に出頭できないため。

ウ 嘱託を受けた審査官は、速やかに処分を行い、その結果について嘱託を行った審査官に報告すること。

(4) 処分に応じない場合の措置

ア 審理のための処分を行った場合に、この処分に応じない者、虚偽の陳述若しくは報告又は鑑定を行った者に対しては罰則の適用がある(労審法第 52 条及び第 53 条)。ただし、審査請求人及び労審法第 13 条第 1 項の規定により通知を受けた利害関係者はこの限りでない(労審法第 52 条ただし書及び第 53 条ただし書)が、これらの者が正当な理由なく審理のための処分に応ぜず、虚偽の報告を行うなど自ら審理を妨げるような場合には、審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる(労審法第 15 条第 5 項)。

イ 審査請求人がこれらの処分に応じない場合には、次の記載例のような督促状により期日を指定して督促すること。

督促は文書をもって行い、正当な理由なく当該処分に応じない場合には、審査請求を棄却することがある旨を付記すること。

審査様式第 27 号

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○○ ○○ 官印

審査資料の提出の督促について

平成○年○月○日付け○基審発第○○号をもって、貴殿の所持する下記物件の提出を依頼したところですが、未だ提出されておられません。

つきましては、平成○年○月○日までに本職に提出するよう督促します。

正当な理由なく当該処分(提出)に応じない場合は、労働保険審査官及び労働保険審査会法第 15 条第 5 項の規定に基づき、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しない場合があります。

記

1 事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 物 件

○○○○

3 資料収集に当たっての留意事項

(1) 基本的事項

ア 審理のための処分は、審査官の職権又は審査請求人等の申立てにより行われるものであるが、あくまでも「審理のための必要な限度」において行われるものであり、その必要性を十分に吟味した上で、原処分庁提出資料、審査請求人からの聴取書等の基本資料だけでは判断できない場合に限り、次の(2)に留意して時機を逸することなく実施すること。

イ 的確かつ効率的な処分を実施するため、事前に次の事項について十分に検討しておくこと。

- ① 審査請求書や意見陳述書により審査請求人の主張を的確に把握し、原処分に対する不服がどこにあるのか（例えば事実関係について争っているのか、医学上の因果関係について争っているのか、法令の適用解釈について争っているのかなど）、争点を明らかにすること。
- ② 原処分庁から提出された意見書、処分の根拠となった資料を精査し、調査が十分であるか、事実認定が妥当であるかなどを検討すること。
- ③ 上記により、調査実施の要否、方法、時期等を判断すること。
- ④ 証拠資料の散逸や廃棄のおそれも考えられるため、迅速な収集に留意すること。

ウ 意見書等の提出を求める場合には、必ず提出期日（原則として3週間）を定めておき、提出が遅れている場合は、適宜、督促を行うこと。

(2) 原処分庁提出資料及び審査請求人提出資料による判断

審査官の判断に必要な資料は、原則として原処分庁提出資料及び審査請求人提出資料とし、審査官段階における追加資料等の収集は、次のアからウのとおり、現状の証拠では心証形成が困難であるときに限る等、必要最小限にとどめること。

ア 原処分庁が主張している事項に裏付けがない場合

- ① 原処分庁の感覚的な記載について裏付けとなる客観的なデータがない場合
例えば原処分庁の意見書では「被災者の業務量は同僚と同程度である」と記載しているが、審査請求人の業務量や労働時間等と同僚の業務量や労働時間等の実態とを比較していない場合等
- ② 原処分庁の定量的な記載に裏付けとなる資料がない場合
例えば原処分庁の意見書では「被災者の時間外労働は2時間である」と記載しているが、これを裏付ける就業規則、タイムカード、賃金台帳等を収集していない場合等

イ 原処分庁の主張自体に明らかな矛盾がある場合

- ① 原処分庁の主張が添付している資料等と矛盾する場合
例えば原処分庁の意見書では「被災者の時間外労働は2時間である」と記載し

ているが、添付してある就業規則、タイムカードから時間外労働は4時間と判断される場合等

② 原処分庁の主張が経験則に合っていない場合

例えば原処分庁の意見書では「〇〇まで出張するのに、要する時間は30分である」と記載しているが、距離、制限速度等からみて妥当ではないと思われる場合等（この場合の多くは、原処分庁が主張している事項に裏付けのない場合にも該当する）

ウ 法令・認定基準等に係る審査請求人の主張であって、原処分庁の調査がなされていない場合

本来調査すべき要件について原処分庁の調査がなされなかった場合であり、例えば腰痛について審査請求人が非災害性の要因とともに、災害性の要因についても主張しており、その主張に根拠があるにもかかわらず、原処分庁がいずれか一方しか調査していない場合等

(3) 審査請求人以外の者から提出された資料の取扱い

審査請求人又は関係者を誹謗中傷するような、審査請求人及び関係者の権利利益が侵害されるおそれのある内容が記載されている資料については、審査資料として採用しないなど、その取扱いには十分に注意すること。

なお、その資料に審査官が心証形成する上で、必要と思われる内容が含まれている場合には、改めて聴取をするなど、必要に応じて対処すること。

4 審問

(1) 基本的事項

ア 審問とは、事実関係等を明らかにするため審査請求人又は参考人に質問し、その答弁内容を聴取することをいう。

審問に当たっては、平成6年9月本省補償課作成の「聴取書作成要領」の「Ⅱ聴取に当たっての留意事項」を参照するとともに、特に次の点に留意すること。

① あらかじめ、収集した資料に基づき、聴取すべき事項を整理しておくこと。特に原処分庁の調査不十分な点、判断の裏付けが不十分な点、原処分庁と審査請求人の主張が相違している点などを整理しておくことが重要である（争点整理）。

② 申立ての単なる聴取に終始することなく、証言内容の矛盾点の解明、他の参考人の審問によって発見された事実の裏付けなどをできる限り聴取するように努めること。

また、参考人の審査請求との関係、その事実を知った経緯、供述の様態や態度に矛盾や不明瞭な点がないかについて、留意すること。

なお、審査官段階における参考人からの審問は、原処分の調査の補足的な事項や矛盾点解明に関することで足りること。

- ③ 審理の公正を疑わしめるような誘導尋問等を行ってはならない。
 - ④ 「六何の原則」(いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのようにして行ったのか)に留意して、後日他の者が読んでも事実関係が明確に特定できるよう聴取、記録すること。
 - ⑤ 陳述者が直接経験した事実を述べた「直接供述」と他の者から聞いた事実を述べた「伝聞供述」とを明確に区別し、「伝聞供述」の場合、いつ、どこで、誰から聞いたかを明らかにしておくこと。
 - ⑥ 審問中に陳述者から資料の提出があり、これを聴取書の末尾に添付する場合には、資料提出の経緯がわかるよう聴取書中に記載すること。
- イ 審問の結果は、聴取書を作成し、陳述者に読み聞かせて誤りがないことを確認させ、署名押印又は指印(通常左示指)させること。
- なお、署名押印のない聴取書は、陳述者の同意がない限り、証拠能力がないとされていることに留意すること。
- また、聴取書冒頭の氏名欄を匿名とする聴取書は、作成しないこと。
- (2) 審査請求人に対する審問
- ア 審査請求人に対して審問を行う場合には、「来庁要求通知書」(審査様式第 17 号)により来庁を求めること。
- なお、審問に際しては、あらかじめ労審法第 15 条第 5 項に規定する事項について警告しておくこと。
- イ 審査請求人の陳述については、主張に関する事項と客観的な事実に関する事項とを明確に区別して聴取、記録すること。
- ウ 代理人が、審査請求人に対する審問に立ち会う旨申し出た場合には、拒否することができない。
- ただし、審問内容が審査請求人の見聞した事実関係に関する事項のみであって、代理人の同席が円滑な審問に支障を来すと予想される場合には、単独での審問を申し入れることは差し支えないこと。

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○○ ○○ 官印

来 庁 要 求 通 知 書

平成○年○月○日付けで貴殿よりなされた審査請求の審理のため、下記事項について確認する必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第1号の規定に基づき、通知します。つきましては、平成○年○月○日○時に○○労働局労働基準部労災補償課 ○○労働基準監督署

(所在地及び略地図別記)に来庁してください。

もし、当日ご都合が悪い場合には、事前に本職までその旨ご連絡ください。

なお、正当な理由なく来庁しない場合は、同法第15条第5項の規定に基づき、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しないことがあります。

記

1 事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 確認事項

平成○年○月○日の被災状況及び現在の症状、療養状況等について

3 持参するもの

印鑑

(3) 参考人に対する審問

ア 審査官段階における参考人からの聴取は、原則として次の場合に限り行う。

- ① 原処分庁が主張している事項について裏付けを要する場合
- ② 原処分庁の主張に明らかに矛盾があり、この矛盾の解消を要する場合
- ③ 法令・認定基準等の要件に係る審査請求人の主張であって、原処分庁の調査がなされていない場合等現状の証拠では心証形成が困難である場合

イ 参考人の選定に当たっては、偏りがないようにすること。

例えば審査請求人と所属事業場が対立関係にあるような場合に、同僚等多数の関

係者の中から一部を選定して参考人として審問するときには、審理の公正が疑われることのないよう、客観的な基準で参考人を選定すること。

ウ 審査請求人と参考人又は参考人相互の供述内容に大きな相違がある場合には、さらに他の参考人から審問を行うなどにより客観的な事実認定に努めること。

エ 参考人を審問しようとするときは、「来庁の依頼について」（審査様式第23号）により出頭を依頼すること。審問の場所は、局又は最寄りの署で行うことが望ましいが、やむを得ず事業場内で行う場合には、上司又は他の参考人の同席を避けて行うこと。

審査様式第23号

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○○ ○○ 官印

来 庁 の 依 頼 に つ い て

本職は、審査請求の審理のため、貴殿を参考人として下記事項について確認する必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第1号の規定に基づき、通知します。

つきましては、平成○年○月○日○時に

○○労働局労働基準部労災補償課

○○労働基準監督署

（所在地及び略地図別記）に来庁してください。

もし、当日ご都合が悪い場合には、事前に本職までその旨ご連絡ください。

記

1 事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 確認事項

審査請求人○○ ○○氏が平成○年○月○日被災した事故の状況について

5 物件等提出命令

(1) 概要

審査官は、文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して文書等の提出を命じ、又はこれを留め置くことができる（労審法第15条第1項第2号）。

文書等の提出命令は、あらかじめ「物件の提出について」（審査様式第26号）によって行う。ただし、文書等の所持者を参考人等として呼び出すときは、「来庁の依頼について」（審査様式第23号）に併記して差し支えなく、また、文書等の所持者が当該物件を持参のうえ出頭した場合には口頭で命令できる。

なお、提出された文書等を留め置く場合には、「提出物件預り証」（審査様式第28号）を当該文書等と引き換えに交付すること。

審査様式第26号

	○基審発第○○号 平成○年○月○日	
○○ ○○ 殿	○○労働者災害補償保険審査官 ○○ ○○ 官印	
物件の提出について		
本職は、審査請求の審理のため必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査 会法第15条第1項第2号の規定に基づき、貴殿の <table border="1"><tr><td>所持 保管</td></tr></table> する下記物件を平成○ 年○月○日までに本職にご提出願います。		所持 保管
所持 保管		
記		
1 事件の表示	○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件	
2 物件	○○ ○○に係る平成○年○月○日撮影のレントゲンフィルム	

提出物件預り証

平成〇年〇月〇日貴殿から提出された下記物件は、本職がお預かりいたします。

記

- 1 物件の表示 〇〇 〇〇に係る平成〇年〇月〇日撮影のレントゲンフィルム
- 2 返還予定日 平成〇年〇月〇日

平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇労働者災害補償保険審査官

〇〇 〇〇 官印

(2) 命令に当たっての留意事項

ア 文書等は保存年限等の関係もあり、廃棄、散逸のおそれがあるため、文書等の提出命令はできる限り早期に行うこと。

イ 客観的な資料の収集に努めること。

例えば被災労働者の時間外労働を把握しようとする場合は、事業主に時間数を記載させて報告させるのではなく、客観的に信頼し得る資料、すなわち出勤簿、タイムカード、賃金台帳等の提出を求めること。

6 鑑定

(1) 概要

鑑定とは、審査官の判断を補助させるために、特に高度な医学的知識を有する学識経験者等から、その専門的知識又はその知識を利用した判断を報告させることである。

鑑定の結果については、原則として書面によって報告させること。

なお、鑑定は「業務上外」の判断を求めるものではない（これは行政の責任によって決すべき判断である。）。

(2) 鑑定の依頼

ア 審査請求事件においては、原処分庁の医証及び審査請求人の医証が提出されている場合が多く、既に医証の収集は尽くされていると考えられることから、原則として、次の場合を除き新たな医証の収集はしないこと。

- (7) 原処分庁の提出した医証が前提とした事実と審査官が認定した事実が大きく異なっているなどにより、認定基準に該当するか否かの判断が異なってくる場合
- (イ) 疾病名や基礎疾患等の程度について争いがあり、業務と発症との医学的関連性以外の専門的事項について原処分庁と審査請求人の医証との間に対立がある場合
- (ウ) 認定基準が定まっておらず個別に判断するとされている場合、また、認定基準の内容が医学的に個別判断するとされているにとどまっている場合
- (エ) 認定基準が変更になった場合

(注) (7)の原処分庁の提出した医証が前提とした事実と審査官が認定した事実が大きく異なっている場合とは、例えば①原処分庁が医証の収集に当たって、被災者の時間外労働時間を20時間と認定しているが、審査官は被災者の時間外労働時間を50時間と認定した場合、②審査請求人が多くの症状を訴えているのに、原処分庁の採用した医証ではそのうちの一部しかみていない場合等をいう。

(イ)の基礎疾患の程度について争いがある場合とは、例えば①審査請求人側の医証では基礎疾患の程度は重篤ではなくいつでも発症しうる状態ではないと記載されているのに、原処分庁の医証では基礎疾患の程度が重篤でありいつでも発症しうる状態と記載されている場合、②審査請求人側の医証では「上肢に機能障害があり、肩関節の可動域角度が健側の1/2以下に制限されている」と記載されているのに、原処分庁の医証では「肩関節の可動域角度の制限はない」と記載されているような場合等をいう。

イ 審査官が審査請求人の主張等を踏まえた上で、可能な限り早期に（受理後直ちに）鑑定の必要性を判断すること。

ウ 鑑定により明らかにしたい点が明確化されていないと適切な鑑定結果が得られないことから、鑑定事項については、例えば医学的事項であれば、「業務との医学的因果関係」等依頼すべき鑑定事項が何であるかを検討し、明確化すること。

鑑定事項に応じて、ふさわしい鑑定人を選定した上で、鑑定事項の趣旨について説明し、事前に了解を得ること。

鑑定人の選出に当たっては、鑑定事項について権威があり、かつ、中立公正な立場にある専門家を選出するよう配慮することとし、必要に応じて地方労災医員等の助言を求めること。

エ 「鑑定の依頼について」（審査様式第25号）は、内容を整理し、簡潔かつ具体的に記述する必要があるが、次の点を踏まえた上で依頼を行うこと。

(7) 依頼する目的

鑑定人に対して鑑定を依頼する目的は、審査官が業務起因性の判断を行う前提として、例えば主治医の診断（検査所見等の判断根拠を含む。）に対する評価、業務との関連性等に関する医学的な判断を得ることである。

(イ) 依頼する時期

鑑定人に鑑定を依頼する時期は、審査請求事件に係る争点整理に基づく審問・調査が終了した時点で行うこととなるが、鑑定が必要と判断した事件については、原処分庁で依頼した医師を参考にして、鑑定依頼する医師を早期に確定するとともに、初動調査の段階から地方労災医員及び鑑定人に必要とされる医学的資料について相談する必要がある。

(ロ) 依頼方法

- ① 単に「業務上外について」という依頼では、業務上外の認定そのものを医師が行うような印象を与えることとなるので、当該労災請求に係る傷病と業務との間の医学的な関連性（可能性とその程度）について依頼すること。
また、その際には、判断の基礎となった医学的根拠（又は判断理由）についても併せて記述されるよう依頼すること。
- ② 原処分庁及び審査請求人から提出された医証について、医学専門用語、外国語で記載されている部分、表現や論旨等の不明な部分等があれば、それぞれ医師に照会して不明な点を解消しておくこと。
- ③ 原処分庁が意見書を依頼するに際して添付した資料を把握しておくこと。
- ④ 事件の概要をまとめた文書を作成すること。
- ⑤ できる限り鑑定人に面談して、事件の内容、問題点等を十分に説明すること。
- ⑥ 原処分庁、審査請求人の提出した医師の意見書の写しを添付した上、傷病名が明らかになるよう診療録等を添付して鑑定依頼をすること。
- ⑦ 原処分庁、審査請求人の提出した医師の意見及びそれぞれが前提とした事実、さらに審査官が認定した事実を原処分庁意見書添付資料を活用して一覧表にし、鑑定依頼をする事項を具体的にした上で行うこと。
なお、傷病名や基礎疾患の程度等に争いがあり、業務と発症との医学的関連性以外の専門的事項について原処分庁と審査請求人の医証との間に対立がある場合には、次の事項について鑑定依頼を行うこと。
 - a 被災者の基礎疾患の程度等について、対立している医証のうちどちらが医学経験則上妥当か。
 - b aについて、審査請求人に有利な鑑定意見の場合については、そのことを踏まえつつ、総合的に判断したときの業務と疾病との因果関係の程度。
- ⑧ 鑑定人が地方労災医員以外の医師で、労災保険に精通していない場合には、労災保険制度の概要、業務上外の認定の考え方、認定基準の内容等についても説明し、十分な理解を得るよう努めた上で鑑定を依頼すること。
- ⑨ 鑑定医については、局管理者が日頃から連携を保っておくことにより、鑑定の依頼等が円滑に行えるよう配慮すること。

(ハ) 依頼事項

鑑定人に対する具体的な依頼事項としては、一般的には次のものがある。

なお、依頼の根拠及び依頼時における留意事項は、次のとおりである。

① 疾病名の特定

例えば、主治医が、被災労働者の死亡の原因を「急性心不全」としている場合には、死亡した原因が具体的にどのような疾病によるものであるか（認定基準に掲げられている疾病に該当するか否か等）を確認する必要があるためである。

死亡診断書又は死体検案書、警察署及び消防署の回答文書等を提示すること。

② 発症の時期

業務上疾病の認定等では発症時期の捉え方次第で業務による心理的負荷や業務の過重性、有害因子のばく露状況等の評価に違いが生じるためである。

自覚症状に関する聴取書等を提示する。

③ 基礎疾患等との関連

既往歴や基礎疾患等がある場合には、疾病の発症との関連を明らかにする必要があるためである。

健康診断の記録等を提示すること。

④ 業務との関連性

疾病の発症が、有害因子へのばく露、過重な業務への従事等によるものかについての医学的な判断の必要があることによる。

なお、医学的因果関係の有無が断定し得ない場合には、医学的見地からみた業務との関連の可能性とその程度を確認する必要がある。

被災労働者の労働実態等に関する資料を提示する。

⑤ その他参考となる資料

(3) 鑑定後の対応

ア 鑑定意見が提出された場合、審査官は鑑定の結果を十分に尊重すべきであるが、これに必ずしも拘束されるものではないことから、単に結論のみにとらわれることなく、どのような根拠から、当該結論が導き出されたかについて評価を行い、当該結論の妥当性を判断すること。

イ 鑑定意見の医学専門用語、外国語で記載されている部分、表現や論旨等が不明確な部分等は、鑑定人、地方労災医員に説明を受けるなどして必ずその意味を確認すること。

ウ 審査官は、上記の結果、必要があると認めるときには、他の鑑定人に再度鑑定を依頼すること。

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○○ ○○ 官印

鑑定の依頼について

本職は、審査請求の審理のため必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号の規定に基づき、鑑定を依頼します。

なお、鑑定費用に関しては同封の審査費用請求書を各2通作成の上、本職あてご送付願います。

記

1 事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 確認事項

審査請求人○○○○の現在の傷病状態

3 提出期限

平成○年○月○日

4 添付資料

平成○年○月○日付け○○病院主治医○○医師意見書

平成○年○月○日○○病院○○医師撮影のレントゲンフィルム○葉

平成○年○月○日、○○○○に係る災害の発生状況について

7 立入検査

(1) 概要

審査官は、直接、事件に関係のある事業場やその他の場所に立ち入り、事業主や関係労働者に質問したり、帳簿、書類、その他の物件を実地に検査することができる（労審法第15条第1項第4号）。この立入検査の場所、物件については特段の制限等はなく、審査請求人や事業主の自宅も含まれると解されるが、審理のために必要とされる範囲内においてなされるべきものであることはいうまでもない。この立入検査によって検査した物件については、その場で口頭によってその所有者、所持者等に対して提出を命じ、かつ、それを留め置くこともできる。

(2) 事前の準備

- ア 立入検査を行う場合には、あらかじめ、調査すべき事項の検討、現場の状況の把握、説明を受けるべき関係者の選定など限られた時間内に効率的な調査が行えるよう十分な準備を行うこと。
- イ 審査官は、事業場等関係場所に立ち入る権限を有しているが、円滑な検査を図るため、可能な限り立入先の了解を得るよう努めること。
- ウ 審査請求人、利害関係者等の申立てにより立入検査を行う場合には、申立人に立ち会う機会を与えるため、日時、場所等を通知する（労審法第15条第4項）。
参与は、立入検査の処分を申し立てることはできるが、立ち会う権利を有しないので、参与が立ち会うことを求めた場合には、事前に連絡して立入先に了解を得ておく必要がある。了解が得られないときは、参与に立会いができない旨伝えること。
- エ 写真撮影や計測等を行う場合で、他の職員の補助を必要とするときは、事前に関係職員等に連絡し調整しておくこと。

(3) 検査の実施

- ア 検査中は、公正な態度の保持に努め、結論めいた言動は厳に慎むこと。
- イ 立入先の事情を考慮して、効率的な調査を心掛けること。
- ウ 「労働者災害補償保険審査官証票」（規則様式第6号）を携帯し、必ず提示すること。

規則様式第6号

第 号	平成 年 月 日 交付	労働者災害補償保険審査官証票
労働者災害補償保険審査官		
氏		
名		

厚生労働省印

(4) 検査実施後の処理

- ア 立入検査の結果については、調査書を作成し、記名押印すること。検査の過程で関係者から陳述を得た場合は、必ず聴取書を作成し、陳述者に読み聞かせた上、陳述者とともに署名押印すること。
- イ 立入検査の過程で物件等を提出させてこれを留め置く場合は、「提出物件預り証」（審査様式第 28 号）を提出者に交付すること。

8 受診命令

(1) 概要

受診命令は、審査官が他の既存の資料のみによっては事件の判断が困難であると認められる場合に医学的判断資料を得る目的で行うものであり、審査官が受診機関、医師を指定して行うものであること。

命令に当たっては、受診の趣旨を被命令者に説明し、円滑な運用が行われるよう留意すること。

(2) 命令に当たっての留意事項（「6 鑑定」P.74 参照）

ア 的確な診断意見書が提出されるように診断を依頼する医師に対して、あらかじめ診断事項等について十分な説明を行うとともに、必要に応じて診療機関の医事担当者に対しても説明を行うことにより、円滑な診断がなされるよう配慮すること。

イ 命令に当たっては、あらかじめ被命令者に受診命令の趣旨等について十分に説明した上で、「受診の命令について」（審査様式第 30 号）により行うこと。

ウ 受診命令が正当な理由なく拒否されたときは、他の資料を十分に検討した上で、決定の心証を得られれば判断を下し、心証を得られなければ、受診命令を拒否したことをもって棄却の決定を行うこともやむを得ない。

エ 受診命令の結果、医師から意見書等が提出された場合は、鑑定に準じて取り扱うこと。

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○○ ○○ 官印

受診の命令について

本職は、審査請求の審理のため必要がありますので、下記により医師の診断を受けるよう労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第5号の規定に基づき、通知します。

なお、正当な理由なく、この診断を忌避した場合は、同法第15条第5項の規定に基づき、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しないことがあります。

記

1. 事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

2. 診断を受ける診療機関

名称 ○○病院

所在地 ○○県○○市○○町○丁目○番地

3. 診断を受ける医師

氏名 ○○ ○○

4. 診断項目

現存する障害の状態について

5. 受診日時

平成○年○月○日○時

なお、受診に要した費用は、本職から直接診療機関に支払います。

9 資料の閲覧等

(1) 閲覧の申出に対する対応

原処分庁から提出された資料や審査官が収集した資料等（以下「資料」という。）について、審査請求人及び利害関係者から当該本人に係る資料の閲覧の申出があった場合の取扱いについては、労審法上には規定がなく、また、労災法第39条は、審査請求の取扱いに関し、処分庁から提出された書類等の閲覧について規定した行審法第33条

第2項の適用を除外している。

その一方で、平成17年4月1日から個人情報保護法が全面施行され、「行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報」についての開示請求権が規定されたことから、審査請求人及び利害関係者から当該本人に係る資料の閲覧の申出があった場合には、個人情報保護法により開示請求ができる旨を説明すること。

なお、情報公開法においては、特定個人を識別できる情報の開示により個人の権利・利益を害すると考えられる情報は不開示情報に当たると規定されており、情報公開法による開示請求では、資料の大部分は開示できないことが考えられることから、審査請求人及び利害関係者からの当該本人に係る資料の閲覧の申出に対して、同法による開示請求について説明することは適切でないので留意すること。

(2) 裁判所等からの文書提出命令等への対応

平成13年12月1日から「民事訴訟法の一部を改正する法律（平成13年法律第96号）」が施行され、民事訴訟における文書提出義務規定の拡充が図られた結果、その提出により公共の利益を害し又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれのあるものを除き、公務文書の提出を拒むことができないとされている。また、これを受けて、平成14年3月13日付け基発0313008号「裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いについて」（P.253参照）及び平成18年11月22日付け基総発第1122001号「裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について」（P.256参照）が発出されたことから、裁判所等から文書提出命令等がなされた場合には、これらの通達等に基づき、対応すること。

なお、裁判所等から審査官に文書提出命令等があった場合において、当該文書に監督署長から提出された文書（乙号証）が含まれている場合、対象文書については監督署長が保険給付に関する決定を行う上で収集した資料であり、その保持者は監督署長となることから、裁判所等にその旨を説明し、改めて監督署長に対して文書提出命令等をするよう依頼すること。

Ⅶ 参与からの意見聴取

1 概要

参与は、審査官に対して審査請求事件につき意見を述べることができるとされており、審査官は、決定に当たってはその意見を尊重しなければならないこととされている（労審令第8条第1項）。

この参与の意見を、審査官がどのような方法、形式で徴するかについては特段の定めはなく、聴取方法等については審査官の裁量に委ねられている。

2 参与会

(1) 参与会の性格

参与会は、審査官が各参与に個別に面談して意見聴取するよりも、参与が一堂に会する場で意見聴取を行った方が効率的であるとして便宜的に開催されているものである。

したがって、参与会は参与から意見を聴取するための場であって、審査請求事件について、参与と審査官が合議をして判断を下す場ではない。

(2) 参与会の日程

あらかじめ、年間又は四半期ごとなどの参与会開催計画を作成し、参与会の日程を踏まえた事務処理を進めること。

なお、参与会開催の日程の調整が困難な場合には持ち回りで意見を徴するなどの方法を講じることに配慮して、参与会の日程のために決定が遅れることのないようにすること。

(3) 参与会の運営

参与会は、参与から意見聴取する場であることから、その構成は基本的には参与と審査官からなるが、局の労災補償課長等も同席していることから、参与会で参与から審査請求事件に関連した法令、通達等の解釈や行政取扱等について説明を求められたときは、局の労災補償課長や労災補償監察官等が答えること。

なお、局の労災補償課長や労災補償監察官等は、原処分庁の代理人ではないので、原処分庁の正当性を主張する意見を述べることなどのないように留意すること。

3 参与会への提出資料

審査官は、決定書（案）を作成し、同（案）から主文及び結論部分を除いたものを参与に資料として提出し、証拠資料等は、必要に応じて閲覧に供することで差し支えないこと。

4 参与会での意見聴取の結果資料

審査官は、各参与から意見聴取した結果を事件ごとにまとめて資料を作成することとし、資料の内容は意見の要旨及び結論のみで差し支えなく、簡潔なものとする。

VIII 審査請求事務の終了

1 概要

(1) 審査請求事務の終了事由

審査請求の事務は、通常、決定がなされることにより終了する。また、次のような事由が生じたときも終了する。

ア 審査請求人が審査請求を取り下げた場合（労審法第 17 条の 2）

イ 審査請求人が死亡（審査請求人が法人の場合は、その法人が消滅）したが、その地位を承継する者がいない場合

ウ 労災法第 38 条第 2 項の規定により、審査請求受理後 3 か月を経過し、かつ、審査官の決定がない場合であって審査請求人が再審査請求を行った場合

これらの場合、特に審査請求事務の終了を宣言する必要はないが、既に関係者に対し受理通知を行っている場合には、原処分庁、利害関係者及び参与に対してその旨を通知すること（審査様式第 13 号。承継に関する取扱いは「V 本案審理 11 審査請求手続の受継」P. 61 参照）。

(2) 審査請求事務の終了に伴う文書の返還

ア 審査官は、決定をしたときは、速やかに事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない（労審法第 21 条の 2）。また、上記(1)アからウの事由によって審査請求事務が終了したときも同様であること。

この場合、その後の争いを避けるために、「提出物件受取証明書」（審査様式第 29 号）を徴しておくこと。

なお、再審査請求が予想される事件については、返還するときに、当該文書等の写しを作成し、編てつ、保管しておくこと。また、(1)ウの事由によって審査請求事務が終了したときは、下記イにも留意すること。

審査様式第29号

〇〇労働者災害補償保険審査官

〇〇 〇〇 殿

提出物件受取証明書

平成〇年〇月〇日提出した下記物件は、平成〇年〇月〇日、確かに返還され、受領したことを証明する。

記

物件名 平成〇年〇月〇日撮影の〇〇 〇〇に係るX線写真

平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇印

イ 上記(1)ウの場合（審査官の決定前に再審査請求がなされたとき）には、審査官が既に収集している資料であって、審査官が作成したもの及び審査官が職権により審査請求人以外の医師等の第三者から収集したものについては、「IX 審査請求に伴うその他の事務処理 7 審査官の審査会への対応」（P.120 参照）に準じて審査会へ送付すること。また、審査請求人から提出された資料については、必ず審査請求人の意向を確認した上で、審査請求人が審査会への送付を求めた場合には当該資料等を審査会へ送付し、返還を求めた場合には速やかに審査請求人に返還すること。

なお、審査官が職権により既に証拠収集のために事業場、医師等に作成・提出を依頼していて未だ提出がないものについては、当該依頼文の写しを審査会に提出すること。また、その後、当該証拠資料が審査官に提出されたときには、これを返戻することなく、速やかに審査会へ送付すること。

2 審査請求の取下げ

(1) 方式

審査請求人は、決定があるまでは、いつでも、審査請求を取り下げることができる（労審法第17条の2第1項）。

取下げは審査官に対してなされるものであり、原処分庁に取下げ書を提出しただけでは効力を生じない。

なお、原処分庁が審査官に取下げ書の取次ぎを行うことは差し支えないこと。

取下げは、「審査請求取下げ書」（審査様式第33号）によって行わなければならない（労審法第17条の2第2項）。

取下げ書には、労審令第15条の2第1項に掲げる事項を記載させ、審査請求人（審査請求人が法人であるときは代表者）又は代理人に記名押印させなければならない。代理人によって取下げをする場合は、取下げ書に委任状を添付させなければならない（労審令第15条の2第2項）。

(2) 取下げ通知

審査官は、審査請求が取り下げられたときは、その旨を原処分庁、利害関係者及び参与に文書で通知しなければならない（労審令第15条の2第3項）。

(3) 取下げの効果

審査請求が取り下げられると、審査請求は最初からなかったものとみなされる。したがって、取下げが原処分のあったことを知った日の翌日から60日以内であれば、審査請求人が再び審査請求をすることはできるが、60日後であれば再度の審査請求はできない。また、再審査請求もできない。

(4) 取下げのみなし

審査請求人は、審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないときは、審査会に再審査請求をすることができる（労災法第38条第2項）が、この再審査請求がなされたときは、当該審査請求は取り下げられたものとみなされる（労審法第17条の2第3項）。

取下げの通知については、上記(2)に準じて、原処分庁等に行うこと（具体的な事務処理については、「X 決定を経ずに再審査請求された事件の事務処理」P.122参照）。

審査様式第33号（労審令第15条の2）

[審査請求取下げ書]

審査請求人	氏名又は名称	〇〇 〇〇
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
事件の表示	〇〇〇〇に係る〇〇補償給付不支給処分取消審査請求事件	
<p>上記のとおり審査請求の^{全部}_{一部}を取り下げます。</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>〇〇労働者災害補償保険審査官</p> <p>〇〇 〇〇殿</p> <p>審査請求人</p> <p>(代理人) 〇〇 〇〇 ㊟</p>		

審査様式第13号

〔原処分庁 利害関係者 参 与〕	〇基審発第〇〇号
	平成〇年〇月〇日
〇〇 〇〇殿	
	〇〇労働者災害補償保険審査官
	〇〇 〇〇官印
審査請求手続の終了について	
本職に対する下記の審査請求については、平成〇年〇月〇日付けで審査請求人から審査請求の取下げの申出があり、審査請求手続が終了しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第15条の2第3項により準用される同令第15条第4項に基づき、通知します。	
記	
1 事件の表示	
平成〇年〇月〇日付け〇〇〇〇に係る〇〇補償給付不支給処分取消審査請求事件	

3 決定

(1) 概要

決定は、審理が決定するに熟したとき、すなわち審理を尽くしたと審査官が判断したとき速やかに文書によって行うものである。

決定の態様としては、次の二つがある。

ア 全部決定

一つの審査請求事件において決定されるべき事項に関する審理がすべて決定するに熟した場合には、審理を終結して全部決定を行う。審査請求が併合されたときの全部決定の数は一つであり、一つの決定書により行われる。ただし、審査請求を分離したときは、決定は各分離した審査請求ごとに行うものである。

イ 一部決定

審査官は、審査請求事件の一部についてまず決定をすることが手続を進める上で好都合であり、かつ、それが可能な状態になったときは、全部の決定に先立って一部決定を行うことができる（労審令第16条）。一部決定は、数個の審査請求が併合されているときで、その一部の審査請求に関する審理について決定するに熟し、かつ、その一部の審査請求に対する判断が他の部分の審査請求に対する判断と全く独

立に行うことができる場合に限られる。

(2) 決定の種類

ア 審査請求却下の決定

要件審理により審査請求を不適法として却下する場合（「IV 要件審理 2 不適法な審査請求と却下決定」P.39 参照）のほか、審理中に原処分庁が自ら当該原処分を取り消した場合に、審査請求人が審査請求を取り下げないときは、対象となる処分が存在しなくなったとして、審査請求却下の決定をする。

イ 審査請求棄却の決定

原処分が違法でない認められるときには、審査請求棄却の決定を行う。審査請求棄却の決定は、あくまでも原処分が違法でないことを理由として行うものであって、労審法第15条第5項の適用がある場合は別として、審査請求人の居所不明等の事由があったとしても、それだけの理由では審査請求を棄却できない。

ここでいう「違法」とは、行政処分が法令に違反していることをいう。

ウ 原処分取消の決定

原処分が違法であると認められるときは、その処分を取り消す旨の決定を行う。

ただし、違法な処分であっても、その結果、審査請求人に有利となっている場合には、不利益変更禁止の原則により取り消し得ない（下記「(3) 決定の範囲」参照）。

審査請求に係る数個の原処分の一部が違法であると認められるときは、その原処分についてのみ取り消す旨の決定を行う。これは、取り消される原処分が審査請求の内容からみて分割することができる場合に限られる。

(3) 決定の範囲

ア 不告不理の原則

審査官は、審査請求の範囲を超えて決定することはできない（不告不理の原則）。審査請求の範囲は取消しを求める原処分の範囲内に限られ、審査請求の趣旨として表現されるものである。

例えば審査請求人が、治ゆ認定に関連して、療養補償給付の支給継続を求めて審査請求をした場合には、既に支給した障害補償給付の額については、審査請求の対象となっていないので、たとえ治ゆ認定に誤りがあり、障害補償給付の支給も取り消されるべきであるとしても、この点について審査し、決定することはできず、療養補償給付に関する処分に限定して決定しなければならない。

しかしながら、審査請求の趣旨に対する判断に当たっては、審査請求人の申し立てる審査請求の理由に拘束されることはない。例えば療養補償給付の不支給処分について、原処分の理由が、審査請求人が労働者でないということであり、審査請求の理由も審査請求人が労働者であるということに限られている場合、この点について原処分の労働者でないとの理由が誤っている場合であっても、審査官が当該災害を他の理由（例えば因果関係がない）により業務外のものであると認定すれば、そ

の理由により原処分を維持し、審査請求を棄却して差し支えない。

イ 不利益変更の禁止

審査請求は、行政救済の手段たる性格をもつことから、審査官は審査請求人に不利益となるような取消決定はできないこと（不利益変更の禁止）。

例えば審査請求人の受けた障害補償給付に関する処分（障害等級第12級）が、障害等級第14級に該当するものと判断されても、原処分の取消決定はできず、棄却の決定をなし得るのみであること。

(4) 決定の基礎

審査官は、決定するに当たり、審査請求人や原処分庁が提出した資料及び労審法第15条の規定によって自ら収集した資料に基づき、いかなる事実をいかなる証拠に基づいて認定したかを明確にしなければならず、この事実認定を基礎とし、法令（その行政解釈は、通常通達等に示されている。）を適用して、決定を行うものである。

なお、請求人等が加工した提出資料をそのまま使用することなく、タイムカード、同僚の証言等の証拠に基づき、事実を具体的に明らかにしなければならない。

4 決定書の作成要領について

(1) 決定書の記載事項

決定書には、次に掲げる事項を記載しなければならない（労審法第19条、労審令第17条）。

ア 審査請求人の氏名又は名称及び住所

代理人等については、法定記載事項とはなっていないが、審査請求人の氏名及び住所と併せて記載すること。

① 審査請求が代理人によってなされたものである場合は、当該代理人の氏名及び住所も併記すること。

なお、多数の代理人が選任されている場合における代理人の表示は、代表者が選任されているときには当該代表者を、代表者が選任されていないときには、代表者の選任を求めた上で代表者として選任された者を代理人代表として表示し、その他の代理人に関しては、「その他〇〇名」と表示することとして差し支えない。

(記載例)

「 審査請求人	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇
審査請求代理人 代表	〇〇県△△市〇〇町〇〇番地 △△ △△」

② 審査請求人が死亡し、承継人が受継した場合には、決定書の名宛人が当初の審査請求人の承継人であることを明らかにすること。

(記載例)

「 審査請求人 ○○県○○市○○町○○番地
○○ ○○
(前審査請求人 ㊦○○△ ○△ 被承継人) 」

③ 利害関係者がある場合は、当該利害関係者の住所及び氏名も併記すること。

(記載例)

「 審査請求人 ○○県○○市○○町○○番地
○○ ○○
利害関係者 ○○県○○市△△町○○番地
○○ △△ 」

イ 原処分をした行政庁

原処分をした行政庁とは、業務災害又は通勤災害に関する保険給付の処分をした署長又は二次健康診断等給付の処分をした局長であり、これらの行政庁を記載すること。

(記載例)

「 原処分をした行政庁 ○○労働基準監督署長 」
又は
「 原処分をした行政庁 ○○労働局長 」

ウ 審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所

エ 労審法第 13 条第 1 項の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所

オ 主文

審査官が判断した結論を簡潔に記載すること。

① 却下の場合

(記載例)

「 本件審査請求を却下する。 」

② 棄却の場合

(記載例)

「 本件審査請求を棄却する。 」

③ 取消しの場合

(記載例)

「 ○○労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで審査請求人に対してなした労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による○○給付に関する処分を取り消す。 」

「 ○○労働局長が平成○年○月○日付けで審査請求人に対してなした労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による二次健康診断等給付に関する処分を取り消す。 」

④ 一部取消しの場合

（記載例）

「 ○○労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで審査請求人に対してなした労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による○○給付に関する処分のうち、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間について支給しないとした部分を取り消し、その余の部分に係る審査請求は棄却する。 」

「 ○○労働局長が平成○年○月○日付けで審査請求人に対してなした労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による二次健康診断等給付に関する処分のうち、○○に係る部分を取り消し、その余の部分に係る審査請求は棄却する。 」

カ 理由

記載する事項及びその内容については、後記「(2) 決定書の「理由」の記載事項」のとおりである。

キ 決定の年月日

ク 審査官の職名、氏名、印（職名は「○○労働者災害補償保険審査官」である。）

原本には私印を用いる（労審令第 17 条）。

謄本には官印を用いる。

ケ 審査会に対して再審査請求をすることができる旨及び再審査請求期間並びに国に対して審査官の決定の取消しを求めることができる旨及び出訴期間

審査官の決定は、要式行為であるので決定書に要式違反がある場合には、その程度によって法律上当然に無効となるか又は有効ではあっても取り消すべきものとされることもあり得る。したがって、法令に規定された前記アからケまでの事項については、必ず記載しなければならない。例えば主文の記載漏れの場合は、法律上無効となるので、決定書の再作成が必要となる。

○基審第○号

決 定 書

審査請求人

○○県○○市○○町○○番地
○○ ○○

原処分をした行政庁

○○労働基準監督署長（又は○○労働局長）

上記審査請求人に係る審査請求事件につき、当労働者災害補償保険審査官は次のとおり決定する。

主 文

（本件審査請求を棄却する。）

理 由

第1 審査請求の概要

1 審査請求の趣旨及び経過

(1) 趣旨

（審査請求の対象となった原処分を明示し、当該処分を取り消す決定を求める旨を記載する。）

(2) 経過

（災害発生状況、原処分決定理由及び審査請求に至る経過を簡潔に記載する。）

2 審査請求の理由

（請求人の主張を争点が明らかになるよう簡潔に記載する。）

3 原処分庁の意見

（原処分庁の処分の理由を争点が明らかになるよう簡潔に記載する。）

4 争点

（争点を簡潔に記載する。）

5 審査資料

（審査に当たり採用した証拠（ただし、請求人が提出したものはすべて記載する。）を整理して記載する。）

6 参与の意見

（参与の意見を結論部分のみ記載する。）

第2 判断

1 判断の要件

（争点に対する判断基準が明らかになるよう、認定基準などの骨子を記載する。）

2 認定した事実と結論

(1) 認定した事実

(判断の要件に合致するか否かの結論を導く上で必要最小限の認定をした事実とその証拠を明らかにして記載する。)

(2) 結論

(認定した事実を判断の要件と比較して、簡潔に記載する。)

よって、主文のとおり決定する。

平成〇年〇月〇日

〇〇労働者災害補償保険審査官

〇〇 〇〇 官印

この決定（以下「本件決定」という。）に不服があるときは、この決定書謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（東京都港区芝公園1丁目5番32号労働委員会会館内。以下「審査会」という。）に再審査請求することができる。

再審査請求の趣旨は、本件決定の取消しを求めるものではなく、監督署長（又は労働局長）が請求人になした処分（以下「処分」という。）の取消しを求めるものである。

本件決定の取消しの訴えは、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。以下同じ。）、本件決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（決定があった日から1年を経過した場合を除く。）。

処分の取消しの訴えは、国を被告として、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。

(2) 決定書の「理由」の記載事項

決定書の「主文」の理由を示す部分である。主文の内容である結論に至る審査官の論理的な判断の過程を記載するものであり、その構成は、以下のとおりとする。

第1 審査請求の概要

1 審査請求の趣旨及び経過

(1) 趣旨

(2) 経過

2 審査請求の理由

3 原処分庁の意見

4 争点

5 審査資料

6 参与の意見

第2 判断

1 判断の要件

2 認定した事実と結論

(1) 認定した事実

(2) 結論

(3) 「理由」の記載事項についての説明

ア 趣旨

審査請求の対象となった原処分を明示し、審査請求人が求める審査請求の内容を簡潔・明瞭に記載すること。

障害補償給付に関する事件では、原処分をどのように表現するかについて、次のとおり2種類あるので留意すること。

① 障害補償給付の等級変更を求める場合には、「障害補償給付の支給に関する処分の取消しを求めるということにある。」となる。

② 障害補償給付の不支給決定の取消しを求める場合には、「障害補償給付を支給しない旨の処分の取消しを求めるということにある。」となる。

(記載例)

「審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、〇〇労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してなした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による療養補償給付を支給しない旨の処分の取消しを求めるということにある。」

「審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、〇〇労働局長(以下「労働局長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してなした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による二次健康診断等給付を支給しない旨の処分の取消しを求めるということにある。」

イ 経過

原処分の原因となった災害の発生状況等を具体的に記載するとともに、原処分庁が原処分をした理由及びその後審査請求人が審査請求をするに至った経緯を簡潔・明瞭に記載すること(災害の発生状況等については、「認定した事実」の事項において詳細に記載される場合もあり、そのようなときには同項との重複を避けるべく必要最小限の事実関係の記載にとどめること。)

(記載例)

「請求人(昭和〇年〇月〇日生、男)は、〇〇市〇〇(所在地表示)の株式会社〇〇自動車学校に運転技能指導員として勤務していたが、平成〇年〇月頃腰痛を訴え、△△市〇〇(所在地表示)の〇〇整形外科医院に受診したところ、「腰痛症、腰椎椎間板症」と診断された。

請求人は、当該疾病の発症は業務によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した当該疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、本件審査請求に及んだものである。」

また、複数の審査請求を併合する場合は、本欄の末尾に、定型的に次のように記載する。

(記載例)

「当審査官は、これらの各審査請求について、併合して審理する必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第14条の2の規定により、これらを併合することとしたものである。」

さらに、審査請求人が決定を待たずして死亡し、承継人が当該審査請求を受け継いだ場合には、本欄の末尾に、定型的に次のように記載する。

(記載例)

「なお、請求人〇〇〇〇は、平成〇年〇月〇日死亡したので、請求人の長男である〇〇〇〇が、本件審査請求を受け継いだものである。」

ウ 審査請求の理由

原処分が取り消されるべきとする審査請求人の理由を記載することとし、原則として、原処分庁意見書(写)を示して行った聴取内容から要約して記載する。

ただし、審査請求人が審査請求の理由等の聴取に応じなかった場合や審査請求人が審査請求書に記載された審査請求の理由以上の主張を行わなかった場合などは、審査請求書に記載された審査請求の理由の記載内容を要約して記載する。

また、要約に当たっては、次の「原処分庁の意見」と照らし合わせ、争点が明らかとなるよう留意し、定型的に次のような書き出しとすること。

(記載例)

「請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

(以下、理由の記載) 」

エ 原処分庁の意見

原処分の理由を原処分庁の意見書から要約して簡潔に記載する。要約に当たっては、上記の「審査請求の理由」と照らし合わせ、争点が明らかになるよう留意し、定型的に次のような書き出しとすること。

(記載例)

「 監督署長（労働局長）は、請求人の審査請求を棄却するとの決定を求める旨の意見書を提出し、その理由として、要旨、次のとおり述べている。

（以下、理由の記載） 」

オ 争点

上記の「審査請求の理由」及び「原処分庁の意見」の対立点について、簡潔に記載すること。

(記載例)

「 本件の争点は、請求人の疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。 」

「 本件の争点は、請求人に残存する障害が、障害等級第〇級を超えるものと認められるか否かにある。 」

カ 審査資料

(7) 提出（収集）資料は、いつ、誰が作成又は提出したものを明確にするとともに、原則として審査に証拠として採用したもののみを記載すること。ただし、審査請求人提出資料及び受診命令による資料は必ず記載すること。

(イ) 審査請求人提出資料を甲号証、原処分庁提出資料を乙号証、審査官収集資料を丙号証に区分した上で、それぞれ表題、日付、号証番号を記載すること。その際、提出資料については、原則として、次の順で号証番号を整理すること。

a 保険給付請求書

当該審査請求事件に関する請求書を先にし、その他の請求書については様式番号順とし、同種の請求書については過去のものから時系列に整理すること。また、保険給付請求書の添付書類（死亡診断書・死体検案書等）は、当該請求書に合わせて整理すること。

b 調査復命書

(a) 当該審査請求事件に関する調査復命書

最終的な（決定に係る総括とする）調査復命書を先にし、その他は過去のものから時系列に整理すること。

(b) その他の調査復命書

争点の判断に証拠として採用したその他の調査復命書は、復命書ごとに過去のものから時系列的に整理すること。

c 医証（診断書、意見書、鑑定書、診療録等）

種類、作成者ごとに区分し、それぞれ過去のものから時系列に整理すること。

なお、医証に係る提出依頼文書は各医証の前に整理すること。

【医証の記載順の例】

- ① 障害補償給付支給請求書裏面記載の診断書
- ② 上記①の診断書を作成した医師作成の意見書及び提出依頼文書
- ③ 上記②の医師が所属する医療機関における他の医師作成の意見書及び提出依頼文書
- ④ 初診医療機関の医師作成の意見書及び提出依頼文書
- ⑤ その他、治療・検査を受けた医師作成の意見書及び提出依頼文書
- ⑥ 地方労災医員等作成の意見書及び提出依頼文書

d その他の資料

資料の種類ごとに整理すること。

また、審査請求人や関係者から提出された題名のないメモや書簡については、記載されている内容から判断して、「〇〇〇〇と題する文書」などと記載すること。

なお、審査請求人及び関係者の権利利益が侵害されるおそれのある資料については、その取扱いに十分に注意すること。

【審査資料の記載順の例】

例1

請求人は業務上の事由により負傷したとして平成○年2月12日付けで療養補償給付請求書及び休業補償給付請求書を○○労働基準監督署長へ提出。調査の結果、請求人の負傷は業務上の事由によるものとは認められないとして、平成○年4月10日付けで不支給決定を行う。請求人は当該処分を不服として平成○年4月26日付けで審査請求を行ったとする例。

審査資料

本件の審査資料は、次のとおりである。

- | | |
|---|-------|
| (1) 請求人が提出した資料 | |
| ア 請求人が提出した申立書（平成○年5月8日付け） | 甲第1号証 |
| (2) 原処分庁が提出した資料 | |
| ア 療養補償給付たる療養の給付請求書写 | 乙第1号証 |
| イ 診療費請求内訳書（○○病院・平成○年1月分）写 | 乙第2号証 |
| ウ 療養補償給付等不支給決定通知（平成○年4月10日付け）写 | 乙第3号証 |
| エ 休業補償給付支給請求書写 | 乙第4号証 |
| オ 休業補償給付等不支給決定通知（平成○年4月10日付け）写 | 乙第5号証 |
| カ 療養及び休業補償給付実地調査復命書（平成○年4月4日付け
厚生労働事務官○○○○作成）写 | 乙第6号証 |
| キ 請求人からの聴取書（平成○年2月20日付け厚生労働事務官
○○○○作成）写 | 乙第7号証 |
| ク ○○病院A医師あての意見書の提出依頼書（平成○年2月22
日付け）写 | 乙第8号証 |
| ケ ○○病院A医師意見書（平成○年3月5日付け）写 | 乙第9号証 |

- | | | |
|---------------------|--|--------|
| コ | 〇〇病院B医師あての意見書の提出依頼書（平成〇年3月11日付け）写 | 乙第10号証 |
| サ | 〇〇病院B医師意見書（平成〇年4月2日付け）写 | 乙第11号証 |
|
(3) 当審査官が収集した資料 | | |
| ア | 請求人からの聴取書（平成〇年5月8日受付） | 丙第1号証 |
| イ | 〇〇病院C医師あての意見書の提出依頼書（平成〇年5月7日付け）写 | 丙第2号証 |
| ウ | 〇〇病院C医師作成の意見書（平成〇年5月29日受付） | 丙第3号証 |
| エ | 〇〇病院診療録写 | 丙第4号証 |
| オ | 〇〇病院のエックス線写真
平成〇年3月14日撮影のエックス線写真（2葉）
平成〇年1月 7日撮影のエックス線写真（2葉）
平成〇年2月12日撮影のエックス線写真（1葉）
平成〇年4月15日撮影のエックス線写真（1葉） | 丙第5号証 |
| カ | 審理調書（平成〇年6月7日当審査官作成） | 丙第6号証 |
| キ | 地方労災医員D医師あての意見書の提出依頼書（平成〇年6月3日付け） | 丙第7号証 |
| ク | 地方労災医員D医師作成の意見書（平成〇年6月13日付け） | 丙第8号証 |

例2

請求人は業務上の事由により負傷し、治療を行った結果、平成○年7月2日付けで治癒した。請求人は、治癒後身体に一定の障害が残存するとして、平成○年7月10日付けで障害補償給付請求書を○労働基準監督署長へ提出。調査の結果、請求人に残存する障害の程度は、障害等級には該当しないものとして、平成○年10月22日付けで不支給決定を行う。請求人は当該処分を不服として平成○年11月1日付けで審査請求を行ったとする例。

審査資料

本件の審査資料は次のとおりである。

(1) 請求人が提出した資料

- | | |
|------------------------------|-------|
| ア 請求人が提出した申立書（平成○年11月1日付け） | 甲第1号証 |
| イ ○○病院A医師作成の診断書（平成○年11月8日付け） | 甲第2号証 |

(2) 原処分庁が提出した資料

- | | |
|---|-------|
| ア 障害補償給付支給請求書写 | 乙第1号証 |
| イ 同上裏面記載の診断書（平成○年7月5日付け○○病院B医師作成）写 | 乙第2号証 |
| ウ 障害補償給付等不支給決定通知（平成○年10月22日付け）写 | 乙第3号証 |
| エ 障害認定調査復命書（平成○年10月15日付け厚生労働事務官○○○○作成）写 | 乙第4号証 |
| オ 請求人からの聴取書（平成○年7月18日付け厚生労働事務官○○○○作成）写 | 乙第5号証 |
| カ △△病院C医師あての意見書の提出依頼書（平成○年7月20日付け）写 | 乙第6号証 |
| キ △△病院C医師作成の意見書（平成○年8月10日受付）写 | 乙第7号証 |
| ク △△病院C医師あての意見書の提出依頼書（平成○年8月20日付け）写 | 乙第8号証 |
| ケ △△病院C医師作成の意見書（平成○年9月14日受付）写 | 乙第9号証 |

- コ □□整形外科D医師作成の意見書（平成○年12月1日付け）写 乙第10号証
- サ ▽▽県立▽▽病院E医師作成の意見書（平成○年1月31日付け）写 乙第11号証
- シ 地方労災医員F医師あての意見書の提出依頼書（平成○年9月20日付け）写 乙第12号証
- ス 地方労災医員F医師作成の意見書（平成○年10月10日付け）写 乙第13号証

(3) 当審査官が収集した資料

- ア 請求人からの聴取書（平成○年11月12日当審査官作成） 丙第1号証
- イ ○○病院A医師あての意見書の提出依頼書（平成○年11月15日付け）写 丙第2号証
- ウ ○○病院A医師作成の意見書（平成○年12月5日付け） 丙第3号証
- エ ◎◎大学付属病院整形外科G医師あて鑑定依頼書（平成○年12月7日付け）写 丙第4号証
- オ ◎◎大学付属病院整形外科G医師作成の鑑定書（平成○年12月21日付け） 丙第5号証

例3

被災者は業務上の事由により死亡したとして、請求人は平成○年3月21日付けで遺族補償年金請求書を○○労働基準監督署長へ提出。調査の結果、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、平成○年6月19日付けで不支給決定を行う。請求人は当該処分を不服として平成○年7月1日付けで審査請求を行ったとする例。

審査資料

本件の審査資料は次のとおりである。

(1) 請求人が提出した資料

- | | |
|--|-------|
| ア 意見陳述書（平成○年7月8日付け請求代理人作成） | 甲第1号証 |
| イ 同上添付の診断書（平成○年7月8日付け○○町国民健康保険病院A医師作成） | 甲第2号証 |

(2) 原処分庁が提出した資料

- | | |
|--|-------|
| ア 遺族補償年金支給請求書写 | 乙第1号証 |
| イ 死亡診断書（平成○年3月11日付け△△県立△△病院B医師作成）写 | 乙第2号証 |
| ウ 遺族補償給付等不支給決定通知（平成○年6月19日付け）写 | 乙第3号証 |
| エ 実地調査復命書（平成○年6月14日付け厚生労働事務官○○○○作成）写 | 乙第4号証 |
| オ 実地調査復命書（平成○年12月2日付け厚生労働事務官△△△△作成）写 | 乙第5号証 |
| カ 請求人からの聴取書（平成○年3月25日付け）写 | 乙第6号証 |
| キ 会社関係者Cからの聴取書（平成○年4月3日付け）写 | 乙第7号証 |
| ク △△県立△△病院D医師あての意見書の提出依頼書（平成○年4月1日付け）写 | 乙第8号証 |

- ケ △△県立△△病院D医師作成の意見書（平成○年4月24日受付）写 乙第9号証
- コ □□総合病院E医師あての意見書の提出依頼書（平成○年4月10日付け）写 乙第10号証
- サ □□総合病院E医師作成の意見書（平成○年5月10日付け）写 乙第11号証
- シ □□総合病院E医師あての意見書の提出依頼書（平成○年5月12日付け）写 乙第12号証
- ス □□総合病院E医師作成の意見書（平成○年5月13日付け）写 乙第13号証
- セ 地方労災医員F医師あての意見書の提出依頼書（平成○年5月27日付け）写 乙第14号証
- ソ 地方労災医員F医師作成の意見書（平成○年6月10日付け）写 乙第15号証
- タ タイムカード写（○○株式会社 平成○年4月8日提出）写 乙第16号証
- チ 賃金台帳写（○○株式会社 平成○年4月8日提出）写 乙第17号証
- ツ 救急車の出動状況について（照会）（平成○年4月10日付け）写 乙第18号証
- テ 救急車の出動状況について（回答）（平成○年4月26日付け）写 乙第19号証
- ト ○○株式会社概要（○○株式会社 平成○年4月8日提出）写 乙第20号証
- (3) 当審査官が収集した資料
- ア 請求人からの聴取書（平成○年7月8日当審査官作成） 丙第1号証
- イ 関係労働者Gからの聴取書（平成○年7月22日当審査官作成） 丙第2号証

キ 参与の意見

参与全員の意見の結論部分のみを記載すること。参与の意見が分かれた場合には、その旨を記載することとし、定型的には次のように記載すること。

(記載例)

「 参与は全員が「棄却」相当との意見であった。 」

「 参与のうち3名は「棄却」相当、他の1名は「取消し」相当との意見であった。 」

ク 判断の要件

争点に対する判断基準を記載する。

各種疾病又は障害についての業務上外又は障害等級に関する認定基準等が定められている場合には、認定基準等は、「別紙のとおり」と記載し、添付すること。

ケ 認定した事実

判断の要件に合致するか否かの結論を導く上で必要最小限の事実（できるだけ一次資料を用いること。それを取りまとめた調査復命書等は、原処分庁が調査した部分を除いては二次資料となるので、その利用に当たっては注意が必要である。）を認定した事実として、その根拠（審査資料の号証番号）を明らかにした上で判断の根拠として採用したものだけを記載すること。ここで、認定した事実とは、審査官が「事実である」との心証を得た事実のことである。

関係者や各種資料で内容が一致しているものは、原則としてそのまま認定してよいが、判断に当たって重要な点で審査請求人の主張する事実、原処分庁の調査、同僚その他の関係者の申述等が一致しない場合の取舍選択に当たっては、審査請求人側と原処分庁側の調査、同僚等関係者の発言を比較衡量し、経験則によって何が合理的かを判断して、事実を確定し、その理由と根拠を簡潔・明瞭に記載すること。

また、判断に直接関係のない事実については記載する必要はない。しかし、事実の全体像を明らかにするなどの必要がある場合は、間接事実であっても認定して記載することとして差し支えない。例えば障害等級の争いにおいては、残存する障害の程度そのものが本題であるが、災害発生状況も併せ認定しておくことで当該残存障害に関する認定（残存障害部位の確定）に説得力を持たせることができる。

医師の意見書（医証）については、簡潔・明瞭に要旨を記載すること。医師の自筆の意見書には、専門用語、外国語等の判読しがたい文言が多々あるが、その場合には当該医師に必ず照会して不明な点を明らかにするとともに、照会した事跡を文書化しておくこと。

複数の医師の意見書が争点に関して対立している場合であって、いずれかの意見書を採用するときには採用した理由、また採用しない意見については採用しない理由を簡潔・明瞭に記載すること。

例えば「A医師は「請求人の基礎疾患の程度は相当に重篤であり、いつ発症して

もおかしくない程度であった。」としているが、発症当時の請求人の基礎疾患の状態は証拠上明らかではなく、いつでも発症しうる状態であったことを結論づける根拠が明らかでないため採用できない。災害時の状況、審査請求人の症状の経過からみると、B医師が「災害時の状況、症状の経過からみると、すぐに発症する程ではなかった。」としているのは妥当と考える。」のように記載すること。

定期健康診断の結果やじん肺の診断書での検査結果等については、主要な項目を選んで表にまとめるものとする。関節の運動範囲などについても、必要に応じて表にまとめるものとする。

なお、聴取書等における申述者の氏名は記載せず、「主治医」、「専門医」、「地方労災医員」、「事業場関係者」などの記述にとどめること。

コ 結論

「認定した事実」を受けて、「判断の要件」に合致しない（あるいは合致する）理由を簡潔に要約し、結論を述べること。棄却決定の場合、請求人の主張・意見を採用しなかった理由を可能な限り簡潔・明瞭に記述すること。最後部は、定型的に次のように記載すること。

「よって主文のとおり決定する。

平成〇年〇月〇日

〇〇労働者災害補償保険審査官

〇〇 〇〇 官印」

(4) 教示

決定書には、①労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨及び再審査請求期間（労審法第19条第2項）、②原処分又は審査官の決定の取消しを求める訴訟の被告とすべき者、出訴期間及び③原処分に対する取消しの訴えは、原処分についての再審査請求に対する裁決を経た後でなければできない旨（行訴法第46条第1項）を教示しなければならない。

再審査請求が審査官の決定の取消しを求めるものと誤認されることのないよう、また、審査官の決定の取消しを求める訴訟が、署長（又は局長）が請求人に対してなした処分の取消しを求める訴訟と誤認されることのないよう、教示の内容を次のとおりとする。

この決定（以下「本件決定」という。）に不服があるときは、この決定書謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（東京都港区芝公園1丁目5番32号労働委員会会館内。以下「審査会」という。）に再審査請求することができる。

この再審査請求の趣旨は、本件決定の取消しを求めるものではなく、監督署長（又は労働局長）が請求人になした処分（以下「処分」という。）の取消しを求めるものである。

本件決定の取消しの訴えは、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣

となる。以下同じ。)、本件決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(決定があった日から1年を経過した場合を除く。)

処分の取消しの訴えは、国を被告として、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。

ただし、原処分を全部取り消す決定をした場合には、審査請求人がその決定の理由に不服であっても再審査請求をすることができず、また、審査官の決定及び原処分について、取消しを求める訴えの利益がないことから取消訴訟を提起することができないため、決定書に教示をする必要はないこと。

なお、原処分を一部取り消す決定をした場合及び審査請求を却下する決定をした場合には、上記のとおり教示の必要があること。

(5) 訂正印、頁間の割印

決定書の語句はできる限り訂正しないよう努めるべきであるが、やむを得ず訂正する場合には、訂正印を押すこと。また、各頁間には、割印を押すこと。訂正印、割印については、原本には審査官の私印を用い、謄本には官印を用いること。

なお、謄本の各頁間の割印は省略しても差し支えない。

5 決定の効果

(1) 決定の効力の発生

ア 決定は、決定書の謄本が審査請求人(代理人を選任している場合は、代理人)に送付された(到達した)時に効力を生ずる(労審法第20条第1項・第2項)。

イ 審査官は、決定書の謄本を審査請求人及び労審法第13条第1項の規定により通知を受けた者に、送付しなければならない(労審法第20条第4項)。

なお、代理人がいる場合には、代理人に送付すること(代理人が複数である場合の取扱いについては、第1部の「IV 審査請求手続 3 代理人(1)ウ」P.18参照)。

送付に際しては、決定書の謄本に必ず謄本である旨の表示をし、かつ、審査官が原本と相違ないことを証明しなければならない。

(例)

この謄本は原本と相違ないことを認証する。 平成〇年〇月〇日 〇〇労働者災害補償保険審査官 〇〇 〇〇 官印
--

決定書の謄本は、「配達証明」郵便で送付するものとし、封筒の表には「審査請求決定書在中」と朱書すること。

ウ 審査請求人が決定書の受領を拒否した場合には、行審法による審査手続において決定書が既に行政庁の処分不服がある者に送付され、その知りうべき状態におかれた以上は、決定書の受領が拒否されたとしても、決定書は送達したものと取り扱われていることから、当該受領拒否の事実を疎明する客観的資料（受領拒否により郵便局から返却された郵便物（受取人が郵送物の受領を拒否した旨の事実を示す付箋が貼付されているもの）及びその旨の処理経過を残すことで足りるものであること）。

エ 決定の送達は、審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によってすることができる（労審法第 20 条 2 項）ことになっているが、最大限審査請求人の所在の確認に努めること。それでもなお、審査請求人に決定書を送付することができないときは、公示の方法により決定の送達を行うこと。

公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を原処分をした署の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載する。この場合においては、掲示した日の翌日から起算して 2 週間を経過した時に、決定書の謄本の送付があったものとみなされる（労審法第 20 条第 3 項）。この官報掲載の事務は、次の要領（昭和 43 年 9 月 3 日付け基発第 571 号、P. 223 参照）によって行うこと。

① 掲載の依頼は、「審査請求事件に係る官報掲載について」（審査様式第 34 号）により、都道府県労働局長、厚生労働省労働基準局長を経由して行うこと。

封筒左下欄に「補償課労災保険審査室審査係あて」と朱書すること。

② 公示年月日については、記入しないこと。

③ 掲載依頼文書と原稿とは別葉にし、掲載依頼文書は 1 通、原稿文書は 4 通を厚生労働省労働基準局長あて送付すること。

1 度に 2 件以上の公示送達を依頼する場合は、原稿は公示送達ごとに作成すること。

送付に当たっては、参考のため、決定書（写）、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）及び審査請求人の所在を調査した結果を添付すること。

審査様式第34号

○基審発第○○号

平成○年○月○日

厚生労働省労働基準局長 殿

○○労働局長

審査請求事件に係る官報掲載について

今般、平成○年○月○日付け審査請求人に対して別添により決定書の謄本を送達したところ、所在不明につき返戻されました。

つきましては、労働保険審査官及び労働保険審査会法第20条第2項及び第3項の規定に基づき公示送達をしたく、下記により官報掲載の手続きをとっていただくようお願い申し上げます。

記

- 1 審査請求人 ○○ ○○
- 2 審査決定年月日 平成○年○月○日
- 3 掲載原稿文例 別紙のとおり
- 4 所在調査結果

- ④ 掲載された官報は、当該審査請求事件の一件書類として、官報と原稿を照合のうえ保存すること。
- ⑤ 掲載原稿文例は、次例のとおりとし、誤字脱字のないよう明確に作成すること。
なお、1行の文字は22文字とすること。

掲載原稿文例

<p>公 示 送 達</p> <p>(注 1) ◎◎県◎◎市◎◎町◎◎丁目◎番地◎号 ◎◎ ◎◎</p> <p>(注 2) 上記の者に送達すべき平成○年○基審第○○号 (注 3) に関する決定書の謄本は、○○県○○市○○町○ 丁目○番地○号合同庁舎○階○○労働局内○○労働者災害補償保険審査官△△ △△が保管し、いつでも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。</p> <p>労働保険審査官及び労働保険審査会法第 20 条 第 2 項及び第 3 項の規定により公示する。 (注 4) 平成○年○月○日 (注 5) ○○労働者災害補償保険審査官 △△ △△</p> <p>(備考) 決定の主文及び年月日 (注 6) 1 決定主文 「本件審査請求を棄却する。」 2 決定年月日 平成○年○月○日</p>
--

(注意事項)

- (注 1) 決定書に記載された審査請求人の住所及び氏名（氏と名の間を一字あける）を記載すること。住所については、できるだけ詳しく建物の名称まで記載すること。
- (注 2) 審査請求事件の番号を記載すること。
- (注 3) 謄本を保管している者を具体的に示すため、局所在地、審査官の氏名（氏と名の間を一字あける）を記載すること。
- (注 4) 官報には掲載日が入り、その日が公示日となるが、掲載原稿には空欄としておくこと。
- (注 5) 決定をした審査官の氏名を記載すること。
- (注 6) 決定書の決定主文及び決定年月日を記載すること。

(2) 決定の効力

- ア 決定は、審査請求人及び原処分庁のみならず、労審法第 13 条第 1 項の規定により通知を受けた利害関係者を拘束する（労審法第 21 条）。

審査官は、決定が行われた後に審査請求人に有利な新たな事実を発見したとしても、その決定を自ら取り消すことはできない。

イ 原処分を取り消すとの決定によって、原処分庁は決定理由に示された判断を尊重し、改めて処分をし直さなければならない。

6 決定の変更及び更正

審査官は、決定に法令の違反があることを発見したときは、その決定書の謄本が審査請求人に送付された後 2 週間に限り、変更の決定をすることができる。ただし、決定を変更するために審理のための処分をする必要があるときは、変更できない(労審法第 22 条)。

審査官は、決定に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、申し立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。決定の更正の申立ては、労審則第 8 条に規定された様式第 10 号の書面をもってしなければならない。

審査官は、決定を更正したときは、審査請求人、原処分庁及び労審法第 13 条により通知をした利害関係者及び参与に更正された決定書の謄本を送付しなければならない(労審令第 18 条第 5 項)。この場合、「決定の更正について」(審査様式第 32 号)により通知すること。

なお、再審査請求等に関する教示については、決定書において既に行っているため、改めて教示しないこと。

労審法第 22 条 (決定の変更等)

決定の変更及び更正については、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 256 条第 1 項(変更の判決)及び第 257 条第 1 項(更正決定)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは「審査官」と、「判決」とあるのは「決定」と、同法第 256 条第 1 項中「その言渡し後 1 週間以内」とあるのは「その決定書の謄本が審査請求人に送付された後 2 週間以内」と、「弁論」とあるのは「審理のための処分」と読み替えるものとする。

民訴法第 256 条 (変更の判決)

裁判所は、判決に法令の違反があることを発見したときは、その言渡し後 1 週間以内に限り、変更の判決をすることができる。ただし、判決が確定したとき、又は判決を変更するため事件につき更に弁論をする必要があるときは、この限りでない。

②、③ (略)

民訴法第 257 条 (更正決定)

判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申し立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

② (略)

審査様式第32号

〇〇〇〇殿	〇基審発第〇〇号 平成〇年〇月〇日
	〇〇労働者災害補償保険審査官 〇〇〇〇 官印
決定の更正について	
	(注1) (注2)
平成〇年〇月〇日付けで本職が行った〇〇〇〇に係る〇〇補償給付不支給処分審査請求の決定書については、下記のとおり更正しますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第18条第5項の規定に基づき、更正した決定書の謄本を添えて通知します。	
記	
例1 決定書8頁11行18字目23°を24°と改める。	
例2 決定書13頁3行3字目と4字目の間に(写)を加える。	
例3 決定書21頁5行7字目から13字目までを削除する。	

(注意事項)

(注1) は、審査請求人の氏名

(注2) は、処分の種類

なお、決定後に審査官が交替した場合には、決定をした審査官の事務を引き継いだ審査官が更正を行うこととなるが、この場合の決定書の署名押印をする部分については、前任者が異動等の事情により署名等ができない旨を記して、後任の審査官が署名押印を行うこと。

審査様式第32号 (審査官が交替した場合)

	○基審発第○○号 平成○年○月○日
○○○○殿	○○労働者災害補償保険審査官 (注1) ○○○○ 官印
決定の更正について	
	(注2) (注3)
平成○年○月○日付けで○○労働者災害補償保険審査官○○○○が行った○○○ (注4)	
○に係る○○補償給付不支給処分審査請求の決定書については、下記のとおり更正しますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第18条第5項の規定に基づき、更正した決定書の謄本を添えて通知します。	
記	
例1 決定書8頁11行18字目23°を24°と改める。	
例2 決定書13頁3行3字目と4字目の間に(写)を加える。	
例3 決定書21頁5行7字目から13字目までを削除する。	

(注意事項)

- (注1) は、更正をした後任の審査官の氏名
- (注2) は、決定をした前任の審査官の氏名
- (注3) は、審査請求人の氏名
- (注4) は、処分の種類

[更正決定した決定書]

よって主文のとおり決定する。	
平成○年○月○日	
	○○労働者災害補償保険審査官 (注1) ○○ ○○
(注2)	
○○労働者災害補償保険審査官○○ ○○は、異動(又は退職)のため押印することができない。	
	○○労働者災害補償保険審査官 (注3) ○○ ○○ 官印

(注意事項)

- (注1) は、決定をした前任の審査官の氏名
- (注2) は、決定をした前任の審査官の氏名
- (注3) は、更正をした後任の審査官の氏名

7 不作為についての不服申立て

審査官が労災法第38条第1項の規定に基づく審査請求に対して、相当の期間内に決定をしないときは、その不作為について、審査請求人は審査官に対する異議申立て又は厚生労働大臣に対する審査請求のいずれかの不服申立てをすることができる（行審法第2条第2項及び第7条）。

審査請求人から適法な異議申立てがあった場合は、申立てがあった日の翌日から起算して20日以内に決定するか又は決定が遅れていることの理由を文書をもって示さなければならない（行審法第50条第2項）。

なお、異議申立てが不適法である場合は、異議申立ては却下されることとなる（行審法第50条第1項）。

不作為についての不服申立ては、不作為状態が続く限り、いつでも不服申立てをすることができるので、このような事件が発生しないよう、第一審である審査官は、審査請求事件のより一層の公正・迅速な処理に努めること。

8 「義務付け訴訟」及び「仮の義務付けの申立て」について

平成17年4月1日に改正行訴法が施行され、行政庁が処分又は裁決すべき旨を命ずることを求める「義務付け訴訟」及び「仮の義務付けの申立て」等の新たな救済制度が設けられた。

「義務付け訴訟」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきであるにもかかわらず、これがなされていない場合にその処分又は裁決をすべき旨を命じるものであり、「仮の義務付けの申立て」とは、義務付け訴訟の提起があった場合において、一定の要件を満たしたときに、当該訴訟の本案判決を待たずに裁判所は、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることができるものである。

このことから、審査官が審査請求を受理し、相当期間内に決定を行わないため、原処分の取消しの決定を義務付ける訴えが提起され、その訴えを認容する義務付け判決がなされた場合には、審査官はその判決に拘束されることとなり、取消しの決定をしなければならない。

また、義務付け訴訟の提起があった場合において、原処分の取消し決定を求める旨の仮の義務付けの申立てがなされた場合には、裁判所は、決定をもって仮に行政庁がその取消しを決定すべき旨を命じることができ、その場合は、審査官は仮の措置として、原処分の取消しの決定をしなければならないこととなるので（行訴法第37条の5）、その取扱いに十分に留意するとともに、審査請求事件の迅速な処理に努めること。

Ⅹ 審査請求に伴うその他の事務処理

1 整理・保存

審査官は、決定した審査請求事件の関係書類及び審査請求手続の記録を取りまとめてこれを編てつすること。

そのつづりには、「審査請求事件綴表紙」（審査様式第 38 号）を付し、事件番号、審査請求人の氏名、受理通知年月日等を記載し、決定を行ったときは、決定の主文を記載すること。

審査官は、審査請求の受理後速やかに事件の争点整理を行い、以後の審理の実施計画を具体的に定めた審査請求処理計画の作成及び処理の事跡を「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）に必ず記載するとともに、進ちよく状況に応じて同計画を見直すこと。また、別に「審査請求文書受付・送付簿」（審査様式第 36 号）を備え、審査請求関係文書の受付・送付年月日等を記録すること。

文書の保存については、次のような事態が生じた場合を除いて局の文書保存規程により保存すること。

① 再審査請求に及んだ事件

再審査請求の裁決日の属する年度の翌年度の初日から文書保存規程の保存年

② 訴訟に及んだ事件

判決の確定日の属する年度の翌年度の初日から文書保存規程の保存年

③ 同一請求人による別の審査請求、再審査請求及び訴訟に及ぶことが予想される場合又は及んだ場合

決定日、裁決日又は判決の確定日若しくは審査請求期間の徒過した日の年度の翌年度の初日から文書保存規程の保存年（別の争訴が終結するまで）

審査様式第 38 号

[審査請求事件綴表紙]

事件番号	〇〇年-〇〇〇
事件の表示	〇〇補償給付不支給処分取消審査請求事件
審査請求人	〇〇 〇〇
原処分をした行政庁	〇〇労働基準監督署長
利害関係者	なし
参与	(労働者側) 〇〇 〇〇 (使用者側) 〇〇 〇〇 (労働者側) 〇〇 〇〇 (使用者側) 〇〇 〇〇
原処分のあった年月日	平成〇年〇月〇日
原処分のあったことを知った日	平成〇年〇月〇日
審査請求受付年月日	平成〇年〇月〇日
受理年月日	平成〇年〇月〇日
受理通知発送年月日	平成〇年〇月〇日
決定年月日	平成〇年〇月〇日
決定書の謄本を送付した日	平成〇年〇月〇日 (配達証明受付番号〇〇〇)
決定の主旨	本件審査請求を棄却する。
原処分の要旨	平成〇年〇月〇日請求の〇年〇月〇日～〇年〇月〇日の間 (〇〇日) の休業補償給付請求については、治ゆ後の休業期間に係る請求であることから、不支給とする。
備考	再審査請求の 有 無

2 報告

審査官は、審査請求事件の「審査請求処理計画・処理経過簿」(審査様式第 37 号)を作成し、毎月、労災補償課長に報告すること。

本省に対して、平成 22 年 3 月 29 日付け労災保険審理室長事務連絡「「審査請求文書受付・送付簿」の電子化様式について」(P. 279 参照)に基づき、「審査請求文書受付・送付簿」(審査様式第 36 号)を提出すること。

3 審査請求の費用

審査請求に要する費用は、これを徴しない。

4 審理のための処分に関する証人等の旅費、鑑定料等

(1) 出頭命令者及び旅行命令権者

審査請求を受けた審査官は、当該審査請求に係る審理を行うため必要な限度において、審査請求人、参考人及び鑑定人等（以下「証人等」という。）に対して出頭を求めることができる（労審法第 15 条第 1 項）。この場合、審査官は、あらかじめ旅行命令権者（原処分を行った署を管轄する局長）に証人等の資格、氏名その他必要な事項を通知するものとし、旅行命令権者は、これに基づき当該出頭命令に係る旅行依頼を行い（旅費法第 4 条第 1 項）、国家公務員等の旅費支給規程別表第一（甲）による旅行依頼簿に所要事項を記載の上、当該旅行者に提示するものとする。ただし、旅行依頼簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭又は書面により旅行依頼を行うことができる（旅費法第 4 条第 4 項、同規程第 4 条）。この場合、事後に速やかに旅行依頼簿に記載する等の事務を行うこと（旅費法第 4 条第 5 項）。

なお、証人等が単独歩行困難である等により付添人が必要である場合には、付添人に対しても旅費が支給できることに留意すること。

(2) 請求手続

旅費等の支給を受けようとする者は、「審査費用（旅費）請求書」（審査様式第 40 号）、又は「審査費用（意見書料 鑑定料 審査資料作成実費）請求書」（審査様式第 41 号）に必要な事項を記入し、官署支出官（局長）に提出しなければならない。他局の審査官に対し、労審法第 15 条第 2 項により処分の囑託をした場合、その処分について要した費用は、処分の囑託を受けた審査官の属する局の官署支出官（局長）に対して請求すること。

なお、審査関係に伴う諸経費の支出に当たっては、別表「審査関係諸経費支出科目一覧表」によること。

別表

審査関係諸経費支出科目一覧表

区 分	根拠条文等	予算科目		備 考
		項	目	
参与の報酬	労審法第5条	業務取扱費	諸謝金	○予算の範囲内において支給
参与の参与会への出席旅費	労審法第13条第2項	〃	委員等旅費	
鑑定人に対する鑑定料	労審法第15条第1項第3号 同令第14条第3項 同則第5条第3項	〃	諸謝金	○基発第479号 H8.7.24 1件当たり (一般的な医学的事項) 20,000円 (特に高度な医学的事項) 50,000円
鑑定に伴う諸費用	労審法第15条第1項第3号 同令第14条第4項 同則第5条第4項	〃	障害等級等認定庁費	○エックス線写真を作成する費用、諸検査費その他診断上の費用
鑑定人又は参考人等の出頭旅費	労審法第15条第1項第1号 同条第2項 同条第1項第3号 同令第14条第1項 同則第5条第2項	〃	証人等旅費	
鑑定を受ける者等に対する旅費	労審法第15条第1項第5号 同令第14条第4項 同則第5条第4項	〃	〃	○基発第353号 S45.5.7 ○労審則第5条第1項の額
審査請求人又は代理人等の出頭旅費	労審法第15条第1項第1号 同条第2項 同令第14条第1項 同則第5条第1項	〃	〃	〃

(続)

区 分	根拠条文等	予算科目		備 考
		項	目	
医師に対する 意見書料	労審法第15条第1項 第5号	業務取扱費	障害等級等 認定庁費	○基発第479号 H8.7.24 1件当たり (一般的な医学的事項) 20,000円 (特に高度な医学的事項) 50,000円
診断に伴う 諸費用	労審法第15条第1項 第5号 同令第14条第4項 同則第5条第4項	〃	〃	○エックス線写真を作成する費用、諸検査費その他診断上の費用等(実費)
受診命令に 伴う旅費	労審法第15条第1項 第5号	〃	証人等旅費	○基発第353号 S45.5.7 ○労審則第5条第1項の額

※区分欄の「等」には付添人が含まれる。

5 労災保険専門調査員の活用

審査請求件数の増加とその内容の複雑化等の状況を踏まえ、審査請求の迅速な処理を図る観点から、審査官が行う事務のうち一定の事項（原処分庁提出資料の点検、鑑定依頼の文書等の作成、審査官の作成した決定書案の編集作業等）を補助させるため、労災保険専門調査員を配置しているため、審査官は、その設置の趣旨を十分に理解の上、活用を図ること。

また、その活用については「労災保険専門調査員の配置について」（平成20年3月31日地発第0331016号基発第0331023号、P.263参照）の運営細目等によることとするが、労災保険専門調査員はあくまでも審査官の事務を補助するものであって、労審法上の審査官の職権に係る事務（関係者からの聴取等、労審法第15条の審理のための処分等）まで行えるものではないことに留意すること。

なお、労災保険専門調査員の採用に当たっては、専門性の高い審査請求事件の一部を担当することから、労災保険制度、審査業務等に精通した適任者を選任すること。

6 再審査請求の受付事務

再審査請求は、審査請求と同様、再審査請求人の住所を管轄する署長又は原処分庁を経由してすることができるほか、決定した審査官（労災法第38条第2項による決定を経ない再審査請求の場合は、審査請求がなされている審査官）を経由してすることができる（労審令第23条）、審査請求とは異なり、口頭で行うことができず、文書により行わなければならない（労審法第39条）。

再審査請求を受け付けたときは、その受付時期を明らかにした上で、速やかに審査会あて送付すること。

7 審査官の審査会への対応

再審査請求が審査会で受理されると、審査会は、労審法第40条の規定により関係者に対し受理の通知を行うが、これと同時に、再審査請求事件に係る決定を行った審査官の属する局の局長に対し、審査官の所持する当該事件に関する証拠物件を送付するよう求める（労審法第46条第1項第2号）ので、その場合には関係物件を遅滞なく送付すること。

関係物件の送付に当たっては、関係者からの聴取書等の個人情報に記載されている資料については、例えば「取扱注意」と記して別途資料一覧を添付するなど、他の資料と区分すること。

また、関係者が、匿名を強く希望している資料送付については、特に注意すること。

なお、資料のうち、審査に用いなかった資料（審査請求人提出資料を除く。）は送付しないこと。

その他、再審査請求に関し審査会から依頼される事項については、できるだけ便宜を図

ること。

審査官から審査会に提出する証拠資料については、次の区分により取りまとめて審査会に送付すること。

- 請求人の提出資料・・・・・・・・・・「甲号証」
- 監督署長の提出資料・・・・・・・・・・「乙号証」
- 審査官が収集した資料・・・・・・・・・・「丙号証」

この場合、監督署が意見書に添付する資料と重複しないよう、原処分庁の提出資料を局に提出させ（局長が原処分庁である場合を除く。）、局で確認・調整の上、審査官の提出資料と併せて審査会に提出すること。

X 決定を経ずに再審査請求された事件の事務処理

1 対象となる審査請求

労災法第 38 条第 2 項に基づく再審査請求（審査請求後 3 か月が経過しても決定がない場合に行われる審査官の決定を経ない再審査請求。以下「未決定の再審査請求」という。）がなされた審査請求事件を対象とする。

2 「審査請求後 3 か月」の期間について

当該期間は、審査官が適法な審査請求を受理した日の翌日から起算する。したがって、審査請求を受け付けて補正を命じている期間については、請求人側の責に帰すべきものであり、ここでいう「3 か月」の期間には算入しないものである。

また、期間計算については、法律に特段の定めがないことから、民法の期間計算に準ずることとなる（民法第 140 条及び第 143 条）が、これについて一例を示すと下記のとおりである。

例 (3 か月満了日)

5 月 20 日受理 → 8 月 20 日

※ 翌日の 21 日から起算して 3 か月後の応当日の前日（8 月 20 日）の終了をもって 3 か月が経過したこととなる。

3 具体的な事務処理について

(1) 請求人からの申出

請求人の再審査請求の意思が明らかに表明された場合には、審査官は「労働保険再審査請求書」（規則様式第 3 号の 2）に記載するよう指導し、この請求書が提出されたときには、速やかに審査会あて送付すること。また、審査官ではなく署で受け付けをした場合には、当該署は、審査官にその旨を速やかに連絡するとともに、「労働保険再審査請求書」（規則様式第 3 号の 2）は当該署から審査会に送付されることとなる。

(2) 審査会からの受理通知について

労働保険再審査請求書が審査会において受理され、局長あての受理通知が審査会から到達するまでの間、審査官は通常の事件と同様に審理を継続するが、審査会から受理通知が到達した場合には、通知に記載された審査会の受理日をもって自動的に審査官に対する審査請求が取り下げられたものとみなす（労審法第 17 条の 2 第 3 項）ことから、審査官は審理を中止し、審査会への引継ぎ等の事務に移行すること。

(3) 関係機関等への通知等

通常の取下げ事件と同様に、取下げの旨を原処分庁、利害関係者及び参与に通知するとともに、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）に経緯を記録して

事実経過を明確にしておくこと。

(4) 審査会への引継ぎ処理

審理のために審査官が収集した審査資料については、原則として写しを審査官の手元に保管し、その原本を遅滞なく審査会へ送付することとなるが、その際、請求人から提出された資料については、請求人の同意を受けておくことが必要であり、もし、請求人の同意を得られないときには、これを請求人に返戻して、審査会には代わりにその写しを送付すること。

なお、医証等の資料の作成、提出を既に依頼している場合で、審査会への引継ぎ資料の送付日までにこれらの資料が得られなかった場合は、当該資料の代わりにその依頼文等を入手予定年月日等を記入して送付し、後日資料が提出されたときには速やかに追加送付すること。

(5) 審査請求の受理等と審査会における処理との関係

ア 審査会は、審査官が受け付けていない審査請求事件、又は審査官が受付をしたが受理していない審査請求事件が再審査請求された場合には、不適法な再審査請求として却下する。

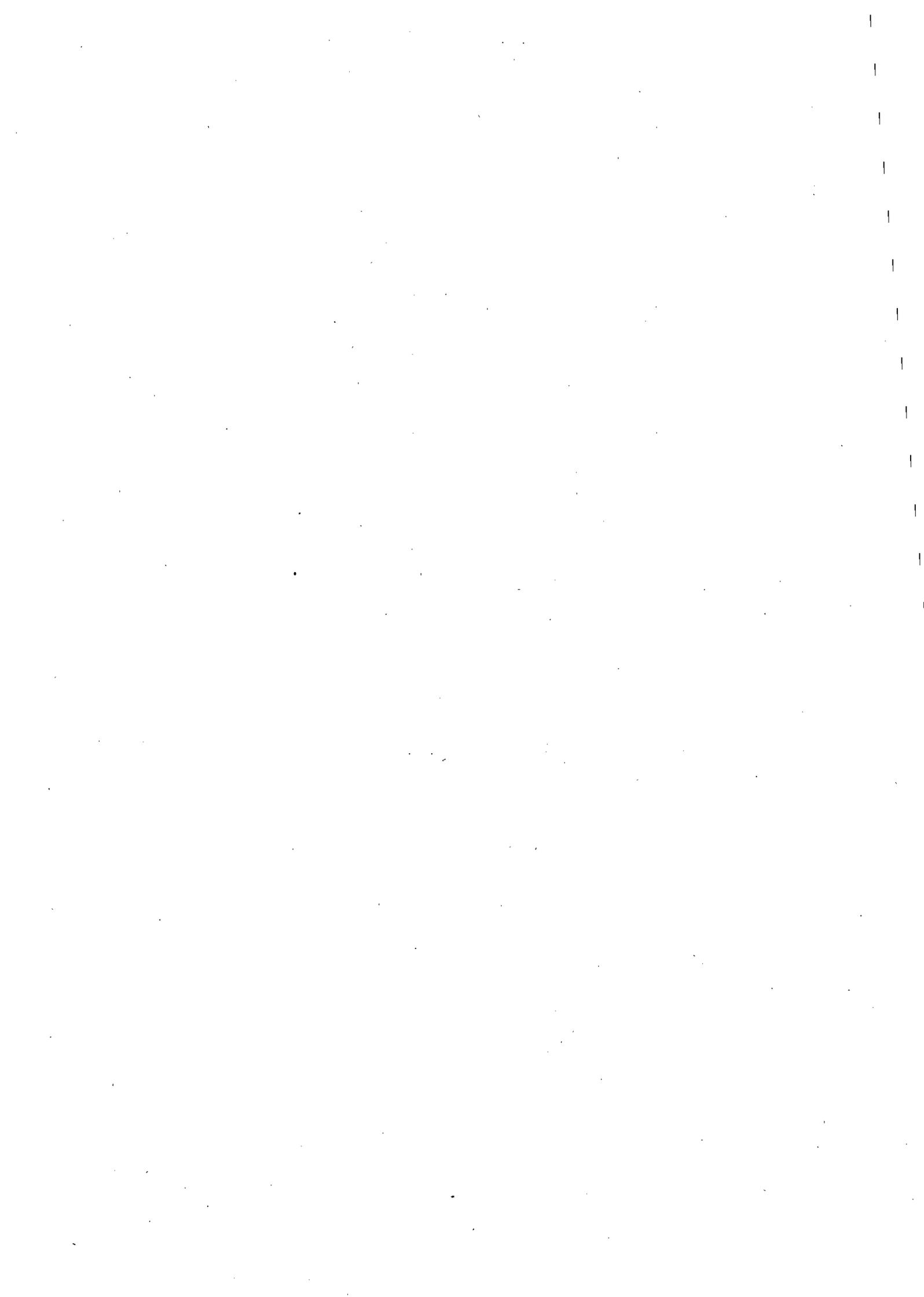
イ 審査官が受理した審査請求事件であって、受理後 3 か月を経過していない事件が再審査請求された場合には、審査会は再審査請求を受け付けたまま保留し、3 か月が経過するのを待つこととなる。

ウ 審査官が却下決定又は上記イにおいて 3 か月が経過した審査請求事件に係る再審査請求については、審査会は直ちに要件審理に入り、受理の可否を決定する。

エ 再審査請求時において、既に審査官が審査請求事件の全部取消又は一部取消の決定を行い、かつ、その旨の決定書の謄本を送達していた場合には、審査会は、当該取消部分については、請求人の訴えの利益がなくなることから、再審査請求が取り下げられたものとみなして処理することとなる（労審法第 49 条第 3 項）。このため、審査官は速やかに審査会へ当該取消しに係る決定書の謄本を送付する等必要な措置を講じること。

4 その他の留意点

審査請求事件が複雑等であるため、やむを得ず 3 か月以内に処理が完了しないものについては、少なくとも審査請求人からの聴取書の作成、争点の整理を踏まえた重要事項に関する調査及び各種の照会等は必ず行っておくこと。



第3部 審査請求及び再審査請求に伴う
署長等の事務

I 署長等の事務

1 署長等の事務の種類

審査請求及び再審査請求に伴う署長の事務として、

- ①審査請求、再審査請求における経由機関としての事務
- ②原処分庁としての意見書の作成事務

がある。

また、二次健康診断等給付に係る審査請求及び再審査請求に伴う局長の事務として、原処分庁としての意見書の作成事務がある。

その他、審査官又は審査会で原処分が取り消された場合に伴う事務があるが、これは新たな処分となるものである。

2 審査請求に対する署長等の基本姿勢

審査請求をする権利は署長等の処分に関する不服を申し立てるものとして労災保険給付の請求人に認められたものであるから、署長等がその行使を制約することがあってはならない。

ただし、請求人の不服は、労災保険制度の趣旨、目的、手続、内容等をよく説明することで解消されることも少なくないことから、まず事情をよく聴取した上で労災保険制度についての説明を十分に行うこと。

併せて、労災保険給付に関する決定は、行手法で規定する申請に対する処分であり、同法に照らし、処分通知書に処分理由をできるだけ具体的に分かり易く記載するとともに、請求人から照会があった場合には、請求人が処分の根拠を了知し得るよう、懇切・丁寧に説明すること。

また、不服申立てを行おうとする者に対しては、審査請求制度及び労災保険制度について適切に説明を行うとともに、審査請求書の補正が必要とならないように記載方法等について丁寧に説明を行うこと。

3 経由機関たる署長の事務

- (1) 審査請求又は再審査請求は、審査官や審査会に対してのみでなく、審査請求人若しくは再審査請求人の住所を管轄する署長又は原処分をした署長を経由してすることができる（労審令第3条第1項、第23条第1項）。したがって、口頭による審査請求が署長に対して行われた場合に対応するため、これを受ける職員（署の労災主務課長が望ましい）をあらかじめ事務分掌等で指名しておくこと（労審令第5条第2項）。
- (2) 署長は、審査請求書の提出を受けたとき又は口頭による審査請求を受けて「審査請求聴取書」（審査様式第1号）を作成したときは、審査請求を受け付けた期日を明らかにした上で、速やかにこれを審査官あて送付すること。

- (3) 署長は、再審査請求書の提出を受けたときは、上記(2)と同様に、審査会あて速やかに送付すること。

なお、口頭による再審査請求は認められていないので、留意すること（労審法第39条）。

- (4) 審査請求書、再審査請求書の交付及び受付に当たっては、「審査請求書の記載について」及び「労働保険審査請求書の記載例」等を参照の上、請求書の記載について懇切・丁寧に説明すること。

この場合、請求人が原処分を不服とする理由を十分に聴取した上で、処分理由について請求人に説明すること。また、提出を受けた審査請求書等の記載に不備がある場合にあっては、可能な限りの訂正を依頼し、審査官等の補正命令の対象とならないように努めること。

なお、審査請求書の9の欄（審査請求の趣旨）及び再審査請求書の11（又は10）の欄（再審査請求の趣旨）に記載する年月日については、支給・不支給決定通知書の通知年月日を記載させること。

- (5) 審査請求後3か月を経過しても審査官の決定がない場合には、請求人は審査官の決定を経ずに、直接、審査会に対して再審査請求を行うことができる（労災法第38条第2項）。署長に対し、審査請求人から再審査請求（第2部の「X 決定を経ずに再審査請求された事件の事務処理」P.122参照）を行いたい旨の意思表示があった場合には、規則様式第3号の2の再審査請求書への記載を指導し、この請求書が提出された場合には速やかに審査官に電話で再審査請求があった旨を連絡した後、遅滞なく再審査請求書を審査会へ送付すること。

4 審査官及び審査会への意見・資料提出

審査官及び審査会からの求めに応じて、原処分庁としての意見及び資料の提出を行うが、その場合の事務処理については次のとおりである。

- (1) 署長等は、審査官又は審査会から受理通知を受けた場合は、速やかにその処分の正当性を主張する意見書を作成し、関係資料（処分を行う判断の根拠となった資料）を添えて提出すること（「II 意見書の作成要領」P.132参照）。
- (2) 提出する資料については、いつ、誰が、誰に提出（収集）したものを明確にすること（「II 意見書の作成要領 4 証拠資料に関する留意点」P.135参照）。

審査請求書の記載について

労働基準監督署長が行った保険給付に関する決定処分に関して不服のある場合は、以下に述べるとおり、労働者災害補償保険審査官（以下「労災保険審査官」という。）に審査請求をすることができます。

保険給付に関する決定処分を受けた場合に、その決定の理由や、労災保険の支給基準等についてわからない点があれば、処分を行った労働基準監督署にお尋ねください。

一 審査請求をする場合の注意事項

- (1) 審査請求をすることができる人
次の人は労災保険法に規定された保険給付に関する決定処分に関して労災保険審査官に審査請求をすることができます。
ア 労働基準監督署長から保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）を受け、これに不服のある人
イ アの人が、原処分後死亡した場合に、アの人に係る未支給の保険給付を受けることができる人
エ 代理人による審査請求
審査請求をしようとする人が自分でその手続を行う場合のほか、代理人によっても審査請求をすることができます。この代理人は弁護士などの特別の資格がなくてもかまいません。
代理人は審査請求人の委任状その他資格を証明する書類をこの審査請求書に添えて出してください。
- (2) 審査請求をする方法
審査請求は、原処分をした労働基準監督署を管轄する都道府県労働局へ届けられたる労災保険審査官に対して行うことになっておりますので、この審査請求に定められた手続を書き入れて、当該労災保険審査官へ提出してください。郵送でもかまいません。
また、原処分をした労働基準監督署又は審査請求人の住所地の労働基準監督署長（このへ審査請求書提出してもよいことになっております。
なお、この審査請求書提出せず、口頭により審査請求をすることもできますので、その場合は、労災保険審査官、原処分をした労働基準監督署長へ審査請求人の住所地の労働基準監督署長へ、その旨申し出てください。
審査請求ができる期間
審査請求は、原処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に行うことが可能です。この期間を過ぎると審査請求はできなくなります。
ただし、天災地変等の正当な理由がある場合、審査請求が遅れた場合は、六十日の期間を過ぎても審査請求ができますから、この場合は、審査請求が遅れた理由を別の紙に詳しく書いて、この審査請求書に添えて出してください。
- 二 審査請求書の書き方
審査請求書に書かれた内容に間違いがある場合は、労災保険審査官から補正を命じられる場合がありますので、よく読んで間違いのないよう注意してください。
- (1) 一の欄
審査請求人の住所（この審査請求書提出の際の審査請求人の住所、電話番号、〒（労災保険審査官が連絡の取れる電話番号）及び氏名を書き入れてください。）
代理人として審査請求をするときは、その住所、電話番号及び氏名を書き入れてください。
- (2) 二の欄
原処分を受けた者の住所及び氏名又は名称を書き入れてください。
- (3) 三の欄
原処分を受けた者と審査請求人が同一の場合、「二」の欄に「同じ」でかまいません。
- (4) 四の欄
原処分を受けた者が保険給付その他の給付原因となった災害を被った労働者以外の者であるときは、その災害を被った労働者の氏名を書き入れてください。例えば、家族補給付に関する原処分を受けた者（妻や子など）や、葬祭料に関する原処分を受けた者（葬祭を行った者など）は、災害にあって死亡した労働者以外の者です。このときは、その死亡労働者の氏名を書き入れてください。
また、原処分を受けた者と災害を被った労働者が同一である場合には、書く必要はありません。
- (5) 五の欄
原処分に係る労働者が、保険給付の原因である災害が発生した当時使用されていた事業場の所在地と名称を書いてください。
- (6) 六の欄
審査請求人が保険給付その他の給付原因となった災害を被った労働者以外の者であるときにだけ、審査請求人とその労働者との法律上の関係が明確になるよう、例えば、原処分に係る労働者の「妻」「父」「兄弟」というように書いてください。

- (7) 七の欄
原処分をした労働基準監督署長名を間違いなく書いてください。
- (8) 八の欄
「原処分があったことを知った年月日」は、原処分を知った年月日（労働基準監督署長から支給又は未支給等の決定通知書が送付された年月日）を書いてください。
「二」以上の原処分について審査請求をするときは、それぞれの原処分について、原処分を上に書いてください。その原処分があったことを知った年月日を書いてください。
- (9) 九の欄
「審査請求の趣旨」というのは、労災保険審査官にどのような決定をせよというのかということですが、
したがって、労働基準監督署長の原処分に不服のある場合は、審査請求の趣旨には、労災保険審査官に取り消してもらいたい労働基準監督署長の原処分を具体的に書き、その原処分の取消しを求める旨を書いてください。
労災保険審査官は、審査請求の趣旨で取消しを求めている原処分についてだけ審査をし、決定をするものであって、それ以外には及びませんから、取消しを求める労働基準監督署長の処分については特に注意して書いてください。書きの例を示せば次のとおりです。
「△△労働基準監督署長が平成〇年二月二〇日付で行った遺族補給金付及び葬祭料の不支給決定処分を取り消す旨の決定を求める」

- 十の欄
審査請求の理由には、なぜ、労働基準監督署長の原処分が取り消されるべきであるという理由を要領よく、具体的に書いてください。
この理由は九の欄に書かれた審査請求の趣旨の理由から、審査請求人の主張する事柄を順序よく書いてください。簡単な文例を示せば次のとおりです。
「山田太郎は、会社の用務のため自家用車を運転中に交通事故により死亡したものであり、業務上の災害であることは明らかである。
したがって、業務上の災害に被災したため業務上の災害とは認められずに行った△△労働基準監督署長の不支給決定処分は誤りである」
- 十一の欄
審査請求に関する労働基準監督署長の教示が有ったときは、「有」に〇印を、ないときは「無」に〇印を、無かったときは、「無」に〇印を付けてください。
なお、教示の内容がこの審査請求書に添付してある別紙と同じ内容であれば、「別紙」とあり、「無」に〇印をこの審査請求書に添えて出してください。
- 十二の欄
十の欄の審査請求の理由で述べた事実の存在を立証するための証拠及びその事実を証明するためにどの証拠を申し立てるかを書いてください。この場合、その証拠を審査請求人が出すことができるものであるときは、この審査請求書に添えて出してください。
審査請求人が医師の診断書、レントゲン写真等を有している場合は証拠になると思われる場合は、労災保険審査官へ出してください。
その証拠が審査請求人が出すことになりませんので、整理のための処分（複製等の事情複製、鑑定等）の申立てを必要とするときは、右の事項に加えてその内容を並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由を書いてください。

- 十三の欄
この審査請求書提出（郵送の場合は封筒）する年月日を開きよく書いてください。
- 十四 審査請求人氏名及び印の欄
審査請求人の氏名を書いて印を押してください。代理人によつて審査請求をするときは、代理人の氏名を書いて代理人の印を押してください。
「一」から「二」までの欄で書ききれないときは、「別紙（一）」「別紙（二）」のとおりに書き、別の紙に書いてこの審査請求書に添えて出してください。
書き方について、なお、わからない点がありましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお尋ねください。

記載例は裏面をご覧ください

労働保険審査請求書の記載例

なぜ、労働基準監督署長の原処分が取り消されるべきかという理由を要領よく、具体的に書いてください。
この欄に書ききれない場合は、別の紙に書いてもかまいません。

労働保険審査官に取り消してもらいたい労働基準監督署長の原処分を具体的に書き、その取消しを求める旨を書いてください。

労働基準監督署長から保険給付の支給又は不支給等の「決定通知書」が送付された年月日を書いてください。

この審査請求の対象となる原処分を行った労働基準監督署長名を書いてください。氏名まで書く必要はありません。

審査請求人が、保険給付の原因となった災害を被った労働者自身でないときは、審査請求人とその労働者との法律上の関係を、たとえば、「妻」や「長男」というように書いてください。
審査請求人が被災労働者自身である場合には、書く必要はありません。

審査請求人の住所、電話番号及び氏名を書いてください。
もし、審査請求後に住所、電話番号を変更した場合は、その時点で労働保険審査官にその旨申し出てください。

労働基準監督署長からの決定通知書に、審査請求に関する教示がある場合には、「有」を○で囲み、その内容を書いてください（審査請求書に添付してある別紙と同じ内容であれば、「別紙のとおり」と書き、別紙をこの審査請求書に添えて出してください）。
もし、教示がない場合には、「無」を○で囲んでください。

代理人によって審査請求をするときは、その住所、電話番号及び氏名を書いてください。代理人を選任した場合は、委任状を添付してください。

この審査請求の対象となる支給又は不支給決定処分等（原処分）を受けた者の住所及び氏名を書いてください。
審査請求人と同一であるときは、「一に同じ」でかまいません。

原処分を受けた者が保険給付の原因となった負傷、疾病、死亡などの災害を被った労働者自身でないときは、その労働者の氏名を書いてください。
たとえば、夫の死亡により妻が遺族補償給付及び葬祭料の請求を行って、原処分を受けた場合には、夫の氏名を記入します。
原処分を受けた者が災害を被った労働者と同一である場合は、書く必要はありません。

被災した労働者が災害発生時使用されていた事業場（勤務先）の所在地と名称を書いてください。

労働者災害補償保険審査官殿

十二 証拠（並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由）
全社の上司A、同僚B、Cの供述書と添付する。
右のとおり審査請求をする。
平成〇年三月十五日

十一 原処分をした労働基準監督署長の教示の内容
有 無
内 容 別紙のとおり

十 審査請求の理由
山田太郎は、全社の用務のため自家用車を運転中に交通事故により死亡したものであり、業務上の災害であることは明らかである。業務上を認め、業務上の災害と認められたいとして行った労働基準監督署長の不支給決定処分は誤りである。

九 審査請求の趣旨
△△労働基準監督署長が平成〇年二月二〇日付で行った遺族補償給付及び葬祭料の不支給決定処分を取り消す旨の決定を求める。

八 原処分を受けたことを知った年月日
平成〇年二月二日

七 原処分をした労働基準監督署長名
△△労働基準監督署長

六 審査請求人が原処分に係る労働者以外であるときは、当該労働者との関係
妻

五 原処分に係る労働者が給付原因発生当時使用されていた事業場の名称
〇〇株式会社

四 原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外であるときは、当該労働者の氏名
山田太郎

三 原処分を受けた者の住所
〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

二 代理人によって審査請求するときの住所
〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

一 審査請求人の住所
〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

審査請求の理由で述べた事実を証明するための資料があればその資料名を書いてください。
労働保険審査官に審理のための処分（関係者の事情聴取、鑑定等）を申し立てる場合は、処分の内容と申立ての趣旨及び理由を書いてください。

審査請求人の氏名を書いて印を押してください。代理人によって審査請求をするときは、代理人の氏名を書いて代理人の印を押してください。

審査請求人氏名 山田 花子
(代理人であるときは、代理人の氏名を記入する)

所在地 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

氏名 山田 花子

住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

氏名又は名称 一に同じ

一 この保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

二 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して六十日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から三か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

三 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する判決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の判決があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に提起することができます（判決があつた日から一年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から三か月を経過しても判決がないとき、②再審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③再審査請求についての判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の判決を経ないことにつき正当な理由があります。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の判決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

II 意見書の作成要領

1 概要

(1) 審査官の審理に当たっては、処分をした行政庁の説明を求めなければならないとされ（労審令第 11 条）、審査会の審理に当たっては、行政庁は当該事件についての意見書を提出しなければならないとされている（労審令第 25 条）。これらの規定に基づく行政庁の説明及び意見書の送付については、いずれも署長等が審査官又は審査会に対する意見書を提出することにより行う。

署長等は、審査官又は審査会から受理通知を受けた場合は、速やかにその処分の正当性を主張する意見書を作成し、関係資料を添えて提出すること。

なお、審査官又は審査会あての意見書及び関係資料の提出は、審査請求又は再審査請求の受理日から概ね 2 週間以内に行うよう十分に配慮すること。

(2) 意見書には、審査請求又は再審査請求に対して棄却の決定又は裁決を求める「意見の要旨」を記載するとともに、審査請求又は再審査請求の理由に対して、請求の対象となっている原処分の存否を確認した上、争点に対応するように原処分庁の主張を論理的に証拠を示して記載し、かつ、原処分庁が立証すべき事項については、証拠となる資料を意見書と併せて提出し、立証方法等を付記すること。また、審査請求人の主張を採用しなかった理由を明確に記載すること。

(3) 意見書及び関係資料の提出に当たっては、その内容に遺漏なきを期するとともに、署長等がその処分の根拠として用いなかった資料は、特に争点の判断に関わるものを除き、提出する必要がないこと。審査会に資料を提出する場合は、原処分庁からまず局に提出し（局長が原処分庁である場合を除く。）、局で確認の上、審査官の提出資料と併せて審査会に提出すること。

(4) 審査会に提出する意見書については、審査官に提出した意見書をそのまま利用するのではなく、再審査段階における請求人の新たな主張や審査官の決定書をも踏まえた記載に努めること。

(5) 審査請求又は再審査請求がなされた後に、署長等が当該審査請求又は再審査請求に係る処分を取り消した場合には、直ちに審査官又は審査会にその旨を文書により連絡すること。

(6) 審査請求及び再審査請求の意見の作成に当たっては、次の要領によること。

2 意見書に記載すべき事項

- (1) (再)審査請求人の氏名
- (2) (再)審査請求に対する意見の要旨
- (3) 理由
 - ア 事実

- (ア) 災害事実の概要
- (イ) 処分に至るまでの経過

イ 処分の理由

- (4) その他審理の参考となる事項

3 意見書作成上の留意点

- (1) 意見書において、(再) 審査請求人以外の第三者からの聴取書等（医師の意見書等を含む。）の内容を記載する場合には、当該第三者の氏名は記載せず、「事業場関係者」、「主治医」、「専門医」、「地方労災医員」等の記載にとどめるとともに、当該第三者の申述、意見等をそのまま引用することなく、当該申述、意見等によって認定した事実を記載すること。
- (2) 「(再) 審査請求に対する意見の要旨」では、例えば「本件(再) 審査請求を棄却されたい。」などのように要旨を簡潔に記載すること。
- (3) 「災害事実の概要」には、災害の発生状況を原処分庁が自ら調査した資料等により具体的に記載すること。

なお、この記載で特に注意しなければならない点は、次のとおりである。

ア 災害発生状況は、業務上外、障害等級等保険給付に関する決定を行うに当たり、医学的判断と並んで最も重要な事項であるから、災害発生の際の媒介物の形状、重量及び力の方向等について明確に把握し、記載すること（被災状況の図面又は写真があれば、必ず併せて送付すること）。また、機械施設等に関する特殊な名称、専門用語、専門的俗語には注釈を付けるか、内容が分かる資料等を併せて送付すること。

イ 証拠資料に記載された災害発生状況が矛盾するような場合には、物的証拠等により事実を明確にすること。例えば事業主の申立てを採用し、請求人の申立てを採用しない場合等には、証拠採否の根拠を明確にすること。

なお、災害発生の実事の存否自体が明らかでなく、原処分庁として災害発生を認定できない場合には、その存否について断定的な表現を記載することは避け、例えば「請求人の主張によれば、～」や「～と請求人は主張している」などと記載すること。

ウ 医学的に高度な判断を要する事案については、特に災害発生状況を明確に記載すること。

例えば職業性疾病等の業務上外が争点になっている場合には、傷病名のみで結論付けることなく、各認定基準において判断の要素とされている作業従事期間、作業内容、労働時間、災害の媒介物等を明確にして記載すること。

- (4) 「処分に至るまでの経過」には、次のような事項を日付を追って順序立てて記載すること。

ア 災害発生日（「災害事実の概要」で記載している場合には記入を要しない。）

イ 診療担当医療機関名及び所在地、診療期間、通院・入院の別、傷病名（診療担当

医療機関については、その名称を省略することなく、正確に記入すること。また、診療期間が長期にわたり、受診した医療機関が数多く存在する場合には、その受診の経過を一覧表により見やすいものにするなどの工夫を行うこと。）

ウ 休業期間

エ 当該（再）審査請求に関連する保険給付の支払状況

オ 請求書の提出年月日

カ 支給又は不支給処分を行った年月日

キ 処分の対象となった保険給付の種類・対象期間及び支給又は不支給の区分（過去の受給状況を含む。）

ク その他、当該（再）審査請求以外に審査請求又は再審査請求をしていればその概要、原処分が取り消された後の（再）審査請求であれば、過去の事件の概要等当該審査請求に参考となる経過

(5) 「処分の理由」には、原処分庁の処分理由を証拠を示して論理的に記載すること。

なお、実際の記述に当たっては、原処分庁が処分を行う際に判断の根拠とした認定基準等を明示し、また、判断を行う上で関連する認定基準の認定要件ごとに該当・非該当の別を具体的に記載すること。

この記載で特に注意すべき事項は、次のとおりである。

ア 療養した傷病名のうち、私傷病に係るものがある場合には、業務上の傷病との区別を明らかにすること。

イ 意見書の語句の使用については十分に留意し、判断の基礎となる事実認定等については簡潔かつ明確に原処分庁としての主張を記載すること。

ウ 処分理由については、単に原処分を行った理由のみを記載するのではなく、請求人が原処分を不服とする理由についても、原処分庁としての見解、判断を記載すること。

なお、（再）審査請求の段階で請求人が原処分の際に主張していなかった新たな事実を主張しているような場合には、新たな主張に対しても「なお、（再）審査請求人が（再）審査請求書別紙の意見書に記載している・・・についても、〇〇〇の認定基準に照らして、評価することはできないものである。」などの意見を記載すること。

エ 局長へのりん伺を経て決定した事件等の意見書については、局長からの回答書があったことのみをもって決定の理由とせず、回答書の内容も踏まえて処分の理由を明確にして記載すること。

オ （再）審査請求人の提出した診断書、証拠等を採用しなかった場合には、その理由を明確に記載すること。

カ 1つの事実について、申述、文書によって年月日、内容等に相違がある場合には、

いずれが正しいと判断されるかについて記載すること。

キ 社会保険、自賠責保険、民事損害賠償等が関係する事件については、当該事実について判明する範囲で記載すること。

ク 審査請求に対する意見書の場合、脳・心臓疾患については、原処分庁が認定した時間外労働時間数を記載するとともに、「(各月における労働時間の詳細は別紙「労働時間集計表」のとおり。)」と付記して、原処分の際に作成した「労働時間集計表」を別紙として添付すること(精神障害等事案についても、時間外労働の状況からみて判断要件に該当しないことが原処分理由の一つとなっている事案であって、原処分の際に「労働時間集計表」を作成しているものについては同様に、「労働時間集計表」を添付すること。)

4 証拠資料に関する留意点

(1) 保険給付請求書、支給・不支給決定通知書、実地調査復命書、診断書、意見書、X線写真、聴取書、その他原処分の根拠となった資料を証拠資料として送付すること。

なお、署の依頼により提出された医師の意見書については、署から依頼した事項が明らかになる文書も証拠資料とすること。

(2) 証拠資料には、証拠資料の項目とこれに対応する資料番号を列記した表紙を付し、送付した証拠資料と対照できるようにすること。

なお、再審査請求の場合には、審査請求の際に既に審査官に提出済みの証拠資料については省略する旨を記載すること。

(3) 各保険給付請求書の事業主証明年月日、医師の意見記載年月日、提出年月日、受付年月日等を確認すること。

(4) 実地調査復命書の調査年月日、場所、立会医師の氏名、専門科名の記載を確認すること。

特に医学的判断を要する場合には、医師による意見書を添付することにより判断の根拠を明確にすること。

判読が困難と思われる医師の意見書については、医師に文字を確認し、これを記載した文書(メモ等)を添えること。

また、意見書の中で医学上の専門用語を使用している場合にも、注釈を付した文書(メモ等)を添えること。

(5) 聴取書、電話録取書等については、聴取を行った年月日、場所、聴取を行った者の官職、署名押印を確認すること。

(6) X線写真、MRI写真等を提出する場合には、写真の撮影年月日、医療機関名、撮影者(所見医師)の氏名が記載(シール添付等)されていることを確認すること。

(7) 再発認定関係事件の場合には、再発前の治ゆ時の症状も検討することとなるので、治ゆ当時の医証も提出すること。

- (8) 処分後、新たに調査判明した事項、その他事件に関係があると認められる証拠資料等があれば、併せて提出すること。
- (9) 事実を裏付ける証拠資料（例えば出勤簿、タイムカード、賃金台帳、作業場の写真（写真の場合はコピーは不可）等）をできる限り提出すること。
X線写真、MRI写真、作業場等の写真以外の証拠資料は、原本の複写によることを原則とし、文字の鮮明なものを提出すること。
なお、写真等で複写できないため原本を提出する場合にあっては、意見書の送付状に「審理終了後返却願います」などと付記すること。
- (10) 機能障害における可動域の測定に関する資料については、測定年月日、測定者、自動値・他動値の別、患側・健側の可動域値が記載されているか確認すること。また、医師の測定値と職員の測定値が大きく相違する場合には、その理由等の記載を確認すること。
- (11) 通勤災害、移送費等地理的な状況、距離等が争点となっている事件については、位置関係、距離、交通機関、所要時間等がわかる資料及び地図を提出すること。
- (12) 提出する資料については、いつ、誰が作成・提出（収集）したものかを明確にすること（出所不明の資料については、証拠となり得ないことに注意すること。）。
- (13) 審査請求事件は、再審査請求、行政訴訟につながるものであることから、処分の関係資料については、終結まで廃棄されることのないよう保存の徹底を図ること（平成元年12月21日付け事務連絡第39号、P.229参照）。

この関係資料とは、当該原処分の根拠となった保険給付請求書、診断書、意見書、調査復命書等がこれに当たるものであるが、次に例示するような事件に関連する資料についても訴訟等の過程で処分の妥当性を立証するために必要となることが考えられるので、保存に努めること。

(例1) 障害認定関係

- 療養・休業の初回分の請求書とその支給決定をした調査復命書等、災害発生状況や当初の傷病の程度を明らかにする資料
- 労災則第19条の2による傷病の状態に関する報告等、療養の経過や状態を明らかにする資料
- 加重障害であって、既存障害も労災事故によるものである場合には、既存障害の程度等を明らかにする資料
- その他、災害発生状況、療養の経過、傷病の程度等を明らかにする資料

(例2) 治癒認定・再発認定関係

- 療養・休業の初回分の請求書とその支給決定をした調査復命書等、災害発生状況や当初の傷病の程度を明らかにする資料
- 労災則第19条の2による傷病の状態に関する報告、診療費請求内訳書等治癒となるまでの療養の経過、状態を明らかにする資料

○その他、災害発生状況、療養の経過、傷病の程度等を明らかにする資料

5 意見書の記載例

(業務上外関係の例)

〇〇基署発第〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇〇労働者災害補償保険審査官 殿

(労働保険審査会会長)

〇〇労働基準監督署長 官印

(再) 審査請求に係る意見書及び証拠資料の提出について

平成〇年〇月〇日付け〇労基審発(労保会収)第〇〇号をもって通知のありました下記(再)審査請求人に係る〇〇補償給付不支給処分取消(再)審査請求事件に関する意見書を別添1、証拠資料を別添2のとおり提出いたします。

記

(再) 審査請求人氏名 〇〇 〇〇

[意見書の記載例1]

(別添1)

意見書

1 (再) 審査請求人等

(ふりがな)

(1) (再) 審査請求人氏名 ○○ ○○

生年月日	昭和○年○月○日 (発症当時○歳)	職種	自動車部品の組立工
住所	○○市○○1-2-3	電話	○○○-○○-○○○○

(2) 所属事業場等

所属事業場等	名称	○○株式会社	電話	○○○-○○-○○○○
	所在地	○○市○○4-5-6	労働保険番号	○○-○-○○-○○○○○○-○○○
	雇入れ年月日	平成○年○月○日		
	負傷又は発症年月日	平成○年○月○日		
	傷病の治癒した年月日			
	再発年月日			

2 意見

本件(再)審査請求を棄却されたい。

3 理由

(1) 事実

ア 災害事実の概要

(ア) 請求人の職歴

被災者は平成○年○月、○○株式会社(以下「会社」という。)に採用され、同社の機械工場において組立工として勤務していた。

(イ) 災害発生状況

請求人は、平成○年○月○日午後○時頃、会社の機械工場にて、目の前にある部品箱から部品を取ろうとしてしゃがんだとき、右膝に激痛が生じたため、同日、○○病院を受診したところ、「右膝半月板損傷」診断された。

請求人は、「右膝半月板損傷」は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたものである。

イ 処分に至るまでの経過

① 負傷又は発症（再発）後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・通院の別
〇〇会 〇〇病院	〇〇市〇〇7- 8-9	平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日	右膝半月板損 傷	入院
〇〇法人 〇〇病院	〇〇市〇〇2- 3-4	平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日	右膝半月板損 傷	通院

② 本（再）審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
療養補償給付	平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日	〇〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	不支給
休業補償給付	平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日	〇〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	不支給

③ 療養期間等	
ア 療養期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
イ 休業期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

④ その他

特になし

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準等

(7) 災害が作業中に発生したものであるかどうか

(イ) その災害が業務に起因するものであるかどうか
について検討を行った。

イ 判断

(7) 業務遂行性

請求人が足下にあったダンボールの中から次の作業に使用するため、目の前にある部品を取ろうとして、しゃがむために膝を曲げ、腰を落とした時、外側半月板損傷を生じ、その時右膝に激痛が生じたものである。

なお、このことは同僚労働者によって確認されている。

(イ) 業務起因性

本件災害は、請求人が担当業務を行っている際に起こったものであり、恣意的行為に基づくものではないが、事業場関係者の証言から、請求人は発症の2、3

日前から「右膝が痛い」と言っていたことが認められる。医証によれば、請求人は、「しゃがんだときに右膝痛が生じ、いわゆる「ロック症状」を発生し、外側半月板損傷を生じさせたが、これは、通常「しゃがむ」という動作だけで生ずるものではなく、一般的にはスポーツ外傷によるものが多いものである。請求人は高校時代から発症時までマラソンを行って膝等を酷使していたことが認められ、請求人の半月板損傷はスポーツによる可能性が高く、本件災害は業務が原因となって発症したものとは認められない。

(ウ) その他

本件災害については、請求人、事業場関係者の証言から、特に膝に重激な負担あるいはひねり等の異常動作はなく、日常動作の中で発症したと認められることから、業務に起因するものとは認められない。

(3) 証拠の項目

別添2「証拠資料」に記載のとおり。

4 参考事項

特になし。

[意見書の記載例2]

(別添1)

意見書

1 (再) 審査請求人等

(ふりがな)

(1) (再) 審査請求人氏名 ○○ ○○

被災者氏名	○○ ○○ ((再) 審査請求人の夫)		
生年月日	昭和○年○月○日 (発症当時○歳)	職種	溶接工
住所	○○市○○町1-2-3	電話	○○○-○○-○○○○

(2) 所属事業場等

所属事業場等	名称	○○株式会社	電話	○○○-○○-○○○○
	所在地	○○市○○6-5-4	労働保険番号	○○-○-○○-○○○○○○-○○○
	雇入れ年月日	平成○年○月○日		
	負傷又は発症年月日	平成○年○月○日		
	傷病の治癒した年月日			
	再発年月日			

2 意見

本件(再)審査請求を棄却されたい。

3 理由

(1) 事実

ア 災害事実の概要

被災者は、平成○年○月、○○株式会社(以下「本件会社」という。)に溶接工として採用され、工場内の配管の溶接業務に従事していたが、平成○年○月からは、本件会社の研修指導部に配属され、溶接技術の指導を担当するようになり、全国8か所の支店や下請会社等に出張して、本件会社や下請会社の溶接工に対する溶接技術の指導業務に従事していた。

被災者は、平成○年8月22日から2週間の予定で、○○市所在の○○支店に出張し、○○支店の工場内において溶接技術の指導を行っていた。

被災者は、○○支店に出張中の同年9月3日午前9時過ぎ、○○支店の事務所内で横になったまま脈拍が止まった状態となり、○○病院に救急搬送されたが、同日、直接死因「心筋梗塞」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付

及び葬祭料の請求をしたものである。

イ 処分に至るまでの経過

① 負傷又は発症（再発）後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・通院の別
〇〇会	□□市□□町1	平成〇年9月3日～	心筋梗塞	入院
〇〇病院	－2－3	平成〇年9月3日		

② 本（再）審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
遺族補償給付			平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	不支給
葬祭料			平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	不支給

③ 療養期間等	
ア 療養期間	平成〇年9月3日～平成〇年9月3日
イ 休業期間	

④その他

特になし

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準

(7) 労働基準法施行規則別表第1の2の番号等

八「長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病」

(4) 該当する認定基準等

「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発1063号。以下「認定基準」という。）

イ 判断

(7) 被災者の疾患名

「心筋梗塞」であり、認定基準に示された対象疾病に該当する。

(4) 異常な出来事

発症直前から前日までの間において、「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。

(9) 業務の過重性

a 短期間の過重業務

発症前1週間において、時間外労働は、12時間30分であり、特に長時間労働は認められない。発症日の6日前には休日が確保されていた。

業務内容は〇〇支店の工場内における溶接工への技術指導、事務所内における打合せ等であり、精神的緊張が特に強かったとは言いがたい。

出張期間ではあるが、〇〇支店から徒歩で10分程のホテルに滞在しており、特に休息が取れないような状況ではない。

総合的に判断すると、特に過重な業務に就いたとは認められない。

b 長期間の過重業務

時間外労働は、発症前1か月間に58時間25分認められるが、業務と発症との関連性が強いと評価できる100時間には至っていない。発症前2か月間にわたって1か月当たり56時間50分、3か月にわたって1か月当たり54時間13分、4か月間にわたって1か月当たり47時間21分、5か月にわたって1か月当たり40時間45分、6か月間にわたって1か月当たり38時間40分の時間外労働が認められるが、いずれの期間も業務と発症との関連性が強いと評価できる80時間には至っていない（各月の労働時間の詳細は別紙「労働時間集計表」のとおり。）。

業務内容は、支店や下請会社に出張して溶接技術の指導を行うものである。出張が多い業務ではあるが、出張先ではホテル等宿泊施設に滞在し、休息がとれており、出張が特に過重な負荷とは認められない。

総合的に判断すると、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就いたとは認められない。

(エ) 基礎疾患

被災者は平成17年10月頃から高血圧症により、〇〇医院において投薬治療を受けていたが、平成19年12月には安定した状態であったことが認められ、高血圧症と死因との因果関係は不明である。

(オ) 結論

以上のことから、被災者に発症した疾病は、業務起因性が認められず、被災者の死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

(3) 証拠の項目

別添2「証拠資料」に記載のとおり。

4 参考事項

特になし。

(別紙) 〈注：再審査請求の場合には、別紙は必要ない。〉

労働時間集計表（8月4日～9月2日）

（発症前1か月目）

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
9/2 (金)	8:45～18:30	9:45	8:45	① 52:30	⑥=①-40 12:30
9/1 (木)	8:45～19:00	10:15	9:15		
8/31 (水)	8:45～18:30	9:45	8:45		
8/30 (火)	8:45～19:30	10:45	9:45		
8/29 (月)	8:45～17:45	9:00	8:00		
8/28 (日)	休日				
8/27 (土)	8:00～17:00	9:00	8:00		
8/26 (金)	8:45～20:35	11:50	10:50	② 57:30	⑦=②-40 17:30
8/25 (木)	8:45～19:15	10:30	9:30		
8/24 (水)	8:45～19:45	11:00	10:00		
8/23 (火)	8:45～20:10	11:25	10:25		
8/22 (月)	8:45～17:45	9:00	8:00		
8/21 (日)	休日				
8/20 (土)	8:45～18:30	9:45	8:45		
8/19 (金)	8:45～19:30	10:45	9:45	③ 57:15	⑧=③-40 17:15
8/18 (木)	8:45～19:55	11:10	10:10		
8/17 (水)	8:45～20:30	11:45	10:45		
8/16 (火)	8:45～19:00	10:15	9:15		
8/15 (月)	8:45～18:30	9:45	8:45		
8/14 (日)	休日				
8/13 (土)	8:45～18:20	9:35	8:35		
8/12 (金)	8:00～18:00	10:00	9:00	④ 49:55	⑨=④-40 9:55
8/11 (木)	8:00～18:20	10:20	9:20		
8/10 (水)	8:00～20:00	12:00	11:00		
8/9 (火)	8:00～20:20	12:20	11:20		
8/8 (月)	8:45～19:00	10:15	9:15		
8/7 (日)	休日				
8/6 (土)	休日				

8 / 5 (金)	8:45~18:15	9:30	8:30	⑤	⑩=⑤--X
8 / 4 (木)	8:45~18:30	9:45	8:45	17:15	1:15
合 計		259:25		①~⑤ 234:25	⑥~⑩ 58:25

〈以下、発症前2か月目から発症前6か月目までの分については略〉

[証拠資料（表紙）の記載例]

(別添2)

証拠資料

- | | |
|---|---------|
| 1 療養補償給付たる療養の給付請求書（平成〇年〇月〇日受付）
（写）1通 | 資料No.1 |
| 2 休業補償給付支給請求書（平成〇年〇月〇日受付）（写）1通 | 資料No.2 |
| 3 療養補償給付不支給決定通知（平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.3 |
| 4 休業補償給付不支給決定通知（平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.4 |
| 5 補償給付調査復命書（厚生労働事務官作成、平成〇年〇月〇日復命）（写）1通 | 資料No.5 |
| 6 請求人からの聴取書（平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.6 |
| 7 会社関係者（部長）からの聴取書（平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.7 |
| 8 会社関係者（同僚）からの聴取書（平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.8 |
| 9 医師意見依頼書（〇〇〇会〇〇病院長あて、平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.9 |
| 10 意見書（〇〇〇会〇〇病院医師作成、平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.10 |
| 11 医師意見依頼書（〇〇法人〇〇病院長あて、平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.11 |
| 12 意見書（〇〇法人〇〇病院医師作成、平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.12 |
| 13 X線写真（〇〇〇〇分、〇〇病院、平成〇年〇月〇日撮影）2枚 | 資料No.13 |
| 14 タイムカード（〇〇〇〇、平成〇年〇月〇日分）（写）1通 | 資料No.14 |
| 15 賃金台帳（〇〇〇〇、平成〇年〇月分）（写）1通 | 資料No.15 |

※（再審査請求の場合）1～14の証拠資料については、審査官提出証拠資料に含まれるため省略した。

6 却下決定事件についての意見

審査請求期間の徒過等により審査官が却下決定した事件について、審査会から意見の提出を求められた場合には、特に意見のない旨を記載したうえで、当該処分に係る経過を記載し、特に期間徒過の事件については、原処分を請求人に通知したことを証明する客観的資料を提出すること。

記載例は次のとおり。

	〇〇基署発第〇〇号 平成〇年〇月〇日
労働保険審査会会長 殿	
	〇〇労働基準監督署長 官印
再審査請求事件に対する意見書の提出について	
平成〇年〇月〇日付け労保会収第〇〇号をもって通知のありました下記再審査請求人に係る〇〇補償給付不支給処分取消再審査請求事件に対する標記について、別添のとおり意見書を提出します。	
記	
再審査請求人氏名	〇〇 〇〇

(別添)

意見書

(ふりがな)

1 再審査請求人氏名 ○○ ○○

2 意見

本件は、再審査請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から60日以内に審査請求を行わず、正当な理由も認められないとして、○○労働者災害補償保険審査官が却下決定したものであり、特に意見はありません。

3 処分に至るまでの経過

- (1) 災害発生年月日 平成○年○月○日
- (2) 傷病名 ○○○○○
- (3) 請求書提出年月日 平成○年○月○日
- (4) 不支給決定通知年月日 平成○年○月○日

4 証拠の項目

- (1) ○○補償給付支給請求書(写) 1通・・・資料No.1
- (2) ○○支給決定・支払決議書(写) 1通・・・資料No.2
- (3) 郵便発送簿(写) 1通・・・資料No.3
- (4) 書留郵便物受領証(平成○年○月○日付け)(写) 1通・・・資料No.4

5 参考事項

特になし。

Ⅲ 局管理者における取組み

1 進行管理及び支援体制の確立

労災補償課長は、次のとおり適切な進行管理や支援体制を確立することにより、審査請求事件の迅速処理に努めること。

- (1) 労災補償課長は、毎月必ず、審査請求事件ごとの審理状況を把握し、処理計画に照らし、遅延していると判断される事件については、原因を明確にし、その解決方法について助言するなどにより 3 か月以内の処理に努め、長期未処理事件の早期解消を図るため、次の対策を講じること。
- (2) 目標期間を経過した事件については、より迅速に処理を進める必要があることから、労災補償課長は担当審査官から「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）により事件の処理状況を報告させ、当該事件の処理のために不足している調査内容及びその収集方法、時期などについて助言するなどにより、適切な進行管理を行うとともに、その後の処理状況については常に把握しておくこと。
- (3) 労災補償課長は審査官からの要請のほか、審査官が行った争点整理の結果等を基に、労災補償課内で労災補償監察官等を含めた審査請求事件に係る検討会を随時開催し、調査事項及び決定に係る全般について審査官に助言・指導するなど、組織的支援体制の確立に留意すること。
- (4) 事件の処理に関して行った助言等の事項については、処理経過簿に事跡を記載させておくこと。

2 審査請求事件の検証

- (1) 労災補償課長は、労災補償監察官等とともに、審査請求事件に係る意見書及び関係書類提出後速やかに審査請求人の主張内容等をも踏まえ、原処分における調査不足事項の有無や業務上外等の判断に係る妥当性について検証を実施すること。

なお、検証に当たっては、特に以下に留意すること。

- ア 労働時間は、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案において、業務の過重性を評価する上で特に重要な要素であることから、労働時間の把握、算定、確定又は推定の根拠となった資料等の妥当性を十分に検討すること。
- イ 脳・心臓疾患事案については、不規則な勤務、交替制勤務・深夜勤務、作業環境に特異性がある業務等（例えば海外出張が多い勤務、シフト勤務で拘束時間・手待ち時間が長いもの）が認められる場合には、労働時間のみならず、それらの負荷要因が的確に評価されているか否かについて、特に慎重に確認すること。
- ウ 精神障害等事案については、「具体的出来事」への当てはめ、心理的負荷の総合評価、出来事が複数ある場合の全体評価や、時間外労働時間数の評価等が的確に行われているか否かについて、特に慎重に確認すること。

エ 医学的判断を要する事案については、専門医の意見内容（傷病の発症機序や基礎疾患等をも踏まえた上での的確なものとなっているかなど）、主治医等と専門医の意見が異なる場合の医学的判断の妥当性等について慎重に検討すること。

オ 労災補償課長は、検証の結果を記録しておくこと。

- (2) 検証の結果、原処分における調査不足事項等が認められた場合、労災補償課長は、審査官に対し、必要な助言を行うとともに、他の事案において同様の調査不足等が生じないように、管下署長及び署職員に対して会議や研修において周知する等の措置を必ず講ずること。
- (3) 上記(1)の検証の過程において疑義が生じた場合には、労災補償課長は、速やかに本省労災保険審理室あて相談すること。

3 再審査請求事件の検証及び原処分庁の意見書作成等について

- (1) 審査会から再審査請求に係る受理通知を原処分庁又は審査官が受けたときは、速やかに労災補償課長にその旨を連絡すること。また、原処分庁は審査会から送付された再審査請求書及び同添付資料の写しを労災補償課長あて送付すること。
- (2) 労災補償課長は、再審査請求が行われた脳・心臓疾患事案、精神障害等事案及び石綿関連疾患事案であって、請求人及び請求代理人から新たな事実及び主張が提出された場合については、新たな事実及び主張を考慮し、上記2に準じた検証を行うこと。
- (3) 労災補償課長は、原処分庁から審査会への意見書及び関係資料、審査官から審査会への関係資料の提出に当たっては、業務上外等の判断に関係のない資料や使用に制限のある資料があるか否かなどについて必ず点検すること。

4 その他の支援対策

(1) 研修等の充実

局においては、審査官に通達等必要な情報の速やかな伝達を行うとともに、必要に応じ研修を行うこと。

(2) 原処分庁等に対する指導

局においては、審査官が審査請求事件を処理する過程で把握した原処分庁における調査不足等の問題点については、課長会議等各種の機会を捉え、同種の問題が繰り返されることのないよう、原処分庁等に対し適切な指導を行うこと。

審査様式第37号

審査請求処理計画・処理経過簿

1 事件の概要

受付番号		事件名		双方の主張と立証	請求人
受付年月日		完結			
受理年月日		年月日			
審査請求人 住所氏名					
原処分庁名					
所属事業場の 名称、所在地					
受傷状況 加療経過				原処分庁	
補償給付 支払状況					

2 処理計画

審理等実施項目	確認事項等	予定年月日	実施の有無
1 審査請求受付・受理			
2 原処分庁へ意見書・復命書等の提出依頼			
3 原処分庁からの復命書受理			
4 原処分庁から意見書・関係書類受理			
5 争点整理			
6 請求人からの聴取			
7 決定書(審査請求概要等)作成			
8 事実認定のための医証の必要性等の検討			
9 必要に応じ関係者からの聴取等			
10 必要に応じ医証の収集			
11 決定書案作成			
12 参与会資料作成			
13 参与会資料送付			
14 参与会開催			
15 決定書作成・送付			

※審査請求人聴取は審査請求理由が争点として明確でない場合は、争点整理の前に実施すること。その上で、改めて2回目の聴取を争点整理後に行うこともあり得ること。

第4部 労働基準法に基づく審査又は仲裁

I 概要

1 意義

労基法第 85 条及び第 86 条に規定する審査又は仲裁は、迅速な災害補償の実施のため、使用者の行う災害補償についての争いがある場合における簡便かつ迅速な解決を目的として設けられた制度である。

ここでいう「審査」とは、争いになっている問題点を調査し、事実について判断することをいい、「仲裁」とは、争いとなっている問題点を解決する仲立ちをして和解させることをいう。

この制度は、簡便迅速な処理を建前とし、かつ、結論について当事者を十分に納得させるため、災害補償の実施について十分な経験をもつ署長（労基法第 85 条にいう「行政官庁」）及び審査官による二段階の審査又は仲裁によることとしている。

しかしながら、この制度は労災保険の保険給付に関する処分等と異なり、行政処分を前提として、その行政処分の当否を判定する決定的なものではなく、単に両当事者に対する勧告的性格を有するのみであって（昭和 31 年 10 月最高裁判決）、この制度によって解決しようとする問題は、終局的には民事訴訟等によって解決しなければならないものである。したがって、署長、審査官の二段階による審査又は仲裁であるが、労災法第 38 条による審査請求及び再審査請求とは全く異質の制度である。

このような制度であるから、審査又は仲裁の申立てがあつた場合でも、単に形式的に本手続を適用するだけでなく、両当事者を十分に指導し、事件を円満に解決することが必要である。

2 対象

(1) 審査又は仲裁の対象は、業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する異議である。

ここにいう「業務上の負傷、疾病又は死亡の認定」とは、療養補償、休業補償その他の補償を行うについて、使用者の行った業務上外の認定を指す。したがって、労基法第 78 条に規定する署長の行った重大過失の認定は含まれない（昭和 29 年 6 月 9 日付け基収第 2675 号）。

なお、労基法第 78 条の規定による重大過失の認定に不服がある者は、行審法に基づき局長に審査請求をすることができる。

「療養の方法」とは、労基法第 75 条の規定により使用者の定めた療養方法を指す。

「補償金額の決定」とは、療養費その他の補償の額の決定を指し、主として、平均賃金の算定、障害等級の認定が問題となる。

「補償の実施」とは、補償の具体的実行に関するすべてを指し、支給の遅延等を含むものである。

(2) 次に、この審査又は仲裁の制度は、労基法の規定に従って、使用者が行う災害補償についてのみ行われるべきものである。

したがって、労災保険適用事業場における災害について、保険給付の請求を行う前に災害補償の権利義務関係を明確にするため、審査又は仲裁の申立てがなされる可能性も考えられるが、この場合には、労災保険の給付については、請求人の請求に基づいて署長の処分が行われ、更に審査請求及び再審査請求の途があるので、労基法第85条及び第86条の審査又は仲裁によるべきではない。以上を踏まえ、署長又は審査官は、労災保険の保険給付の手続で行うべきものでない（事業主が補償する）ことを確認してから、審査又は仲裁を開始すること。

なお、労基法第85条及び第86条の規定の趣旨から、業務上外に関する事業主の第1次認定が示されていない事案は、申立て要件を欠くものとして、不適法な申立てに該当すると考えられ、書面審理の段階で返戻すること。

また、労災保険の保険給付請求書に使用者の証明が得られないことにより、審査又は仲裁の申立てがあった場合は、請求書にこれらの証明がなくとも、一応適法な請求として受理すべきものであるので、審査又は仲裁の手続によらずに、保険給付決定手続を行うこと。

II 署長が行う審査又は仲裁

1 申立て手続

労基法第 85 条には、審査又は仲裁の申立てに関する具体的な手続方法は規定されていないが、労審令第 20 条第 3 項には、審査官の行う審査又は仲裁（労基法第 86 条）について、「文書又は口頭であることができる」と規定されている。

なお、署長に対する申立てにおいても、行政実務上、文書又は口頭で行うことができることと解し、文書による場合については、「審査・仲裁申立書」（審査様式第 39 号）を使用し、口頭による場合には、署長から指定された職員が次の事項を聴取して、「審査・仲裁申立書」（審査様式第 39 号）を作成すること。

- ①申立人の氏名又は名称及び住所並びに申立人が被災労働者以外の者であるときは当該労働者との関係
- ②代理人があるときは、代理人の氏名又は名称及び住所並びに申立人との関係
- ③申立人が被災労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名及び住所
- ④被災労働者が災害の発生した当時使用されていた事業場の名称及び所在地
- ⑤災害発生年月日
- ⑥災害の原因及び発生状況
- ⑦審査又は仲裁すべき事項
- ⑧審査又は仲裁を申し立てる理由

審査又は仲裁は、代理人によっても申立てができると解されるが、この場合、代理権を証明する文書（例えば委任状）の提出を求めること。

審査又は仲裁の申立てについては申立期間の定めはないが、労基法第 115 条により、災害補償に関する権利が時効により消滅すれば審査又は仲裁の効果はないこととなる。

2 職権による審査又は仲裁

署長は、管轄内の事業場において、災害補償の実施について紛争があることを知った場合に必要があると認めるときは、職権により審査又は仲裁を開始することができる（労基法第 85 条第 2 項）。これは、労基法による使用者の災害補償責任を遂行せしめるために行う監督の一環として行うべきものであるが、当事者間で解決すべき災害補償の実施について第三者が関係するのであるから、審査又は仲裁の開始について当事者の了解を得ることが望ましい。

3 審査又は仲裁の手続

審査又は仲裁の手続は、労災保険審査請求の場合における審理の手続に準じ、参考人及び当事者の審問、証拠物件の収集により行うこと。

署長は、必要があると認めるときは、医師に診断又は検案させることができる（労基

法第 85 条第 4 項)。

なお、これに要する費用は申立人の負担によるものと解されるので、あらかじめ申立人の了解を得ておくこと。

4 結果の方式

審査又は仲裁の結果は、次の事項を記載した認定書又は仲裁書をもって当事者に通知すること。

- ①申立人の住所、氏名（法人のときは、その名称、代表者氏名）
- ②その相手方の住所、氏名（法人のときは、その名称、代表者氏名）
- ③結論
- ④審査又は仲裁の申立ての趣旨
- ⑤署長の認定した事実及び理由
- ⑥審査又は仲裁年月日
- ⑦審査又は仲裁を行った署長名、印

認定書又は仲裁書は、労災保険審査請求の決定書に準じた形で作成するものとするが、審査又は仲裁が両当事者に対する勧告的な性質であることを十分に考慮し、両当事者の立場を尊重して記載すること。

なお、各項目の記載については、次の点に留意すること。

(1) 「結論」

結論は簡潔、明瞭に記載すること。例えば「本件災害は業務外と認定する」、「申立人の障害は、障害等級第〇級と認定する」、「申立人の療養に要した費用は、〇〇〇、〇〇〇円と認定する」などと表現すること。

(2) 「審査又は仲裁の申立ての趣旨」

審査又は仲裁の申立ての趣旨を、申立人の申立内容の要旨及び両当事者間の争点について要約して記載すること。

(3) 「労働基準監督署長の認定した事実及び理由」

署長が認定した事実を明確かつ簡潔に記載し、審査又は仲裁の結論を導き出した理由を分かりやすく記載し、また、認定の根拠となった証拠もはっきり示すこと。

審査は、認定書の送付によって終了するが、仲裁は、仲裁書を送付するだけでなく、両当事者を説得して仲裁書の結論で事件が解決できるよう積極的に勧奨すること。

5 効果

審査又は仲裁は、前記のとおり、行政処分の当否を争う不服申立てとは性質が異なるものである。また、災害補償責任を決定付けるものではなく、労働者と使用者との間の

災害補償の実施に関する紛争解決のための勧告的性質を有するに過ぎないものと解されるものである。

したがって、審査又は仲裁は両当事者に対する拘束力を持たないものであり、これに基づく災害補償の強制もできないものである。

なお、審査又は仲裁の申立て及び職権による審査又は仲裁の開始は、災害補償請求権の時効の中断に関して、裁判上の請求とみなすとされている（労基法第85条第5項）。

6 民事訴訟との関係

前記のように、審査又は仲裁は勧告的性質を有するのみであるので、災害補償の実施についての紛争の終局的な解決は、当事者間における使用者の災害補償義務存在又は不存在確認等の民事訴訟等によることとなる。訴訟の提起は、審査又は仲裁とは無関係に行うことができる。審査又は仲裁の申立ての前、開始の前又は開始の後において民事訴訟が提起されたときは、当該事件についての審査又は仲裁は行わないこととなる（労基法第85条第3項）。

なお、民事調停法に基づき調停が開始されたときも、民事訴訟が提起された場合と同様に取り扱って差し支えない。

Ⅲ 審査官が行う審査又は仲裁

審査官が行う審査又は仲裁（労基法第 86 条、労審法第 6 条）は、当該事件について審査又は仲裁を行った署長の管轄区域を管轄する局に置かれた審査官に対して申し立てるものとされている（労審令第 20 条第 1 項）。この場合、第 1 次の審査又は仲裁を直接審査官に対して申し立てることは認められず、必ず署長の審査又は仲裁を前置しなければならない（労基法第 86 条第 1 項）。

また、審査官が職権で審査又は仲裁を開始することはできないこととされている（労基法第 85 条第 2 項）。

審査官に対する審査又は仲裁の申立ては、申立人の住所を管轄する署長又は第 1 次の審査又は仲裁を行った署長を経由して行うことができる（労審令第 20 条第 2 項）。審査官に対する申立てが管轄違いであるときは、事案を管轄の審査官に移送する（労審令第 20 条第 4 項）。審査又は仲裁の開始に当たっては、審査官は審査参与及び労審法第 13 条に規定する利害関係者に対して通知を行い、参与の意見を聴取すること（労審令第 20 条第 5 項、同第 6 条～第 8 条）。

その他の手続等については、署長の行う審査又は仲裁の手続及び方式に準ずることとする。

なお、認定書又は仲裁書の記載について、結論の文言に「申立てを棄却する」などの表現は使用しないこと。

審査官が審査又は仲裁を行う場合、職権で証拠資料の収集を行えるか否かについては規定がないところであるが、行政実務上、労審法第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定に準じて行うこととする。

審査官が行った審査又は仲裁も、申立人その他の関係者に対しては勧告的性格を持つに過ぎないが、署長が行った審査又は仲裁と審査官が行った審査又は仲裁とが相違する場合は、後者は前者を取り消したものと解される。

第 5 部 審査請求関係事務様式

審査請求関係事務様式

規則様式

第1号	労働保険審査請求書	165
第2号	労働保険審査請求書(雇用保険)	(略)
第3号	労働保険再審査請求書	166
第3号の2	労働保険再審査請求書(決定を経ない再審査請求)	167
第4号	労働保険再審査請求書(雇用保険)	(略)
第5号	審理のための処分の申立書	168
第6号	労働者災害補償保険審査官証票	169
第7号	雇用保険審査官証票	(略)
第8号	労働保険審査会審査員証票	(略)
第9号	手続受継届	170
第10号	決定・裁決更正申立書	171
第11号	参加申立書	172
第12号	審理非公開申立書	173
第13号	調書閲覧請求書	(略)

審査様式

第1号	審査請求聴取書	174
第2号	管轄違いの理由による移送について(管轄審査官あて)	175
第3号	管轄違いの理由による移送について(審査請求人あて)	176
第4号	審査請求の補正について	177
第5号	補正書	178
第6号	審査請求の補正の督促について	179
第7号	審査請求の受理について(審査請求人あて)	180
第8号	審査請求受理及び意見書の提出について(原処分庁あて)	181
第9号	審査請求の受理について(利害関係者あて)	182
第10号	審査請求の受理について(参与あて)	183
第11号	審査請求の受継について	184
第12号	非承継意思確認書	185
第13号	審査請求手続の終了について(取下げ、再審査請求受理の場合)	186
第14号	審査請求手続の中断について(承継人存否不明の場合)	187
第15号	審査請求の併合について	188
第16号	審査請求の分離について	189
第17号	来庁要求通知書	190
第17号の2	原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について	191
第17号の3	原処分庁意見書の送付について	192
第18号	労災保険給付請求権の時効について	193
第19号	証拠となるべき資料の提出について(原処分庁あて)	194

第 20 号	証拠となるべき資料等の提出について(審査請求人あて)	195
第 21 号	意見書遅延理由書の提出について(依頼)	196
第 22 号	意見書遅延理由書の提出について(回答)	197
第 23 号	来庁の依頼について(参考人あて)	198
第 24 号	意見書の提出依頼について	199
第 25 号	鑑定の依頼について	200
第 26 号	物件の提出について	201
第 27 号	審査資料の提出の督促について	202
第 28 号	提出物件預り証	203
第 29 号	提出物件受取証明書	204
第 30 号	受診の命令について	205
第 31 号	審理のための処分の囑託について	206
第 32 号	決定の更正について	207
第 33 号	審査請求取下げ書	208
第 34 号	審査請求事件に係る官報掲載について	209
第 35 号	参与候補者の推薦について	210
第 36 号	審査請求文書受付・送付簿	211
第 37 号	審査請求処理計画・処理経過簿	212
第 38 号	審査請求事件綴表紙	214
第 39 号	審査・仲裁申立書	215
第 40 号	審査費用(旅費)請求書	216
第 41 号	審査費用(意見書料 鑑定料 審査資料作成実費)請求書	217

労働保険審査請求書

一 審査請求人の

住所
氏名

審査請求人が法人であるときは

住所
名称
代表者の住所
代表者の氏名

二 代理人によつて審査請求をするときは、

住所
代理人の氏名

三 原処分を受けた者の

住所
氏名又は名称

四 原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名
五 原処分に係る労働者が給付原因発生当時使用されていた
事業場の

所在地
名称

六 審査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係

労働基準監督署長

七 原処分をした労働基準監督署長名

平成 年 月 日

八 原処分があつたことを知つた年月日

九 審査請求の趣旨

十 審査請求の理由

有
無
内容

十一 原処分をした労働基準監督署長の教示の

十二 証拠

審理のための処分を必要とするときは、処分の
内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由

右のとおり審査請求をする。

平成 年 月 日

審査請求人氏名
法人であるときは、名称及び代表者の氏名
代理人によるときは、代理人の氏名

労働者災害補償保険審査官 殿

労働保険再審査請求書

一 再審査請求人の

再審査請求人が法人であるときは

住所
氏名

住所
名称
代表者の住所
代表者の氏名

二 代理人によつて再審査請求をするときは、代理人の

住所
氏名

三 原処分を受けた者の

住所
氏名又は名称

四 原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名
五 原処分に係る労働者が給付原因発生当時使用されていた
事業場の
所在地
名称

六 再審査請求人が原処分に係る労働者以外のであるときは、当該労働者との関係

七 原処分をした労働基準監督署長名
労働基準監督署長

八 原処分があつたことを知つた年月日
平成 年 月 日

九 決定をした労働者災害補償保険審査官の氏名
労働者災害補償保険審査官

十 決定書の謄本の送付を受けた年月日
平成 年 月 日

十一 再審査請求の趣旨

十二 再審査請求の理由

十三 決定をした労働者災害補償保険審査官の教示の
有無
内容

十四 証拠
審理のための処分を必要とするときは、処分の
内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由

右のとおり再審査請求をする。

平成 年 月 日

再審査請求人氏名
法人であるときは、名称及び代表者の氏名
代理人によるときは、代理人の氏名

労働保険審査会会長 殿

労働保険再審査請求書

一 再審査請求人の

住所
氏名

再審査請求人が法人であるときは

住所
名称
代表者の住所
代表者の氏名

二 代理人によつて再審査請求をするときは、代理人の

住所
氏名
住所
氏名又は名称

三 原処分を受けた者の

四 原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名

五 原処分に係る労働者が給付原因発生当時使用されていた事業場の

所在地
名称

六 再審査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係

七 原処分をした労働基準監督署長名

労働基準監督署長

八 原処分があつたことを知つた年月日

平成 年 月 日

九 労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をした年月日

平成 年 月 日

十 再審査請求の趣旨

十一 再審査請求の理由

十二 証拠 [審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由]

右のとおり再審査請求をする。

平成 年 月 日

再審査請求人氏名

〔法人であるときは、名称及び代表者の氏名〕
〔代理人によるときは、代理人の氏名〕

㊤

労働保険審査会会長 殿

様式第五号

審理のための処分の申立書

一 事件の表示

- 二 (1) 審問し、又は意見若しくは報告を徴すべき審査請求人、再審査請求人又は参考人の
氏名又は名称
住 所

- (2) 提出を命ぜべき文書その他の物件の

表示
所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称
右の者の住所

- (3) 鑑定の対象の表示

- (4) (イ) 立ち入るべき事業所
その他の場所の
名称
所在地

- (ウ) 質問すべき事業主、従業者その他の関係者の氏名
検査すべき帳簿、書類その他の物件の表示

- (5) 診断を受けるべきことを命ぜべき労働者の
氏名
住所

三 申立ての趣旨及び理由

右のとおり審理のための処分を申し立てる。

平成 年 月 日

申立人
住所
氏名

(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

殿

(表面)

労働者災害補償保険審査官証票

第 号

平成 年 月 日交付

厚生労働省印

労働者災害補償保険審査官

氏 名

(縦八、五センチメートル、横六、五センチメートル)

(裏面)

労働者災害補償保険審査官及び労働保険審査会法抄

第十五条 審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を囑託することができる。

3 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

第五十二条 第十五条第一項第四号若しくは第二項又は第四十六條第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手續における審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査請求の手續における当事者は、この限りでない。

様式第九号

手続受継届

一 事件の表示

二 受継の理由

三 受継の年月日

右のとおり手続の受継をしたので届ける。

平成 年 月 日

承継人

住所

氏名

殿

印

決定 更正申立書
裁決

一 事件の表示

二 申立ての趣旨及び理由

右のとおり 決定 裁決 の更正の申立てをする。

平成 年 月 日

申立人

住所
氏名

法人のときは、その名
称及び代表者の氏名

殿

印

様式第十一号

参 加 申 立 書

一 事件の表示

二 申立ての趣旨及び理由

三 証拠（審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由）

右のとおり参加の申立てをする。

平成 年 月 日

申立人

住所

氏名

〔 法人のときは、その名称及び代表者の氏名 〕

㊞

労働保険審査会会長 殿

様式第十二号

審理 非 公開 申立書

- 一 事件の表示
- 二 申立ての趣旨

右のとおり審理の非公開の申立てをする。

平成 年 月 日

申立人
住所
氏名

法人のときは、その名称及び代表者の氏名

労働保険審査会会長 殿

印

審 査 請 求 聴 取 書

審 査 請 求 人	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
	審査請求人が法人であ るときはその代表者の	氏名	
		住所	
	原処分に係る労働者以外の者 であるときは、当該労働者の 氏名及びその者との関係		
代 理 人	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
	審査請求人との関係・職業		
原 処 分 を 受 け た 者	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
	原処分に係る労働者以外の者 であるときは、当該労働者の 氏名及びその者との関係		
原処分に係る労働者が給 付原因の発生した当時使 用されていた事業場	名 称		
	所 在 地		
原処分をした行政庁			
原処分のあったこと を知った年月日	平成 年 月 日		
原処分庁の教示	有 無 内 容		
審 査 請 求 の 趣 旨			
審 査 請 求 の 理 由			
証 拠	〔審理のための処分を必要 とするときは、処分の内 容並びにその処分の申立 ての趣旨及び理由〕		
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〔法人のときは、法人の名 称及び代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: right;">審査請求人 ㊟</p> <p>において上記のとおり録取して審査請求人に読み聞かせたところ、相違ないことを認め たので、この聴取書を作成した。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">聴取人 官 職 ㊟</p>			

審査様式第2号

○基審発第 号
平成 年 月 日

○○労働者災害補償保険審査官 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

管轄違いの理由による移送について

平成 年 月 日付けで本職が受け付けた事件は、下記により管轄違いであると認められますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第12条第1項の規定に基づき、貴職に移送します。

記

1. 事件の表示
2. 移送の理由
3. 添付書類

審査様式第3号

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

管轄違いの理由による移送について

平成 年 月 日付けで貴殿から提出のありました審査請求は、本職の管轄ではないので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第12条第1項の規定に基づき、労働者災害補償保険審査官に移送しましたので通知します。

なお、今後貴殿の事件に関することは、下記管轄審査官（所在地は下記のとおりです。）に連絡してください。

記

審査様式第4号

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官

〇〇 〇〇 官印

審査請求の補正について

平成 年 月 日付けで貴殿から提出のありました審査請求は、下記事項について不備がありますので、同封の補正書をもって補正の上、平成 年 月 日までに本職に提出してください。

なお、正当な理由なく上記期日までに補正書の提出がないときには、労働保険審査官及び労働保険審査会法第11条第2項の規定に基づき、貴殿の審査請求は却下される場合がありますのでご注意ください。

記

補正を要する事項

審査様式第5号

補 正 書

平成 年 月 日提出した労働保険審査請求（ 基審収第 号）について、下記のとおり補正します。

平成 年 月 日

審査請求人 ———— 住所：
——— 氏名： ④
(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

〇〇労働者災害補償保険審査官〇〇〇〇殿

記

審査様式第6号

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査請求の補正の督促について

平成 年 月 日付け 基審発第 号をもって、労働保険審査請求補正書の提出を求めましたが、未だ提出されておりませんので、平成 年 月 日までに本職に提出するよう督促いたします。

なお、正当な理由なく上記期日までに補正書の提出がなされないときは、労働保険審査官及び労働保険審査会法第11条第2項の規定に基づき、貴殿の審査請求は却下されることとなりますので、ご注意願います。

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査請求の受理について

本職は、貴殿から提出のありました審査請求を平成 年 月 日付けで受理しましたので通知します。

本件の審理に当たって貴殿から審査請求の趣旨及び理由等をお聞きすることがありますが、貴殿から意見書等を提出することもできますので申し添えます。

なお、本件の審理のため必要がある場合は、依頼事項、期日及び場所を別途通知します。
また、貴殿が居所を変更された場合は、必ず本職あてご連絡ください。

○基審発第 号
平成 年 月 日

〔 ○○ 労働局長
○○労働基準監督署長 〕 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査請求受理及び意見書の提出について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定に基づき、通知します。

つきましては、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第11条の規定に基づき、本件に関する貴職の意見書を平成 年 月 日までに本職あて提出願います。

また、同法第15条の規定に基づき、本件に係る調査復命書等を併せて本職あて提出願います。

記

- 1 事件の表示
- 2 審査請求の要旨
別添審査請求書(写)のとおり

○基審発第 号
平成 年 月 日

(利害関係者) 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査請求の受理について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定に基づき、通知します。

なお、本件に関して意見を述べることができますので、その場合は平成 年 月 日までに本職あて申し出てください。

記

- 1 事件の表示
- 2 審査請求の要旨
別添審査請求書(写)のとおり

審査様式第10号

○基審発第 号
平成 年 月 日

(参 与) 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審 査 請 求 の 受 理 に つ い て

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定に基づき、通知します。

なお、本件に関して意見を述べることはできますが、これについては別途通知します。

記

- 1 事件の表示
- 2 審査請求の要旨
別添審査請求書(写)のとおり

○基審発第 号
平成 年 月 日

〔原処分庁
利害関係者
参 与〕 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査請求の受継について

本職に対する審査請求については、審査請求人の死亡により、承継人が審査請求の手続を受け継いだので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第15条第4項に基づき、通知します。

記

- 1 事件の表示
- 2 受継年月日
- 3 承 継 人 住所
 氏名

〇〇労働者災害補償保険審査官
〇〇 〇〇 殿

非 承 継 意 思 確 認 書

下記の審査請求人が平成 年 月 日死亡しましたが、私は下記の者の審査請求
を承継する意思がありません。

記

1 審 査 請 求 人

2 審査請求人との関係

平成 年 月 日

承継人適格者
住 所

⑩

○基審発第 号
平成 年 月 日

原 処 分 庁
利 害 関 係 者
参 与

殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査請求手続の終了について

本職に対する下記の審査請求については、平成 年 月 日付けで審査請求人から審査請求の取下げの申出があり（審査請求人の再審査請求が労働保険審査会に受理されたため）、審査請求手続きが終了しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第15条の2第3項により準用される同令第15条第4項に基づき、通知します。

記

事件の表示

審査様式第14号

原 処 分 庁
利 害 関 係 者
参 与

殿

○基審発第 号
平成 年 月 日

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査請求手続の中断について

本職は、下記の審査請求について、承継人の存否が不明でありますので、審査請求手続の中断を通知します。

記

事件の表示

○基審発第 号
平成 年 月 日

（ 審 査 請 求 人
原 処 分 庁 殿
利 害 関 係 者
参 与 ）

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査請求の併合について

下記の審査請求については、審理の都合上、併合することとしましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第10条の規定に基づき、通知します。

記

審査請求人氏名		事 件 の 表 示
1		
2		

○基審発第 号
平成 年 月 日

審査請求人
原処分庁
利害関係者
参 与

殿

〇〇労働者災害補償保険審査官
〇〇 〇〇 官印

審査請求の分離について

平成 年 月 日付けで受理した に係る 処分
取消審査請求事件については、審理の都合上、下記のとおり分離することとしましたので、
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第10条の規定に基づき、通知します。

記

審査請求人氏名		事 件 の 表 示
1		
2		

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

来 庁 要 求 通 知 書

平成 年 月 日付けで貴殿よりなされた審査請求の審理のため、下記事項について確認する必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第1号の規定に基づき、通知します。つきましては、平成 年 月 日 時に

労働局労働基準部労災補償課
労働基準監督署

(所在地及び略図別記) に来庁してください。

もし、当日ご都合が悪い場合は、事前に本職までその旨ご連絡ください。

なお、正当な理由なく来庁しない場合は、同法第15条第5項の規定に基づき、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しないことがあります。

記

- 1 事件の表示
- 2 確認事項
- 3 持参するもの

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について

平成 年 月 日付けで貴殿よりなされた審査請求について、原処分をした 労働基準監督署長から原処分の理由等を記載した意見書の提出がありましたので、写しを送付します。

また、貴殿から、審査請求の趣旨及び理由（原処分庁意見書に対する意見を含みます。）等をお聞きしますので、平成 年 月 日 時に 労働局労働基準部労災補償課（労働基準監督署）（所在地及び略図別記）に来庁してください。

もし、当日ご都合が悪い場合は、事前に本職までその旨ご連絡ください。

なお、来庁の際には、同封した原処分庁の意見書の写しを持参してください。

おって、文書で意見を提出することもできますが、その場合には、平成 年 月 日までに提出してください。

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

原処分庁意見書の送付について

平成 年 月 日付けで貴殿よりなされた審査請求について、原処分をした労働基準監督署長から、原処分の理由等を記載した意見書の提出がありましたので、写しを送付します。

この意見書について意見がある場合には、口頭で意見を述べることができますので、申し出てください。

なお、文書で意見を提出することもできますが、その場合には、平成 年 月 日までに提出してください。

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

労災保険給付請求権の時効について

貴殿においては、平成 年 月 日に 労働基準監督署長に対して、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に係る (補償) 給付の請求を行い、労働基準監督署長が平成 年 月 日に不支給決定を行ったところであります。

この不支給決定については、現在審査請求がなされておりますが、本件の不支給決定処分に後続する (補償) 給付の平成 年 月 日以降における請求権については、平成 年 月 日以降それぞれ時効が到来しますのでご注意ください。

審査様式第19号

○基審発第 号
平成 年 月 日

〔 ○ ○ 労働局長
○ ○ 労働基準監督署長 〕 殿

○ ○ 労働者災害補償保険審査官
○ ○ ○ ○ 官印

証拠となるべき資料の提出について

本職が下記の審査請求を受理したことについては、平成 年 月 日付け 基審
発第 号をもって通知したところでありますが、労働保険審査官及び労働保険審査会
法第15条第1項の規定に基づき、本件に関する資料を平成 年 月 日までに本
職あて提出願います。

記

事件の表示

審査様式第20号

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

証拠となるべき資料等の提出について

先に貴殿から提出のありました下記の事件に関する意見書、証拠となるべき資料等を平成 年 月 日までに本職あて提出願います。

記

事件の表示

審査様式第21号

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

意見書遅延理由書の提出について

先に貴殿より下記の事件に係る意見書等の提出が遅れる旨の申出がありましたが、提出が遅れる理由等について、別添文書により平成 年 月 日までに本職あて提出願います。

記

事件の表示

平成 年 月 日

〇〇労働者災害補償保険審査官
〇〇 〇〇 殿

㊟

意見書遅延理由書の提出について

貴職より平成 年 月 日付けをもって指示のありました標記について、下記のとおり提出します。

記

- 1 提出が遅れる理由等
- 2 提出可能な時期

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

来 庁 の 依 頼 に つ い て

本職は、審査請求の審理のため、貴殿を参考人として下記事項について確認する必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第1号の規定に基づき、通知します。

つきましては、平成 年 月 日 時に

労働局労働基準部労災補償課
労働基準監督署

(所在地及び略図別記) に来庁して下さい。

もし、当日ご都合が悪い場合は、事前に本職までその旨ご連絡ください。

記

- 1 事件の表示
- 2 確認事項

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

意見書の提出依頼について

本職は、審査請求の審理のため必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第1号の規定に基づき、意見書の提出を依頼いたします。

なお、意見書作成費用に関しては同封の審査費用請求書を各2通作成の上、本職あてご送付願います。

記

- 1 事件の表示
- 2 依頼事項
- 3 提出期限
- 4 添付資料

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

鑑 定 の 依 頼 に つ い て

本職は、審査請求の審理のため必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号の規定に基づき、鑑定を依頼します。

なお、鑑定費用に関しては同封の審査費用請求書を各2通作成の上、本職あてご送付願います。

記

- 1 事件の表示
- 2 鑑定事項
- 3 提出期限
- 4 添付資料

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

物件の提出について

本職は、審査請求の審理のため必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査
会法第15条第1項第2号の規定に基づき、貴殿の

所持 保管

 する下記物件を平成
年 月 日までに本職にご提出願います。

記

- 1 事件の表示
- 2 物件

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査資料の提出の督促について

平成 年 月 日付け 基審発第 号をもって、貴殿の所持する下記物件の提出を依頼したところですが、未だ提出されておられません。

つきましては、平成 年 月 日までに本職に提出するよう督促します。

なお、正当な理由なく当該処分（提出）に応じない場合は、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第5項の規定に基づき、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しない場合があります。

記

1 事件の表示

2 物 件

提出物件預り証

平成 年 月 日貴殿から提出された下記物件は、本職がお預かりします。

記

- 1 物件の表示
- 2 返還予定日

平成 年 月 日

殿

〇〇労働者災害補償保険審査官

〇〇 〇〇 官印

審査様式第29号

〇〇労働者災害補償保険審査官
〇〇 〇〇 殿

提出物件受取証明書

平成 年 月 日提出した下記の物件は、平成 年 月 日、確かに返還され、
受領したことを証明する。

記

物件名

平成 年 月 日

④

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

〇〇労働者災害補償保険審査官
〇〇 〇〇 官印

受診の命令について

本職は、審査請求の審理のため必要がありますので、下記により医師の診断を受けるよう労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第5号の規定に基づき、通知します。

なお、正当な理由なく、この診断を忌避した場合は、同法第15条第5項の規定に基づき、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しないことがあります。

記

- 1 事件の表示
- 2 診断を受ける診療機関
名 称
所 在 地
- 3 診断を受ける医師
氏 名
- 4 診断項目
- 5 受診日時

なお、診断に要した費用は、本職から直接診療機関に支払います。

審査様式第31号

○基審発第 号
平成 年 月 日

○○労働者災害補償保険審査官 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審理のための処分の嘱託について

本職は、本職に対する審査請求について、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第2項に基づき、下記の処分を嘱託します。

記

- 1 事件の表示
- 2 嘱託する処分
- 3 嘱託する理由

○基審発第 号
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

決 定 の 更 正 に つ い て

平成 年 月 日付けで本職が行った に係る 処分取消審査
請求の決定書については、下記のとおり更正しますので、労働保険審査官及び労働保険審
査会法施行令第18条第5項の規定に基づき、更正した決定書の謄本を添えて通知します。

記

(注) 別添の更正した決定書の教示(不服申立ての手続きに関する記載)は、更正決定に
伴う新たな教示ではありません。

したがって、審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合に、労働保険審査会
に対して再審査請求をすることができるのは、先に送付している更正前の決定書の謄
本が送付された日の翌日から起算して60日以内です。

審 査 請 求 取 下 げ 書

審査請求人	氏名又は名称	
	住 所	
事件の表示		
<p>上記のとおり審査請求の <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 を取り下げます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>〇〇労働者災害補償保険審査官 殿</p> <p style="text-align: right;">審査請求人 (代理人) ㊞</p>		

○基審発第 号
平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局長 殿

○ ○ 労働局長

審査請求事件に係る官報掲載について

今般、平成 年 月 日付け審査請求人に対して別添により決定書の謄本を送達したところ、所在不明につき返戻されました。

つきましては、労働保険審査官及び労働保険審査会法第20条第2項及び第3項の規定に基づき、公示送達をいたすべく、下記により官報掲載の手続をとっていただくようお願い申し上げます。

記

- 1 審査請求人
- 2 審査決定年月日
- 3 掲載原稿文例
- 4 所在調査結果

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

㊟

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

(注) (1) 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

(2) 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

(1) 提出部数は正副2通とすること。

(2) 履歴書2通を添付すること。

審査請求処理計画・処理経過簿

1 事件の概要

受付番号		事件名		双方の主張と立証	請求人
受付年月日		完結年月日			
受理年月日					
審査請求人住所氏名					原処分庁
原処分庁名					
所属事業場の名称、所在地					
受傷状況 加療経過					
補償給付 支払状況					

2 処理計画

審理等実施項目	確認事項等	予定年月日	実施の有無
1 審査請求受付・受理			
2 原処分庁へ意見書・復命書等の提出依頼			
3 原処分庁からの復命書受理			
4 原処分庁から意見書・関係書類受理			
5 争点整理			
6 請求人からの聴取			
7 決定書(審査請求概要等)作成			
8 事実認定のための医証の必要性等の検討			
9 必要に応じ関係者からの聴取等			
10 必要に応じ医証の収集			
11 決定書案作成			
12 参与会資料作成			
13 参与会資料送付			
14 参与会開催			
15 決定書作成・送付			

※審査請求人聴取は審査請求理由が争点として明確でない場合は、争点整理の前に実施すること。その上で、改めて2回目の聴取を争点整理後に行うこともあり得ること。

審査様式第38号

〔審査請求事件綴表紙〕

事 件 番 号	
事 件 の 表 示	
審 査 請 求 人	
原処分をした行政庁	
利 害 関 係 者	
参 与	
原処分のあった年月日	
原処分のあったことを知った日	
審査請求受付年月日	
受 理 年 月 日	
受理通知発送年月日	
決 定 年 月 日	
決定書の謄本を送付した日	(配達証明受付番号)
決 定 の 主 文	
原 処 分 の 要 旨	
備 考	再審査請求の 有 無

審 査 ・ 仲 裁 申 立 書

申 立 人	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
	被災労働者以外 のときは当該労働者との関係	
代 理 人	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
	申立人との関係	
被 災 労 働 者	氏 名	
	住 所	
被災労働者が災 害発生当時使用 された事業場	名 称	
	所 在 地	
災 害 発 生 年 月 日		
災 害 の 原 因 及 び 発 生 状 況		
審 査 又 は 仲 裁 す べ き 事 項		
審 査 又 は 仲 裁 を 申 し 立 て る 理 由		

上記のとおり審査・仲裁を申し立てます。

平成 年 月 日

労働基準監督署長
殿
労働者災害補償保険審査官

申 立 人

㊟

(注) 審査・仲裁のうち不用の文字は抹消すること。

審査費用（旅費）請求書

請求額		_____円		用務内容		証明		下記の請求内容は事実と相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 労働者災害補償保険審査官 官印														
年 月 日	出 発 地	経 路	到 着 地	宿 泊 地	鉄 道 賃				船 賃				航 空 賃	車 賃		日 当		宿 泊 料		食 卓 料		計
					路 程	運 賃	急 行 料 金	特 別 車 両 料 金 其 他	計	路 程	運 賃	特 別 船 室 料 金		寝 台 料 金	其 他	計	定 額	実 費 額	日 数	定 額	夜 数	
					円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合 計																						
上記のとおり費用を請求します。 平成 年 月 日 資格 _____ 住所 _____ 氏名 _____ _____ 労働局長 殿													備 考									

- 備考 1 本請求書は二通作成し、処分をした労働者災害補償保険審査官を経由して所轄労働局長に提出すること。
- 2 宿泊料の実費を請求する場合には、その実費の額を証明するにたる書類（旅館の領収証等）を添付すること。
- 3 天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行できなかった場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付すること。

審査様式第41号

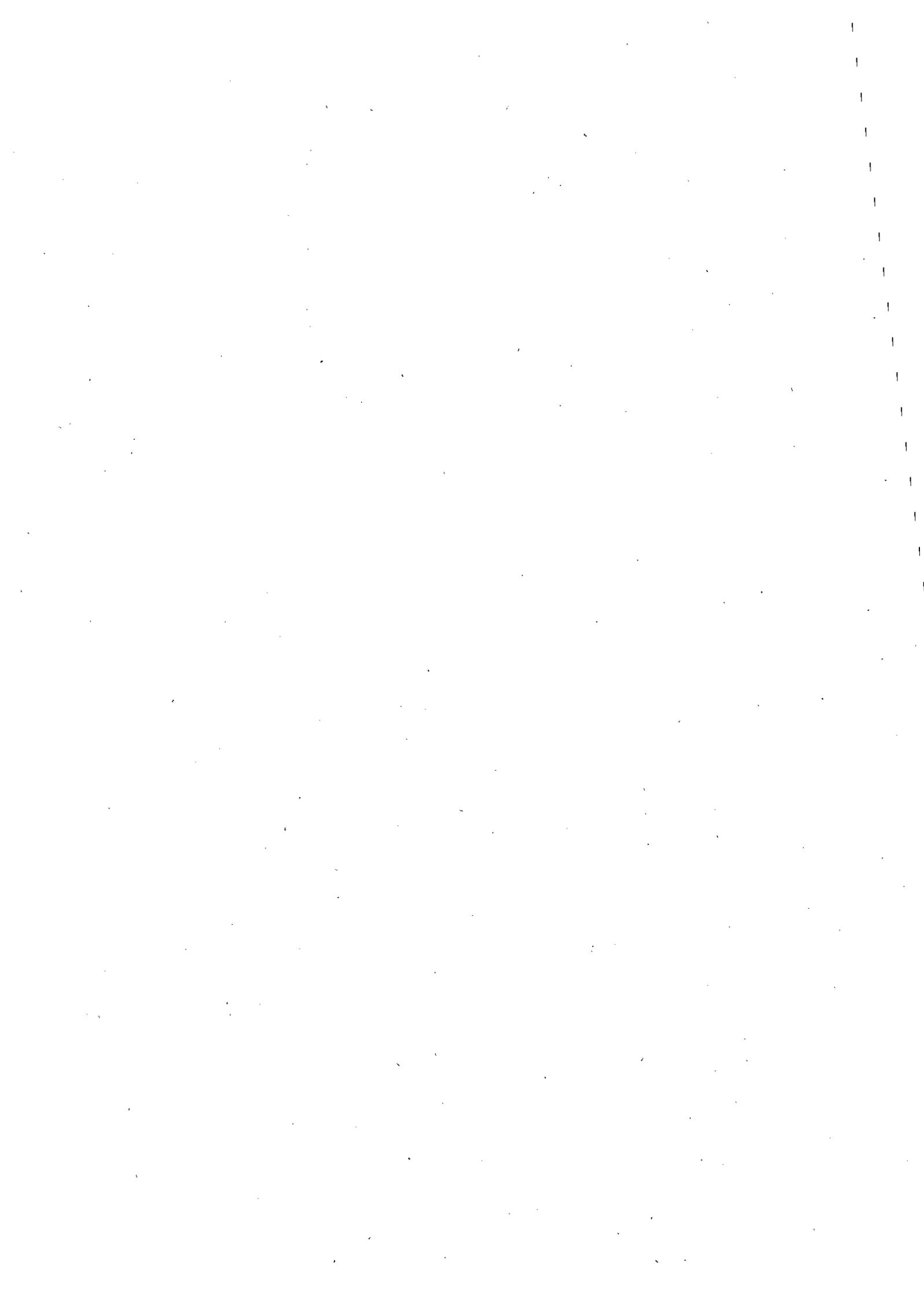
審査費用 {

 意見書料
 鑑定料
 審査資料作成実費

}
 請求書

請求金額	_____円	用務内容		証明	下記の請求内容は事実と相違ないことを証明します。 平成 ____年 ____月 ____日 労働者災害補償保険審査官			官印
種 目	件数又は数量	定額又は単価	金 額	摘 要				
意見書料	件	円	円					
鑑 定 料								
審作								
査成								
資実								
料費	計							
合 計								
上記のとおり費用を請求します。 平成 ____年 ____月 ____日 資格 _____ 住所 _____ 氏名 _____ [Ⓔ]						備 考		
_____ 労働局長 殿								

- 備考 1 本請求書は二通作成し、処分をした労働者災害補償保険審査官を経由して所轄労働局長に提出すること。
- 2 審査資料作成実費を請求する場合には、その実費の額を証明するにたる書類を添付すること。



参考 1 關係通達

目 次

発出年月日	通達番号	標 題	頁
昭和30年6月9日	基発第359号	業務上外の認定に関する連絡調整について	2 2 2
昭和43年9月3日	基発第571号	審査請求に関する決定の送達について	2 2 3
昭和52年3月30日	基発第192号	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行（第4次分）等について	2 2 5
昭和63年12月28日	事務連絡	国の行政機関の土曜閉庁の実施に伴う労災補償関係法令の期限の特例等の取扱いについて	2 2 7
平成元年12月21日	事務連絡第39号	労災保険給付関係争訟等に係る関係書類の保存、整備等について	2 2 9
平成2年3月27日	事務連絡	都道府県労働基準局長の決定に係る平均賃金に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付の審査請求事案の処理について	2 3 0
平成7年3月3日	事務連絡	審査請求事案に係る迅速処理対策について	2 3 1
平成8年6月28日	事務連絡第25号	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う事務処理について	2 3 7
平成8年7月24日	基発第479号	労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料等の改定について	2 4 0
平成8年11月19日	事務連絡	労災保険給付に係る後続請求の取扱いについて	2 4 6
平成9年3月10日	事務連絡	「介護（補償）給付に係る要介護障害程度区分の判断等に当たっての留意事項について」の取扱いについて	2 4 8
平成12年8月31日	事務連絡第3号	精神障害に係る審査請求事案の処理に当たっての地方労災医員協議会精神障害等専門部会の開催等について	2 5 0
平成13年11月1日	基発第952号	労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等の一部改定について	2 5 1
平成14年3月13日	基発第0313008号	裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いについて	2 5 3
平成14年3月13日 改正 平成18年11月22日	基総発第0313001号 基総発第1122001号	裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について	2 5 6
平成19年3月28日	事務連絡	審査請求及び再審査請求に係る事務処理に当たっての留意事項について	2 6 0
平成20年3月31日	地発第0331016号 基発第0331023号	労災保険専門調査員の配置について	2 6 3
平成21年12月28日	事務連絡	労災保険給付に関する決定以外の決定に係る行政不服審査法第57条に基づく適切な教示の徹底について	2 7 7
平成22年3月29日	事務連絡	「審査請求文書受付・送付簿」の電子化様式について	2 7 9
平成22年12月27日 改正 平成26年7月10日	基発1227第1号 基発0710第5号	社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について	2 8 2

基 発 第 359 号
昭和 30 年 6 月 9 日

各都道府県労働基準局長 殿
各都道府県知事 殿

労働省労働基準局長
厚生省保険局長

業務上外の認定に関する連絡調整について

労働者又は被保険者の疾病、その他の事故に対する業務上外の認定については、慎重に措置されているものと思料するが、最近労働者災害補償保険法による災害補償も、また健康保険法、日雇労働者健康保険法又は厚生年金保険法による保険給付も受けられず、労働者又は被保険者に多大の不安と困惑を与えている事例があるので、第一線機関相互間において更に連絡を密にすると共に、それぞれの審査官において請求人の申し立てと異なる決定を行う場合は、他方の機関の審査官又は第一線機関に通報して意見の調整をはかり、かかる事のないよう取り計らわれたい。

なお、意見の調整が困難なものについては、主管省に経伺の上処理することとされたい。

昭和43年9月3日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

審査請求に関する決定の送達について

標記については、昭和39年3月7日付け基災発第7号をもって通達したところであるが、本年4月1日から「各省庁（国の行政機関）が法令の定めるところに従い、官報をもって行う公告」については無料取扱いとなり（別添1参照）、また別添2のとおり、大蔵省印刷局業務部官報課長より労働省労働基準局補償課長あて、公示送達原稿の送付は労働省官報報告主任（労働大臣官房総務課長）を通じて行たわれない旨申入れがあったので、今後、標記に関する事務手続を下記のとおり改めることとしたので了知されたい。

なお、本通達の実施により、前記通達は廃止することとなるので申し添える。

記

1 決定の送達方法について

決定の送達は、審査請求人に決定書の謄本を送付することによって行うが、送付に際しては、決定書謄本に必ず謄本である旨の表示をし、かつ、審査官が原本と相違ないことを証明しなければならないこと。

2 決定の公示送達について

審査決定の公示の方法による送達は、労審法第20条第3項の規定により官報掲載が必要とされ、その掲載事務は前記通達に基づいて昭和39年3月27日以来都道府県労働基準局長より、直接大蔵省印刷局官報課長あて掲載依頼してきたところであるが、今後は、次の要領によって行なうこと。

(1) 掲載依頼は、都道府県労働基準局長、労働省労働基準局長、官報報告主任を經由して行なうこと。

なお、封書左下欄に必ず「審査係あて」朱書すること。

(2) 公示年月日については、郵送に要する期間等を十分考慮する必要があるが、およそ発送日から20日ぐらいの余裕をもって記入すること。

(3) 掲載依頼文書と原稿とは別業とし、掲載依頼文書は一通、原稿文書は4通本省労働基準局長あて送付すること。

(4) 掲載された官報は、当該審査請求事案の1件書類として、官報と原稿を照合のうえ保存すること。

(5) 掲載原稿文例は、次例のとおりとし、誤字脱字のないように明確に作成すること。

公示送達

東京都荒川区南千住町2の18

(1)

田中 豊 助

(2)

上記の者に送達すべき昭和43年東基業第32号に関する決定書の謄本は、東京都千代田

(3)

(4)

区大手町1の7東京労働基準局内東京労働者災害補償保険審査官山田次郎が保管し、いつ

でも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第20条第2項及び第3項の規定により公示する。

昭和43年9月15日

(5)

東京労働者災害補償保険審査官

(6)

山田 次 郎

(備考) 決定の主文及び年月日

1 決定主文 「本件審査請求を棄却する。」

(7)

2 決定年月日 昭和43年8月10日

(8)

(注意事項) アンダーラインの個所は次のものの例である。

(1) 及び (2) は、決定書に記載された請求人の住所、氏名

(3) は、当該事件の番号

(4) は、謄本を保管している者を具体的に示すため、局所在地、審査官氏名

(5) は、公示年月日

(6) は、決定をした審査官の氏名

(7) 及び (8) は、決定書に記載された決定主文及び年月日

(2) 及び (6) は、氏と名の間を一字あける

[別添]

官報掲載公告の無料取扱いの範囲について

標記のことについて、官報掲載公告料金は、官報・法令全書・職員録等の発行に関する命令(昭和24年総理府・大蔵省令第1号)第4条の規定に基づき有料を原則としておりますが、昭和43年4月1日以降当分の間下記により実施いたしますので、御通知いたします。

記

各省庁(国の行政機関)が法令の定めるところに従い、官報をもって行う公告(工場財団・鉄道財団等の財団関係公告、著作権の変更関係公告、JIS表示許可公告及び商号抹消公告並びに供託規則(昭和34年法務省令第2号)第30条第1項及び公証人法(明治41年法律第53号)第20条第1項による公告を除く。)及び裁判所押収物還付公告は無料とする。

別添2

都道府県労働者災害補償保険審査官に係る公示送達原稿の送付方法について

標記については、従来、各都道府県労働基準局長から直接当局宛原稿を送付されていたが、本公告は先に印業等51号にて通知したとおり昭和43年4月1日から当分の間無料扱いとなったので、今後前記原稿は労働省官報報告主任を通じて送付されるよう各都道府県労働基準局長宛周知願いたい。

各 都 道 府 県 労 働 基 準 局 長 殿

労 働 大 臣 官 房 長
労 働 省 労 働 基 準 局 長

労 働 者 災 害 補 償 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 (第 4 次 分) 等 に
つ い て

— 略 —

18 傷 病 補 償 年 金 及 び 傷 病 年 金 (新 法 第 1 2 条 の 8 、 第 1 8 条 、 第 1 8 条 の 2 、 第 1 9 条 、 第 2 1 条 、 第 2 2 条 の 6 関 係)

業 務 上 の 事 由 又 は 通 勤 に よ る 傷 病 に よ り 長 期 の 療 養 を 要 す る こ と と な っ た 労 働 者 に つ い て は 、 従 来 、 療 養 開 始 後 3 年 を 経 過 し た 日 以 後 に お い て 政 府 が 必 要 と 認 め た と き か ら 、 療 養 補 償 給 付 又 は 療 養 給 付 と 休 業 補 償 給 付 又 は 休 業 給 付 と に 代 え て 長 期 傷 病 補 償 給 付 又 は 長 期 傷 病 給 付 を 行 う こ と と し て い た 。 し か し な が ら 、 長 期 療 養 者 の 症 状 は 各 療 養 者 ご と に 極 め て 区 々 で あ る に も か か わ ら ず 、 こ れ ら の 労 働 者 に 支 給 す る 長 期 傷 病 補 償 給 付 (長 期 傷 病 給 付) の 年 金 の 額 が 一 律 と さ れ て い る こ と は 、 後 遺 障 害 に よ り 労 働 不 能 と な っ た 者 に 対 し 支 給 さ れ る 障 害 補 償 年 金 (障 害 年 金) の 額 が 、 そ の 障 害 の 程 度 に 応 じ て 定 め ら れ て い る の に 比 し て 、 不 均 衡 で あ る 。 ま た 、 従 来 の 長 期 療 養 者 の 実 情 か ら み る と 、 療 養 開 始 後 1 年 6 箇 月 を 経 過 し て も 治 ら な い 者 は 、 そ の 後 引 き 続 き 長 期 に わ た り 療 養 を 要 す る こ と と な る の が 通 例 で あ り 、 年 金 た る 保 険 給 付 を 行 う べ き か 否 か の 判 定 に つ い て 療 養 開 始 後 3 年 の 経 過 を ま つ ま で も な い 。 更 に は 、 厚 生 年 金 保 険 制 度 に お い て も 、 第 7 7 回 国 会 に お け る 法 改 正 に よ り 、 療 養 開 始 後 1 年 6 箇 月 を 経 過 し た 後 は 、 そ の 傷 病 の 治 ゆ の 有 無 に か か わ ら ず 、 そ の 障 害 に つ い て 障 害 年 金 が 支 給 さ れ る よ う に 改 め ら れ た 。

こ れ ら の 事 情 を 考 慮 し て 、 今 回 の 法 改 正 に お い て は 、 従 来 の 長 期 傷 病 補 償 給 付 及 び 長 期 傷 病 給 付 が 廃 止 さ れ 、 長 期 傷 病 補 償 給 付 た る 年 金 に 代 え て 傷 病 補 償 年 金 が 、 長 期 傷 病 給 付 た る 年 金 に 代 え て 傷 病 年 金 が 新 た に 設 け ら れ 、 ま た 傷 病 補 償 年 金 又 は 傷 病 年 金 の 受 給 権 者 に は 、 療 養 補 償 給 付 又 は 療 養 給 付 が 継 続 し て 行 わ れ る こ と に な っ た 。

こ の よ う に 、 本 制 度 は 、 長 期 療 養 者 の 症 状 に 応 じ た 適 切 な 給 付 を 行 う た め に 新 設 さ れ た も の で あ る 。

(1) 傷 病 補 償 年 金 の 支 給 要 件

— 略 —

(12) 不 服 申 立

傷病補償年金又は傷病年金の支給の決定及びその支給額の決定並びに廃疾等級の変更による傷病補償年金又は傷病年金の変更に関する決定に関しても、労働者災害補償保険法第35条の規定により、不服申立てをすることができるものであること。

— 略 —

昭和 63 年 12 月 28 日

各都道府県労災主務課長 殿

労働省労働基準局労災管理課長

労働省労働基準局補償課長

国の行政機関の土曜閉庁の実施に伴う労災補償関係法令の期限の特例
等の取扱いについて

行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号。以下「閉庁法」という。)の施行に伴う国の行政機関の土曜閉庁の実施に伴う労働基準法等の期限の特例等の取扱いについては、昭和 63 年 12 月 28 日付け基発第 780 号・婦発第 281 号をもって労働省労働基準局長・婦人局長より通達されたところであるが、労災補償関係法令の期限の特例等の取扱いについては下記のとおりであるので、これが運用につき留意されたい。

記

1 労働者災害補償保険法関係

- (1) 労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)第 43 条においては、労災保険法又は労災保険法に基づく政令及び労働省令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定(第 138 条から第 143 条まで)を準用するものとされている。このうち、民法第 138 条は「期間ノ計算法ハ法令、裁判上ノ命令又ハ法律行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外本章ノ規定ニ従フ」と規定し、法令に別段の定めがある場合の例外を認めている。この規定に照らした場合、閉庁法第 2 条の規定は、この「別段ノ定」に該当するものと解され、したがって、労災保険法及びこれに基づく命令に定める行為の期限については、閉庁法第 2 条の規定が適用されることとなる。

具体的には、労災保険法第 42 条において保険給付を受ける権利の時効が定められており、この規定自体は、私人の行政庁に対する行為の期限を定めているものではないが、同条に規定する時効期間満了の日までに行政庁に対し保険給付の請求を行わなければ保険給付を受給できなくなるという点で、行政庁に対する行為の期限を定めたと同様の意味をもつものと解される。従来から労災保険法第 43 条の運用に当たっては、時効期間の満了日が日曜日、国民の祝日等に該当した場合には満了日を繰り延べるよう取り扱っているところであるが、今後は、時効期間の満了日が閉庁法第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日(以下単に「行政機関の休日」という。)に当たるときは、同法第 2 条を類推し、行政機関の休日の翌日をもって時効期間が満了するものとして取り扱うこととする。

(2) なお、労災保険法第 35 条第 1 項の規定による労働者災害補償保険審査官(以下単に「審査官」という。)に対する審査請求に係る審査請求期間(労働保険審査官及び労働保険審査会法第 8 条)についても、閉庁法第 2 条の規定が適用され、審査請求期間満了日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって審査請求期間が満了するものとして取り扱うこととする。

2 労働基準法第 8 章関係

労働基準法第 8 章の規定による災害補償(以下単に「災害補償」という。)の実施に関し、被災労働者又はその遺族が行政官庁(労働基準監督署長)に対し行う審査又は仲裁の申立て(労働基準法第 85 条第 1 項)は、補償の実施に係る時効の中断については、裁判上の請求とみなされることとなっている(同条第 5 項)。また、この行政官庁が行う審査又は仲裁の結果に不服がある者が、審査官に対し行う審査又は仲裁の申立てについても同様とされている(労働基準法第 86 条)。

この災害補償に関する時効の中断事由となるものは、民法第 147 条に規定されているとおりであり、行政官庁又は審査官に対する審査又は仲裁の申立てに限定されるものではない。したがって、被災労働者又はその遺族の使用者に対する災害補償請求権の時効と閉庁法第 2 条の規定は直接の関係はなく、時効の中断に関し期限の特例の問題は生じないものと解される。しかしながら、民法第 153 条においては、催告後 6 か月以内に裁判上の請求等をすれば時効の中断事由になるとされており、被災労働者又はその遺族が催告を行った後に行政官庁に対し審査又は仲裁の申立てを行う場合については、閉庁法第 2 条の規定が適用されるものと解され、催告後 6 か月の期間満了日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって当該期間が満了するものとして取り扱うこととする。

各都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課長

労災保険給付関係争訟等に係る関係書類の保存、整備等について

近年、労災保険給付に関する処分をめぐり審査請求、再審査請求及び行政事件訴訟が増加し、かつ、事案の内容も複雑化してきていることから、これら争訟事案に対するより適切な対応が求められているところである。

しかしながら、再審査請求審理や行政事件訴訟に至るまでに長期間を要している実情もあって、当該事案に関する資料の滅失により、審理や訴訟対応に支障をきたしている等の事例が見受けられ、また、この結果、労働保険審査会や法務省からも関係資料の保存、整備について指摘がなされているところでもある。

については、今後の争訟対応の一層の適正を期するため、労災保険給付に関する処分に対し審査請求が行われた場合には、処分の直接の根拠となった資料はもとより、これに関連する資料で将来必要になると見込まれるもの(例えば、治ゆ、再発、障害認定に係る事案について災害発生当初の請求書、調査復命書等の業務上外認定に関連する資料、レセプト、定期報告における診断書等の療養、症状経過に関する資料など)についても、争訟終結までの間、その保存、整備につき徹底を図ることとされたい。

また、労災保険特別加入者に係る業務上外の認定にあたっては、特別加入申請書記載の業務又は作業の内容等を基礎として判断することとしているところであるが、再審査請求事件において、特別加入申請書が保存されていないため業務上外の判断に支障をきたす事案が一部において見受けられる。

そこで、特別加入申請書及びその後届出のあった特別加入に関する変更届等関係書類の保存、整備の徹底に万全を期されたい。

都道府県労働基準局長の決定に係る平均賃金に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付の審査請求事案の処理について

労働基準法第12条第8項の規定による平均賃金決定に係る事務処理については、平成2年2月21日付け補償課長・労働時間課長連名内かんにより指示されたところですが、都道府県労働基準局長の決定に係る平均賃金に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付に関する処分について、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し、労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下「労審法」という。)に基づく審査請求が行われ、当該不服が平均賃金の決定そのものを内容としている場合の審査官における事務処理については、今後、下記のとおりとすることが妥当と考えられますので、その取扱いについては遺漏のないよう周知方お願いします。

なお、本取扱いについては、賃金時間部労働時間課企画室と協議済みですので、念のため申し添えます。

記

- 1 都道府県労働基準局長が平均賃金を決定するに当たり、請求人に対し決定通知を行っている場合
 - (1) 平均賃金決定について、行政不服審査法(以下「行審法」という。)に基づく労働大臣に対する審査請求期間を徒過し処分が確定している事案については、当該平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当であるか否かのみについて判断するものとし、平均賃金の内容そのものについての判断は要しないこと。
 - (2) 平均賃金の決定処分について労働大臣に対して審査請求がなされている場合には、その裁決をまって上記(1)の処理を行うこと。
- 2 都道府県労働基準局長が平均賃金を決定するに当たり、何らかの事情により、請求人に対し決定通知を行っていない場合

現に労審法上の審査請求が行われており、又は今後行われた場合は、関係部署と連携をとり、改めて請求人に対して決定通知を行った上で、平均賃金に対する不服については、行審法により行うべきものであることを説明し、労審法上の審査請求は取り下げよう指導すること。なお、当該指導にもかかわらず、労審法上の審査請求を取り下げない場合には、平均賃金の決定処分が確定するのをまって、上記1により処理を行うこと。

平成7年3月3日

都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課 労災保険審査室長

審査請求事案に係る迅速処理対策について

審査請求事案に係る迅速処理に関しては、昭和61年3月31日付け補償課長事務連絡第12号「審査請求事案の処理に関する当面の対策について」に基づき、事務処理に問題の認められる都道府県労働基準局に対する個別指導の実施等の対策を講ずるとともに、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)の増員等審査体制の整備を図ってきたところであり、今後ともその整備に努めていくこととしているところであるが、最近における審査請求事案の事務処理の状況は、平成5年度において全国的には未処理件数の減少等若干の改善を見たものの、多くの局において、依然として受理後相当期間を経過している未処理事案が多数滞留している等憂慮すべき状況にある。

このような状況は、審査請求事案の複雑・困難化や弁護士を代理人とする事案の増加による審査請求の訴訟化傾向に加え、局(次)長及び労災主務課長(以下「局管理者」という。)の進行管理の不徹底等様々な要因が複合した結果生じているものと考えられるところである。

については、長期未処理事案の速やかな解消を図るとともに、より一層の迅速処理を徹底すべく、今般、下記の対策を講ずることとしたので、その的確な推進に遺漏なきを期されたい。

なお、本対策の実施に当たっては、審査請求の迅速処理の実現を、審査官のみの努力に任せることなく、局管理者もその積極的な進行管理と支援体制を確立することにより、両者相まってこの実現に努められたい。

記

第1 迅速処理の基本原則等

1 迅速処理の基本原則

審査請求制度の運用においては、その手続、判断における公正の確保はもとより、請求人の不服を可能な限り迅速に解消することが極めて重要であるが、現状は決定までに長期間を要し、依然として受理後相当期間を経過している未処理事案が多数滞留していることから、原処分に対する不服のみならず、審査請求制度そのものへの不服も生じさせている等憂慮すべき状況にある。

このため、労災保険法が二段階の審査前置を求めているにもかかわらず、行政事件訴訟法第8条の「審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき」は訴

訟を提起できる旨の規定をよりどころとして、審査官の決定を経ずして提訴に及ぶもの等当該審査前置主義を無視した訴訟事案が近年急増するとともに、国会、審議会等からも度々厳しい批判を受けているところである。

このような状況を放置することは、審査請求制度のみならず、労災保険制度全般に対する国民の信頼を失うことにもなりかねないものであることから、可能な限り速やかな処理に務め、簡易迅速を旨とする審査請求制度の実効を期す必要がある。

かかる迅速処理を現実のものとするためには、労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下「労審法」という。)が特に「審査官は、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない。」旨規定していること及び国民の裁判を受ける権利と上述の審査前置主義との調和等も考慮すると、審査請求事案は一般的には、3 か月程度で処理されることが望ましいものとする。

なお、争点が多岐にわたるもの、医証が対立しているもの等公正な判断のために一定の調査等が必要な事案については、その処理に相当程度の期間を要することはやむを得ないが、この場合にあっても、下記第 2、第 3 に示すところにより、可能な限り迅速な処理に努めること。

また、現に未処理事案が滞留している局にあつては、下記 2 に示すところにより、当面は当該未処理事案の解消を優先すること。

2 審査処理計画の策定

迅速処理の実現に当たっては、上記 1 に定める基本原則を踏まえ、各局とも実情に即した計画処理に努めることとし、特に、平成 6 年度末において、受理後 1 年を越える未処理事案(以下「長期未処理事案」という。)を有するか又は未処理事案を 10 件以上有する局(以下「計画策定対象局」という。)にあつては、労災主務課長は、別紙様式 1 に従い自局の状況に応じた「審査処理計画」を策定し、同計画に沿って進行管理の徹底により迅速処理の実効を期すること。

また、同計画については、長期未処理事案を有する局にあつては、当該事案を優先的に処理することとし、遅くとも平成 8 年度末までに長期未処理事案が解消でき、かつ、他の未処理事案についても可久的速やかに解消できる計画とすること。その他の局にあつても、未処理事案はいずれ長期未処理事案となる可能性のあることを念頭に置いて、可能な限り前倒しの処理計画とすること。

なお、既に本省による個別指導の対象となり、長期未処理事案解消のための処理計画を本省あて提出済の局については、新たな「審査処理計画」を策定する必要はないこと。

3 審査請求事案処理状況報告

本省と局労災主務課が一体となって迅速処理の実現を図るため、労災主務課長は、別紙様式 2 により審査請求事案の処理状況等について四半期ごとに本職あて報告すること。

なお、これに伴い、昭和 61 年 3 月 31 日付け事務連絡第 12 号「審議請求事案の処理に関する当面の対策について」記の 2 に基づく「審査請求事案処理状況報告」は廃止する。

第 2 積極的な進行管理及び支援体制の確立等

1 積極的な進行管理及び支援体制の確立

審査官は、労働基準行政の職員として、局管理者による一般的な指揮を当然に受けるものであるが、審査請求事案の判断に当たっては、独立して個人で決定することとなっていることから、従来、この独立性が必要以上に強調され、その結果、局管理者との連携、局管理者による指揮及び審査官に対する必要な支援等が不十分となる等の弊害が生じ、これらも迅速処理を阻害する大きな要因の一つとなっているものと考えられることから、局管理者は、適切な職権行使による迅速な処理を本分とする審査官が、その機能を万全に果たし、迅速処理が実現できるよう、積極的かつ的確な進行管理を徹底するとともに、必要に応じた審査官への支援体制を確立し、行政内部の事情によって審査請求事案の処理が遅延することのないよう努めること。

このため、局管理者は、随時、審査請求事務処理の進捗よく状況を把握し、計画的な処理が行われるよう環境整備に努めること。特に、上記第1の2に定める計画策定対象局にあっては、事務処理の進捗よく状況が、「審査処理計画」の目標を達成できないおそれがある場合は、労災主務課長、審査官、監察官等による検討の場を設ける等により、労災主務課の組織を挙げてその阻害要因の解消に取り組むこと。

また、局管理者は、

- ① 未処理事案を抱えている審査官には審査業務以外の業務に従事させない
- ② 審査請求事案に関する陳情であっても局管理者等が対応する等の姿勢を基本として、審査官がその本来の職務に専念できる環境を整えること。

2 労災保険審査専門調査員の活用

労災保険審査専門調査員は、文書発送等の単純業務のみならず、事実関係の調査、医学文献等の収集、聴取書作成の補助等相当程度高度な審理事務を行わせるために配置するものであることから、局管理者は、適切な人選及びその有効な活用に十分配慮すること。

3 原処分庁に対する問題点の還元

原処分庁における調査が十分になされていないため、審査官が補充調査に労力を費やし、その結果、迅速な処理が阻害されるという事情も認められるところであることから、原処分庁は、処分についての正当性を十分説明できる資料を整えておく必要がある。したがって、労災主務課長は、審査官が、審査請求事件を処理した経験を通じて把握した原処分庁における調査不足等の問題点を各種の機会を捉え、これを原処分庁に還元することにより、同種の問題が繰り返されることのないよう努めること。

4 指導解決

審査請求制度の本旨は、労災保険給付に係る処分に関する不服を迅速に解消するところにあるが、審査請求人に対する原処分庁の対応への不満が審査請求の要因となっている事案及び処分理由の適切な説明がなされておれば審査請求に至らなかったと思われる事案も認められることから、原処分庁が不支給決定等審査請求の対象となる処分を行った場合は、請求人に対し、処分理由をていねいに説明し、無用の不服を生じさせないよう努めること。

また、審査請求がなされた際にも、審査官は、審査請求の趣旨、理由をよく聴取した上で、当該請求が労災保険制度に関する誤解に基づくものであったり、労災保険制

度の説明を行うことで不服が現実的に解消されるものである場合等は、当該請求の取
下げを指導すること。

なお、これら指導の際には、審査請求を行う権利は法律上保障されたものであるこ
とを踏まえ、行政庁が当該権利の行使を制約するかのような誤解を与えることのない
よう十分配慮すること。

第3 審査事務の合理化等

1 職権主義の強化と事務の簡素化

- (1) 審査請求制度における審理の仕組みは、民事訴訟手続とは異なって当事者双方が
互いに主張・立証を尽くすという形となっていない。このため、審査官は、請求人
の主張を十分把握しなければならないが、真に判断に必要な事実のみを検証すれば
足りるのであって、その審理は、あくまでも審査官の職権によって進行し(いわゆ
る「職権主義」)、その過程で形成された心証によって判断を下すものであること
から、心証が形成された時点で速やかに審理を終結し、決定を行うこと。

また、審査官は、請求人側の意見陳述の申出には必ず相当の期限(原則として3
週間)を付し、心証形成が遅延することのないよう期限内の提出を厳守させる等迅
速処理の実現に向けて職権審理の強化に努めること。

- (2) 審査官の判断に必要な証拠資料は、原則として、原処分庁提出資料及び審査請求
人提出資料とし、審査官段階における新たな医師意見書の収集、追加調査等は、収
集済の各医証等の内容が対立している場合等必要最小限にとどめること。
- (3) 決定書の内容は、労審法施行令第17条の要件を満たす必要があるが、主文を説
明できる理由が示されておれば足りるものであることから、極力簡潔な記述に止め、
引用が必要な通達、聴取書、医師意見書等についてもその趣旨を要約して記述す
ること。
- (4) 参与会に提出する資料については、その作成に相当な時間と労力を要している例
が少なくないことから、参与会を開催する前に決定書(案)を作成することとし、同
(案)から主文及び結論部分を除いたものを資料として提出することとして差し支え
ないこと。

また、その他の資料は、参与からの要望がある場合等に限り、必要に応じて提出
すること。

2 処理経過の確実な記録

審査請求に係る事務処理は、個々の審査官が単独で従事するため、事案の審理中に
担当審査官が異動した場合には、後任の審査官が事案の事実関係、争点及び処理の進
ちよく状況等の把握に手間取り、事務処理の長期化を一層助長する要因となっている
ものと考えられる。

このような事態を回避するためには、「審査請求処理経過簿」に処理経過を可能な
限り具体的に記録し、後任に引き継ぐ必要があることから、審査官は、処理経過の確
実な記録を一層徹底すること。また、労災主務課長も、特に処理に時間を要すると思
われる事案については、随時同処理経過簿を閲覧することにより事案審理の経過を把
握し、必要な支援を行うこと。

別添

審査処理計画

1 処理計画

年度	前年度末残	請求見込み件数	処理計画数	年度末残件数
	()	()	()	()
	()	()	()	()

*1 「請求見込み件数」は、年度以前3カ年の1年間当たり平均請求件数を計上すること。

2 ()内は、受理後1年を超える事件数を記入すること。

2 迅速処理のための重点対策

平成 年度第 四半期審査請求処理状況等報告

① 前期末残件数	② 当期請求件数	当期要処理件数 (①+②)	当期処理件数			当期末残件数
			決定	取下	計	
()	()	()	()	()	()	()

(記載注意事項)

- 1 ()内は、受理後1年以上経過した事案の件数を内数で記入すること。
- 2 「② 当期請求件数」欄は、当期(3月)中に新規審査請求を受付した件数を記入すること。
- 3 「決定」欄は、「取消」、「棄却」及び「却下」について、決定書ごと1件として計上すること。
- 4 併合及び分離処理については、考慮する必要はないこと。
- 5 報告期限は次のとおりとする。

第1四半期(4月～6月)分	→	7月20日
第2四半期(7月～9月)分	→	10月20日
第3四半期(10月～12月)分	→	1月20日
第4四半期(1月～3月)分	→	4月20日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局補償課長

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う事務処理
について

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成 8 年法律第 42 号)(以下「改正法」という。)の施行については、既に、平成 8 年 6 月 26 日付け労働省発総第 8 号、基発第 406 号及び職発第 467 号をもって指示されたところであるが、その運用に当たっては、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏のないようお願いする。

記

1 審査官の決定を経ずに再審査請求がなされた事案への対応

(1) 再審査請求書が提出された場合の事務について

再審査請求については、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)の決定に不服がある者が労働保険再審査請求書(以下、「再審査請求書」という。)を労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に対して提出してきた場合には、これを経由して労働保険審査会(以下「審査会」という。)に提出することとしてきたところである。改正法施行後は、審査請求の受理後 3 か月を経過しても決定が出されない事案については、審査官の決定を待たずに再審査請求ができることとなることに伴い、審査官の決定を経ない再審査請求書が監督署長に提出された場合には、当該再審査請求書については、平成 7 年 3 月 31 日付け基発第 178 号「労災保険審査請求事務取扱手引」(以下「事務取扱手引」という。)により、従前と同様、監督署長から審査会へ送付する取扱いを行うこと(事務取扱手引「第 3 部 I 監督署長の事務 3 経由機関たる監督署長の事務」(111 頁)参照)。

なお、再審査請求書の提出を受けた監督署長は、今回の「労働保険審査官及び審査会法施行規則の一部を改正する省令」(平成 8 年労働省令第 29 号)(以下「改正省令」という。)により再審査請求書の様式が一部変更されている(後述 3 の(3)参照)ことから、当該再審査請求が救済規定に基づくものであることを確認し、さらに、これを速やかに審査会あてに送付するとともに、当該事案の担当審査官にその旨を連絡すること。

また、審査官に対して、再審査請求書が提出された場合にも、監督署長の場合と同様の取扱いを行うこと(事務取扱手引「第 2 部 IX 審査請求に伴うその他の事務処理 6 再審査請求の受付事務」(105 頁)参照)。

(2) 取下げみなし事案の取扱いについて

改正法の救済規定に基づき、再審査請求されたことによって「審査請求が取り下げられた」とみなされる事案については、再審査請求が審査官を經由せず、直接審査会に再審査請求書が提出された場合には、審査会からの受理通知に記載されている「受理年月日」をもって審査請求が取り下げられたものとみなして処理すること。

なお、審査官を經由して再審査請求がなされた場合であっても、審査会において補正等が行われる可能性があることから、審査会からの受理通知に記載されている「受理年月日」をもって審査請求が取り下げられたものとみなして処理すること。

また、取下げとみなされた事案については、審査官は取下げ事案と同様に、その旨を原処分庁、利害関係者及び参与に文書で通知するとともに、当該審査請求事案の「審査請求処理経過簿」にその経緯等を記載し、事実経過を明らかにしておくこと。

(3) 審査官が収集している資料について

前述(2)の場合に、審査官が既に収集している資料であつて、審査官が作成したもの、審査官が職権により審査請求人以外の医師等の第三者から収集したものについては、審査会へ送付すること(事務取扱手引「第2部 IX 審査請求に伴うその他の事務処理 7 審査官の審査会に対する対応」(105頁)参照)。審査請求人から提出された資料については、必ず請求人の意向を確認した上で、審査請求人が審査会への送付を求めた場合には当該資料等を審査会へ送付し、返還を求めた場合には速やかに審査請求人に返還すること。

なお、審査官が職権により既に証拠収集のために事業場、医師等に作成・提出を依頼していて、未だ提出がないものについては、当該依頼文の写しを審査会に提出すること。また、この場合、当該証拠資料が審査官に提出されたときには、これを返戻することなく、速やかに審査会へ送付すること。

2 処分の取消しの訴えにおける事務処理

(1) 不適法な訴えとなる場合について

イ 改正法が適用される場合において、審査請求後3か月を経過し、審査官の決定前に取消訴訟が提起された場合については、再審査請求を行っていない不適法な訴えであるので、本案前の申立てを行うこと。

なお、訴訟係属中に適法に再審査請求が行われた場合は、裁決又は再審査請求後3か月を経過することにより訴訟要件の瑕疵が治ゆるので、瑕疵が治ゆした時点で本案前の申立てを撤回すること。

ロ 改正法における経過措置が適用される場合において、改正法施行日以後、審査請求人が再審査請求を行い、さらに、審査会の裁決がなく、かつ、再審査請求後3か月未満で取消訴訟を提起した場合については、当該訴えは本来は不適法な訴えである。しかしながら、この場合であっても、適法な再審査請求である場合には、3か月を経過することにより訴訟要件の瑕疵が治ゆすることとなるので、本案前の申立てについては、本省と協議を行うこと。

ハ 原処分に対し適法な審査請求を行わずに取消訴訟が提起された場合及び審査官の決定後適法な再審査請求を行うことなく取消訴訟が提起された場合については、本案前の申立てを行うこと。

(2) 適法な訴えとなる場合について

改正法施行日前に審査請求後3か月を経過したことを理由に取消訴訟が提起されている場合又は施行日前に審査請求後3か月を経過し施行日以後において経過措置に基づき取消訴訟が提起された場合については、提訴以後の再審査請求は、先行する訴訟には影響しないものであること。

3 その他

(1) 3か月以内の処理が困難な事案の処理について

複雑・困難な事案等については、やむを得ない事情により、審査請求事案の処理が3か月以内に終了せず、改正法の救済規定に基づき再審査請求が行われる事態も予想されるところである。

このような事態が予想される事案については、審査官は、審査請求後3か月以内に、少なくとも請求人からの聴取書の作成、争点整理を踏まえた重要事項に関する調査並びに各種照会等を必ず行っておくこと。また、その他の審理のための各種処分についても、計画的に実施することにより、迅速な処理に努めること。

(2) 再審査請求時に既に審査官が取消等の決定を行っていた場合の取扱いについて

請求人の再審査請求書が審査会に受理される以前に審査官が取消又は一部取消の決定を行った場合には、原処分が取り消された部分については再審査請求の利益がなく、当該再審査請求は取り下げられたものとみなされることから、このような事案については、審査官は審査会から再審査請求があった旨の通知を受けた後に、審査会に対して、速やかに決定書の送付等を行うことにより、審査請求人の請求が認容されている旨を通知すること。

(3) 再審査請求書の様式の一部変更について

今回の法改正に伴い、救済規定によって再審査請求が行われる場合には、改正省令により、再審査請求書の様式が一部変更されているので(様式第3号の2)、その旨、管下監督署長等に周知すること。

(4) 審査請求人等への改正法の内容の周知について

今回の改正法による救済規定の内容等については、審査請求人その他照会があった者に対して説明を行うこと。

なお、審査請求人に対して説明を行う際には、必要に応じて審理の進捗状況を説明するとともに、審査請求制度が二審制であり、かつ、審査前置主義をとっている趣旨についても併せて説明し、理解を求めること。

また、救済規定に基づき、審査請求人の再審査請求を行いたい旨の意向が固い場合には、再審査請求書の様式が一部変更されていることについて説明する等適切な再審査請求が行われるよう配慮すること。

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等並び
に労働保険審査官及び労働保険審査会法第 15 条第 1 項第 3 号に規定す
る鑑定に係る鑑定料等の改定について

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等については、昭和 57 年 4 月 13 日付け基発第 273 号通達(以下「273 号通達」という。)及び昭和 56 年 1 月 28 日付け基発第 43 号通達(以下「43 号通達」という。)、また、労働保険審査官及び労働保険審査会法第 15 条第 1 項第 3 号に規定する鑑定に係る鑑定料等については、平成元年 6 月 5 日付け基発第 297 号通達(以下「297 号通達」という。)をもってそれぞれ取り扱ってきたところであるが、今般、これらの取扱いを下記のとおり改定し、平成 8 年 7 月 1 日以後に意見書等を依頼したものから適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、273 号通達、43 号通達及び 297 号通達は、本通達の施行に伴い廃止する。

記

1 労働基準監督署長(以下「署長」という。)が労災保険給付に関する決定に当たり専門医等から意見等を求めた場合の意見書等の費用の取扱いについて

(1) 支出要件

署長が労災保険給付に関する決定に当たり専門医等から意見等を求めた場合の意見書等の費用については、次に掲げる場合に支出できるものとする。

イ 労災保険給付に関する決定に当たり専門医等に対して意見書等を求めた場合(業務上外の認定、治ゆの認定、再発の認定、障害等級の認定、傷病等級の認定等保険給付に関する決定の前提となる事項について意見、鑑定等を求めたときがこれに該当する。)

ロ 受診命令に基づき専門医等に対して意見書等を求めた場合

(2) 支出科目

上記(1)のイ及びロに係る意見書等のうち傷病の治ゆの認定及び長期療養者の症状の把握の場合については、(項)保険給付費(目)保険給付費より支出することとし、また、(1)のロに係る意見書等のうち業務災害及び通勤災害の認定、障害(補償)年金受給者の障害の状態の認定等の場合については、(項)業務取扱費(目)障害等級等認定庁費より支出する。

(3) 支出額

支出額については、支出要件である上記(1)のイ及びロを一般的医学事項及び特に高度な医学的事項とに区分し、別表1のとおりとする。

なお、特に高度な医学的事項とは、次に定めるものとする。

- イ 脳・心臓疾患等疾病と業務又は通勤との因果関係の判断が困難な事案
- ロ 神経系統の機能又は精神障害若しくは胸腹部臓器障害に係る傷病等級又は障害等級に係る障害の状態又は程度等についてその判断が困難な事案
- ハ その他上記イ又はロに掲げる事案と同程度以上に高度な専門的事項について、鑑定又は意見を必要とすると認められる事案

2 都道府県労働基準局長(以下「局長」という。)が労災補償行政に関し協力を求めた場合について

(1) 支出要件

次に掲げる局長が労災補償行政に関し協力を求めた場合に支出できるものとする。

- イ 保険給付に関する決定に当たり、医師に意見、鑑定等を求めた場合(業務上外の認定、治ゆの認定、再発の認定、障害等級の認定、傷病等級の認定等保険給付に関する決定の前提となる事項について、医師に意見、鑑定等を求めた場合がこれに該当する。)
- ロ 行政事件訴訟又は不服申立てに関し、医師、弁護士、その他の専門家に意見、鑑定等を求めた場合(行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として証言する医師等が、事前の打合せ等において行政に協力した場合、行政事件訴訟又は不服申立てに関し、法律解釈、訴訟技術等について弁護士等の意見を求めた場合等がこれに該当する。)
- ハ 学識経験者、医師、弁護士その他の専門家又はこれらの団体に調査、研究、講演、執筆等の協力を求めた場合(医師会、歯科医師会その他の団体に調査等を依頼した場合がこれに該当する。)
- ニ その他行政上の必要により特に協力を求めた場合又は協力があった場合(イ～ハはいずれも専門的立場にある者が協力した場合であるが、保険経済に寄与する情報の提供、通報等必ずしも専門的立場を要しない者の協力を求める場合があり、このような場合がこれに該当する。)

(2) 支出手続

個々の事案について、支出伺い(行政決裁)を作成することとするが、支出伺いの作成に当たっては、相手方、支出理由、支出金額、支出科目、内訳等必要事項を記載することとする。

また、意見書、鑑定書、報告書等を徴した場合はその写しを、徴しない場合でも復命書あるいは業務日誌等協力があったこと等についての裏付けとなる資料を添付することとする。

(3) 支出科目

支出科目は、業務の性格により区分し、(項)業務取扱費(目)諸謝金より支出することとする。

(4) 支出額

支出額については、別表2の支出金額の範囲内とする。ただし、当該範囲について

は社会通念上許容される範囲内で、厳密な検討の上、その額を決定するものとする。

3 労働者災害補償保険審査官が労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定等を専門医等に求めた場合について

(1) 支出要件

労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号及び同条第1項第5号に規定する鑑定及び意見書を求めた場合に支出できるものとする。

(2) 支出科目

支出科目は次の各号に定めるものとする。

イ 鑑定料 (項)業務取扱費 (目)諸謝金

ロ 意見書料 (項)業務取扱費 (目)障害等級等認定庁費

(3) 支出額

支出額については、支出要件を一般的医学事項及び特に高度な医学的事項とに区分し、別表3のとおりとする。

なお、特に高度な医学的事項とは、次に定めるものとする。

イ 傷病の業務上外等が焦点となっている事案であって、主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等疾病と業務又は通勤との因果関係の判断が困難な事案

ロ 治癒又は再発が焦点となっている事案であって、主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等その判断が困難な事案

ハ 神経系統の機能又は精神障害若しくは胸腹部臓器障害に係る傷病等級又は障害等級が焦点となっている事案であって、障害の状態又は程度等について主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等その判断が困難な事案

ニ その他上記イ～ハに掲げる事案と同程度以上に高度な専門的事項について、鑑定又は意見を必要とすると認められる事案

別表 1

労働基準監督署長が意見を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
労働基準監督署長	本通達中1-(1)-イ事案	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的事項 20,000円	保険給付費	保険給付費	
	本文中2-(1)-ロ事案	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的事項 20,000円	保険給付費 業務取扱費	保険給付費 障害等級等認定庁費	傷病の治ゆの認定及び療養者の症状の把握の場合 業務上外の認定及び障害補償年金受給者の障害の状態の確認等の場合

別表 2

都道府県労働基準局長が検討を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
都道府県労働基準局長	本通達中2-(1)-イ事案	20,000円 ～ 50,000円	業務取扱費	諸謝金	事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること。
	本通達中2-(1)-ロ事案	20,000円 ～ 100,000円			
	本通達中2-(1)-ハの内個人に求めた場合	20,000円 ～ 50,000円			
	本通達中2-(1)-ハの内団体に求めた場合	50,000円 ～ 200,000円			構成する団体の規模、協力の度合等を十分勘案して決定すること。
	本通達中2-(1)-ニの事案	3,000円 ～ 10,000円			事案の内容の度合等により決定すること。

別表 3.

労災保険審査官が意見を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
審査官	鑑定料	一般的な医学事項 20,000円 特に高度な医学的事項 50,000円	業務取扱費	諸謝金	
	意見書料	一般的な医学事項 20,000円 特に高度な医学的事項 50,000円	業務取扱費	障害等級等 認定療費	

参考

意見書料等の改定一覧

	内 容	金 額		支出科目		備 考
		新	旧	(項)	(目)	
労働基準 監督署長	意見書料 療養の継続等の判 断に当たり医師に 対して求めた場合	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的事 項 20,000円	5,000円	保険給付費	保険給付費	昭和57年 4月13日 付基発第2 73号通達
	意見書料 受診命令に基づ き、医師に対して 求めた場合	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的事 項 20,000円	5,000円	保険給付費 傷病の治ゆの認定及び長 期療養者の症状の把握の 場合 業務取扱費 障害等級等 認定庁費 傷病の治ゆの認定及び長 期療養者の症状の把握の 場合	保険給付費	
都道府県 労働局長	意見書料、鑑定料 保険給付に関する 決定に当たり医師 に対して求めた場 合	20,000円 ~ 50,000円	10,000円 ~ 20,000円	業務取扱費	諸謝金	昭和56年 1月28日 付基発第4 3号通達
審査官	鑑定料 一般的な医学的事 項 特に高度な医学的 事項	20,000円 50,000円	5,000円 15,000円	業務取扱費	諸謝金	平成元年6 月5日付基 発第297 号通達
	意見書料 一般的な医学的事 項 特に高度な医学的 事項	20,000円 50,000円	5,000円 15,000円	業務取扱費	障害等級等 認定庁費	

平成 8 年 11 月 19 日

都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局労災管理課長

労働省労働基準局補償課長

労災保険給付に係る後続請求の取扱いについて

近年、労働基準監督署長(以下「署長」という。)、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)又は労働保険審査会(以下「審査会」という。)における労災保険給付に係る事案の処理が長期間に及んだため、当該請求に対する行政処分(以下「第一次処分」という。)が確定した時点では、後続する未請求分の保険給付請求(以下「後続請求」という。)の時効が完成し、結果的に請求人の保険給付請求権が確保できない事案(具体的には、保険給付の請求について署長は不支給処分としたが、当該請求に関する審査請求、再審査請求又は行政訴訟の結果、不支給処分(第一次処分)そのものは取り消されたものの、後続請求については既に時効が完成していたため不支給とせざるを得ないような事案)が生じているところである。

この点に関連して、審査会は、平成 7 年 1 月 31 日付けの別添裁決書(平成 2 年労第 195 号)のとおり、労働者性の存否に関して争いのある保険給付に後続する同一種類の保険給付の請求事案について原処分を取り消す旨の裁決を行ったところである。当該裁決は個別事案に関するものではあるものの、今後原処分庁又は審査官が後続請求に係る事案について従来の取扱いどおり不支給処分を行っても、再審査請求が行われることによって審査会が当該裁決と同様に原処分を取り消す旨の裁決を行うことは十分に予想されることである。

ついては、このような事情を踏まえ、今後後続請求に係る事案については下記のとおり取り扱うこととしたので、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)に基づく保険給付を受ける権利については、民法第 166 条第 1 項の適用により、権利を行使し得る時とは保険給付の支給事由が生じた日であり、その翌日から時効が起算されるとの従来からの時効に関する基本的な考え方は踏襲しつつも、今後、後続請求に係る事案については、請求人に再審査請求を行わせることなく早期に請求人の権利救済を計ることが労災保険法の趣旨及び公平・公正の観点から適当であると考えられることから、被災労働者等の権利救済を計る必要があると認められる事案について適切な措置を講ずることとしたものである。

2 取扱方法

現在、審査請求、再審査請求若しくは行政訴訟において係属中又は署長において処理中の後続請求に係る事案の取扱いについては、その概要を添えて本省(補償課業務係)に照会すること。

また、被災労働者等から後続請求の取扱いに係る相談等があった場合にも、必要に応じ本省に照会すること。

3 関係資料の保全

労災保険法第 42 条は短期消滅時効の規定を設けているが、これは療養の経過や治ゆの有無、休業の状況等についての記録を保全し、関係資料の散逸によって生じる手続の遅延を回避する等の趣旨によるものであることから、請求人に対しては、より迅速・的確な措置を講ずるためにも同法で定める期間内に後続請求を行うよう勧奨すること。

なお、勧奨した場合には、その事跡を関係資料に記録しておくこと。

4 報告

本件取扱いに関して各種団体等から陳情等がなされた場合には、その概要等について補 504 により報告すること。

(参考)後続請求の代表例

- (1) 休業補償給付及び療養補償給付たる療養の費用の初回分の請求がなされたが、署長は労働者性が認められない等の理由でこれを不支給とした。請求人はこれを不服として争ったところ、審査請求、再審査請求又は行政訴訟のいずれかの段階でこの原処分が取り消された。

そこで、請求人は後続の未請求分であった 2 回目以降の休業補償給付等を請求したが、当該休業補償給付等を請求することができる日から 2 年以上経過しているとの理由で不支給とした事例。

- (2) 療養のため休業していた者から休業補償給付請求がなされたが署長はすでに治ゆしているとの理由でこれを不支給とした。請求人はこれを不服として争ったが、審査請求再審査請求又は行政訴訟のいずれの段階においてもこの主張が認められず原処分は確定した。

そこで請求人は残存障害について障害補償給付を請求したところ、すでに傷病の治った日の翌日から 5 年以上経過しているとの理由で不支給とした事例

(別添)略

平成9年3月10日

都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課業務班長

労働省労働基準局補償課審理班長

「介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分の判断等に当たっての留意事項について」の取扱いについて

標記については、平成9年3月10日付け補償課長事務連絡第4号「介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分の判断等に当たっての留意事項について」(以下「4号事務連絡」という。)をもって連絡されたところであるが、介護(補償)給付に係る審査請求事案の事務処理については、下記のとおり取り扱うこととしたので遺漏のないようお願いする。

記

1 対象となる事案

本取扱いについては、介護(補償)給付に係る審査請求事案のうち、原処分庁が要介護障害程度区分を随時介護として支給する旨の処分とし、請求人が常時介護に該当するとして審査請求を行っている事案を対象とすること。

2 労働基準監督署長(原処分庁)の事務処理について

- (1) 4号事務連絡の記の1の(1)から(3)に基づき、原処分庁が障害等級又は傷病等級の号の見直し(以下「号の見直し」という。)を行った結果、介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分を随時介護から常時介護へ変更し、原処分を取り消して常時介護として支給決定を行う場合には、当該請求人に対して十分な説明を行うとともに、速やかに労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)にその旨を連絡の上、当該取消通知及び支給決定通知の写しを送付すること。

なお、当該請求人に対しては、前記説明に際し、審査請求の利益が消滅したことについての理解を求めること。

- (2) 原処分庁が号の見直しを行ったものの、介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分に変更は生ぜず、原処分の取消しを行う必要がない場合であって、既に原処分庁が審査官あて意見書を提出しているときは、今回の号の見直しに係る変更処理を記載した意見書(号の見直しに係る通知書の写しを含む。)を新たに審査官あて提出すること。

3 審査官の事務処理について

- (1) 原処分庁が号の見直しを行った結果、介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分が随時介護から常時介護に変更され、原処分庁によって原処分が取り消されることとなった審査請求事案については、審査官は必ず号の見直し及び介護(補償)給付に係る支

給決定が行われたことを確認した上で、請求人に対して審査請求の利益が消滅したことの説明を行い、指導解決を図ること。

なお、請求人が指導に従わない場合は、審査官は却下決定を行うこととなること。

- (2) 原処分庁が号の見直しを行ったにもかかわらず、介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分は変更されず、原処分の取消しが行われる必要のない場合で、既に原処分庁が審査官あて意見書を提出しているときは、審査官は今回の号の見直しに係る変更処理を記載した意見書等の提出を原処分庁に指示し、審査請求の本案審理はこの見直し後の号に基づいて進めること。

なお、この意見書等の提出依頼は、介護(補償)給付に係る原処分の要介護障害程度区分の判断理由として、障害等級又は傷病等級の号を用いず、被災者の日常生活動作能力(ADL 基準)に基づき判断する事案であっても、同様に行う必要があるので留意すること。

- (3) 決定書の記載方法について

イ 審査請求の利益が消滅した場合の却下決定に係る記載方法

決定書の理由欄の末尾に、原処分庁が当該審査請求の原因たる原処分を取り消してこれを支給する旨の処分を行った事実を簡潔に記載し、審査請求の利益が消滅したため却下することを記述すること。

ロ 号の見直し後に本案審理を行った場合の記載方法

決定書における原処分庁の意見欄に障害等級又は傷病等級の号を記載する場合は、原処分庁から新たに提出された意見書等に基づき、見直し後の号のみを記載することとし、号の見直しを行った経過までは記述する必要はないこと。

ハ その他

今回の号の見直しは行政処分ではないため、障害(補償)給付又は傷病(補償)給付に係る処分自体には影響しないものであることから、決定書に記載する障害(補償)給付又は傷病(補償)給付の処分の日付等は号の見直し前と同一であるので留意すること。

事務連絡第3号
平成12年8月31日

都道府県労働局労働基準部長 殿

労働省労働基準局補償課長

精神障害に係る審査請求事案の処理に当たっての地方労災医員協議会
精神障害等専門部会の開催等について

労災保険給付に係る審査請求の処理に当たっては、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)から、必要に応じて、専門医に医学的な意見を求めているところであるが、精神障害事案の業務上外については、平成11年9月14日付け基発第544号及び平成12年3月24日付け事務連絡第3号により、地方労災医員協議会専門部会(以下「部会」という。)の合議による医学的検討を行うこととされているため、審査請求の処理に当たって必要があると判断される場合には、審査官においても部会の意見を求めて判断することとなる。

ところで、地方労災医員制度の運用細目等については、昭和62年12月22日付け基発第721号及び同日付け事務連絡第33号により示されているところであり、審査官が部会の意見を求める場合には、労働基準監督署長が意見を求める場合と同様に、都道府県労働局長を経由して行うこととなる。

については、審査官が部会の意見を求める場合についても、上記通達及び事務連絡に基づき部会の円滑な開催・運営を図られたい。

平成 13 年 11 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等の一部改定について

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等については、平成 8 年 7 月 24 日付け基発第 479 号(以下「通達」という。)により取り扱ってきたところであるが、行政事件訴訟等の対応の必要性等にかんがみ、通達の一部を下記のとおり改め、平成 14 年 1 月 4 日以降に意見書等を依頼したものから適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 通達記の 2 の(1)について

記の 2 の(1)のロ中「行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として証言する医師等が、事前の打合せ等において行政に協力した場合、」を削り「場合等が」を「場合等も」に、「該当する」を「含まれる」に改め、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次の一号を加える。

ハ 裁判所に医学等の証人として出廷することを求めた場合(行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として裁判所への出廷を依頼した場合がこれに該当する。)

2 通達別表 2 について

別表 2 を別紙のとおり改める。

別添

別表2

都道府県労働局長が検討を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
都道府県労働局長	本文中2-(1)-イ事案	20,000円	業務取扱費	諸謝金	事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること。
		～ 50,000円			
	本文中2-(1)-ロ事案	20,000円			
		～ 300,000円			
	本文中2-(1)-ハ事案	20,000円			
		～ 200,000円			
	本文中2-(1)-ニの内個人に求めた場合	20,000円			
～ 50,000円					
本文中2-(1)-ニの内団体に求めた場合	50,000円				
	～ 200,000円				
本文中2-(1)-ホ事案	3,000円				
	～ 10,000円				

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いについて

平成 13 年 12 月 1 日から、公務員又は公務員であった者がその職務に関し、保管し、又は所持する文書(以下「公務文書」という。)については、公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれのあるものを除き、原則として裁判所へ提出する義務を負うものとする内容とする「民事訴訟法の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 96 号。以下「改正法」という。)が施行されたことに伴い、今後、業務上災害に係る損害賠償請求訴訟等に関連して、労働基準行政機関の保有する文書について、これまで以上に文書提出命令等がなされる場合が多くなるものと考えられる。 ついては、今後、裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いに関しては、下記によることとしたので、了知の上、その取扱いに遺憾なきを期されたい。 なお、昭和 57 年 2 月 22 日付け基発第 128 号については、本通達をもって廃止する。

記

第 1 裁判所から文書の提出等が求められたときの具体的対応

1 民事訴訟法(平成 13 年法律第 96 号。以下「民訴法」という。)に基づき裁判所から文書の提出等を求められる手続きの種類

(1) 文書提出命令(民訴法第 223 条)

訴訟当事者からの申立に基づき、裁判所がこれを認容したときに、文書の所持者に対してその提出を命ずる手続。

なお、文書提出命令は、文書の所持者に対しては、その提出を命ずる決定を行うことができるが(民訴法第 223 条第 1 項)、文書の所持者が第三者である場合には、当該第三者を審尋しなければならない(民訴法第 223 条第 2 項)こととされている。

(2) 調査の囑託(民訴法第 186 条)

訴訟当事者の申立て又は裁判所の職権により、官公署等に対して、必要な調査を囑託する手続。

(3) 文書送付の囑託(民訴法第 226 条)

訴訟当事者からの申立てに基づき、裁判所がこれを認容したときに、文書の所持者に対して文書送付を囑託する手続。

2 改正民訴法の主な改正点

今回の改正法は、民事訴訟における証拠収集手続の一層の充実を図るため、改正前の民訴法では文書提出義務がないとして除外されていた公務文書について、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの(以下「公務秘密文書」という。)、刑事事件に係る訴訟に関する書類等を除いて、一般的に文書提出義務を負うとする(民訴法第 220 条第 4 号)とともに、刑事事件に係る訴訟に関する書類を除き、当該文書が、公務秘密文書等の文書提出義務が除外される文書に該当するかどうかを裁判所が判断をするため必要があると認めるときは、当該文書を何人にも不開示とする条件下で、文書の所持者にその提示をさせることができることとする(民訴法第 223 条第 6 項)。いわゆる「インカメラ手続」という。)等、文書提出命令制度の充実を図るものである。

具体的には、これまで、公務文書については、利益文書(申立人の利益のために作成された文書。例えば同意書等を指す。)又は法律関係文書(申立人と文書所持者との法律関係について作成された文書。例えば、契約書等を指す。)に該当するもの以外については文書提出義務を負わないものとされていたが(改正前の民訴法第 220 条第 3 号)、改正法により、公務秘密文書等を除きすべて文書提出義務を負うこととなったものである。

3 文書提出命令の申立後の対応

裁判所から文書提出命令の決定に先立ち審尋があった場合には、命令の対象となる文書が公務秘密文書等に該当するか否かを検討し、公務秘密文書等に該当すると判断される場合を除き文書提出に応じ、公務秘密文書等に該当すると考える場合には当該文書を提出することによって、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあること等を具体的に説明し、裁判所の理解を得るよう努力すること。

なお、裁判所に意見を述べるに当たっては、事前に本省担当課と十分協議すること。

4 調査の囑託及び文書送付囑託への対応

裁判所から上記 1 の②又は③の調査の囑託及び文書送付の囑託が行われた場合においても、関係者の同意を得るなど職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるか否か等に十分配慮しつつ、適宜、本省担当課と協議しながら、原則これに応じる立場で適切に対応すること。

第 2 弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に基づく弁護士会からの照会に対する対応

弁護士は、弁護士法第 23 条の 2 により、その受任している事件について、所属弁護士会に公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができ、所属弁護士会は、弁護士からの申出が適当でないと認める場合を除き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるとされている。このため、弁護士会からの照会に対しては、このような制度が法律上認められている趣旨をも踏まえつつ適切に対応すること。また、この場合、弁護士法に基づく弁護士会からの照会は、訴訟当事者の一方の弁護士が、その受任事件を契機として、当事者の立場からなされるものであり、訴訟当事者の一方の利益のためになされるという側面があることから、その対応に当たっては、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公正中立な立場を損なう等公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが

あるか否か等の観点から、十分な検討を行うこと。

なお、弁護士はその受任事件が裁判所に係争した時点で、民訴法に基づき、裁判所に文書送付の嘱託の申立又は文書提出命令の申立ができるものであることの留意すること。

基総発第0313001号
平成14年3月13日
改正 基総発第1122001号
平成18年11月22日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局総務課長

裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について

労働基準行政機関の保有する文書については、業務上災害に係る損害賠償請求訴訟等に関連し、裁判所等からこれらの文書の開示を求められることが多くなるものと考えられることから、その対応については、平成14年3月13日付け基発第0313008号「裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いについて」の記の第1の4により、調査の嘱託及び文書送付の嘱託がなされた場合には、原則これに応じる立場から適切に対応することとされたところである。しかしながら、強制手続きである文書提出命令と異なり、調査の嘱託及び文書送付の嘱託に係る対応については、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ等に十分配慮を要することから、具体的には下記により対応することとするので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

1 調査の嘱託について

調査の嘱託は、文書送付の嘱託が書証として労働基準行政機関が保有する文書そのものの送付を求めるものであるのに対し、書証としてではなく、調査事項について文書による報告を求める点で異なるが、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ等に十分配慮した上で、客観的事実について報告すること。

2 文書送付の嘱託について

(1) 対象となる文書

裁判所から、労働基準行政機関が保有する労働災害の発生状況等客観的事実を把握できる文書や関係者からの証言等の文書について提出を求められた場合には、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるか否か等に十分配慮し、適切な対応を行うべきものである。

これを踏まえ、文書送付の嘱託に応じて提出する主な文書は次のとおりとすること。

ア 関係者からの提出文書

- (ア) 事業主から届出のあった各種報告書、就業規則届又は労使協定届
- (イ) 事業主が作成した出勤簿、賃金台帳、勤務時間表、超過勤務証明書、業務日誌等業務内容報告書、人事経歴簿、人員組織構成表、配置表又は作業手順表
- (ウ) 事業主からの回答書（業務内容、勤務実態等に関するもの）
- (エ) 定期健康診断実施結果（被災者のもの）
- (オ) 事故に関係した機器類の機能等（寸法、規格等を含む）の説明書
- (カ) 被災者又は当該被災者の親族、上司、同僚その他の関係者（以下「親族等」という。）が作成した手帳、日記、メモ等
- (キ) 労災保険の支給請求書
- (ク) 各種許認可申請書
- イ 関係者からの聴取書等
 - 被災者本人又は当該被災者の親族等の聴取書、陳述書等
- ウ 労働基準行政機関が発出した文書
 - (ア) 労災保険支給（不支給）決定通知書等（控）
 - (イ) 是正勧告書（控）
 - (ウ) 指導票（控）
 - (エ) 安全衛生指導書（控）
 - (オ) 主治医に対する意見照会書（控）
 - (カ) 各種許認可書（控）
- エ 医師の作成した文書等
 - (ア) 主治医作成の診断書、診療録、レントゲン写真、検査結果又は死亡診断書
 - (イ) 主治医又は専門医作成の意見書又は鑑定書
 - (ウ) 公的機関からの回答書
 - （気象台からの回答書、検死調書等警察からの回答書）
- オ 他の官公署からの各種証明書等（上記エ（ウ）に掲げるものを除く。以下同じ。）
- カ 労働基準行政機関の職員が作成した復命書等

(2) 具体的手続について

強制手続である文書提出命令とは異なり、文書送付の囑託に対して労働基準行政機関が保有する上記(1)の文書を裁判所に提出するに当たっては、

- ① 文書提出者等が当該文書の一部について開示を望まない場合には、当該部分を黒塗りして提出すること
 - ② 同意の確認に関する経過については記録すること
- に留意するとともに、それぞれ下記により対応すること。

ア 関係者からの提出文書

文書送付の囑託申立人（以下「申立人」という。）から提出された文書については、文書送付の囑託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、その写しを提出すること。

申立人以外の者から提出された文書については、当該者の利害に配慮する必要があることから、裁判所からの文書送付の囑託に応じてよいかどうか、当該者に対し同意確認を行った上で、同意が得られた場合にのみ、その写しを提出すること。

と。

また、同意が得られなかった場合には、当該文書の標題のみを回答すること。

なお、当該文書に、申立人以外の者に係る情報が記載されている場合には、当該部分を黒塗りして提出すること。

イ 関係者からの聴取書等

申立人の聴取書等については、文書送付の囑託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、その写しを提出すること。

申立人以外の者の聴取書等については、当該者の秘密に関する情報の保護に十分配慮する必要があることから、次の手順により処理すること。

(ア) 聴取した者に対し、裁判所からの文書送付の囑託に応じてよいかどうかの同意確認を行うこと。

(イ) 同意が得られた場合には聴取書等の写しを裁判所に提出することとするが、同意が得られない場合にはその旨、次の例を参考に文書により裁判所に回答すること。

「〇月〇日、文書送付の囑託のあった件につき、〇〇ほか〇名の聴取書(写)を別添のとおり送付します。なお、〇名については本人の同意が得られなかったため提出は差し控えます。」

* 同意の得られなかった者についてはその人数のみを回答すること。ただし、同意しない者が訴訟の相手方当事者であるときは、同意しない者の氏名を秘匿する必要がないので、この場合は相手方当事者の氏名を回答して差し支えないこと。

ウ 労働基準行政機関が発出した文書

労働基準行政機関が、申立人に発出した文書については、文書送付の囑託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、その写しを提出すること。なお、当該文書に、申立人以外の者に係る情報が記載されている場合には、当該部分を黒塗りして提出すること。

申立人以外の者に発出した文書については、当該者の秘密に関する情報の保護に十分配慮する必要があることから、上記イの手順に準じて処理すること。

エ 医師の作成した文書等

医師の意見書等の文書については、医師等が職務上知り得た事実で秘密にすべき事項が含まれている場合があるため、当該医師等に対し、裁判所からの文書送付の囑託に応じてよいかどうかの同意確認を行った上で、同意が得られた場合にのみ、その写しを提出すること。

なお、同意が得られなかった場合には、上記イの(イ)の手順に準じて処理すること。

オ 他の官公署からの各種証明書等

基本的には他の官公署において提出を判断すべきことであるが、災害発生後相当期間経過し、当該証明書等を保有していないなど、当時の証明等を改めて当該官公署から求めることが困難な場合に限り、労働基準行政機関が文書提出に協力すること。

カ 労働基準行政機関の職員が作成した復命書等

労働基準行政機関の職員が作成した復命書等の文書に係る文書送付の嘱託がなされた場合には、当該文書の記載内容に応じて個別に対応すること。

文書提出の範囲は、原則として、①調査担当官が職務上知ることができた事業場等にとっての私的な情報に関する部分とし、②行政内部の意思形成過程に関する情報の部分については、黒塗りして提出すること。

なお、①の情報に該当するもののうち、申立人に係る情報については、文書送付の嘱託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、該当部分について提出することとなるが、申立人の相手方当事者に係る情報については、裁判所からの文書送付の嘱託に応じてよいかどうかの同意確認を行い、同意が得られなかった部分については、公知の事実を除き、提出しないこと。申立人及び申立人の相手方当事者以外の第三者を特定する情報については、同意確認が困難であることから、黒塗りして提出すること。

同意確認に際して、対象文書そのものの提示が困難である場合には、提出対象とされる各情報の項目を列挙して提示をするなど、包括的な方法によらざるを得ないものであることから、同意の判断に当たっては、守秘義務の観点から慎重に行う必要があることに留意すること。

また、関係者から聴取した内容がそのまま記載又は引用されている部分や、医師の作成した文書等からそのまま記載又は引用されている部分については、当該部分について、上記(2)のイないしはエと同様に取り扱うこと。

(3) 担当裁判所書記官等への説明等

上記の(2)の結果、文書を提出することができない場合及び申立人からの申出の内容に照らし、十分応えることができない場合には、担当裁判所書記官等に対してその理由を詳しく説明し、理解を得るべく努めることが肝要であること。

また、このような場合であっても、調査内容における客観的事実についての回答をすることにより対応が可能である場合には、記の1に準じて対応すること。

3 本省との協議について

調査の嘱託又は文書送付の嘱託がなされ、本省と協議を行う必要がある場合には、それぞれの業務所管課に対して行うこと。

なお、都道府県労働局労働基準部所管課及び総務部労働保険徴収主務課（東京労働局にあっては労働保険徴収部所管課）が本省労働基準局担当課と協議する場合は、都道府県労働局労働基準部監督課を窓口とし、本省労働基準局総務課を経由して行うこと。

また、裁判所が文書提出命令の決定に先立って行う審尋において意見を述べるに当たって事前に協議する場合も同様とすること。

事務連絡
平成19年3月28日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
労災保険審理室長

審査請求及び再審査請求に係る事務処理に当たっての留意事項について

標記については、平成19年2月23日付け基労発第0223001号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の第7の1の(4)により、労災保険審査請求事務取扱手引(以下「手引」という。)を改訂するまでの間の審査請求事務に当たっての留意事項については別途指示するとされたところであるが、当該別途指示については下記のとおりとするので、従前の手引きとともに、本事務連絡に留意し適正な事務処理を実施されたい。

記

1 審査請求に係る労災補償課長等の事務について

(1) 労災補償課長は、労災補償監察官等とともに、審査請求事件に係る意見書及び関係書類提出後速やかに審査請求人の主張内容等をも踏まえ、原処分における調査不足事項の有無や業務上外等の判断に係る妥当性について検証を実施すること。

なお、検証に当たっては、特に以下に留意すること。

ア 労働時間は、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案等において、業務の過重性を評価する上で特に重要な要素であることから、労働時間の把握、算定、確定又は推定の根拠となった資料等の妥当性を十分に検討すること。

イ 脳・心臓疾患事案については、不規則な勤務、交替制勤務・深夜勤務、作業環境に特異性がある業務等(例えば海外出張が多い勤務、シフト勤務で拘束時間・手待ち時間が長いもの)が認められる場合には、労働時間のみならず、それらの負荷要因が的確に評価されているか否かについて、特に慎重に確認すること。

ウ 精神障害等事案については、具体的出来事の評価、心理的負荷の強度の修正や職場の出来事に伴う変化等の評価に関して、労働時間のみならず、次に掲げる観点からの評価が的確に行われているか否かについて、特に慎重に確認すること。

① 心理的負荷の強度の修正に関しては、具体的な業務の内容とその困難度、当該業務と被災者の能力や経験とのギャップの程度等(例えば新入社員と中堅社員を同僚労働者等として比較、評価していないかなど)

② 職場の出来事に伴う変化等の評価に関しては、労働の密度の変化、具体的支援の有無等

- エ 医学的判断を要する事案については、専門医の意見内容（傷病の発症機序や基礎疾患等をも踏まえた上での的確なものとなっているかなど）、主治医等と専門医の意見が異なる場合の医学的判断の妥当性等について慎重に検討すること。
 - オ 検証に当たっては、チェックポイント（全国労災保険審査官会議で配布）を活用すること。
 - カ 労災補償課長は、検証の結果を記録しておくこと。
- (2) 検証の結果、原処分における調査不足事項等が認められた場合、労災補償課長は、労災保険審査官に対し、必要な助言を行うとともに、他の事案において同様の調査不足等が生じないよう、管下労働基準監督署に対して会議や研修において周知する等の措置を必ず講じること。
- (3) 上記(1)の検証の過程において疑義が生じた場合には、労災補償課長は、速やかに労災保険審査室あて相談すること。

2 審査請求に係る労災保険審査官の事務について

- (1) 労災保険審査官は、審査請求に係る事務処理に当たっては、特に以下に留意すること。
- ア 審査請求を受理した場合には、その旨を速やかに労災補償課長に連絡するとともに、関係書類の提出を原処分庁に求めること。
 - イ 原処分庁から提出された関係書類を受理した段階において、チェックポイント等を活用し、原処分庁における調査不足事項があるか否か等入念な点検を行うこと。その上で、原処分の妥当性、審査請求人の主張する内容、労災補償課長からの検証結果に基づく助言等を踏まえて、争点整理を行うとともに、審理計画を作成すること。
 - ウ 原処分庁から提出された意見書の内容等に疑義がある場合には、必ず確認を行い、疑義を解消した上で、審理を進めること。
 - エ 原処分庁における調査不足事項等については、これを補充する必要な調査等を確実に行うこと。
 - オ 上記エの調査等によって判明した新たな事実関係等を加えて事案を検討し、法令・通達等に照らした上で、原処分の取消を含めた判断を行うこと。
- (2) 決定書の作成について
- 決定書は、可能な限り簡潔・明瞭なものとする。具体的には、下記を参照すること。
- ア 判断要件は「別紙のとおり」と記載し、添付する形式をとること。
 - イ 認定した事実は、判断の根拠として採用したものだけを記述すること。
 - ウ 聴取書等における申述者の氏名は記載せず、「主治医」、「専門医」、「労災医員」及び「事業場関係者」等の記述にとどめること。
 - エ 医師意見書の記載に当たっては、簡潔・明瞭に要旨を記載すること。
 - オ 棄却決定の場合、結論部分において請求人の主張意見を採用しなかった理由を可能な限り簡潔・明瞭に記述すること。

3 審査請求に係る原処分庁の事務について

原処分庁は、意見書の作成に当たっては、審査請求人の主張を採用しなかった理由を明確に記載すること。

4 再審査請求に係る労災補償課長等の事務及び原処分庁の意見書作成等について

- (1) 労災補償課長は、再審査請求が行われた脳・心臓疾患事案、精神障害等事案及び石綿関連疾患事案であって、請求人及び請求代理人から新たな事実及び主張が提出された場合については、新たな事実及び主張を考慮し、上記1に準じた検証を行うこと（本事務連絡発出前の未検証の前述事案も同様とする。）。
- (2) 労働保険審査会から再審査請求に係る受理通知を原処分庁又は労災保険審査官が受けたときは、速やかに労災補償課長にその旨を連絡すること。また、原処分庁は労働保険審査会から送付された再審査請求書及び同添付資料の写しを労災補償課長あて送付すること。
- (3) 労災補償課長は、原処分庁から労働保険審査会への意見書及び関係資料、労災保険審査官から労働保険審査会への関係資料の提出に当たっては、業務上外等の判断に関係のない資料や使用に制限のある資料があるか否かなどについて必ず点検すること。

5 局管理者の進行管理について

労災補償課長は、労災保険審査官が行った争点整理の結果等を基に、労災補償課内で労災補償監察官等を含めた審査請求事件に係る検討会を随時開催し、調査事項及び決定に係る全般について労災保険審査官に助言・指導すること。

6 その他

- (1) 労災補償課長及び労災保険審査官は、審査・再審査関係業務において疑義が生じたときには、随時、労災保険審査室あて相談すること。
- (2) 局の実情（審査請求件数が多い、他の労災補償業務との関係等）により、本事務連絡の弾力的な運用が必要と思われる場合、労災補償課長は、労災保険審査室あて相談すること。
- (3) 平成19年度新任審査官研修についても、本事務連絡を踏まえた内容で実施することとしていること。

地発第0331016号
基発第0331023号
平成20年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公印省略)

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労災保険専門調査員の配置について

労災保険給付実地調査員については、「労災保険給付実地調査員規程（平成13年厚生労働省訓第51号）」及び平成元年5月29日付け基発278号「労災保険給付実地調査員について」に基づき、労災保険に係る不正受給を防止するため労働基準監督署に配置してきたところであり、また、労災保険審査専門調査員については、「労災保険審査専門調査員規程（平成13年厚生労働省訓第53号）」及び平成2年6月8日付け基発第344号「労災保険審査専門調査員について」に基づき、労働者災害補償保険審査官を補助し労災保険給付に関する決定を不服とする審査請求に係る事務処理の迅速化を図るため都道府県労働局に配置してきたところである。

今般、効率的な業務運営を図るため、都道府県労働局の実情に応じた配置が可能となるよう、労災保険給付実地調査員及び労災保険審査専門調査員を統合し、新たに労災保険専門調査員（以下「調査員」という。）を設置することとしたところである。

については、平成20年度より別紙1「労災保険専門調査員規程（平成20年厚生労働省訓第52号）」及び別紙2「労災保険専門調査員設置要領」に留意し、調査員の設置の所期の目的を達成するよう配意するとともに、効果的な業務運営に努められたい。

なお、平成元年5月29日付け基発第278号「労災保険給付実地調査員について」及び平成2年6月8日付け基発第344号「労災保険審査専門調査員について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。

労災保険専門調査員規程を次のように定める。

平成20年3月27日

厚生労働大臣 舩添 要一

労災保険専門調査員規程

(設置)

第1条 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付（以下「保険給付」という。）の適正化を図るため、並びに同法第38条第1項の規定による審査請求並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）第86条第1項の規定による審査及び仲裁の事務（以下「審査事務等」という。）の迅速な処理に資するため、都道府県労働局及び労働基準監督署に労災保険専門調査員（以下「調査員」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 調査員は、保険給付に係る業務又は審査事務等に深い関心と理解を有する者であって、次条に規定する職務を行うのに必要な能力を有するもののうちから委嘱する。

(職務)

第3条 労働基準監督署に置かれた調査員は、労働基準監督署長の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。

- (1) 偽りその他不正の行為による保険給付の受給を防止し、及び早期に発見するための調査及び情報の収集に関すること。
- (2) 偽りその他不正の行為による保険給付の受給を防止するための医療機関、事業主団体等に対する啓発及び指導に関すること。

2 都道府県労働局に置かれた調査員は、労働者災害補償保険審査官の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。

- (1) 審査事務等の処理に必要な調査、文献の収集及び資料の作成に関すること。
- (2) 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第15条第1項第3号の規定による鑑定又は同項第5号の規定による医師の診断についての同項第3号の鑑定人又は同項第5号の医師との連絡に関すること。

(任期等)

第4条 調査員の任期は、1年とする。

2 調査員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 調査員及び調査員であった者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 調査員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、調査員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

「労災保険専門調査員設置要領」

労災保険専門調査員（以下「調査員」という。）の配置については、「労災保険専門調査員規程」（平成20年厚生労働省訓第52号）により、その大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。

1 職務

労働基準監督署（以下「監督署」という。）に置く調査員は、労働基準監督署長の指示を受けて、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付の適正化を図るため、次の第1号、第2号及び第3号に掲げる事務を行い、都道府県労働局に置く調査員は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）の指示を受けて、同法第35条第1項の規定による審査請求並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）第86条第1項の規定による審査及び仲裁に係る事務（以下「審査事務等」という。）のうち、次の第4号及び第5号に掲げる事務を行う。

- (1) 労災保険給付に係る不正受給を防止し、並びに早期に発見するための被災労働者、事業主及び医療機関等に対する調査に関すること。
- (2) 不正受給に関する電話、郵便、風評等による情報の収集及び確認に関すること。
- (3) 不正受給の防止のための事業主及び医療機関等に対する指導、啓発に関すること。
- (4) 審査事務等の処理のため必要な調査、文献の収集及び資料の作成に関すること。
- (5) 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第15条第1項第3号の規定による鑑定又は第5号の規定による医師の診断についての鑑定人又は医師との連絡に関すること。

2 委嘱

調査員は、非常勤とし、次の要件を具備したもののうちから都道府県労働局長（以下「局長」という。）が委嘱する。

- (1) 社会的信望があり、監督署の行う業務又は審査官が行う業務に深い関心と理解をもつ者であって各業務に積極的に協力する熱意を有するとともに、相当長期にわたって労災保険業務の経験を有すると認められる者であること。
- (2) 調査員に委嘱されることにより自己の利益を図り、又は政治的に利用しようとする者でないこと。
- (3) 公選による公職にある者若しくはその立候補者又はこれに準ずる者でないこと。
- (4) 他の職務に従事している者については、その業務に拘束されて調査員の業務が不十分となるおそれのない者であること。

3 任期等

調査員の任期は、原則1年とし、委嘱日は原則毎年4月1日とする。ただし、在任期間中であっても、後記5に定める遵守義務に違反した場合には、委嘱を解く。

また、任期途中において調査員の交替があった場合には、後任者の任期は前任者の残

留任期とする。

なお、調査員としての在任中、当該職務の推進に積極的に貢献し、今後もその協力が得られる者については、再任を妨げない。

4 報酬

調査員に対して、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する。

5 遵守義務

調査員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるように努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便宜を与えてはならないこと。
- (4) 調査員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

6 発令手続

調査員の委嘱又は解職については、局長は次の発令手続を行う。

(1) 委嘱の場合

イ 局長は調査員を委嘱しようとするときは、次の書類を整える。

- ①本人の承諾書(様式1) 1通
- ②履歴書(様式2) 1通
- ③委嘱辞令(写)(様式3) 1通

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法第38条(欠格事項)該当の有無に注意すること。

ロ 局長は、委嘱をしたときは、労災保険専門調査員証票(様式6)(以下「調査員証票」という。)を交付すること。

(2) 再委嘱の場合

委嘱の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えない。

(3) 解職の場合

イ 局長は、調査員を解職しようとするときは、次の書類を整える。

- ①解職辞令(写)(様式4) 1通

なお、調査員が死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届(様式5)を徴すること。

ロ 局長は、調査員を解職したときは、調査員証票を遅滞なく返納させること。

(4) 公務災害

調査員が公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)に基づく所定の手続をとること。

(5) 執務準則

調査員が、その業務を行うに当たっては、別紙「労災保険専門調査員執務準則」により行う。

様式1

就 任 承 諾 書

年 月 日

〇〇労働局長 殿

氏 名 印

労災保険専門調査員に就任することを承諾します。

履 歴 書

現 住 所

氏 名

生年月日

学 歴

年 月 日〇〇〇大学 〇〇学部 〇〇科卒業

(注) 最終学歴の記載で足りる。

職 業

年 月 日

(注) 現在の職業及び労働基準行政に従事したことがある場合には、
最終の官職名及び退官日を記載すること。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 印

様式 3

氏 名

労災保険専門調査員を委嘱する。

任期は、 年 月 日までとする。

年 月 日

〇〇労働局長 氏 名 印

様式4

		氏		名		
労災保険専門調査員の委嘱を解く。						
			年	月	日	
		〇〇労働局長	氏		名	印

死 亡 届

年 月 日

〇〇労働局長 殿

遺族 氏 名 印
続柄

下記の者は、 年 月 日 (病名等) のため
死亡したので、お届けします。

記

〇〇労働局 (又は労働基準監督署)
労災保険専門調査員

氏 名

労災保険専門調査員証票

氏名 ○ ○ ○ ○ (歳)
○○ 年 月 日生
住所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

上記の者は労災保険専門調査員であることを証明する
平成 年 月 日

○○労働局長 印

(B 8 版)

様式 6 (裏面)

(注 意)

1. この証票は、調査のため事業場等を訪問するときは必ず携帯し、面接者の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
2. この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
3. この証票を紛失したとき、または記載事項に変更があったときは、ただちに発行者に届け出なければならない。
4. この証票は、新たな証票の交付を受けたとき、または推進員を解嘱されたときは、ただちに発行者に返納しなければならない。
5. この証票の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(B 8 版)

(注) この証票については本省において印刷別途管理換する。

「労災保険専門調査員執務準則」

- 1 労災保険専門調査員（以下「調査員」という。）は、その職務を行うに当たっては、「労災保険専門調査員規程（平成20年厚生労働省訓第52号）」によるほか、この労災保険専門調査員執務準則によらなければならない。
- 2 労働基準監督署（以下「監督署」という。）に置く調査員は、労働基準監督署長（以下「署長」という。）の指示を受けて、次の第1号、第2号、第3号に掲げる業務を行い、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に置く調査員は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）の指示を受けて労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第35条第1項の規定による審査請求並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）第86条第1項の規定による審査及び仲裁に係る事務（以下「審査事務等」という。）のうち次の第4号及び第5号に掲げる業務を行う。
 - (1) 労災保険給付に係る不正受給を防止し、並びに早期に発見するための被災労働者、事業主及び医療機関等に対する調査に関すること。
 - (2) 不正受給に関する電話、郵便、風評等による情報の収集及び確認に関すること。
 - (3) 不正受給の防止のための事業主及び医療機関等に対する指導、啓発に関すること。
 - (4) 審査事務等の処理のため必要な調査、文献の収集及び資料の作成に関すること。
 - (5) 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第15条第1項第3号の規定による鑑定又は第5号の規定による医師の診断についての鑑定人又は医師との連絡に関すること。
- 3 監督署に置く調査員は、一方的見解又は誤った法令解釈による指導及び調査を行うと、当事者に不足の損害を与えるおそれがあるばかりでなく、監督署の行う業務に重大な支障をきたす結果となるので、調査員は、常に署長の指示を受けて適正な指導及び調査を行わなければならない。

また、労働局に置く調査員は、その職務の遂行に当たっては、審査事務等の公正に関する社会的信頼を傷つけることのないよう、審査官の指示を受けて誠実にその職務を行わなければならない。
- 4 監督署に置く調査員は、上記2に掲げる業務を行うに際して、当該事案が次の各号の一に該当する場合には、その都度署長に報告し、その処理について署長の指示を受けなければならない。
 - (1) 当該事案の内容が、労災保険給付に係る不正受給であるとき、又はその疑いがあるとき
 - (2) 自らその調査に当たることが適当でない判断したとき

- (3) 当該事案の内容が、他の行政機関に関係すると認められたとき
- (4) 当該事案の当事者に、調査を拒否されたとき
- (5) その他事案の内容から判断して、署長の指示を受ける必要があると認められるとき

5 調査員は、2に掲げる業務に関し、庁外活動を行ったときは、庁外活動報告書（別添様式）を遅滞なく署長又は審査官に提出するものとする。

6 調査員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるように努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便宜を与えてはならないこと。
- (4) 調査員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。
- (5) 庁外活動を行う場合には、身分を示す証票を携帯すること。
- (6) 監督署に置く調査員は、署長の指示を受けて労働者災害補償保険法第48条の規定により同法の適用を受ける事業の行われる場所に臨検し、関係者に質問し、若しくは帳簿書類を検査し、又は同法49条の規定により物件を検査する場合には、労働者災害補償保険法第48条及び第49条に規定するその身分を証明する証票を携帯すること。

様式

労災保険専門調査員庁外活動報告書

平成 年 月 日

〇〇労働局労働者災害補償保険審査官

）殿

〇〇労働基準監督署長

〇〇労働局（又は労働基準監督署）

労災保険専門調査員

氏

名

印

労 災 保 險 審 査 業 務

）について、平成 年 月 日

労災保険に係る不正受給防止業務

庁外活動を行った結果を下記のとおり報告します。

記

用 務	出張先名称、所在地	業 務 内 容

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課労災保険審理室長補佐

労災保険給付に関する決定以外の決定に係る行政不服審査法
第57条に基づく適切な教示の徹底について

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第38条第1項に定める保険給付に関する決定以外の決定（以下「保険給付以外の決定」という。）に対する不服申立てについては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号、以下「行審法」という。）が適用され、行審法第57条において、行政庁が審査請求又は異議申立てをすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならないとされている。

このため、今般、適切な教示の徹底を図る観点から、保険給付以外の決定に係る教示文について、下記のとおり文例を作成したので、今後は原則として各文例を参考に書面で適切に教示すること。

なお、下記1及び2以外の不服申立ての教示については、本省補償課労災保険審理室訟務係へ問い合わせること。

記

1 労災保険法第31条第1項の費用徴収決定に対する異議申立ての決定

「1 この異議申立てに対する決定（以下「本件決定」といいます。）に不服がある場合には、本件決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができます。

なお、審査請求の趣旨は、本件決定の取消しを求めるものではなく、労働局長が請求人になした労働者災害補償保険法第31条第1項に基づく費用徴収決定（以下「本件処分」といいます。）の取消しを求めるものであります。

2 本件決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。以下同じ。）、本件決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（本件決定があった日から1

年を経過した場合を除きます。)

- 3 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。」

2 受診命令及び労災就学等援護費に係る処分

(1) 処分決定時

「1 この〇〇についての決定(以下「本件処分」という。)に不服がある場合には、本件処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇労働局長に対して審査請求をすることができます。

- 2 本件処分に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(本件処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、本件処分の取消訴訟を提起することができます。」

(2) 審査請求に対する裁決時

「〇〇についての決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、本件裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(本件裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

また、本件裁決に対する取消訴訟は、国を被告として、本件裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(本件裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課労災保険審理室長

「審査請求文書受付・送付簿」の電子化様式について

「審査請求文書受付・送付簿」については、平成18年3月15日付け事務連絡「「四半期審査請求処理状況等報告」の廃止並びに審査様式第36号「審査請求文書受付・送付簿」(写)の提出について」により四半期ごとに郵送で提出するよう指示しているところであるが、労働者災害補償保険審査官の事務簡素・合理化を図る必要があるため、電子媒体によることとしたので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 電子媒体での提出の開始時期
平成22年度第1四半期とする。
- 2 留意事項
 - (1) 平成22年度以降の「審査請求文書受付・送付簿」は、別途労働基準行政システムの全国掲示板に掲載する別添1の様式(「決定区分」欄等に記入されていた併合等の情報を記入するため、「併合等」欄及び「備考」欄を設けたExcelファイル)に記入し、当室審査第1係あてにメールで送付すること。なお、記入にあたっては、別添2の「審査請求文書受付・送付簿様式の記入方法」を参照し、「差出人名・受取人名」を削除したファイルを送付すること。
 - (2) 平成21年度以前の「審査請求文書受付・送付簿」については、局で使用していた既存のファイルをメールで提出すること。なお、手書きで作成していた場合、PDFファイルに変換した上で、メールで提出すること。
 - (3) 別添3「「争点」欄の略語の対照表」のとおり略語を一部変更するので、平成22年度以降の受付事案について使用すること。
- 3 提出時期

第1四半期(4月～6月)分	→	7月5日
第2四半期(7月～9月)分	→	10月5日
第3四半期(10月～12月)分	→	1月5日
第4四半期(1月～3月)分	→	4月5日
- 4 集計結果
提出された「審査請求文書・受付送付簿」を当室において集計し、審査関係統計表として周知する。

(別添1)

受 付 簿
送 付 文 書 請 求 審 査

受付・ 送付番号	受付年月日 受理年月日	事 件 名	争 点	差出人名 受取人名	決定・移送 年月日	処理期間	決定区分	併合等	備考	印
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

「争点」欄の略語の対照表

※太字の箇所が平成22年度から変更する略語

「争点」欄の略語		争点の内容	
業務 上 外	腰	業 務 上 外 の 認 定 に 争 い が あ る も の で あ る	腰 痛 に 係 る も の
	脳9号		脳血管疾患及び虚血性心疾患(9号事案)に係るもの
	脳1号		脳血管疾患及び虚血性心疾患(9号事案以外)に係るもの
	振		振 動 障 害 に 係 る も の
	上		上 肢 障 害 に 係 る も の
	じ		じ ん 肺 等 に 係 る も の
	精		精 神 障 害 に 係 る も の (自 殺 及 び 自 殺 未 遂 を 除 く)
	精(自)		自 殺 又 は 自 殺 未 遂 (精 神 障 害 に 係 る も の)
	石肺		石 綿 に よ る 肺 が ん
	石中		石 綿 に よ る 中 皮 腫
	石他		そ の 他 の 石 綿 に よ る 疾 病
	他疾		そ の 他 の 疾 病 に 係 る も の
	外		上 記 以 外 の も の
労		労 働 者 で あ る か ど う か に 争 い が あ る も の	
通		通 勤 災 害 の 認 定 に 争 い が あ る も の	
支		支 給 制 限 に つ い て 争 い が あ る も の	
治		治 ゆ 認 定 の 時 期 に 争 い が あ る も の	
再		再 発 で あ る か ど う か に 争 い が あ る も の	
障		障 害 等 級 の 認 定 に 争 い が あ る も の	
受		受 給 権 等 に つ い て 争 い が あ る も の	
給		給 付 基 礎 日 額 の 算 定 に 争 い が あ る も の	
常介		介 護 (補 償) 給 付 に 係 る 常 時 介 護 を 要 す る 障 害 の 程 度 に 争 い が あ る も の	
随介		介 護 (補 償) 給 付 に 係 る 随 時 介 護 を 要 す る 障 害 の 程 度 に 争 い が あ る も の	
介他		介 護 (補 償) 給 付 に 係 る 上 記 以 外 の こ と に つ い て 争 い が あ る も の	
石新		「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づくもの	
他		そ の 他	

基 発 1 2 2 7 第 1 号
平成 2 2 年 1 2 月 2 7 日
改正 基 発 0 7 1 0 第 5 号
平成 2 6 年 7 月 1 0 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の
処分性について

労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号。以下「労災保険法」という。）第 2 9 条第 1 項の規定に基づく社会復帰促進等事業（旧労働福祉事業。以下「社復事業」という。）として行われる事業に係る支給、不支給決定（承認、不承認を含む。）（以下「支給決定等」という。）については、これまで、原則として申込みに対する承諾又は不承諾であり、保険給付と異なり処分性はないものとして取り扱ってきたところである。

しかしながら、最高裁判所において、同事業として実施されている労災就学援護費について、保険給付と同様の手続により支給する仕組みとなっていること等から、その支給決定等は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者や遺族の労災就学援護費の支給請求権に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるので、抗告訴訟の対象となる行政処分該当する旨、判示されたところである。

そこで、社復事業のうち、判示された労災就学援護費以外の事業を見直したところ、下記 1 に掲げるものについては、今後、処分性があるものとし、下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏なきを期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、「労災就学等援護費に関する審査請求の当面の取扱いについて」（平成 1 5 年 9 月 1 1 日付け基労補発第 0 9 1 1 0 0 1 号）は廃止する。

記

- 1 処分性を認める具体的な支給決定等
処分性を認める支給決定等は次のとおりとすること。
 - (1) 労災就学援護費の支給又は不支給
 - (2) 労災就労保育援護費の支給又は不支給
 - (3) 義肢等補装具費の支給の承認又は不承認
 - (4) 外科後処置の承認又は不承認
 - (5) アフターケア健康管理手帳の交付又は不交付
 - (6) アフターケア通院費の支給又は不支給
 - (7) 労災はり・きゅう施術の承認又は不承認
 - (8) 頭頸部外傷性症候群等に対する職能回復援護の承認又は不承認
 - (9) 休業補償特別援護金の支給又は不支給
 - (10) 長期家族介護者に対する援護金の支給又は不支給
 - (11) 振動障害者社会復帰援護金の支給又は不支給
 - (12) 労災療養援護金の認定又は不認定

参考 2 關係判例

目次

裁判例の内容	判決年月日・裁判所	頁
審査官の決定に対する取消訴訟提起の可否、審査官が行政通達等に拘束されるか否か、参与会の運営方法、利害関係を有する参与の関与等に関する判例	昭和61年11月28日長崎地方裁判所判決	286
審査官に対する審査請求人の書類閲覧請求権に関する判例	昭和54年8月29日札幌地方裁判所判決 昭和56年11月26日札幌高等裁判所判決	291
審査官が口頭による意見陳述の機会を与えなかったことが、審査手続の重大な瑕疵となるか否かに関する判例	昭和60年6月28日大阪高等裁判所判決	294
法定の審査請求期間を徒過した審査請求に関する判例	昭和59年10月30日広島高等裁判所判決	296
法定の審査請求期間を徒過した再審査請求に関する判例	昭和59年9月26日広島地方裁判所判決	298
審査官の不作为に関する判例	昭和43年5月22日名古屋地方裁判所判決	300
審査請求後3か月を経過しても審査官の決定がなされない場合に、審査請求に対する決定及び再審査請求を経ずに処分の取消の訴えを提起することができるかに関する判例	平成7年7月6日最高裁判所判決	301
訴願人が裁決前に死亡した場合の裁決の効力に関する判例（参考）	昭和27年12月27日松山地方裁判所判決	303

審査官の決定に対する取消訴訟提起の可否、審査官が行政通達等に拘束されるか否か、参与会の運営方法、利害関係を有する参与の関与等に関する判例

昭和61年11月28日 長崎地方裁判所判決

【事件の概要】

請求人（原告）の亡夫（被災者）は、業務中、同僚の暴行により死亡した。請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求したが、審査官はこれを棄却した。請求人は審査官の決定手続には違法があり、決定の取消しを求める訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

労災保険法35条1項（現38条1項）は、「保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。」として二段階の不服申立制度を採用し、同法37条（現40条）は、「35条1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。」旨規定して処分の取消訴訟における二段階の裁決前置主義を採ることを宣言している。被告は、右二段階の不服審査と労働保険審査会による差し戻し制度によって審査官の決定の瑕疵の是正措置が講じられているから、中間的な審査官の決定に対しては取消訴訟の提起は許されるべきではない旨主張する。しかしながら、行政事件訴訟法3条3項は「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しを求める訴訟をいうとされているところ、同法10条2項によれば、原処分取消しの訴訟とは別に、その処分についての審査請求を棄却した裁決取消しの訴訟が許される場合、裁決取消しの訴訟においては裁決中の実体的判断部分を違法事由として主張することは禁止され、裁決主体及び裁決手続に関する違法事由こそが裁決固有の瑕疵として主張することが許されるのであるから、裁決取消訴訟は裁決手続の適法性の確保を目的とし、ひいては公正な手続によって処分を受けるべき私人の権利ないし法的利益の保護を図る制度のものといえることができる。そうすると二段階の不服審査が許される場合、中間的な審査裁決に対して裁決取消しの訴えが許されない旨の特段の規定がない限り、中間的な審査裁決手続の適法性の確保の趣旨に照らし、裁決取消しの訴えの提起を否定すべきではないと解する。労審法49条3項（平成8年7月1日施行の改正により、現行法には同趣旨の規定は不存在。）には、被告主張のように「審査会が審査官の決定を取り消す場合であって、事件についてなお審査官による審査をする必要があると認めるときは、審査会は、事件を審査官に差し戻すことができる。」と規定しており、なるほど審査会が事件を審査官に差

し戻すことによって審査官の決定手続の瑕疵を是正する方途が講じられているから、中間的な審査官の決定に対し裁決取消しの訴えを認める必要性があるかにつき疑問の余地はなくはないが、右差し戻し制度が認められていることで裁決取消しの訴えを許容して裁決手続の違法性を司法審査の対象とする必要性が消滅したとは考えられないから、前記のように解することの妨げとはならないというべきである。

被告は、また、審査官の決定に対する取消しの訴えが許されるとしても、労災保険法 37 条の規定からして審査会の裁決を経た後でなければ訴えの提起は許されないと主張するが、同法 37 条にいう「当該処分」とは労働基準監督署長のした保険給付に関する決定(いわゆる原処分)のみを指し、審査官の審査請求に対する決定を含まないことは行政事件訴訟法、行政不服審査法の用語例及びその文理に徴して明らかである。そして、仮に審査会の裁決を経た後でなければ中間的な審査官の決定に対して訴えの提起ができないとしても、行政事件訴訟法 8 条 2 項 1 号を類推適用し、審査会に対して再審査請求をした日から 3 か月を経過しても裁決がないときは中間的な裁決に当たる審査官の審査請求に対する決定に対して取消訴訟を提起できると解すべきである。

(中略)

前記の二段階の不服審査制度のもとで、審査官は、労災補償保険行政についての専門的立場から、独任制官庁として、原処分庁とは別個に独立して簡易迅速に証拠資料を収集し、かつ参与の意見を徴して事実の認定と評価をなしたうえ、法令を適用して審査請求事件につき決定をなすことにより、可及的速やかに行政処分を確定させ不安定な状態を解消することを職責としているのであり、労働省内部の行政組織の一部門として、法令及びその解釈適用に関し労働省の行政解釈を明らかにした通達に基づいて判断することは当然であるというべく、そのことの故をもって、審査官が原処分庁とは別途に独自の立場で収集した証拠資料に基づいた事実の認定と評価が通達等に拘束されることにはならず、審査官の固有の判断権限は確保されているから、審査官が労働省内部の通達等に拘束されることで審査官による審査制度の趣旨が没却されるとは解し難い。

(中略)

昭和 59 年 8 月 22 日、長崎労働基準局において開催された参与会に、被告及び参与 4 名(労働者代表 X 1、X 2、使用者代表 Y 1、Y 2)のほか、同局労災補償課長 Z 1、同課長補佐 Z 2、地方労災監察官 2 名(Z 3、Z 4)及び本件事案を担当しない審査官 2 名(Z 5、Z 6)が列席したことは当事者間に争いがない。証人 Z 1 及び X 1 の各証言並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 長崎労働基準局においては、従来から 1 回の参与会において数件の審査請求事件につき参与の意見を聴取するため、それぞれの事件を担当する審査官がすべて列席するならわしであり、また、労災補償課長ら労働基準局職員は、時折り参与から法令の解釈及び取扱い、先例の有無等について質問される場合があり、これに備えて出席することになっていた。

・ 参与会の進行は、3人の審査官のうち先輩格の1人が進行役を務め、当該事案を担当する審査官が事案の概要を説明した後、各参与の意見を求め、最後に労働基準局職員らに対して、慣例上、「原処分庁の意見はないか。」あるいは「原処分庁の意見はいかがか。」という形で発言を求めたうえ、次の事案に移るという手順で行われてきた（本件訴訟が提起された後は、「原処分庁の意見はいかがか。」など労働基準局職員に対して発言を求めることはなされなくなった。）

- (2) 昭和59年8月22日の本件参与会は2.5審査官の司会で開始され、4件の審査請求事件について参与の意見聴取が行われたが、本件事案については、まず被告が、原告の審査請求書及び意見書、原告からの事情聴取の結果調書、長崎労働基準監督署長の意見書並びに被告が職権で調査した資料等に基づいて説明した。

(中略)

原告は、右労災補償課長らの参与会への出席は、審査官の判断を労働省通達等に従わせるための監視、監督にほかならないとして、本件審査手続の違法を主張する。

ところで、労審法、同法施行令及び同法施行規則には、審査官がどのような方法、形式で参与の意見を徴するかにつきななら規定していないから、審査官は参与の意見を尊重しなければならないという同法施行令8条の規定の趣旨に反しない限り、適宜の方法でこれをなしうるといふべきである。しかして、長崎労働者災害補償保険審査官は、従来から慣行的に右認定のような方式で参与会を開いて参与の意見を徴していたのであるところ、参与会に出席した右職員らが専ら参与に対し労災保険制度に関する法令・通達等ないしは当該事案の処理上参考となるべき先例等を指摘説明してその知識を補充し、その意見具申の参考に供することは、参与の意見をして労使の単なる利益代表者の意見にとどまらせず、公益の立場からの意見の形成に寄与し、ひいては審査官が参与的確な意見を徴しうる素地ともなりうるものであり、参与会における右職員らの出席が参与に対する参考資料の提供にとどまり、審査請求に対する監視、監督者としての立場からの意見を陳述にわたるようなことのない限り、審査官が参与から意見を徴するについての1つの実効的な方法と思料され、審査官制度の趣旨を没却するものではありえないといふべきであり、原告の主張は失当たるを免れない。

また、本件事案を担当しない他の審査官が同席することは、前述のとおり、審査官が参与の意見を徴する形式、方法についての法令上の定めはないものの、独任行政官たる審査官の職権の独立の見地からしても必ずしも適切とはいえない点はあるが、前認定のとおり数件の事案についての参与の意見を効率的に聴取するうえでの便宜上のことであり、前掲各証拠によっても、右参与会においてこれらの審査官が被告に対して特段影響力のある意見を述べた事実は認められず、ただ同席しただけで被告の判断に影響を及ぼしたとは考えられないから、いわゆる他事考慮による裁決があったと認定できないのは明らかである。

労審法施行令11条は、審査官は審査請求の審査にあたり請求人及び原処分庁の説明

を求めるべき旨を規定している。前認定のとおり、昭和59年8月22日に行われた参与会に被告が提出した資料中には、原告の意見書及び原告からの事情聴取書、原処分庁である長崎労働基準監督署長の意見書が含まれており、被告が原告及び原処分庁の意見を聞き、その説明を求めたことは明らかである（ちなみに、労審法13条の2は、審査官は、審査請求人の申立があったときは、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとしている。）。

ところで、原告は、右参与会に原処分庁の代弁者だけを出席させてその意見を口頭で聞きながら、原告には開催の通知さえしなかったのは公平を欠くと主張する。しかし、右参与会はそもそも審査官が参与の意見を聴取するために開催したものであって、事件の当事者たる請求人原告や原処分庁による口頭論述の手続ではないから、これについて審査官が原告にその開催日時を通知せず、出席の催告をしなかったのはなんら異とするにはあたらないのであり、また、前述認定のとおり、原処分をした長崎労働基準監督署長ないし同署職員が参与会に出席した事実はない。右参与会に列席したのは、前記のとおり長崎労働基準局の職員であって、参与の意見具申に供するため本件事案の処理上参考となるべき先例の指摘をしたにとどまり、事案についての意見にわたることはなかったのであるから、長崎労働基準局の職員が原処分庁の意見を代弁したというにもあたらず、結局、原処分庁の意見が一方的に聴取されたという不公平があったとは認められない。ただ、前認定のとおり、長崎労働基準局で行われる参与会においては、審査官が出席した前記労災補償課長らに「原処分庁の意見はいかがか。」という表現を用いてその意見を求める発問をしていたことが認められ、これは審査官を含め、長崎労働基準局及び同労働基準監督署の内部においては、両官署は実質的に同一組織体とみなされていたことを示すものということができ、前記労災補償課長ら基準局職員が実質的には原処分庁の代弁者であるという原告の受け取り方ももっともな点があり、原告が原処分庁の代弁者には口頭による意見陳述の機会を与えながら、請求人である原告の意見を同様に口頭で聴取する機会を与えなかったことは、一方当事者に偏した審査方法であるというのもあながち理由がない訳ではない（なお、参与会において「原処分庁の意見はいかがか。」という発問の慣習が本件訴訟の提起後廃止されたことは、被告を含む審査官においても右措置が妥当でないと判断したためと推認される。）

しかし、審査請求人及び原処分庁からの意見聴取を含めて、審査手続をどのように運営するかについては、法令で定めるところのほかは審査官の裁量に委ねられていると解され、審査官において、実質的に法令の規定をないがしろにするに等しいほどの不公平な手続をとるなど、その裁量の範囲を逸脱し、ないしは裁量権を濫用したと認められる場合は格別、審査請求人及び原処分庁から意見を聴取するについて、厳密に同じ方法をとらなかったからといって、直ちに当該審査手続を違法とすることはできないというべきである。

使用者団体の推薦参与Y1参与が訴外会社D社の副所長兼総務課長であること、本件

参与会において同参与が被災者の死亡は業務に起因するものではないとの意見を述べたこと（その具体的内容は前認定のとおりである。）、労働災害保険における保険料徴収上いわゆるメリット制が採られていることはいずれも当事者間に争いが無い。

ところで、労災保険法ないし労審法上、参与が担当する審査請求事件につき一定の関係を有し、または事件の当事者と密接な身分関係に立つ場合に、当該事件についての意見具申の職務の遂行から除斥され、あるいは当事者から忌避され、あるいは自ら回避するという制度は設けられていない。

そして、参与は、もとより審査官と合議体を構成して審査裁決にあたるものではなく、単に審査官に対して意見を述べる機関にすぎない。え、もともと労働者及び使用者の団体から推薦され、各推薦母体の利益を代表するとまではいえないにしてもそれぞれその立場に基づいた意見を具申することによって審査裁決を適正ならしめる役割を担っているものであり、決して公正中立な第三者的立場に立った意見を述べる職責を負っているものではないことに鑑みると、労審法5条の使用者側代表の参与について言えば、当該参与の所属する企業で発生することのあるべき労災補償保険事故についても、参与として意見を述べることを前提にして、都道府県労働基準局ごとに、各2名の者が2年の任期で指名されているものと解され、参与について除斥等の制度がそのまま妥当するものではないというべきである。

したがって、被告が本件審査請求についてY1参与の意見を求めたことをもって、その手続が本件審査裁決を違法とするだけの瑕疵を帯びるとの原告の主張は採用できない。

審査官に対する審査請求人の書類閲覧請求権に関する判例

昭和54年8月29日 札幌地方裁判所判決（第1審）

昭和56年11月26日 札幌高等裁判所判決（控訴審）

【事件の概要】

請求人（原告）は、「腹部・胃・十二指腸潰瘍」を発症し、この疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、当該疾病は業務上の事由によるものではないとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求をし、受理後、審査官に監督署長から提出された意見書、証拠物件の閲覧を請求したところ、審査官はこれを拒否したため、請求人はこの処分の取消しを求めて訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

（第1審）

労災保険法35条1項（現38条1項）に定める労働者災害補償保険審査官に対する審査請求手続において請求人に、その処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧請求権があるか否かの点につき考えるに、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立については、他の法律に特別の定めがある場合を除く外、行審法の定めるところによるから、労災保険法に基づく各種給付の不支給決定処分に対する審査請求における審査手続についても一般に、行審法が適用されるところであるが、労災保険法36条（現39条）は行審法第2章第1節、第2節（18条及び19条を除く）及び第5節の規定の適用をことさら排除する旨規定し、それに代えて労審法はその第2章（現第1章第2節）に手続的规定を設けているものであるから、右手続には行審法33条の適用は排除され、かつ、右労審法第2章中には審査関係書類等に対する審査請求人の閲覧請求権を認める規定は存しないことにかんがみると、右手続においては審査請求人には審査関係書類等に対する閲覧請求権を有するものと解することはできない。原告は右のように解すると憲法31条に反するかの如き主張をするが、憲法31条が行政手続における告知聴問の機会付与の原則或いはその根底にある適正手続の原則を定めたものであるか否かはさておき、仮にこれを肯定的に解するとしても、右の各原則は、必ずしもすべての行政手続、行政不服審査手続において、請求人と相手方行政庁とがそれぞれ自ら主張立証活動を行うことを根幹とするいわゆる当事者主義的手続構造がとられることを要求するものではなく、また、当事者にいかなる手続的権利が存するかは、一律に解することはできず、請求人の求める実体的権利の種類、行政手続の目的、性格効果等の観点から当事者の主張に十分な考慮が払われ、公正な判断がなされる手続的保障があり、かつ、合理的理由がある以上、必ずしも当事者に行政庁又は利害の対立する第三者の意見と証拠を知り、これに反論を加え、証拠を提出する機会を与えたいうでなければ行政手続を行ない得ないものではないというべきところ、労災保険法の審査請求手続において

は、審査請求人は保険給付を求めているものであること、右手続は行政処分である各種給付の不支給決定処分の適否を事後的に審査する行政不服審査手続の一つではあるが、なお、大量の事件を迅速に処理する要請があり、また、労災保険給付請求に関する審査手続においては争点は比較的定型化しており、その把握は困難ではないことに加え、審査官は原処分庁から独立した第三者機関であり、公正さが期待できること、審査請求人はその申立により意見を述べる機会が与えられていること（労審法13条の2）、請求人は審査官の決定に不服があるときは更に処分行政庁から独立的地位と職権を有する機関たる労働保険審査会に対して再審査請求を求めることが認められていることを併せ考えると、当該手続において審査請求人に審査関係書類の閲覧請求権を与えないからといって必ずしも前記告知聴問の機会の付与の原則或いは適正手続の原則に反するということはできないし、また、当該手続に行審法33条を類推適用すべきものと解する必要はない。

前述の如く審査関係書類の閲覧請求については法は何ら定めるところがないのであるから、被告審査官はもともとこれに応ずべき権限も義務も有しないものといわなければならない。

しかし、右閲覧をさせることが、右審査請求手続において、その手続主宰権限の内容として事実上行われることがあり、それが被告審査官の裁量に委ねられているとすれば、被告審査官が不公正な目的ないしは動機をもって審査請求人の閲覧を拒否し、或いは平等原則に違反し、公平妥当を欠く取扱いを行った場合には、なお被告審査官の行為の違法性を認めうる余地があると解されるところ、被告審査官本人尋問の結果並びに原本の存在及び成立に争いのない甲第5号証によれば、被告審査官は本件閲覧拒否につき原告に対し、その理由を明示しなかったこと、被告審査官の当時の年間取扱件数は約25件であり、本件閲覧を許可しても審査上特段明白な具体的支障はなかったこと、本件審査書類中には偽造にかかる原告名義の作業日報等が存したことが認められるが、他方同証拠によれば、被告審査官は自らの担当するすべての審査請求事件について、右審査請求手続が職権調査的構造をもつこと、事件の大量性ゆえ簡易迅速な処理を要求されること、参与による意見申述の機会があるため公正さに欠けることはないことの各点を考慮して、審査請求人の審査関係書類に対する閲覧を拒否しており、本件においても単に画一的な扱いをするため原告の閲覧請求を拒否したにすぎないこと、被告審査官は審査請求人の職業性疾病の主張にも十分考慮を払って職権調査を行い、原処分庁が収集した証拠についても原処分庁とは独立した評価を加えていることが認められ、右の事実にてらすと、前示認定事実を以っては未だ被告審査官が不公正な目的ないし動機をもって原告の閲覧を拒否し、或いはこれにつき不平等、公平妥当を欠く取扱いをしたものと断定することは難しいといわざるをえない。

(控訴審)

地方公務員災害補償法51条4項（現5項）は、同法の定める補償に関する決定に対

する審査請求については行審法が適用されるものとする規定しているから、審査請求人には行審法33条の閲覧請求権も認められていることになる。しかし、地方公務員の災害補償制度と労働者災害補償保険の制度とは、その制度の仕組み、内容が異なるうえに、不服審査制度の仕組みも必ずしも同一ではないから、地方公務員災害補償法の定める補償に関する決定に対する審査請求人に右閲覧請求権が認められているからといって、労災保険法に基づく保険給付の決定に対する審査請求人に同様の閲覧請求権が認められると解しなければならないものではない。

審査官が口頭による意見陳述の機会を与えなかったことが、審査手続の重大な瑕疵となるか否かに関する判例

昭和60年6月28日 大阪高等裁判所判決

【事件の概要】

請求人（原告）の亡子（被災者）の死亡は業務上の事由によるものであるとして、請求人は、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものではないとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求した。審査官は、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えずに決定をしたところ、請求人は、このような審理手続による決定は違法であるとして、原処分取消しを求めると併せて訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

労審法13条の2が審査請求人に口頭による意見陳述権を付与した趣旨は、原処分に対する不服理由を原処分の直後に、しかも原処分庁に最も近い関係にある審査官に対し、簡易に主張させることにより審査請求人に攻撃防禦を十分に尽させ、実質的に公正な審査請求を受ける権利を保障すると共に、審査官の決定手続を適正ならしめるよう手続的に担保することにあると解され、審査請求人の基本的かつ重要な権利であるというべきところ、例外的に付与しなくてよい場合を定めた規定もなく、限られた場合にせよ審査官に意見陳述の機会の付与の要否の判断を委ねていると解すべき根拠を見出しがたい。

前項判示のとおり本件口頭陳述権は審査官の審査手続において、審査請求人に実質的で公正な審査請求をうける権利を簡易な方法で保障し担保するものであるところ、審査会で口頭陳述権が保障されたとしても、審査会における機会は原処分後時間的にもはるかにおくれるものであり、審査会が中央官庁である点に照らせば、原処分の直後に地元官庁であり、しかも審査会とは別個独立の組織である審査官の決定手続において口頭により意見の陳述をなし得なかったとすれば、口頭陳述権のもうけられた前記の趣旨、目的は到底代替的にも実現されたとはいえず、右決定手続において審査請求人たる原告が十分な意見を述べる機会を失ったという不利益はぬぐいがたいというべきである。

さらに、仮に審査手続の瑕疵が再審査手続で治癒されるとすれば、審査官の決定手続運用が安易便宜に流れ、極論すれば、最終的な再審査請求で口頭陳述の機会さえ与えれば足りるということに等しくなりかねず、ひいては審査官の決定手続における口頭による意見陳述権を設けた規定は事実上空文化するおそれなしとしない。以上の次第で、再審査手続における口頭陳述権付与により審査官の決定手続における口頭による意見陳述権付与の瑕疵が補正ないし治癒するものと解すべきではない。

よって、被告審査官の前記抗弁はいずれも理由がない。

してみると、被告審査官が審査手続において審査請求人たる原告から口頭による意見

陳述の機会付与の申立てを受けたにもかかわらずその機会を与えなかったのは不適法というほかはない。

そして、本件口頭による意見陳述権の重要性に照らせば、本件決定の手續には重大な瑕疵があるものというほかなく本件決定は取消を免れない。

法定の審査請求期間を徒過した審査請求に関する判例

昭和59年10月30日 広島高等裁判所判決

【事件の概要】

請求人（原告）は、昭和50年9月6日付けで監督署長がなした障害補償給付の支給処分に対して、昭和51年11月1日に至って審査請求をした。審査官は、当該審査請求については、正当な理由なく審査請求期間を徒過してなされたものであるとして、これを却下したところ、請求人は原処分の取消しを求めて訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

本件訴えは労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付に関する決定（本件処分）の取消しを求めるものであるところ、同法35条（現38条）、37条（現40条）によれば、労働者災害補償保険審査官に対する審査請求及び労働保険審査会に対する再審査請求を経由しなければ右決定に対する訴えを提起することができない、と規定されて、不服審査前置主義が採用されているところ、その審査請求をし得る期間については、労働保険審査官及び労働保険審査会法8条1項によれば、その本文で原処分のあったことを知った翌日から起算して60日以内にならなければならないこととされている一方、但書によって、右期間経過後の場合といえども、「正当な理由により右期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときはこの限りでない。」との救済措置が設けられている。

被告が昭和50年9月6日付で本件処分をしたことは、当事者間に争いが無い。

いずれも成立に争いのない甲第8号証（乙第2号証の7）、乙第2号証の1、2、5、6によれば、本件処分の通知は書面（甲第8号証）をもって、昭和50年9月8日ごろまでに原告に到達し、また同書面には処分に不服がある場合の不服申立の期間方法についての記載がされていたことが認められるので、原告に遅くとも同月8日には本件処分のあったことを知り、かつ不服申立手続に関する教示もされているというべきである。したがって、この点に関する原告本人の供述は措信し難い。

また、原告は昭和51年11月1日に審査請求をしたことは当事者間に争いが無いので、右審査請求が原告において本件処分のあったことを知った日の翌日から起算して法定の60日間の期間を大幅に超えてされたものであることは明らかである。

そして審査請求が遅延した理由についても、成立に争いのない乙第2号証の13及び原告本人尋問の結果によれば、要するに、原告は一旦異議なく本件処分に基づく給付金を受領したものの、昭和50年11月にA病院において右手示指の神経手術を受けたが、その後の経過が思わしくなく、外科後処置から労災復帰するため療養補償給付の申請に関する手続をしていたことによるものであると認められるところ、右のような事情は、本件処分に対する審査請求を法定期間内にすることができなかったことにつき、前記法条但書所定の「正当な理由」となり得るものでなく、また他にこれを認めるに足りるだ

けの証拠も存しない。

そうすると、原告の右審査請求は法定期間を徒過してされ、かつ右期間の徒過につき正当な理由もない以上、不適法なものというほかなく、しかも成立に争いのない乙第3号証及び原告本人尋問の結果によれば、原告が昭和52年4月8日任意に右審査請求の全部を取り下げていることさえ窺われるのであって、結局、原告において本件処分につき労働者災害補償保険法所定の不服審査手続を経由していないことが明白である。

しかして、行政事件訴訟法8条2項所定の不服審査前置の除外事由につき原告から他に特段の主張立証のない本件においては、本件訴えは訴訟要件を欠き、不適法であるといわざるを得ない。

法定の再審査請求期間を徒過した再審査請求に関する判例

昭和59年9月26日 広島地方裁判所判決

【事件の概要】

請求人（原告）は、昭和49年4月20日の業務中に「くも膜下出血」を発症した。請求人は、当該疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の疾病は業務上の事由によるものではないとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求したが、審査官は昭和50年2月5日付けでこれを棄却した。請求人は、昭和53年9月11日に至って、労働保険審査会に再審査請求したが、審査会は、正当な理由なく再審査請求期間を徒過しているとして、これを却下した。その後請求人は、監督署長の処分の取消しを求める訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

処分の取消しの訴えは、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、右裁決を経た後でない限り提起できず（行政事件訴訟法8条1項）、なお、審査請求が不適法であり、それを理由として却下された場合には、右裁決を経たものといえないと解するのが相当である。

労災保険法35条1項（現38条1項）には、保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨を、同法37条（現40条）には35条1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができない旨を定めており、また労審法38条1項には、再審査請求は審査請求に対する決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内にしなければならない旨定めている。

前記事実によると、原告の再審査請求は、右法定の請求期間を徒過した不適法なものであることが明らかである。

原告は、前記審査官の決定書謄本が郵送された当時、原告がその内容を了知し得る状態でなかった旨主張し、証人A1の供述中には右主張に副うような部分があるが、後掲証拠に対比すると、右供述部分は容易に信用し難く、他に右主張を認めるに足りる証拠はない。

かえって、原本の存在と成立に争いがない甲第4号証、第8号証、成立に争いのない乙第4号証の1によると、原告は、昭和49年7、8月ころ、右半身は麻痺し、失語症も加わって理解力は低下していたが、意識は回復し、医師の指示に反応できる状態にまで回復し、同年9月26日には前記審査請求を提出していることが認められ、これら事

実によると、原告は審査官の決定書謄本を受領した昭和50年2月中ころは、右決定の内容を了知し得る状態にあったものと推認できる。

そうすると、原告の再審査請求を不適法として却下した裁決は正当であり、原告の、本件処分の取消しを求める主位的訴は再審査請求に対する裁決を経ないでなされた不適法な訴といわざるを得ない。

審査官の不作为に関する判例

昭和43年5月22日 名古屋地方裁判所判決

【事件の概要】

請求人（原告）は、業務上の事由による負傷により療養補償給付及び休業補償給付を受給していたが、監督署長は、昭和41年7月31日をもって症状固定と認定し、その後の給付について支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として労働者災害補償保険審査官に審査請求したが、請求から1年余が経過しても決定がなされないため、審査官を被告として違法確認を求める訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

原告が昭和40年8月25日頃業務上の負傷をし、同日以降名古屋北労働基準監督署長より労働者災害補償保険法に基づく療養補償等の保険給付を受けていたこと、同署長が昭和41年7月31日以降右保険給付の支給打ち切りを決定し、同年8月26日付書面でこれを原告に通知し、原告は右決定通知書を同月31日に受取ったこと、原告は右決定を不服として、被告に対し右決定の取消を求める審査請求をなした（但し審査請求のあった日を除く。）こと、被告は本件審査請求について昭和43年2月8日「請求棄却」の決定をし、右決定は同月11日原告に到達したことは当事者間に争いが無い。

右事実よりすれば、被告は本件審査請求につき裁決をなしたものであり、被告にはもはや不作为は存しない。従って原告は被告の不作为の違法を確認する利益を有しない。

結局本訴請求は不適法であるから却下を免れない。

審査請求後3か月を経過しても審査官の決定がなされない場合に、審査請求に対する決定及び再審査請求を経ずに処分の取消の訴えを提起することができるかに関する判例

平成7年7月6日 最高裁判所第一小法廷判決

【事件の概要】

請求人（原告）は、業務上の事由による負傷により療養補償給付及び休業補償給付を受給していたが、監督署長は、昭和54年12月20日をもって治ゆと認定し、その後の給付について支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として労働者災害補償保険審査官に審査請求したが、請求から3か月以上が経過しても決定がなされないため、原処分の取消しを求める訴訟を提起したものである。

【判決の要旨】

保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求することができるものとされ（労働者災害補償保険法35条1項（現38条1項））、また、保険給付に関する決定の取消しの訴えは、再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないものとされている（同法37条（現40条））。すなわち、保険給付に関する決定に対する不服については、二段階の審査請求手続が定められるとともに、処分の取消しの訴えと審査請求との関係について行政事件訴訟法（以下「法」という。）の採る自由選択主義の原則（法8条1項本文）の例外である裁決前置主義（同項ただし書）、それも再審査請求に対する裁決の前置主義が採られているのである。しかし、法は、裁決前置主義が採られている場合であっても、その例外の一つとして、「審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき」は、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができるものとしている（同条2項1号）（なお、法に「審査請求」というのは、法3条3項により、審査請求、異議申立てその他の不服申立てをいうものとされている。）。本件においては、本件訴えが法8条2項1号の要件を満たしているかどうか、本案前の争点となっている。

- 1 法8条2項1号は、裁決前置主義が採られている場合であっても、裁決庁の裁決が遅延することによって国民の司法救済が遅れるという事態を回避するために、裁決前置主義を緩和すべき1場合を定めるものである。行政処分について、二段階の審査請求手続が定められ、かつ、第二段階の審査請求に対する裁決の前置主義が採られている場合に、仮に法8条2項1号の「審査請求」が第二段階の審査請求だけを指すものであるとすれば、第一段階の審査請求に対する裁決が遅延するときには、行政処分の取消しを求める者は、同号の適用によって司法救済を受けることができず、第一段階の審査請求に対する裁決について不作為の違法確認の訴えを経なければ、処分の取消しの訴えを適法に提起し得ないこととなる。このような事態は、国民の司法救済の道を不当に閉ざすものであるといわなければならない。右の場合には、法律に特段の定めがない限り（国税通則

法115条1項1号、75条5項参照)、法8条2項1号の「審査請求」は、第一段階の審査請求と第二段階の審査請求のいずれをも指し、そのいずれに対する裁決が遅延するときにも、同号が適用され、裁決前置主義が緩和されるものと解すべきである。

- 2 労働者災害補償保険法は、前記のとおり、保険給付に関する決定に対する不服について、二段階の審査請求手続を定め、かつ、取消しの訴えにつき第二段階の審査請求に対する前置を定めている。その趣旨は、多数に上る保険給付に関する決定に対する不服事案を迅速かつ公正に処理すべき要請にこたえるため、専門的知識を有する特別の審査機関を設けた上、裁判所の判断を求める前に、簡易迅速な処理を図る第一段階の審査請求と慎重な審査を行い併せて行政庁の判断の統一を図る第二段階の再審査請求とを必ず経由させることによって、行政と司法の機能の調和を保ちながら、保険給付に関する国民の権利救済を実効性のあるものとしようとするところにあると解されるから、再審査請求に対する裁決を経ないで取消しの訴えが提起されることは、本来同法の所期するところではないといえる。

しかし、そうであるからといって、これらの定めから、保険給付に関する決定について、法8条2項1号の「審査請求」を第二段階の審査請求に限定するとの趣旨を読み取ることにはできないのみならず、労働者災害補償保険法は、審査請求に対する決定が遅延した場合に決定を経ないで再審査請求をすることを許容するなど、その遅延に対する救済措置の定めを置いていないのであって、それにもかかわらず、第一段階の審査請求についての法8条2項1号の不適用を定めたものと解するならば、国民の司法救済の道を不当に閉ざす結果を招くことは明らかであるから、そのような解釈は採り得ないといわなければならない。

- 3 したがって、保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をした日から3箇月を経過しても決定(法8条2項1号の「裁決」に当たる。)がないときは、審査請求に対する決定及び再審査請求の手続を経ないで、処分取消しの訴えを提起することができるものというべきである。
- 4 そうすると、原判決には法8条2項1号の解釈適用を誤った違法があり、右違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであることから、論旨は理由があり、その余の論旨について判断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。そして、本件訴えを却下した第一審判決を取り消して、本件を第一審に差し戻すべきである。

よって行政事件訴訟法7条、民訴法408条(現326条)、396条(現313条)、386条(現305条)、388条(現307条)に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

訴願人が裁決前に死亡した場合の裁決の効力に関する判例（参考）

昭和27年12月27日 松山地方裁判所判決

【判決の要旨】

一身専属的事項について訴願が提起され裁決前に訴願人が死亡した場合には、相続人において当然訴願手続を承継するから、訴願を受理した裁決庁は相続人に対して裁決をするを原則とするが、裁決庁において死亡の事実を知らなかったため被相続人を訴願人と表示し、裁決した場合でもその裁決は相続人に対する裁決としての効力を生ずるものと解すべきである。

参考 3 關係法令



目 次

労働保険審査官及び労働保険審査会法	308
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令	320
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則	330
労働基準法（抄）	333
労働基準法施行規則（抄）	335
労働者災害補償保険法（抄）	338
行政不服審査法（抄）	341
行政事件訴訟法（抄）	353

労働保険審査官及び労働保険審査会法

(昭和 31 年 6 月 4 日法律第 126 号)

第 1 章 労働保険審査官

第 1 節 設置 (第 1 条—第 6 条)

第 2 節 審査請求等の手続 (第 7 条—第 24 条)

第 2 章 労働保険審査会

第 1 節 設置及び組織 (第 25 条—第 37 条)

第 2 節 再審査請求の手続 (第 38 条—第 51 条)

第 3 章 罰則 (第 52 条—第 54 条)

附則

第 1 章 労働保険審査官

第 1 節 設置

(労働保険審査官)

第 1 条 労働保険審査官 (以下「審査官」という。)は、労働者災害補償保険審査官及び雇用保険審査官とする。

(所掌事務)

第 2 条 労働者災害補償保険審査官は、労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号)

第 38 条第 1 項の規定による審査請求の事件を取り扱う。

2 雇用保険審査官は、雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 69 条第 1 項の規定による審査請求の事件を取り扱う。

(設置)

第 2 条の 2 審査官は、各都道府県労働局に置く。

(任命)

第 3 条 審査官は、厚生労働大臣が任命する。

参考 [令 1]

(職権の行使)

第 4 条 審査官は、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない。

(関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名)

第 5 条 厚生労働大臣は、都道府県労働局につき、労働者災害補償保険制度に関し、関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各 2 人を、雇用保険制度に関し、関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各 2 人を、それぞれ関係団体の推薦により指名するものとする。

参考 [関係団体の推薦—令 2] [関係労使代表者の名称—則 1]

(審査及び仲裁の事務)

第6条 労働者災害補償保険審査官は、第2条に規定する審査請求の事件を取り扱うほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）第86条第1項の規定による審査及び仲裁の事務を取り扱う。

参考 [令3]

第2節 審査請求等の手続

（管轄審査官）

第7条 労働者災害補償保険法第38条第1項の規定による審査請求及び雇用保険法第69条第1項の規定による審査請求は、原処分をした行政庁の所在地を管轄する都道府県労働局に置かれた審査官に対してするものとする。

参考 [請求の経由—令3]

（審査請求期間）

第8条 審査請求は、審査請求人が原処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2 審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における審査請求期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（審査請求の方式）

第9条 審査請求は、政令で定めるところにより、文書又は口頭ですることができる。

参考 [政令—令4、5] [請求書の方式—則2]

（代理人による審査請求）

第9条の2 審査請求は、代理人によつてすることができる。

2 代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（却下）

第10条 審査請求が不適法であつてその欠陥が補正することができないものであるときは、審査官は、決定をもつて、これを却下しなければならない。

（補正）

第11条 審査請求が不適法であつてその欠陥が補正することができるものであるときは、審査官は、相当の期間を定めて、補正すべきことを命じなければならない。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

2 審査官は、審査請求人が前項の期間内に欠陥を補正しないときは、決定をもつて、審査請求を却下することができる。

(移送)

第 12 条 審査請求が管轄違であるときは、審査官は、事件を管轄審査官に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査官に審査請求があつたものとみなす。

参考 [移送の通知一令 6]

(関係者に対する通知等)

第 13 条 審査官は、審査請求を受理したときは、原処分をした行政庁、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者（以下この章において「利害関係者」という。）及び当該審査官の属する都道府県労働局につき第 5 条の規定により指名された者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、審査官に対して事件につき意見を述べることができる。

参考 [関係者に対する通知一令 7] [関係労使代表者の意見一令 8]

(口頭による意見の陳述)

第 13 条の 2 審査官は、審査請求人の申立てがあつたときは、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(原処分の執行の停止等)

第 14 条 審査請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権で、その執行を停止することができる。

2 審査官は、いつでも、前項ただし書の執行の停止を取り消すことができる。

3 執行の停止及び執行の停止の取消は、文書により、かつ、理由を附して、原処分をした行政庁に通知することによつて行う。

4 審査官は、執行の停止又は執行の停止の取消をしたときは、審査請求人及び利害関係者に通知しなければならない。

参考 [原処分の執行の停止及び取消の通知一令 9]

(手続の併合又は分離)

第 14 条の 2 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

(審理のための処分)

第 15 条 審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人若しくは第 13 条第 1 項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 審査請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、

又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 労働者災害補償保険法第38条第1項の規定による審査請求の場合において、同法第47条の2に規定する者に対して審査官の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

- 2 審査官は、他の審査官に、前項第1号又は第4号の処分を囑託することができる。
- 3 第1項第4号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。
- 4 審査官は、審査請求人又は第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者の申立てにより第1項第4号の処分をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。
- 5 審査請求人又は第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者が、正当な理由がなく、第1項第1号若しくは第2項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第1項第2号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第1項第4号若しくは第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第1項第5号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査官は、その審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。
- 6 第1項及び第2項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

参考 [審査のための処分の申立の方法一令13] [申立の様式一則2]

[証票一則4] [費用の弁償一16、令4、則5]

(費用の弁償)

第16条 前条第1項第1号若しくは第2項の規定により出頭を求められた者又は同条第1項第3号の鑑定人は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

参考 [令14、則5]

(手続の受継)

第17条 審査請求人が、審査請求の決定前に死亡したときは、承継人が、審査請求の手続を受け継ぐものとする。

参考 [令15] [受継のための文書の様式一則6]

(審査請求の取下げ)

第17条の2 審査請求人は、決定があるまでは、いつでも、審査請求を取り下げることができる。

2 審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

- 3 労働者災害補償保険法第38条第2項又は雇用保険法第69条第2項の規定による再審査請求がされたときは、第49条第3項各号に掲げる場合を除き、当該再審査請求がされた審査請求は、取り下げられたものとみなす。

(本案の決定)

第18条 審査官は、審理を終えたときは、審査請求に係る原処分全部若しくは一部を取り消す決定又は審査請求全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならない。

参考 [一部決定一令16]

(決定の方式)

第19条 決定は、政令で定めるところにより、文書をもって行わなければならない。

- 2 決定書には、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨及び再審査請求期間を記載しなければならない。

参考 [政令一令17] [決定書の謄本の掲示一令17の2]

(決定の効力発生)

第20条 決定は、審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。

- 2 決定の送達は、審査請求人に決定書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

- 3 公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を政令で定める掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して2週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

- 4 審査官は、決定書の謄本を第13条第1項の規定により通知を受けた者に送付しなければならない。

(決定の拘束力)

第21条 決定は、第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者を拘束する。

(文書その他の物件の返還)

第21条の2 審査官は、決定をしたときは、すみやかに、事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

(決定の変更等)

第22条 決定の変更及び更正については、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第256条第1項(変更の判決)及び第257条第1項(更正決定)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは「審査官」と、「判決」とあるのは「決定」と、同法第256条第1項中「その言渡し後1週間以内」とあるのは「その決定書の謄本が審査請求人に送付された後2週間以内」と、「弁論」とあるのは「審理のための処分」と読み替えるものとする。

参考 [決定の更正一令18] [更正の申立書の様式一則8]

(不服申立ての制限)

第 22 条の 2 この節の規定に基づいて、審査官がした処分については、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による不服申立てをすることができない。

参考 [処分についての不服申立てに関する一般概括主義一行審査法 4]

(政令への委任)

第 23 条 この節に定めるもののほか、審査請求の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査及び仲裁の手續)

第 24 条 第 13 条の規定は、労働者災害補償保険審査官が第 6 条の審査又は仲裁の申立てを受理した場合について準用する。

2 前項に定めるもののほか、第 6 条の審査及び仲裁の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

参考 [令 20]

第 2 章 労働保険審査会

第 1 節 設置及び組織

(設置)

第 25 条 労働者災害補償保険法第 38 条及び雇用保険法第 69 条の規定による再審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、労働保険審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に規定する再審査請求の事件を取り扱うほか、中小企業退職金共済法(昭和 34 年法律第 160 号)第 84 条第 1 項の規定による審査の事務を取り扱う。

参考 [厚労設 6、13]

(組織)

第 26 条 審査会は、委員 9 人をもつて組織する。

2 委員のうち 3 人は、非常勤とすることができる。

(委員の任命)

第 27 条 委員は、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、厚生労働大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、両議院の同意を得ることができないときは、厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認を受けることができないときは、厚生労働大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(任期)

第 28 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(職権の行使)

第 29 条 委員は、独立してその職権を行う。

(身分保障)

第 30 条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第 31 条 厚生労働大臣は、委員が前条各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第 32 条 審査会に会長を置く。会長は、委員の互選により常勤の委員のうちから定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、会長に故障があるときにその職務を代理する常勤の委員を定めておかなければならない。

参考 [会議の招集一令 21]

(合議体)

第 33 条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者 3 人をもつて構成する合議体で、再審査請求の事件又は審査の事務を取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、再審査請求の事件又は審査の事務を取り扱う。

一 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会のした裁決に反すると認めた場合

二 前項の合議体を構成する者の意見が 3 説に分かれた場合

三 前 2 号に掲げる場合のほか、審査会が定める場合

第 33 条の 2 前条第 1 項又は第 2 項の合議体を構成する者を審査員とし、うち 1 人を審査長とする。

2 前条第 1 項の合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が審査長と

なり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が審査長となる。

- 3 前条第2項の合議体にあつては、会長が審査長となり、会長に故障があるときは、第32条第3項の規定により会長を代理する常勤の委員が審査長となる。

参考 [会議の招集一令 21]

第33条の3 第33条第1項の合議体は、これを構成するすべての審査員の、同条第2項の合議体は、6人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 第33条第1項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもって決する。

- 3 第33条第2項の合議体の議事は、出席した審査員のうちの5人以上の者の賛成をもって決する。

参考 [会議の招集一令 21]

(委員会議)

第33条の4 審査会の会務の処理(再審査請求の事件又は審査の事務の取扱いを除く。)は、委員の全員の会議(以下「委員会議」という。)の議決によるものとする。

- 2 委員会議は、会長を含む過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

- 3 委員会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 審査会が第30条第3号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員のうち本人を除く全員の一致がなければならない。

参考 [会議の招集一令 21]

(給与)

第34条 委員の給与は、別に法律で定める。

参考 [別の法律—特別職の職員の給与に関する法律]

(特定行為の禁止)

第35条 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をする事。

- 二 厚生労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行う事。

- 2 非常勤の委員は、在任中、前項第1号に該当する行為をしてはならない。

(関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名)

第36条 厚生労働大臣は、労働者災害補償保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者各6人を、雇用保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者各2人を、それぞれ、関係団体の推薦により指名するものとする。

参考 [関係労使代表者の推薦一令 22] [関係労使代表者の名称一則 1]

第 37 条 削除

第 2 節 再審査請求の手續

(再審査請求期間等)

第 38 条 労働者災害補償保険法第 38 条第 1 項又は雇用保険法第 69 条第 1 項の規定による再審査請求は、第 20 条の規定により決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して 60 日以内になければならない。

2 第 8 条第 1 項ただし書及び第 2 項の規定は、前項の期間について準用する。

3 第 1 項に規定する再審査請求においては、原処分をした行政庁を相手方とする。

参考 [請求の経由一令 23]

(再審査請求の方式)

第 39 条 再審査請求は、政令で定めるところにより、文書でなければならない。

参考 [政令一令 24] [請求書の様式一則 2]

(関係者に対する通知)

第 40 条 審査会は、再審査請求を受理したときは、原処分をした行政庁、再審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者（以下この節において「利害関係者」という。）及び第 36 条の規定により指名された者に通知しなければならない。

参考 [行政庁の意見書の提出一令 25] [関係者に対する通知一令 33]

(参加)

第 41 条 審査会は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、利害関係者を当事者として再審査請求の手續に参加させることができる。

2 審査会は、前項の規定により利害関係者を再審査請求の手續に参加させるときは、あらかじめ、当事者及び当該利害関係者の意見を聞かなければならない。

参考 [参加申立の方法一令 26] [申立書の様式一則 9]

(審理期日及び場所)

第 42 条 審査会は、審理の期日及び場所を定め、当事者及び第 36 条の規定により指名された者に通知しなければならない。

参考 [審理期日及び場所の通知一令 27]

(審理の公開)

第 43 条 審理は、公開しなければならない。ただし、当事者の申立てがあつたときは、公開しないことができる。

参考 [審理非公開の申立一令 28] [申立書の様式一則 10]

(審理の指揮)

第 44 条 審理の指揮は、審査長が行う。

(意見の陳述等)

第 45 条 当事者及びその代理人は、審理期日に出頭して意見を述べることができる。

- 2 第 36 条の規定により指名された者は、審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見書を提出することができる。

参考 [審理の立会等一令 29]

(審理のための処分等)

- 第 46 条 審査会は、審理を行うため必要な限度において、当事者若しくは第 36 条の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

- 一 当事者又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
 - 二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。
 - 三 鑑定人に鑑定させること。
 - 四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。
 - 五 必要な調査を官公署、学校その他の団体に囑託すること。
 - 六 労働者災害補償保険法第 38 条の規定による再審査請求の場合において、同法第 47 条の 2 に規定する者に対して審査会の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。
- 2 審査会は、審査員に、前項第 1 号又は第 4 号の処分をさせることができる。
- 3 第 1 項第 4 号又は前項の規定により立入検査をする審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。
- 4 審査会は、再審査請求人又は第 40 条の規定により通知を受けた利害関係者の申立てにより第 1 項第 4 号の処分をしようとするときは、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。
- 5 当事者が、正当な理由がなく、第 1 項第 1 号若しくは第 2 項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第 1 項第 2 号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第 1 項第 4 号若しくは第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第 1 項第 6 号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査会は、その再審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。
- 6 第 15 条第 6 項の規定は、第 1 項及び第 2 項の規定による処分について準用する。
- 7 第 16 条の規定は、第 1 項第 1 号若しくは第 3 号又は第 2 項の規定による処分があつた場合について準用する。

参考 [審理のための処分の申立一令 30] [3 項の証票一則 4]

[申立書の様式一則 3] [費用の弁償一令 33、則 5]

(調書)

第 47 条 審査会は、審理期日における経過について、調書を作成しなければならない。

2 当事者及び第 36 条の規定により指名された者は、前項の調書を閲覧することができる。

参考 [調書一令 31] [調書の閲覧一則 11]

(合議)

第 48 条 審査会の合議は、公開しない。

(再審査請求の取下げ)

第 49 条 再審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも、再審査請求を取り下げることができる。

2 再審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

3 労働者災害補償保険法第 38 条第 2 項又は雇用保険法第 69 条第 2 項の規定による再審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる再審査請求は、取り下げられたものとみなす。

一 労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官において当該再審査請求がされた日以前に審査請求に係る原処分の一部を取り消す旨の決定書の謄本を発している場合
当該再審査請求

二 労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官において当該再審査請求がされた日以前に審査請求に係る原処分の一部を取り消す旨の決定書の謄本を発している場合
その部分についての再審査請求

参考 [一部の裁決一令 33]

(準用規定)

第 50 条 第 9 条の 2、第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 14 条の 2、第 17 条、第 18 条、第 19 条第 1 項及び第 20 条から第 22 条の 2 までの規定は、審査会が行う再審査請求の手續について準用する。この場合において、これらの規定中「審査請求」とあるのは「再審査請求」と、「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と、第 17 条中「審査請求人」とあるのは「当事者」と、第 20 条第 4 項及び第 21 条中「第 13 条第 1 項」とあるのは「第 40 条」と、第 20 条及び第 22 条中「審査請求人」とあるのは「再審査請求人」と読み替えるものとする。

参考 [令 33] [裁決書の方式一令 32] [審査手續の受継一則 6]

[決定又は裁決の更正の申立一則 8]

(政令への委任)

第 51 条 この章に定めるもののほか、審査会及び再審査請求の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

第 3 章 罰則

第 52 条 第 15 条第 1 項第 4 号若しくは第 2 項又は第 46 条第 1 項第 4 号若しくは第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20 万円以下の罰金に処する。ただし、

審査官が行う審査請求の手續における審査請求人若しくは第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査請求の手續における当事者は、この限りでない。

第53条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手續における審査請求人若しくは第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査請求の手續における当事者は、この限りでない。

- 一 第15条第1項第1号若しくは第2項又は第46条第1項第1号若しくは第2項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対して答弁をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者
- 二 第15条第1項第2号又は第46条第1項第2号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する処分に違反して物件を提出しない者
- 三 第15条第1項第3号又は第46条第1項第3号の規定による鑑定に際し虚偽の鑑定をした者

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第52条又は前条第1号若しくは第2号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前2条の刑を科する。

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令

(昭和 31 年 7 月 27 日政令第 248 号)

内閣は、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和 31 年法律第 126 号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

第 1 章 労働保険審査官(第 1 条—第 20 条)

第 2 章 労働保険審査会(第 21 条—第 34 条)

附則

第 1 章 労働保険審査官

(労働保険審査官の任命)

第 1 条 労働者災害補償保険審査官は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)第 6 条第 1 項第 1 号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が 3 級以上の労働基準監督官又は厚生労働事務官をもつて充てる。

2 雇用保険審査官は、一般職の職員の給与に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が 3 級以上の厚生労働事務官をもつて充てる。

(関係労働者及び関係事業主を代表する者)

第 2 条 厚生労働大臣は、労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下「法」という。)第 5 条に規定する労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者を指名しようとするときは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)第 3 条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「労災保険に係る保険関係」という。)の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であつて、法第 5 条に規定する都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものに対して、候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちからするものとする。

2 厚生労働大臣は、法第 5 条に規定する雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者を指名しようとするときは、雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であつて、同条に規定する都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものに対して、候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちからするものとする。

3 法第 5 条の規定により指名された者は、指名の日から 2 年(補欠の場合においては、残余の期間)を経過した後において、新たに、同条の規定により、関係労働者又は関係事業主を代表する者が指名されたときは、その地位を失うものとする。

(審査請求の経由)

第 3 条 労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 38 条第 1 項の規定による審査

請求は、審査請求人の住所を管轄する労働基準監督署長又は原処分をした労働基準監督署長を経由してすることができる。

- 2 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第69条第1項の規定による審査請求は、審査請求人の住所を管轄する公共職業安定所長又は原処分をした公共職業安定所長を経由してすることができる。

（審査請求の方式等）

第4条 文書で審査請求をするときは、審査請求書に、次に掲げる事項を記載し、審査請求人（審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

- 一 審査請求人の氏名及び住所（審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所）
- 二 代理人によつて審査請求をするときは、代理人の氏名及び住所
- 三 原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 四 原処分をした行政庁の名称
- 五 原処分のあつたことを知つた年月日
- 六 審査請求の趣旨
- 七 審査請求の理由
- 八 原処分をした行政庁の教示の有無及びその内容
- 九 審査請求の年月日

- 2 労働者災害補償保険法第38条第1項の規定による審査請求の場合においては、前項各号に掲げるもののほか、審査請求書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名
- 二 原処分に係る労働者が給付原因の発生した当時使用されていた事業場の名称及び所在地
- 三 審査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係

- 3 雇用保険法第69条第1項の規定による審査請求の場合であつて、審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、第1項各号に掲げるもののほか、審査請求書に原処分を受けた者との関係を記載しなければならない。

- 4 第1項の審査請求書には、審査請求人が法人であるときは代表者の資格を証する書面を、代理人によつて審査請求をするときは委任状を、それぞれ添附しなければならない。

- 5 審査請求人は、第1項の審査請求にあわせて法第15条第1項の規定による審理のための処分を申し立てることができる。この場合においては、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項を審査請求書に記載しなければならない。

第5条 口頭で審査請求をするときは、審査請求人は、前条第1項から第3項までの規定により審査請求書に記載すべき事項を陳述しなければならない。

- 2 前項の審査請求があつたときは、労働保険審査官（以下「審査官」という。）（第3条の規定により労働基準監督署長又は公共職業安定所長を経由する場合には、当該労働基準監督署長若しくはそのあらかじめ指名する職員又は当該公共職業安定所長若しくはそのあらかじめ指名する職員）は、聴取書を作成し、年月日を記載して審査請求人に読みかかせた上、審査請求人とともに、記名押印しなければならない。
- 3 第1項の審査請求をする場合において、審査請求人が法人であるときは代表者の資格を証する書面を、代理人によつて審査請求をするときは委任状を、それぞれ提出しなければならない。
- 4 審査請求人は、第1項の審査請求にあわせて法第15条第1項の規定による審理のための処分を申し立てることができる。この場合においては、第13条第1項から第3項までの規定にかかわらず、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項を陳述しなければならない。
- 5 第2項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。

（移送の通知）

第6条 法第12条第1項の規定による移送の通知は、その理由を記載した文書でしなければならない。

（関係者に対する通知）

第7条 法第13条第1項の規定による関係者に対する通知は、審査請求の要旨を記載した文書でなければならない。

（関係労働者及び関係事業主を代表する者の意見）

第8条 審査官は、法第5条の規定により指名された者が法第13条第2項の規定により述べた意見を尊重しなければならない。

2 審査官は、法第5条の規定により指名された者の意見をきくため、あらかじめ、期日を指定することができる。

（原処分の執行の停止及びその取消の通知）

第9条 法第14条第4項の規定による原処分の執行の停止又は執行の停止の取消の通知は、その理由を記載した文書でなければならない。

（手続の併合又は分離）

第10条 審査官は、法第14条の2の規定により、審査請求を併合し、又は分離したときは、審査請求人及び法第13条第1項の規定により通知を受けた者にその旨を通知しなければならない。

（説明の徴取）

第11条 審査官は、審理にあつては、審査請求人及び原処分をした行政庁の説明を求めなければならない。

（文書その他の物件の提出）

第12条 審査請求人及び法第13条第1項の規定により通知を受けた者は、決定が行われ

るまでは、いつでも、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

(審理のための処分の申立て)

第13条 法第15条第1項の規定による審理のための処分の申立ては、文書又は口頭ですることができる。

2 文書で前項の申立てをするときは、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事件の表示

二 申立ての趣旨及び理由

三 法第15条第1項第1号の処分を申し立てる場合においては、審問し、又は意見若しくは報告を徴すべき審査請求人又は参考人の氏名又は名称及び住所

四 法第15条第1項第2号の処分を申し立てる場合においては、提出を命ずべき文書その他の物件の表示並びにその所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称及び住所

五 法第15条第1項第3号の処分を申し立てる場合においては、鑑定の対象の表示

六 法第15条第1項第4号の処分を申し立てる場合においては、立ち入るべき事業所その他の場所の名称及び所在地並びに質問すべき事業主、従業者その他の関係者の氏名又は検査すべき帳簿、書類その他の物件の表示

七 法第15条第1項第5号の処分を申し立てる場合においては、診断を受けることを命ずべき労働者の氏名及び住所

八 申立ての年月日

九 申立人の氏名又は名称及び住所

3 口頭で第1項の申立てをするときは、前項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。

4 第5条第2項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。

5 審査官は、第1項の申立てがあつたときは、その申立てを尊重しなければならない。

(費用の弁償)

第14条 法第15条第1項第1号若しくは第2項の規定により出頭を求められた者又は同条第1項第3号の鑑定人に対しては、厚生労働省令で定めるところにより、旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

3 法第15条第1項第3号の鑑定人に対しては、第1項に規定するもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、鑑定料を支給する。

4 法第15条第1項の規定による処分により、エックス線写真の作成に要する費用その他の特別の費用を負担した者に対しては、厚生労働省令で定めるところにより、実費に相当する金額を支給する。

(手続の受継)

第15条 法第17条の規定により審査請求の手続を受け継ぐ承継人は、次に掲げる事項を記載した文書を提出し、又はこれらの事項を陳述しなければならない。

一 事件の表示

二 受継の理由

三 受継の年月日

四 承継人の氏名及び住所

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による陳述があつた場合について準用する。

3 第1項の場合には、死亡による権利の承継の事実を証する書面を提出しなければならない。

4 審査官は、審査請求の手續が受け継がれたときは、法第13条第1項の規定により通知を受けた者にその旨を通知しなければならない。

(審査請求の取下げ)

第15条の2 法第17条の2(第3項を除く。)の規定により審査請求を取り下げるときは、取下書に次の各号に掲げる事項を記載し、審査請求人(審査請求人が法人であるときは、代表者)又は代理人が記名押印しなければならない。

一 事件の表示

二 取下げの年月日

2 代理人によつて前項の取下げをする場合においては、取下書に委任状を添附しなければならない。

3 前条第4項の規定は、審査請求が取り下げられた場合に準用する。

(一部決定)

第16条 審査官は、事件の一部が決定をするに熟したときは、その部分について決定をすることができる。

(決定書の方式)

第17条 法第19条第1項の決定書には、次に掲げる事項を記載し、審査官が署名押印しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所

二 原処分をした行政庁

三 審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所

四 法第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所

五 主文

六 理由

七 決定の年月日

(決定書の謄本の揭示場)

第17条の2 法第20条第3項の政令で定める揭示場は、労働者災害補償保険法第38条第1項の規定による審査請求の場合においては原処分が行われた労働基準監督署の揭示場、雇用保険法第69条第1項の規定による審査請求の場合においては原処分が行われた公共職業安定所の揭示場とする。

(決定の更正)

第 18 条 法第 22 条において準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 257 条第 1 項の規定による決定の更正の申立ては、文書又は口頭であることができる。

2 文書で前項の申立てをするときは、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事件の表示
- 二 申立ての趣旨及び理由
- 三 申立ての年月日
- 四 申立人の氏名又は名称及び住所

3 口頭で第 1 項の申立てをするときは、前項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。

4 第 5 条第 2 項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。

5 審査官は、決定を更正したときは、法第 20 条第 2 項及び第 4 項の規定により決定書の謄本を送付すべき者に、更正された決定書の謄本を送付しなければならない。

(省令への委任)

第 19 条 この章に定めるもののほか、審査請求の手續に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(審査及び仲裁の手續)

第 20 条 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 86 条第 1 項の審査又は仲裁の申立ては、同法第 85 条第 1 項又は第 2 項の審査又は仲裁をした労働基準監督署長の管轄区域を管轄する都道府県労働局に置かれた労働者災害補償保険審査官に対してするものとする。

2 前項の申立ては、申立人の住所を管轄する労働基準監督署長又は労働基準法第 85 条第 1 項若しくは第 2 項の審査若しくは仲裁をした労働基準監督署長を経由してすることができる。

3 第 1 項の申立ては、文書又は口頭であることができる。

4 第 1 項の申立てが管轄違であるときは、労働者災害補償保険審査官は、事件を管轄すべき労働者災害補償保険審査官に移送し、かつ、その旨を申立人に通知しなければならない。

5 第 6 条から第 8 条までの規定は、労働基準法第 86 条第 1 項の審査又は仲裁について準用する。

6 労働基準法第 86 条第 1 項の審査又は仲裁の結果は、文書で明らかにしなければならない。

第 2 章 労働保険審査会

(会議の招集)

第 21 条 労働保険審査会（以下「審査会」という。）の会議は、法第 33 条第 1 項又は第 2 項の合議体の会議にあつては審査長が、法第 33 条の 4 第 1 項の会議にあつては会長が招集する。

(関係労働者及び関係事業主を代表する者)

第 22 条 厚生労働大臣は、法第 36 条に規定する労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者を指名しようとするときは、労災保険に係る保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であつて、2 以上の都道府県労働局の管轄区域にわたつて組織を有するものに対して、候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちからするものとする。

2 厚生労働大臣は、法第 36 条に規定する雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者を指名しようとするときは、雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であつて、2 以上の都道府県労働局の管轄区域にわたつて組織を有するものに対して、候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちからするものとする。

3 第 2 条第 3 項の規定は、法第 36 条の規定により指名された者について準用する。

(庶務)

第 22 条の 2 審査会の庶務は、厚生労働省労働基準局総務課において処理する。

(再審査請求の経由)

第 23 条 第 3 条の規定は、再審査請求について準用する。

2 再審査請求は、前項において準用する第 3 条の規定によるほか、決定をした審査官（労働者災害補償保険法第 38 条第 2 項又は雇用保険法第 69 条第 2 項の規定による再審査請求（次条第 1 項及び第 32 条において「決定を経ない再審査請求」という。）の場合においては、審査請求がされている審査官）を経由してすることができる。

(再審査請求の方式等)

第 24 条 再審査請求をするときは、再審査請求書に、次に掲げる事項（決定を経ない再審査請求の場合においては、第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 8 号に掲げる事項並びに審査請求をした年月日）を記載し、再審査請求人（再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

一 再審査請求人の氏名及び住所（再審査請求人が法人であるときは、その名称及び場所並びに代表者の氏名及び住所）

二 第 4 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項

三 決定をした審査官の氏名

四 決定書の謄本の送付を受けた年月日

五 再審査請求の趣旨

六 再審査請求の理由

七 決定をした審査官の教示の有無及びその内容

八 再審査請求の年月日

2 第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定は、再審査請求について準用する。

3 再審査請求人は、再審査請求にあわせて法第 46 条第 1 項の規定による審理のための処分を申し立てることができる。この場合においては、第 30 条第 1 項において準用する第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、同条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項を再審査請求書に記載しなければならない。

(意見書の提出)

第 25 条 原処分をした行政庁は、法第 40 条の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該事件についての意見書を提出しなければならない。

(参加の申立て)

第 26 条 法第 41 条第 1 項の規定による参加の申立てをするときは、申立書に、次に掲げる事項を記載し、申立人が記名押印しなければならない。

- 一 事件の表示
- 二 申立ての趣旨及び理由
- 三 申立ての年月日
- 四 申立人の氏名又は名称及び住所

2 第 4 条第 4 項及び第 24 条第 3 項の規定は、参加の申立てについて準用する。

(最初の審理期日等の通知)

第 27 条 法第 42 条の規定による審理期日及び場所の通知は、最初の審理期日については、少なくともその日の 7 日前までに到達するように、文書でしなければならない。

(審理の非公開の申立て)

第 28 条 法第 43 条ただし書の規定による審理の非公開の申立ては、文書で、又は審理期日において口頭でしなければならない。

2 第 26 条第 1 項の規定は、前項の規定により文書で審理の非公開の申立てをする場合について準用する。

(関係労働者及び関係事業主を代表する者の審理の立会等)

第 29 条 法第 36 条の規定により指名された者は、審理に立ち会うものとする。

2 法第 36 条の規定により指名された者は、やむを得ない理由により審理に立ち会うことができないときは、審理期日の前日までに法第 45 条第 2 項の意見書を提出するものとする。

3 審査会は、前項の規定により意見書が提出された場合は、審理期日において、その要旨を開陳しなければならない。

4 審査会は、法第 36 条の規定により指名された者が法第 45 条第 2 項の規定により述べた意見又は同項の規定により提出した意見書を尊重しなければならない。

(審理のための処分の申立て)

第 30 条 第 13 条(第 4 項を除く。)の規定は、法第 46 条第 1 項の規定による審理のための処分の申立てについて準用する。

2 前項において準用する第 13 条第 3 項の規定による申立てがあつたときは、審査会の委

員又は会長のあらかじめ指名する厚生労働省の職員は、聴取書を作成し、年月日を記載して再審査請求人に読みきかせた上、再審査請求人とともに、記名押印しなければならない。

(調書)

第31条 法第47条第1項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事件の表示
 - 二 審理期日及び場所
 - 三 出席した審査員の氏名
 - 四 出頭した当事者又は代理人及び法第36条の規定により指名された者の氏名又は名称
 - 五 審理期日における経過
 - 六 審理のための処分の結果
 - 七 その他重要な事項
- 2 調書は、審査会の庶務を処理する厚生労働省の職員が作成し、作成年月日を記載した上、作成者及び審理に出席した審査員が記名押印しなければならない。

(裁決書の方式)

第32条 法第50条において準用する法第19条第1項の裁決書には、次に掲げる事項(決定を経ない再審査請求に係る同項の裁決書の場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載し、審査長及び合議に関与した審査員が署名押印しなければならない。審査長又は合議に関与した審査員が署名押印することができないときは、合議に関与した審査員又は審査長が、その理由を付記して署名押印しなければならない。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所
- 二 再審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 三 決定をした審査官の氏名
- 四 法第40条の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所
- 五 主文
- 六 理由
- 七 裁決の年月日

(準用規定)

第33条 第7条、第9条、第10条、第12条、第14条、第15条(第2項を除く。)、第15条の2、第16条、第17条の2及び第18条(第4項を除く。)の規定は、審査会が行う再審査請求の手續について準用する。

2 第30条第2項の規定は、前項において準用する第15条第1項又は第18条第3項の規定による陳述があつた場合について準用する。

(省令への委任)

第34条 この章に定めるもののほか、審査会及び再審査請求の手續に関し必要な事項は、

厚生労働省令で定める。

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則

(昭和 31 年 8 月 1 日労働省令第 17 号)

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和 31 年法律第 126 号）を実施するため、及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和 31 年政令第 248 号）の規定に基き、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則を次のように定める。

(関係労働者及び関係事業主を代表する者の名称)

第 1 条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「法」という。）第 5 条の規定により指名された者の名称は、労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者は労働者災害補償保険審査参与とし、雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者は雇用保険審査参与とし、それぞれ当該都道府県の名を冠する。

2 法第 36 条の規定により指名された者の名称は、労働保険審査会参与とする。

(審査請求書又は再審査請求書)

第 2 条 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（以下「令」という。）第 4 条に規定する審査請求書の様式は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定による審査請求の場合にあつては様式第 1 号とし、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 69 条第 1 項の規定による審査請求の場合にあつては様式第 2 号とする。

2 令第 24 条に規定する再審査請求書の様式は、労働者災害補償保険法第 38 条第 1 項の規定による再審査請求の場合にあつては様式第 3 号とし、同条第 2 項の規定による再審査請求の場合にあつては様式第 3 号の 2 とし、雇用保険法第 69 条第 1 項の規定による再審査請求の場合にあつては様式第 4 号とし、同条第 2 項の規定により再審査請求の場合にあつては様式第 4 号の 2 とする。

(審理のための処分の申立書)

第 3 条 令第 13 条第 2 項又は第 30 条第 1 項に規定する審理のための処分の申立書の様式は、様式第 5 号とする。

(証票)

第 4 条 法第 15 条第 3 項の規定により労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官が携帯すべき証票の様式は、様式第 6 号又は様式第 7 号とする。

2 法第 46 条第 3 項の規定により審査員が携帯すべき証票の様式は、様式第 8 号とする。

(費用の弁償)

第 5 条 令第 14 条第 1 項(令第 33 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により、法第 15 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 項又は法第 46 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 項の規定により出頭を求められた審査請求人、再審査請求人又は代理人に対して支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料（以下この項において「鉄道賃等」という。）にあつては実費額とし、日当にあつては一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律

第95号)第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)(以下「行政職俸給表(一)」という。)の2級の職務にある者が国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)の規定に基づいて受ける額と同一とする。ただし、鉄道賃等の実費額が、行政職俸給表(一)の2級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける額を超えるときは、鉄道賃等の額は、当該旅費法の規定に基づいて受ける額と同一とする。

- 2 令第14条第1項(令第33条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、法第15条第1項第1号若しくは第2項又は法第46条第1項第1号若しくは第2項の規定により出頭を求められた参考人又は法第15条第1項第3号若しくは法第46条第1項第3号の鑑定人に対して支給する旅費の額は、行政職俸給表(一)の2級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料の額と同一とする。
- 3 令第14条第3項(令第33条第1項において準用する場合を含む。)に規定する鑑定人に対して支給する鑑定料の額は、鑑定の際の難易の程度その他の事情を勘案して、労働者災害補償保険法第38条第1項の規定による審査請求の場合にあつては当該労働者災害補償保険審査官が、雇用保険法第69条第1項の規定による審査請求の場合にあつては当該雇用保険審査官が、再審査請求の場合にあつては労働保険審査会(以下「審査会」という。)が、それぞれ、定める額とする。
- 4 費用の弁償は、労働者災害補償保険法第38条第1項又は雇用保険法第69条第1項の規定による審査請求の場合にあつては当該労働者災害補償保険審査官又は当該雇用保険審査官の置かれている都道府県労働局長が、再審査請求の場合にあつては厚生労働省大臣官房会計課長が、それぞれ、支給するものとする。

(手続の受継のための文書)

第6条 令第15条第1項(令第33条第1項において準用する場合を含む。)に規定する手続の受継のための文書の様式は、様式第9号とする。

第7条 削除

(決定又は裁決の更正の申立書)

第8条 令第18条第2項(令第33条第1項において準用する場合を含む。)に規定する決定又は裁決の更正の申立書の様式は、様式第10号とする。

(参加の申立書)

第9条 令第26条に規定する参加の申立書の様式は、様式第11号とする。

(審理の非公開の申立書)

第10条 令第28条の審理の非公開の申立ての文書の様式は、様式第12号とする。

(映像等の送受信による通話の方法による審理)

第10条の2 審査会は、審理を行う場合において、再審査請求人が遠隔の地に居住しているときその他審査会が相当と認めるときは、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審理を行うことがで

きる。

- 2 前項に規定する方法により審理を行う場合には、当事者又はその代理人の意見を聴いて、当事者又はその代理人を当該審理に必要な装置の設置された場所であつて審査会が相当と認める場所に出頭させてこれを行う。
- 3 第1項に規定する方法により審理を行う場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の審理の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。
- 4 第1項に規定する方法により審理を行つたときは、その旨及び当事者又はその代理人が出頭した場所を調書に記載しなければならない。

(調書の閲覧)

第11条 法第47条第2項の規定により調書を閲覧する者は、審査会に、次に掲げる事項を記載した様式第13号による文書を提出し、又はこれらの事項を陳述しなければならない。

- 一 事件の表示
- 二 閲覧請求の理由
- 三 閲覧請求の年月日
- 四 閲覧請求人の氏名又は名称及び住所

- 2 前項の規定により調書を閲覧する者は、前項に規定するもののほか、場所、時間その他閲覧に関し審査会の定めるところにより、閲覧しなければならない。

労働基準法（抄）

（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）

第 8 章 災害補償

（療養補償）

第 75 条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

2 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

（休業補償）

第 76 条 労働者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の 100 分の 60 の休業補償を行わなければならない。

2 使用者は、前項の規定により休業補償を行つている労働者と同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの各区分による期間（以下四半期という。）ごとの 1 箇月 1 人当り平均額（常時 100 人未満の労働者を使用する事業場については、厚生労働省において作成する毎月勤労統計における当該事業場の属する産業に係る毎月きまつて支給する給与の四半期の労働者 1 人当りの 1 箇月平均額。以下平均給与額という。）が、当該労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期における平均給与額の 100 分の 120 をこえ、又は百分の 80 を下るに至つた場合においては、使用者は、その上昇し又は低下した比率に応じて、その上昇し又は低下するに至つた四半期の次の次の四半期において、前項の規定により当該労働者に対して行つている休業補償の額を改訂し、その改訂をした四半期に属する最初の月から改訂された額により休業補償を行わなければならない。改訂後の休業補償の額の改訂についてもこれに準ずる。

3 前項の規定により難い場合における改訂の方法その他同項の規定による改訂について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（障害補償）

第 77 条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合において、その身体に障害が存するときは、使用者は、その障害の程度に応じて、平均賃金に別表第 2 に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

（遺族補償）

第 79 条 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族に対して、平均賃金の 1000 日分の遺族補償を行わなければならない。

（葬祭料）

第 80 条 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、葬祭を行う者に対して、平均賃金の 60 日分の葬祭料を支払わなければならない。

(審査及び仲裁)

第 85 条 業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、行政官庁に対して、審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。

2 行政官庁は、必要があると認める場合においては、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。

3 第 1 項の規定により審査若しくは仲裁の申立てがあつた事件又は前項の規定により行政官庁が審査若しくは仲裁を開始した事件について民事訴訟が提起されたときは、行政官庁は、当該事件については、審査又は仲裁をしない。

4 行政官庁は、審査又は仲裁のために必要であると認める場合においては、医師に診断又は検案をさせることができる。

5 第 1 項の規定による審査又は仲裁の申立て及び第 2 項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第 86 条 前条の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官の審査又は仲裁を申し立てることができる。

2 前条第 3 項の規定は、前項の規定により審査又は仲裁の申立てがあつた場合に、これを準用する。

(補償に関する細目)

第 88 条 この章に定めるものの外、補償に関する細目は、厚生労働省令で定める。

労働基準法施行規則（抄）

（昭和 22 年 8 月 30 日厚生省令第 23 号）

第 35 条 法第 75 条第 2 項の規定による業務上の疾病は、別表第 1 の 2 に掲げる疾病とする。

第 38 条 労働者が業務上負傷し又は疾病にかかったため、所定労働時間の一部分のみ労働した場合においては、使用者は、平均賃金と当該労働に対して支払われる賃金との差額の 100 分の 60 の額を休業補償として支払わなければならない。

別表第 1 の 2 （第 35 条関係）

一 業務上の負傷に起因する疾病

二 物理的因子による次に掲げる疾病

- 1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
- 2 赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- 3 レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- 4 マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患
- 5 電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害
- 6 高压室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病
- 7 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症
- 8 暑熱な場所における業務による熱中症
- 9 高熱物体を取り扱う業務による熱傷
- 10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
- 11 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患
- 12 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死
- 13 1 から 12 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病

- 1 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- 2 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛
- 3 さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害
- 4 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害

- 5 1 から 4 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病

四 化学物質等による次に掲げる疾病

- 1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの
- 2 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
- 3 すず、鉍物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患
- 4 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 5 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 6 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患
- 7 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
- 8 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症
- 9 1 から 8 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

五 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）第 1 条各号に掲げる疾病

六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病

- 1 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患
- 2 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患
- 3 湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症
- 4 屋外における業務による恙虫病
- 5 1 から 4 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

- 1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 3 四一アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 4 四一ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍

- 5 ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん
 - 6 ベリリウムにさらされる業務による肺がん
 - 7 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
 - 8 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫
 - 9 ベンゼンにさらされる業務による白血病
 - 10 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん
 - 11 一・二ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
 - 12 ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん
 - 13 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
 - 14 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
 - 15 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
 - 16 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
 - 17 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
 - 18 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん
 - 19 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
 - 20 すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
 - 21 1 から 20 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病
- 八 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病
- 九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病
- 十一 その他業務に起因することの明らかな疾病

労働者災害補償保険法（抄）

（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 50 号）

第 3 章 保険給付

第 7 条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付
 - 二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付
 - 三 二次健康診断等給付
- 2 前項第 2 号の通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。
- 一 住居と就業の場所との間の往復
 - 二 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
 - 三 第 1 号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）
- 3 労働者が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、第 1 項第 2 号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

第 12 条の 8 第 7 条第 1 項第 1 号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 療養補償給付
 - 二 休業補償給付
 - 三 障害補償給付
 - 四 遺族補償給付
 - 五 葬祭料
 - 六 傷病補償年金
 - 七 介護補償給付
- 2 前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法第 75 条から第 77 条まで、第 79 条及び第 80 条に規定する災害補償の事由又は船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 89 条第 1 項、第 91 条第 1 項、第 92 条本文、第 93 条及び第 94 条に規定する災害補償の事由（同法第 91 条第 1 項にあつては、労働基準法第 76 条第 1 項に規定する災害補償の事由に相当する部分に限る。）が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。

- 3 傷病補償年金は、業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後 1 年 6 箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当するとき、又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつたときに、その状態が継続している間、当該労働者に対して支給する。
 - 一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。
 - 二 当該負傷又は疾病による障害の程度が厚生労働省令で定める傷病等級に該当すること。
- 4 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。
 - 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している間（同条第 7 項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
 - 二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間
 - 三 病院又は診療所に入院している間

第 3 節 通勤災害に関する保険給付

第 21 条 第 7 条第 1 項第 2 号の通勤災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 療養給付
- 二 休業給付
- 三 障害給付
- 四 遺族給付
- 五 葬祭給付
- 六 傷病年金
- 七 介護給付

第 5 章 不服申立て及び訴訟

第 38 条 保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

- 2 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から 3 箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働

保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

3 第1項の審査請求及び前2項の再審査請求は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第39条 前条第1項の審査請求及び同条第1項又は第2項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第2章第1節、第2節（第18条及び第19条を除く。）及び第5節の規定を適用しない。

第40条 第38条第1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 再審査請求がされた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- 二 再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第6章 雑則

第42条 療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、2年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によつて消滅する。

行政不服審査法（抄）

（昭和 37 年 9 月 15 日法律第 160 号）

第 1 章 総則

（この法律の趣旨）

第 1 条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この法律にいう「処分」には、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの（以下「事実行為」という。）が含まれるものとする。

2 この法律において「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらず、これをしないことをいう。

（不服申立ての種類）

第 3 条 この法律による不服申立ては、行政庁の処分又は不作為について行なうものにあつては審査請求又は異議申立てとし、審査請求の裁決を経た後さらに行なうものにあつては再審査請求とする。

2 審査請求は、処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）以外の行政庁に対してするものとし、異議申立ては、処分庁又は不作為庁に対してするものとする。

（処分についての不服申立てに関する一般概括主義）

第 4 条 行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者は、次条及び第 6 条の定めるところにより、審査請求又は異議申立てをすることができる。ただし、次の各号に掲げる処分及び他の法律に審査請求又は異議申立てをすることができない旨の定めがある処分については、この限りでない。

- 一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によつて行われる処分
- 二 裁判所若しくは裁判官の裁判により又は裁判の執行として行われる処分
- 三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上で行われるべきものとされている処分
- 四 検査官会議で決すべきものとされている処分
- 五 当事者間の法律関係を確認し、又は形成する処分で、法令の規定により当該処分に

関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの

- 六 刑事事件に関する法令に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分
 - 七 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づき、国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づき、これらの職員の職務を行う者を含む。）が行う処分
 - 八 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対して行われる処分
 - 九 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するために、これらの施設に収容されている者に対して行われる処分
 - 十 外国人の出入国又は帰化に関する処分
 - 十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- 2 前項ただし書の規定は、同項ただし書の規定により審査請求又は異議申立てをすることができない処分につき、別に法令で当該処分の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。

（処分についての審査請求）

第5条 行政庁の処分についての審査請求は、次の場合にすることができる。

- 一 処分庁に上級行政庁があるとき。ただし、処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときを除く。
 - 二 前号に該当しない場合であつて、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に審査請求をすることができる旨の定めがあるとき。
- 2 前項の審査請求は、同項第1号の場合にあつては、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁の直近上級行政庁に、同項第2号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に対してするものとする。

（処分についての異議申立て）

第6条 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合にすることができる。ただし、第1号又は第2号の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、することができない。

- 一 処分庁に上級行政庁がないとき。
- 二 処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるとき。
- 三 前2号に該当しない場合であつて、法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき。

（不作為についての不服申立て）

第7条 行政庁の不作为については、当該不作为に係る処分その他の行為を申請した者は、異議申立て又は当該不作为庁の直近上級行政庁に対する審査請求のいずれかを行うことができる。ただし、不作为庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときは、異議申立てのみを行うことができる。

(再審査請求)

第8条 次の場合には、処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求を行うことができる。

- 一 法律(条例に基づく処分については、条例を含む。)に再審査請求を行うことができる旨の定めがあるとき。
 - 二 審査請求を行うことができる処分につき、その処分をする権限を有する行政庁(以下「原権限庁」という。)がその権限を他に委任した場合において、委任を受けた行政庁がその委任に基づいてした処分に係る審査請求につき、原権限庁が審査庁として裁決をしたとき。
- 2 再審査請求は、前項第1号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に、同項第2号の場合にあつては、当該原権限庁が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求についての審査庁に対してするものとする。
- 3 再審査請求を行うことができる処分につき、その原権限庁がその権限を他に委任した場合において、委任を受けた行政庁がその委任に基づいてした処分に係る再審査請求につき、原権限庁が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求についての審査庁が再審査庁としてした裁決に不服がある者は、さらに再審査請求を行うことができる。この場合においては、当該原権限庁が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る再審査請求についての再審査庁に対して、その請求をするものとする。

第2章 手続

第1節 通則

(不服申立ての方式)

第9条 この法律に基づく不服申立ては、他の法律(条例に基づく処分については、条例を含む。)に口頭で行うことができる旨の定めがある場合を除き、書面を提出してしなければならない。

- 2 不服申立書は、異議申立ての場合を除き、正副2通を提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第22条第3項において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して不服申立て(異議申立てを除く。次項において同じ。)がされた場合には、不服申立書の正副2通が提出されたものとみなす。

- 4 前項に規定する場合において、当該不服申立てに係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 22 条第 4 項において同じ。）については、不服申立書の正本又は副本とみなして、第 17 条第 2 項（第 56 条において準用する場合を含む。）、第 18 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 22 条第 1 項（第 52 条第 2 項において準用する場合を含む。）並びに第 58 条第 3 項及び第 4 項の規定を適用する。（代理人による不服申立て）

第 12 条 不服申立ては、代理人によつてすることができる。

- 2 代理人は、各自、不服申立人のために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

第 2 節 処分についての審査請求

（審査請求期間）

第 14 条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 30 日以内）に、しなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかつたことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合における審査請求は、その理由がやんだ日の翌日から起算して 1 週間以内にしなければならない。

3 審査請求は、処分（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

4 審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便で提出した場合における審査請求期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（審査請求書の記載事項）

第 15 条 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- 二 審査請求に係る処分
- 三 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日
- 四 審査請求の趣旨及び理由
- 五 処分庁の教示の有無及びその内容
- 六 審査請求の年月日

- 2 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は

代理人によつて審査請求をするときは、審査請求書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載しなければならない。

- 3 審査請求書には、前2項に規定する事項のほか、第20条第2号の規定により異議申立てについての決定を経ないで審査請求をする場合には、異議申立てをした年月日を、同条第3号の規定により異議申立てについての決定を経ないで審査請求をする場合には、その決定を経ないことについての正当な理由を記載しなければならない。
- 4 審査請求書には、審査請求人（審査請求人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査請求をするときは代理人）が押印しなければならない。

（口頭による審査請求）

第16条 口頭で審査請求をする場合には、前条第1項から第3項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合においては、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。

（処分庁経由による審査請求）

第17条 審査請求は、処分庁を経由してすることもできる。この場合には、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し第15条第1項から第3項までに規定する事項を陳述するものとする。

- 2 前項の場合には、処分庁は、直ちに、審査請求書の正本又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。）を審査庁に送付しなければならない。
- 3 第1項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、審査請求があつたものとみなす。

（誤った教示をした場合の救済）

第18条 審査請求をすることができる処分（異議申立てをすることもできる処分を除く。）につき、処分庁が誤つて審査庁でない行政庁を審査庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、すみやかに、審査請求書の正本及び副本を処分庁又は審査庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により処分庁に審査請求書の正本及び副本が送付されたときは、処分庁は、すみやかに、その正本を審査庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。
- 3 第1項の処分につき、処分庁が誤つて異議申立てをすることができる旨を教示した場合において、当該処分庁に異議申立てがされたときは、処分庁は、すみやかに、異議申立書又は異議申立録取書（第48条において準用する第16条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。）を審査庁に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通

知しなければならない。

- 4 前3項の規定により審査請求書の正本又は異議申立書若しくは異議申立録取書が審査庁に送付されたときは、はじめから審査庁に審査請求がされたものとみなす。

第19条 処分庁が誤つて法定の期間よりも長い期間を審査請求期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査請求がされたときは、当該審査請求は、法定の審査請求期間内にされたものとみなす。

(異議申立ての前置)

第20条 審査請求は、当該処分につき異議申立てをすることができるときは、異議申立てについての決定を経た後でなければ、することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 処分庁が、当該処分につき異議申立てをすることができる旨を教示しなかつたとき。
- 二 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても、処分庁が当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- 三 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(補正)

第21条 審査請求が不適法であつて補正することができるものであるときは、審査庁は、相当の期間を定めて、その補正を命じなければならない。

(弁明書の提出)

第22条 審査庁は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを処分庁に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。

- 2 弁明書は、正副2通を提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、弁明書の正副2通が提出されたものとみなす。
- 4 前項に規定する場合において、当該弁明に係る電磁的記録については、弁明書の正本又は副本とみなして、次項及び第23条の規定を適用する。
- 5 処分庁から弁明書の提出があつたときは、審査庁は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。ただし、審査請求の全部を容認すべきときは、この限りでない。

(反論書の提出)

第23条 審査請求人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、審査庁が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(参加人)

第24条 利害関係人は、審査庁の許可を得て、参加人として当該審査請求に参加することができる。

- 2 審査庁は、必要があると認めるときは、利害関係人に対し、参加人として当該審査請求

に参加することを求めることができる。

(審理の方式)

第 25 条 審査請求の審理は、書面による。ただし、審査請求人又は参加人の申立てがあつたときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項ただし書の場合には、審査請求人又は参加人は、審査庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(証拠書類等の提出)

第 26 条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審査庁が、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第 27 条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、相当と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることができる。

(物件の提出要求)

第 28 条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(検証)

第 29 条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審査庁は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審査請求人又は参加人の審尋)

第 30 条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求人又は参加人を審尋することができる。

(処分庁からの物件の提出及び閲覧)

第 33 条 処分庁は、当該処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を審査庁に提出することができる。

2 審査請求人又は参加人は、審査庁に対し、処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、審査庁は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査庁は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(執行停止)

第 34 条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

- 2 処分庁の上級行政庁である審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をすることができる。
- 3 処分庁の上級行政庁以外の審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取したうえ、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をすることはできない。
- 4 前2項の規定による審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、処分の執行若しくは手続の続行ができなくなるおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。
- 5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。
- 6 第2項から第4項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によつて目的を達することができるときは、することができない。
- 7 執行停止の申立てがあつたときは、審査庁は、すみやかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

（手続の併合又は分離）

第36条 審査庁は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

（手続の承継）

第37条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

- 2 審査請求人について合併又は分割（審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。）があつたときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。
- 3 前2項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人にあててされた通知その他の行為が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法

人その他の社団若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、これらの者に対する通知その他の行為としての効力を有する。

- 5 第1項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が2人以上あるときは、その1人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。
- 6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

(審査請求の取下げ)

第39条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

- 2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

(裁決)

第40条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

- 2 審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
- 3 処分(事実行為を除く。)についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消す。
- 4 事実行為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、処分庁に対し当該事実行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。
- 5 前2項の場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは、審査庁は、裁決で当該処分を変更し、又は処分庁に対し当該事実行為を変更すべきことを命ずるとともに裁決でその旨を宣言することもできる。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実行為を変更すべきことを命ずることはできない。
- 6 処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分を取り消し又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(裁決の方式)

第41条 裁決は、書面で行ない、かつ、理由を附し、審査庁がこれに記名押印をしなければならない。

- 2 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査庁及び再審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。

(裁決の効力発生)

第42条 裁決は、審査請求人(当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第40条第3項から第5項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び

処分の相手方) に送達することによつて、その効力を生ずる。

- 2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁決書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。
- 3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも 1 回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して 2 週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。
- 4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁に送付しなければならない。

(裁決の拘束力)

第 43 条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

- 2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。
- 3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。
- 4 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

(証拠書類等の返還)

第 44 条 審査庁は、裁決をしたときは、すみやかに、第 26 条の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第 28 条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第 4 節 不作為についての不服申立て

(不服申立書の記載事項)

第 49 条 不作為についての異議申立書又は審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 異議申立人又は審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- 二 当該不作為に係る処分その他の行為についての申請の内容及び年月日
- 三 異議申立て又は審査請求の年月日

(不作為庁の決定その他の措置)

第 50 条 不作為についての異議申立てが不適法であるときは、不作為庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

- 2 前項の場合を除くほか、不作為庁は、不作為についての異議申立てがあつた日の翌日か

ら起算して20日以内に、申請に対するなんらかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示さなければならない。

(審査庁の裁決)

第51条 不作為についての審査請求が不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 不作為についての審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 不作為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、当該不作為庁に対しすみやかに申請に対するなんらかの行為をすべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

(処分についての審査請求に関する規定の準用)

第52条 第15条第2項及び第4項、第21条、第37条から第39条まで、第41条第1項並びに第42条第1項から第3項までの規定は、不作為についての異議申立てに準用する。

2 第2節(第14条、第15条第1項及び第3項、第16条から第20条まで、第24条、第34条、第35条、第40条、第41条第2項並びに第43条を除く。)の規定は、不作為についての審査請求に準用する。

第5節 再審査請求

(再審査請求期間)

第53条 再審査請求は、審査請求についての裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。

(裁決書の送付要求)

第54条 再審査庁は、再審査請求を受理したときは、審査庁に対し、審査請求についての裁決書の送付を求めることができる。

(裁決)

第55条 審査請求を却下し又は棄却した裁決が違法又は不当である場合においても、当該裁決に係る処分が違法又は不当でないときは、再審査庁は、当該再審査請求を棄却する。

(審査請求に関する規定の準用)

第56条 第2節(第14条第1項本文、第15条第3項、第18条から第20条まで、第22条及び第23条を除く。)の規定は、再審査請求に準用する。

第3章 補則

(審査庁等の教示)

第57条 行政庁は、審査請求若しくは異議申立て又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条において単に「不服申立て」という。)をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立

てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

2～4（略）

行政事件訴訟法（抄）

（昭和37年5月16日法律第139号）

第1章 総則

（この法律の趣旨）

第1条 行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（行政事件訴訟）

第2条 この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。

（抗告訴訟）

第3条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

4 この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。

5 この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。

6 この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。

一 行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき（次号に掲げる場合を除く。）。

二 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき。

7 この法律において「差止めの訴え」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにもかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。

（この法律に定めがない事項）

第7条 行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例によ

る。

第2章 抗告訴訟

第1節 取消訴訟

(処分の取消しの訴えと審査請求との関係)

第8条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

一 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

二 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

三 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 第1項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する裁決があるまで（審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで）、訴訟手続を中止することができる。

(原告適格)

第9条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

2 裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

(取消しの理由の制限)

第10条 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。

2 処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由

として取消しを求めることができない。

(被告適格等)

第 11 条 処分又は裁決をした行政庁（処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体

2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。

3 前 2 項の規定により被告とすべき国若しくは公共団体又は行政庁がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。

4 第 1 項又は前項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を記載するものとする。

一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁

5 第 1 項又は第 3 項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟が提起された場合には、被告は、遅滞なく、裁判所に対し、前項各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を明らかにしなければならない。

6 処分又は裁決をした行政庁は、当該処分又は裁決に係る第 1 項の規定による国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する。

(管轄)

第 12 条 取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 土地の収用、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所に係る処分又は裁決についての取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができる。

3 取消訴訟は、当該処分又は裁決に関し事案の処理に当たつた下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起することができる。

4 国又は独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。

5 前項の規定により特定管轄裁判所に同項の取消訴訟が提起された場合であつて、他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は裁決に係る抗告訴訟が係

属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は第1項から第3項までに定める裁判所に移送することができる。

(出訴期間)

第14条 取消訴訟は、処分又は判決があつたことを知つた日から6箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 取消訴訟は、処分又は判決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 処分又は判決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は判決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前2項の規定にかかわらず、これに対する判決があつたことを知つた日から6箇月を経過したとき又は当該判決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(職権証拠調べ)

第24条 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならない。

(執行停止)

第25条 処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

3 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

4 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。

5～8 (略)

(裁量処分の取消し)

第30条 行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。

(特別の事情による請求の棄却)

第 31 条 取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合には、当該判決の主文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならない。

2 裁判所は、相当と認めるときは、終局判決前に、判決をもつて、処分又は裁決が違法であることを宣言することができる。

3 終局判決に事実及び理由を記載するには、前項の判決を引用することができる。

(取消判決等の効力)

第 32 条 処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する。

2 前項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

第 33 条 処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。

2 申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した裁決が判決により取り消されたときは、その処分又は裁決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 前項の規定は、申請に基づいてした処分又は審査請求を認容した裁決が判決により手続に違法があることを理由として取り消された場合に準用する。

4 第 1 項の規定は、執行停止の決定に準用する。

(義務付けの訴えの要件等)

第 37 条の 2 第 3 条第 6 項第 1 号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。

2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

3 第 1 項の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第 9 条第 2 項の規定を準用する。

5 義務付けの訴えが第 1 項及び第 3 項に規定する要件に該当する場合において、その義務付けの訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分をすべき旨を命ずる判決をする。

第 37 条の 3 第 3 条第 6 項第 2 号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、次の各号に

- 掲げる要件のいずれかに該当するときに限り、提起することができる。
- 一 当該法令に基づく申請又は審査請求に対し相当の期間内に何らの処分又は裁決がされないこと。
 - 二 当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合において、当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であること。
- 2 前項の義務付けの訴えは、同項各号に規定する法令に基づく申請又は審査請求をした者に限り、提起することができる。
- 3 第1項の義務付けの訴えを提起するときは、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める訴えをその義務付けの訴えに併合して提起しなければならない。この場合において、当該各号に定める訴えに係る訴訟の管轄について他の法律に特別の定めがあるときは、当該義務付けの訴えに係る訴訟の管轄は、第38条第1項において準用する第12条の規定にかかわらず、その定めに従う。
- 一 第1項第1号に掲げる要件に該当する場合 同号に規定する処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え
 - 二 第1項第2号に掲げる要件に該当する場合 同号に規定する処分又は裁決に係る取消訴訟又は無効等確認の訴え
- 4 前項の規定により併合して提起された義務付けの訴え及び同項各号に定める訴えに係る弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。
- 5 義務付けの訴えが第1項から第3項までに規定する要件に該当する場合において、同項各号に定める訴えに係る請求に理由があると認められ、かつ、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきであることがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決をすべき旨を命ずる判決をする。
- 6 第4項の規定にかかわらず、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、第3項各号に定める訴えについてのみ終局判決をすることがより迅速な争訟の解決に資すると認めるときは、当該訴えについてのみ終局判決をすることができる。この場合において、裁判所は、当該訴えについてのみ終局判決をしたときは、当事者の意見を聴いて、当該訴えに係る訴訟手続が完結するまでの間、義務付けの訴えに係る訴訟手続を中止することができる。
- 7 第1項の義務付けの訴えのうち、行政庁が一定の裁決をすべき旨を命ずることを求めるものは、処分についての審査請求がされた場合において、当該処分に係る処分の取消しの訴え又は無効等確認の訴えを提起することができないときに限り、提起することができる。

(差止めの訴えの要件)

第 37 条の 4 差止めの訴えは、一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合に限り、提起することができる。ただし、その損害を避けるため他に適当な方法があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分又は裁決の内容及び性質をも勘案するものとする。

3 差止めの訴えは、行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第 9 条第 2 項の規定を準用する。

5 差止めの訴えが第 1 項及び第 3 項に規定する要件に該当する場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきでないことがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずる判決をする。

(仮の義務付け及び仮の差止め)

第 37 条の 5 義務付けの訴えの提起があつた場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずること（以下この条において「仮の義務付け」という。）ができる。

2 差止めの訴えの提起があつた場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずること（以下この条において「仮の差止め」という。）ができる。

3 仮の義務付け又は仮の差止めは、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、することができない。

4 第 25 条第 5 項から第 8 項まで、第 26 条から第 28 条まで及び第 33 条第 1 項の規定は、仮の義務付け又は仮の差止めに関する事項について準用する。

5 前項において準用する第 25 条第 7 項の即時抗告についての裁判又は前項において準用する第 26 条第 1 項の決定により仮の義務付けの決定が取り消されたときは、当該行政庁は、当該仮の義務付けの決定に基づいてした処分又は裁決を取り消さなければならない。

(取消訴訟等の提起に関する事項の教示)

第 46 条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該

処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭である場合は、この限りでない。

- 一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
- 二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間
- 三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭である場合は、この限りでない。

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭である場合は、この限りでない。

- 一 当該訴訟の被告とすべき者
- 二 当該訴訟の出訴期間